

平成 22 年

# 第 1 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 22 年 3 月 2 日

閉会：平成 22 年 3 月 24 日

柳川市議会

第 1 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

| 月 日      | 曜 | 会 議       | 会 議 の 次 第                   |
|----------|---|-----------|-----------------------------|
| 3 月 2 日  | 火 | 本 会 議     | 開会・提案理由説明                   |
| 3 月 3 日  | 水 | 考 案 日     |                             |
| 3 月 4 日  | 木 | 本 会 議     | 議案質疑                        |
| 3 月 5 日  | 金 | 考 案 日     |                             |
| 3 月 6 日  | 土 | 休 会       |                             |
| 3 月 7 日  | 日 | 休 会       |                             |
| 3 月 8 日  | 月 | 本 会 議     | 一 般 質 問                     |
| 3 月 9 日  | 火 | 本 会 議     | 一 般 質 問                     |
| 3 月 10 日 | 水 | 本 会 議     | 一 般 質 問                     |
| 3 月 11 日 | 木 | 本 会 議     | 一 般 質 問                     |
| 3 月 12 日 | 金 | 委 員 会     |                             |
| 3 月 13 日 | 土 | 休 会       |                             |
| 3 月 14 日 | 日 | 休 会       |                             |
| 3 月 15 日 | 月 | 委 員 会     |                             |
| 3 月 16 日 | 火 | 委 員 会     | 予算審査特別委員会                   |
| 3 月 17 日 | 水 | 委 員 会     | 予算審査特別委員会                   |
| 3 月 18 日 | 木 | 委 員 会     | 予算審査特別委員会                   |
| 3 月 19 日 | 金 | 本 会 議     | 一 般 質 問 ・ 予 算 審 査 特 別 委 員 会 |
| 3 月 20 日 | 土 | 休 会       |                             |
| 3 月 21 日 | 日 | 休 会       |                             |
| 3 月 22 日 | 月 | 休 会       |                             |
| 3 月 23 日 | 火 | 事 務 整 理 日 |                             |
| 3 月 24 日 | 水 | 本 会 議     | 採決・閉会                       |

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

|              | 案 件                               | 議 決 日     | 結 果  |
|--------------|-----------------------------------|-----------|------|
| 議 案<br>第 1 号 | 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について        | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 2 号 | 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 3 号 | 平成22年度柳川市一般会計予算について               | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 4 号 | 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について         | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 5 号 | 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について           | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 6 号 | 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について        | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 7 号 | 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について        | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 8 号 | 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について      | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 9 号 | 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について          | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 10号 | 平成22年度柳川市水道事業会計予算について             | 22. 3. 24 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 11号 | 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定について        | 22. 3. 4  | 原案可決 |
| 議 案<br>第 12号 | 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定について      | 22. 3. 4  | 原案可決 |
| 議 案<br>第 13号 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について   | 22. 3. 24 | 原案可決 |

|            |   |         |      |
|------------|---|---------|------|
| 議案<br>第14号 | 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について                              | 22.3.24 | 原案可決 |
| 議案<br>第15号 | 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について                            | 22.3.24 | 原案可決 |
| 議案<br>第16号 | 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について                          | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第17号 | 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について                        | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第18号 | 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 22.3.24 | 原案可決 |
| 議案<br>第19号 | 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                              | 22.3.24 | 原案可決 |
| 議案<br>第20号 | 市道路線の認定、変更認定及び廃止について                                    | 22.3.24 | 原案可決 |
| 議案<br>第21号 | 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について                           | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第22号 | 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について                      | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第23号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第24号 | 福岡県介護保険広域連合規約の変更について                                    | 22.3.4  | 原案可決 |
| 議案<br>第25号 | 人権擁護委員候補者の推薦について  | 22.3.4  | 原案同意 |
| 議案<br>第26号 | 人権擁護委員候補者の推薦について  | 22.3.4  | 原案同意 |
| 議案<br>第27号 | 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について                                     | 22.3.4  | 原案同意 |
| 議案<br>第28号 | 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について                                     | 22.3.4  | 原案同意 |

|            |                                  |        |      |
|------------|----------------------------------|--------|------|
| 議案<br>第29号 | 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について              | 22.3.4 | 原案同意 |
| 議案<br>第30号 | 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について              | 22.3.4 | 原案同意 |
| 議案<br>第31号 | 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について              | 22.3.4 | 原案同意 |
| 議案<br>第32号 | 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について | 22.3.2 | 原案可決 |

請 願

|            | 案 件                           | 議 決 日   | 結 果  |
|------------|-------------------------------|---------|------|
| 請願<br>第23号 | 鉦泉の地下水脈調査についての請願書（継続審査分）      | 22.3.24 | 不採択  |
| 請願<br>第24号 | 塩塚川沿岸（大和町二十五丁下流）漁業団地建設に関する請願書 | 22.3.24 | 継続審査 |

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月2日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男   |     |         |

## 2. 欠席議員

25番 三小田 一 美

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 市       | 長     | 金子健次 |
| 副市長     | 刈茅初支  |      |
| 教育長     | 北川満   |      |
| 総務部長    | 大坪正明  |      |
| 会計管理者   | 山田政徳  |      |
| 市民部長    | 田島稔大  |      |
| 保健福祉部長  | 武藤義治  |      |
| 建設部長    | 蒲池康晴  |      |
| 産業経済部長  | 藤木均   |      |
| 教育部長    | 高田厚   |      |
| 大和庁舎長   | 横山英眞  |      |
| 三橋庁舎長   | 藤木明   |      |
| 消防長     | 古賀輝昭  |      |
| 人事秘書課長  | 樽見孝則  |      |
| 総務課長    | 石橋正次  |      |
| 企画課長    | 高田淳治  |      |
| 財政課長    | 石橋真剛  |      |
| 税務課長    | 山田敏昭  |      |
| 健康づくり課長 | 川口敬司  |      |
| 福祉課長    | 木下正巳  |      |
| 学校教育課長  | 高崎祐二  |      |
| 建設課長    | 中村敬二郎 |      |
| 農政課長    | 成清博茂  |      |
| 水路課長    | 安藤和彦  |      |

4. 本議会に出席した事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 議会議務局長       | 北原博  |
| 議会議務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会議務局庶務係長    | 高口佳人 |

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（平成21年10月、11月、12月分）

(2) 市長の所信表明について

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について  
議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程(4) 議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について  
議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について  
議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について  
議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について  
議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について  
議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について  
議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程(5) 議案第11号 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定について  
議案第12号 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程(6) 議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について  
議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について  
議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程(7) 議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程(8) 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について  
議案第21号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について  
議案第22号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

- 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第24号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程（9） 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程（10） 議案第32号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について
- 日程（11） 請願について
- 1 請願第24号 塩塚川沿岸（大和町二十五丁下流）漁業団地建設に関する請願書

---

#### 午前10時1分 開会

#### 議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから平成22年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成22年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いします。

#### 市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、平成22年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のところ御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、平素から住民福祉の向上と市勢発展のため御尽力いただいていることに対し、心より感謝を申し上げます。

本定例会は、市長就任後初めて編成しました本格予算を初めとする重要な議案の御審議を

お願いするものでございますが、議長のお許しをいただきましたので、議案の御説明に先立ち、私の所信の一端を述べさせていただきますと思います。

昨年4月に市民の皆様の御支援により市長に就任させていただき、間もなく1年になるところですが、合併後5年が経過しても、なお統一されていない課題や解決されていない課題が山積しております。これらの対応とともに、新市建設計画をもとに策定された柳川市総合計画の実現及び私が市民の皆様にお約束しましたマニフェストの実現に向けて全力で取り組んでまいりました。平成22年度は市長2年目の年でありますので、さらに充実したまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、日本経済の最近の動向を見てみますと、景気が再び落ち込む二番底の懸念は和らいだと言われておりますが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など、依然として厳しい情勢にあります。今後も、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレ傾向が懸念されており、少子高齢化の進行とあわせて国民の将来への不安はますます大きくなっています。

このような中、昨年9月に歴史的な政権交代がありました。新政権は大々的に事業仕分けを実施し、「コンクリートから人へ」の理念のもと、税金の使い方を徹底的に見直し、子育て、雇用、環境、科学・技術に重点を置いた配分をするなど、予算の中身を徹底的に変革することにしております。また、地方のことは地方で決める「地域主権」の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地方財政の財源を確保することで地方経済を支え、地域の活力を回復させていくことを目指しています。今後、補助金の一括交付金化や国直轄事業負担金制度の廃止、公共事業費の減額など地方への大きな影響が考えられますので、動向を注視しながら適切に対応していかなければなりません。

私は、昨年の選挙でマニフェストを掲げ、4年間で取り組んでいく政策をお約束しました。「活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくり」をテーマに、6つの重点課題を掲げております。

1つ、健康・子育て・福祉のまちづくり、2点目が活力ある地場産業の振興、3点目が伝統文化の保存・観光の推進、4点目がきれいな水が流れるまちづくり、5点目が安心して暮らせ、住みよいまちづくり、6点目が行財政改革の推進、以上の6点であります。

まず、1点目の「健康・子育て・福祉のまちづくり」についてであります。

私が今、最も重点を置いて実施しようとしているのが、学校教育の基盤となる小・中学校の改築と耐震補強事業でございます。国の地域活性化・生活対策臨時交付金と公共投資臨時交付金を活用して小・中学校の校舎等の耐力度調査と耐震補強事業を実施しております。22年度までに校舎等の耐震化はすべて完了することになります。そのほかに改築に必要な校舎が、小学校では二ツ河小学校、中山小学校、垂見小学校の3校、中学校では大和中学校の1校が残っておりますので、これらの改築についても、できるだけ早く、5年以内にすべて完

了したいと考えております。

ハード面の整備だけでなく、子供たちの学力向上や食育の推進などにも取り組んでいく必要があります。学力向上については、国が実施する全国学力・学習状況調査から漏れた学校もすべて実施するとともに、平成21年度から配置しております学力向上支援講師についても、引き続き配置して学力向上を目指してまいります。また、子供たちのカウンセリングや相談に応じたり、教職員、保護者に助言等の対応をしていくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについても、市独自で全中学校に配置して、教育環境の改善に努めることにしております。

食育の面では、平成22年度に食育推進会議を設置し、食育基本計画策定と条例制定に向けての検討を始めてまいります。

総合運動公園整備については、昨年10月から専任の職員を配置して検討を進めておりますが、厳しい財政状況の中でもありますので、できるだけ建設事業費や維持管理費が少なく済み、しかも多目的に利用できるような運動公園を整備する方向で検討しているところです。既存のスポーツ施設についても、修繕やトイレの改修などを実施することで、市民の皆さんの利用しやすい施設として充実させ、有効利用を図ってまいります。

今、本市では、特に20代、30代の若い世代が働く場を求めて都会に流出し、人口の減少、少子高齢化が加速しています。結婚していない若者がふえ、農業、漁業の後継者不足も深刻になっております。このため、ことしの夏ごろまでには「結婚サポートセンター」を設置して、若者に出会いの場を提供したいと考えています。初めは本市単独で設置しますが、将来的には近隣の自治体を含めた広域での運営を目指してまいります。

子育て支援については、これまで本市独自に実施してきました第3子優遇制度を子ども手当支給開始に合わせて見直す一方、不妊治療への助成や養育支援訪問事業などを平成22年度から新たに実施いたしまして、出産と子育てのしやすい環境づくりを進めていくことにしています。

お年寄りや体の不自由な方が安心して暮らせるようにしていくことも大切な課題です。健康づくり事業や介護予防事業、地域生活支援事業、障害者福祉相談室などの事業についても引き続き積極的に取り組んでいくとともに、お年寄りが安心して暮らせるネットワークシステムづくりについても検討を進めてまいります。

次に、2点目の「活力ある地場産業の振興」についてであります。

昔から「室の海」と呼ばれた有明海ですが、今期のノリは、最初は順調だったものの、ことしになって色落ちが出始め、一部で網を引き揚げざるを得ない状況になりました。さらに、城堀の水落ち前に一時期赤腐れ病が発生したため、海況が回復するまで落水を延期するという、これまでにない事態になりました。魚介類も昔に比べると激減しております。タイラギについては、幸いにもことしは十数年ぶりの豊漁となりましたが、来年以降はどうなるか心

配する声も聞こえてまいります。安定した漁場づくりが大きな課題でありますので、有明海特別措置法による覆砂事業の継続や環境調査の実施などにより有明海の再生を早期に実現できるよう、また外国産ノリ輸入のIQ枠が拡大されないよう、今後も国、県に強く要望してまいります。

農業については、つぼみ菜やそら豆に次ぐ転作作物の開発に努めるとともに、イチジクジャムや米粉を使った特産品などの開発も進めてまいります。政府は、平成22年度から戸別所得補償制度を創設し、農業を再生させることを掲げておりますが、農家の経営安定にはさらなる対策を講じることが必要であります。本市では、昨年7月に「柳川地域ブランド戦略構想」を策定いたしまして、農水産物や特産品のブランド化を推進していくことにいたしました。これに合わせて、この業務を担当している「産業活性化推進室」の名称を4月から「柳川ブランド推進室」に変更して、柳川ブランドを強くアピールしていくことにしております。先月24日に柳川ブランド推進協議会を立ち上げまして、今後、柳川らしいブランド商品づくりや柳川ブランドの認定、柳川の地域イメージの向上などに取り組んでまいります。

柳川の商店街を歩いてみますと、シャッターがおりているところや空き地が大分多くなってきております。商店街が発展していくためには、それぞれの店舗を魅力あるものにしていただくことがまず必要ですが、それと同時に市としても西鉄柳川駅からの人の動線を柳川商店街に導くよう工夫しなければならないと考えています。そのため、駅周辺整備事業として、駅前広場の改修や駅から高畑公園までの歩道の整備などを計画しております。また、九州産業大学芸術学部との連携により、壁づくりプロジェクトとして、商店街の裏通りなどでブロック塀を木や竹で隠して柳川らしい景観づくりに向けた実験を行い、一定の効果を上げております。また今後、商店街の皆様の御協力を得ながら、既存の店舗の中に本市独自の「まちの駅」を設置いたしまして、観光情報の提供や休憩の場所として利用していただくことでまち歩き観光を推進し、観光客を商店街の中に呼び込み、活気を取り戻したいと考えております。

3点目は「伝統文化の保存・観光の推進」でございます。

昨年、渡辺家住宅の一部が売却をされ、武家屋敷等の保存活用が喫緊の課題となっております。平成21年度中に「歴史的建造物保存活用基本構想」を策定することにいたしておりますので、これに基づき、特に緊急を要する武家屋敷等については、具体的な活用策や事業費、スケジュールなどを盛り込んだ「基本計画」を早急に策定し、対応を急ぎたいと考えております。

昨年、西鉄と市、観光協会、商工会議所、商工会等で構成する水郷柳川まちづくり協議会で、乗りおり自由の川下りとまち歩きを融合した社会実験が実施されました。水位が下がると舟が通れない箇所があるなど、問題点も明らかになりましたが、利用者アンケートでは再度利用したいという方が9割を超え、リピーターに期待が持てる結果となっております。実

験結果を十分検証して、今後の施策に生かしていきたいと思っております。

ことは、北原白秋先生の生誕125年、「思ひ出」発刊100周年に当たりますので、童謡祭やフォーラム、展示会などの記念事業を実施して、白秋先生の偉業を顕彰し、内外に情報発信してまいります。

外国人を含めた観光客の誘致についても今後進めていく必要があります。本市は、安東省菴と朱舜水との関係で、平成4年ごろから中国・余姚市との交流がありましたが、昨年1月、余姚市の伝統劇「姚劇」が本市で公演されたのをきっかけに交流の機運が高まり、8月に柳川で両市の関係者による観光プロモーションが開催をされ、11月には余姚市のテレビ局が柳川を取材、12月に本市の観光協会と観光課等で余姚市を訪問いたしました。そして、ことしの2月5日に余姚市の舜水中学校の生徒28名が朱舜水から贈られた孔子像のある伝習館高校を修学旅行で訪れ、歓迎会が開かれました。こうした交流をもとに、余姚市との交流が今後さらに深まり、中国からの観光客がふえることを期待しているところでございます。

また、グリーンツーリズムのような柳川独自の滞在型観光を進めることも必要です。民宿に泊まり、郷土の料理のおもてなしや農業や漁業の体験できるような「柳川ツーリズム」について検討を始めることにしております。

次に、4点目の「きれいな水が流れるまちづくり」についてであります。

柳川の最大の特色は、総延長930キロメートルにも及ぶ掘割網であります。全国に誇れるこの歴史的文化遺産を市民挙げて守っていかねばなりません。このため、掘割を守り育てる条例、いわゆる水憲法に基づいて市民の皆さんの意見を取り入れてつくられた「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に掲げられた施策を推進することにより、水環境の再生を図っていきたいと考えております。

まず、掘割への汚水の流入を抑止していくために、平成21年度から実施しております小型合併処理浄化槽の設置補助金上乘せによる浄化槽の普及促進と、下水道事業を推進して加入率を上げることによって汚水処理人口普及率を向上させてまいります。また、これまで市民の皆様の御協力をいただいて取り組んでおります「農地・水・環境保全向上対策事業」については、今後も引き続き皆様の御協力をお願いして、農村部の水路や環境の保全を図っていきたいと考えております。

掘割や自然を大切に、愛護していく心を子供のときからはぐくんでいくことも重要であります。堀干しや掘割の清掃作業に親が汗を流している姿を子供たちに見せることも大事なことだと思います。今後も、各地域や市民団体、グループなどによる市民協働での掘割を守り育てる活動に御協力いただきますようお願いいたします。

掘割の周囲に四季折々の花が彩られ、市民や観光客の皆さんの目を楽しませることができたらどんなに素晴らしいでしょうか。このような「花のまち柳川」を推進するため、平成21年度から市民協働の行政パートナー制度を用いて、川下りコースの一部にプランターを置き、

花の管理をしていただいております。また、県の緊急雇用創出臨時特例基金を活用して、城堀の遊歩道沿いに草花を植栽して水辺の景観をつくり出すことにしています。また、柳川らしい水郷の景観を守るため、平成22年度中に景観条例と景観計画を策定して景観づくりのルールを明確にしていまいります。

次に、5点目の「安心して暮らせ、住みよいまちづくり」についてであります。

昨年1月20日の発砲事件以降、暴力のない安全安心のまちづくりを推進するため、本市では「暴力団等追放推進条例」を制定し、取り組みを進めてきました。ことしも、事件の日と同日の1月20日に福岡県との共催で「暴力団追放決起大会」を開催いたしました。市民会館にあふれんばかりの参加者が、暴力団を社会から追放する決意を改めて確認し合い、全員で共同アピールを採択いたしました。ことし4月からは「福岡県暴力団排除条例」が施行されます。これに合わせて、本市の条例になかった部分を追加して万全を期すよう今議会で提案しているところです。今後も、安全安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、関係機関、団体等と連携して取り組んでまいります。

懸案でありました旧大和町と旧三橋町の校区コミュニティセンターの整備につきましては、1月に基本計画を取りまとめましたので、議員の皆様のご理解を得た上で各地区の皆様にご説明をし、御協力をいただきながら、平成22年度から5年間で順次整備に着手していくことになっております。今後は、施設管理や運営方法の検討と校区ごとの運営体制づくりや地域コミュニティの育成を図っていくこととなります。

各地域の防犯灯整備については、行政区等で補助金を活用して設置していただいております。整備が進んできているところです。通学路につきましても、学校関係者などの御意見を聞きながら、引き続き整備を進め、子供たちの安全確保と防犯に努めてまいります。

道路交通網の整備におきましては、有明海沿岸道路や国道443号、385号バイパス整備などを着実に推進するとともに、県道大牟田川副線の沖端川橋梁建設、浦島橋かけかえ事業などの推進と市道の計画的な整備及び緊急自動車が入れないような集落内道路の拡幅に取り組んでまいります。

次に、6点目の「行財政改革の推進」についてであります。

本市の財政構造は、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼っている脆弱な体質を持っています。特に現在の普通交付税は、合併の優遇措置として合併算定がえに基づき交付を受けております。しかし、5年後の平成27年度からは一本算定の移行期間として段階的に削減され、32年度からは一本算定に完全に移行されます。そこで、これからの5年間で徹底した行財政改革を行い、優遇措置がなくなったときに耐え得る体質に改善しておかなければなりません。また、22年度から固定資産税の税率を100分の1.4に統一することにしましたので、大幅な減収となります。

このような状況の中で、22年度を初年度とする5カ年の第2次行財政改革大綱を現在策定

しているところであります。今後の5年間は、施策や事務事業に優先順位をつけて、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」で事業の廃止や縮小など、「聖域なき事業の見直し」をしていくことが大きな課題となっております。

昨年9月には、市民参加による外部評価委員会を設置いたしました。市民の目線で事業を評価していただき、今後の施策に反映していくことにいたしております。今年度は委員の皆様様に評価になれていただくためのトレーニング期間と位置づけ、モデル的に4つの事業を評価していただきましたが、平成22年度からは本格的に評価をしていただくこととなります。

これからの5年間は、財政規模を縮小するだけではいけません。合併特例債や地域振興基金を活用して、この5年間でやっておかなければならない事業は計画的に実施いたしまして、本市の行政基盤をより強固なものにしなければならぬと考えております。現在、国の動向が見きわめられない不透明な状況ではありますが、できるだけ早い時期に中期財政計画を策定いたしまして、将来の柳川市を見据えた健全で計画的な行財政運営に努めてまいり所存でございます。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。「活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくり」のため、今後とも全力を傾注してまいりますので、どうか議員の皆様、市民の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### **日程第1 議会運営委員長報告について**

**議長（龍 益男君）**

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

**議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）**

おはようございます。平成22年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日3月2日から3月24日までの23日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。3日は考案日。4日を議案質疑。5日は考案日。6、7日は休日で休会。8、9、10、11日を一般質問。12日を委員会。13日、14日は休日で休会。15日を委員会。16、17、18日を予算審査特別委員会。19日は事務整理日。20日、21日、22日は休日で休会。23日は事務整理日。24日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程 3 が、議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案の一括上程であります。

日程 4 が、議案第 3 号から議案第 10 号までの 8 議案の一括上程であります。

日程 5 が、議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 議案の一括上程であります。

日程 6 が、議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 議案の一括上程であります。

日程 7 が、議案第 16 号から議案第 19 号までの 4 議案の一括上程であります。

日程 8 が、議案第 20 号から議案第 24 号までの 5 議案の一括上程であります。

日程 9 が、議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 議案の一括上程であります。

日程 10 が、議案第 32 号の上程であります。

本案は、提案理由の説明後、質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程 11 が、請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第 24 号は、産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 1 号は総務委員会に審査を付託、議案第 2 号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 3 号から議案第 10 号までの 8 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 3 号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第 4 号から議案第 7 号までの 4 議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第 8 号は総務委員会に審査を付託、議案第 9 号及び議案第 10 号の 2 議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

次に、議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、3 議案とも総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 16 号から議案第 19 号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 16 号及び議案第 17 号の 2 議案は即決、議案第 18 号は教育民生委員会に審査を付託、議案第 19 号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 20 号から議案第 24 号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 20 号は建設委員会に審査を付託、議案第 21 号から議案第 24 号までの 4 議案は即決といたしております。

次に、議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 議案を一括議題とし、質疑終了後、7 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

**議長（龍 益男君）**

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番熊井三千代議員及び26番梅崎和弘議員を指名いたします。

ここで、今定例会の議案上程前に御報告いたします。

金子市長より、議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について、お手元に配付しておりますとおり議案訂正の申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

訂正内容について、大坪総務部長より説明をお願いします。

**総務部長（大坪正明君）**

総務部長の大坪でございます。お時間をおとりいただきまして大変申しわけございませんが、議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について、一部誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

内容的には、既定の密集住宅市街地整備事業予算の一部を平成22年度へ繰越明許するため、第2表繰越明許費補正、1追加に計上すべきでございましたが、事務処理の誤りにより漏らしておりましたので、当該事業に係る繰越明許費を追加するものでございます。

具体的には、お手元に議案第1号の訂正表を配付申し上げておりますが、この2ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算書6ページの第2表繰越明許費補正、1追加の表でございます。この一番下に、8款. 土木費、5項. 住宅費、事業名、密集住宅市街地整備事業、金額197,600千円を追加するものでございます。

深くおわび申し上げ、以上のように訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

## 日程第3 議案第1号～議案第2号

**議長（龍 益男君）**

日程3. 議案第1号及び議案第2号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

**議会事務局長（北原 博君）**

〔朗読省略〕

**議長（龍 益男君）**

市長の提案理由の説明を求めます。

**市長（金子健次君）（登壇）**

日程 3. 議案第 1 号及び議案第 2 号の補正予算 2 議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成21年度、国の第 2 次補正予算に計上された地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る活用事業費の追加、耐震診断調査結果に基づいた小・中学校校舎等の耐震補強事業費の減額及び決算見込みや事業費の確定等に伴う予算調整が主なものであります。また、本年度の 6 月及び 9 月補正予算で計上いたしておりました地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金に係る事業費の財源更正などもあわせて行っております。

予算規模といたしましては、補正前の予算額29,378,726千円から457,134千円を減額し、歳入歳出それぞれ28,921,592千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明いたします。

まず、2 款. 総務費は356,979千円を増額補正しております。ここでは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業費、地域活性化・公共投資臨時交付金の一部をまちづくり振興基金に造成するための積立金などを追加する一方、入札結果に基づく地上デジタル対応テレビ購入費及び電算機器借上料などを減額しております。

なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用事業につきましては、各施設の修繕・営繕工事を中心に計上してありまして、柳川庁舎のエレベーター改修工事費及び議場音響システム改修工事費、大和・三橋公民館の公民館施設改修工事費、小・中学校施設改修工事費などとなっております。また、予算計上科目につきましては、活用事業をわかりやすくするため、総務費に新たな科目を設けて集約計上しております。

3 款. 民生費は53,559千円を減額補正しております。ここでは、国民健康保険基盤安定制度負担金、小規模多機能型居宅介護施設整備補助金及び平成22年度からの子ども手当支給開始に備えた電算管理システム構築委託料などを追加する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、保育所運営費及び住宅手当緊急特別措置事業費などを減額しております。

4 款. 衛生費は102,270千円を減額補正しております。ここでは、小型合併処理浄化槽設置事業補助金、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金、妊婦健診検査委託料及び健康診査、がん検診に係る委託料などを減額しております。

6款. 農林水産業費は27,005千円を減額補正しております。ここでは、強い農業づくり交付金補助金、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金及び農業水利施設保全対策事業負担金などを減額しております。

7款. 商工費は3,120千円を減額補正しております。ここでは、中小企業融資信用保証料補助金及び小規模休憩施設に係る温泉使用料を追加する一方、事業費確定に伴うメタンガス対策工事費を減額しております。

8款. 土木費は51,953千円を減額補正しております。ここでは、県道大牟田川副線道路建設負担金及び陸閘門操作委託料を追加する一方、中山団地建てかえに係る監理業務委託料と工事費、大和枝光線道路整備に係る用地購入費及び沖端川有明高潮対策事業負担金などを減額しております。

9款. 消防費は7,458千円を減額補正しております。ここでは、消火栓工事負担金を追加する一方、消防団第7分団2部の格納庫建設に係る整備経費を減額しております。

なお、この格納庫建設については、建設予定地の護岸工事の関係から格納庫建設工事を年度内に着工することが困難となったため、一たん建設工事費を減額し、平成22年度当初予算に改めて計上することといたしております。

10款. 教育費は473,076千円を減額しております。ここでは、小・中学校の公立学校施設整備期成会負担金を追加する一方、耐震診断調査の結果に基づいた小・中学校校舎等の耐震補強に係る設計監理業務委託料及び工事費のほか、小・中学校の耐力度調査業務委託料、小・中学校地上デジタル対応テレビ購入費、少年の翼実行委員会負担金などを減額しております。

なお、小・中学校耐震補強事業につきましては、耐震診断調査の結果、耐震補強工事が必要と判定された小学校は中島小学校の校舎、大和小学校の校舎、矢ヶ部小学校の体育館、中山小学校の校舎及び体育館、豊原小学校の校舎の一部の合計5校となり、中学校は三橋中学校の校舎及び体育館、昭代中学校の校舎の一部の合計2校となっております。また、今回の判定結果に基づいて、事業費の名称を「昭代第一小学校他9校耐震補強事業費」から「中島小学校他4校耐震補強事業費」へ、「昭代中学校他2校耐震補強事業費」から「昭代中学校他1校耐震補強事業費」へとあわせて変更しております。

11款. 災害復旧費は46,895千円を減額補正しておりますが、これは事業費の確定に伴う農業用施設災害復旧費及び道路施設災害復旧費の減額であります。

12款. 公債費は48,777千円を減額補正しております。これは、財政融資資金繰上償還元金、旧簡保資金繰上償還元金及び平成20年度借入れに係る市債償還利子の減額であります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明をいたします。

まず、1款. 市税は55,000千円を減額補正しております。ここでは、固定資産税を追加する一方、現下の厳しい経済情勢を受けて、個人市民税及び法人市民税を減額しております。

2款. 地方譲与税、3款. 利子割交付金、4款. 配当割交付金、6款. 地方消費税交付金、7款. 自動車取得税交付金及び8款. 地方特例交付金につきましては、決算見込み額を計上しております。

9款. 地方交付税は20,581千円を増額補正しております。

12款. 使用料及び手数料は667千円を増額補正しております。

13款. 国庫支出金は112,872千円を増額補正しております。ここでは、国の交付限度額の確定に伴う地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び子ども手当準備事業費補助金、国民健康保険基盤安定事業費などを追加する一方、安全安心の学校づくり交付金、保育所運営費、まちづくり交付金及び地域住宅交付金などを減額しております。

14款. 県支出金は60,569千円を減額補正しております。ここでは、国民健康保険基盤安定事業費、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、中島漁港広域漁港整備事業費補助金などを追加する一方、保育所運営費及び新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費などを減額しております。

16款. 寄付金は252千円を増額補正しております。これは、まちづくり支援自動販売機寄付金及び教育費寄付金の追加であります。

17款. 繰入金は295,961千円を減額補正しております。ここでは、今議会に御提案申し上げております三橋町奨学資金等貸付基金条例の廃止に伴う三橋町奨学資金等貸付基金繰入金などを追加する一方、一般廃棄物処理施設建設及び整備基金繰入金、減債基金繰入金及び小・中学校耐震補強事業費に活用しておりました柳川、大和、三橋のそれぞれの地域振興基金繰入金を減額しております。

20款. 市債は212,104千円を減額補正しておりますが、これは主に事業費の確定に伴う調整を行っているものであります。

このほか、第2表繰越明許費補正では、来年度への繰越事業費について、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業や子ども手当管理システム構築事業など6件の事業を追加する一方、小・中学校校舎等の耐震補強事業については、名称の変更及び限度額の変更を行っております。

第3表債務負担行為補正では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金を追加する一方、庁用パソコン等機器借上料など9件につきまして、事業費の確定に伴い限度額の変更を行っております。

第4表地方債補正では、中島漁港広域水産物供給基盤整備事業など10件につきまして、事業費の確定などに伴い借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置が延長されたことにより、歳入における後期高齢者医療保険料を96,000千円減額するとともに、歳出の保険料負担金についても同額減額するものであります。また、福岡県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の額の確定により、歳入の基盤安定繰入金と歳出の基盤安定負担金をそれぞれ6,708千円追加するものであります。これにより補正総額は差し引き89,292千円の減額となり、補正後の予算総額を813,787千円としようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

**議長（龍 益男君）**

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時8分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第4 議案第3号～議案第10号

**議長（龍 益男君）**

日程4．議案第3号から議案第10号までの8議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

**議会事務局長（北原 博君）**

〔朗読省略〕

**議長（龍 益男君）**

市長の提案理由の説明を求めます。

**市長（金子健次君）（登壇）**

日程4．議案第3号から議案第10号までの予算関係8議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

本市は、市税などの自主財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など国の依存財源に頼った財政構造であり、現下の国の動向次第では本市の財政運営に大きく影響を受けることが考えられます。一方では、市民サービスの低下を来すことなく、なすべき課題にも的確に対処していかなければなりません。また、さきの所信表明でも申し上げておりますが、国の財政支援に伴う普通交付税の合併算定がえが平成26年度で終了し、その後、普通交付税は5年間の激減緩和措置はあるものの、大幅な減少となります。このため、現在、第2次行財政改革大綱を策定しているところでありまして、長期的な財政健全化に向けて取り組んでいるところでございます。

さて、予算編成の基本的な考え方といたしましては、財政の健全化の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化などの行財政改革の推進、限られた財源の有効活用、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、また決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に臨んだところでもあります。平成22年度は、特に市職員の地域手当及び市独自で行っております第3子優遇制度の見直し、物件費の削減及び普通建設事業の抑制などの取り組みを行っております。また、結婚サポート事業、不妊治療対策事業などの人口減対策や、市の独自事業として子供たちの自立を支援するスクールソーシャルワーカーの配置を講ずるなど、めり張りのついた予算編成に腐心したところでもあります。

予算の内容につきまして、前年度の肉づけ予算としての6月補正後との比較により、歳入の特徴的なところから御説明をいたします。

まず、市税は、前年度の収納見込み、現下の景気状況及び平成22年度からの固定資産税の税率統一などを勘案し、前年度と比較して4.3%減の6,154,438千円を計上しております。

次に、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除分及び自動車取得税交付金分減収補てん特例交付金を前年度に引き続き計上するとともに、平成22年度からは新たに子ども手当の創設に伴う児童手当及び子ども手当特例交付金を計上しております。

次に、地方交付税は、臨時財政対策債の増加額や国の地方財政対策などを勘案して、普通交付税で前年度と比較して6.3%増の7,685,000千円、特別交付税で前年度と同額の10億円を計上しております。

次に、国庫支出金は、生活保護費や保育所運営費に係る国庫負担金など4,563,841千円を計上しております。

なお、国の制度改正により、平成22年度からは従来の地域活力基盤創造交付金やまちづくり交付金などの国土交通省所管の住宅・社会資本整備に関する各種補助金を統合した「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、国土交通省及び農林水産省所管の公共事業に係る国庫補助金の事務費が廃止されることを受け、これらに対応した予算計上を行っております。

次に、繰入金は、前年度と比較して89.7%減の85,500千円を計上しております。内訳といたしましては、大和地域振興基金繰入金、三橋地域振興基金繰入金を計上する一方、平成21年度で計上しておりました一般廃棄物処理施設建設及び整備基金や減債基金からの繰り入れを行わないため、大幅な減額となっております。

次に、市債は、合併特例債など財政効率の高い起債の活用を基本に、前年度と比較して、率にして85.9%増、金額にして2,190,200千円増の4,738,700千円を計上しております。これにより平成22年度末現在の市債残高は約34,354,000千円となる見込みであります。

今回、市債が大幅な増額となりました要因は、国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴う繰上償還金負担金1,943,712千円の財源として、一般公共事業債を1,749,300千円及び地方

交付税の補てん措置として設けられております臨時財政対策債を前年度比較で534,900千円増の1,628,000千円計上していることによるものでありまして、この2つの市債の合計で3,377,300千円となり、市債計上総額に占める割合で71.3%に達するためであります。

また、合併特例債については、道路整備事業など8事業に1,251,200千円を計上しており、その結果、平成22年度末の借入見込み総額は8,225,100千円となり、1市2町合併協議に基づく借入可能額であります137億円まで、残り約5,474,900千円となる見込みであります。

なお、今回の市債借入額のうち、後年度の普通交付税に算入されるのは約69.8%の3,309,000千円程度となる見込みであります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

総務費は、総務部門の事務経費を計上しておりまして、平成22年度は新たに市民と市の協働によるまちづくりを推進するための柳川市市民協働まちづくり事業補助金、少子化対策の一環として独身の方々への結婚サポートセンター業務委託料、平成23年度からの新電算システム稼働へ向けた電算システム初期構築委託料及び市議会議員選挙費などの経費を計上しております。

次に、民生費は、市民の皆さんが一定の水準の生活や安定した社会生活を保障するために必要な費目であります。

まず、高齢者福祉関係では、ひとり暮らしの高齢者などのための緊急通報装置給付費、在宅介護支援センター委託料及び老人クラブ育成事業費など、高齢者の皆さんが健康で生きがいを持って暮らしていただけるための予算を計上しております。

なお、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業につきましては、近隣市の実施状況などを踏まえ、助成内容の見直しを行っております。

障害者福祉関係では、在宅介護やデイサービスなどの介護給付費、訓練等給付費及び障害者福祉施行事業費などを計上し、障害者の方々が安心して暮らしていけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援関係では、児童措置委託事業費、特別保育補助事業費及び学童保育事業費などの経費を計上しております。平成22年度は、新たに育児不安解消を図るための養育支援訪問事業、中学校修了までの子供を対象に、1人につき月額13千円を支給する子ども手当支給事業や、柳城児童館トイレ改修事業に係る経費を計上しております。

なお、子ども手当の創設に伴い、被用者児童手当などの児童手当については、平成22年2月、3月の2カ月分のみを計上しております。また、これまで市独自で行っていた第3子以降の子供に対する優遇制度については、子ども手当の支給に伴い補助金等を半額にするなどの見直しを行っております。

次に、衛生費は、市民の生活に重要な健康づくりや環境対策などの経費を計上しております。内容といたしましては、妊婦健康診査事業費、健康診査がん検診事業費、昨年度から実

施しております上乗せ補助を含む小型合併処理浄化槽設置事業補助金などを計上しております。また、平成22年度は、新しく日本脳炎のワクチンが開発をされ、使用可能になったことに伴い、予防接種の事業費増加を見込んでいるとともに、新たに少子化対策事業の一環として、福岡県の不妊治療を受けてある方に上乗せして市独自に助成を行う不妊治療対策や、現在、焼却処理している廃プラスチック類のうち、容器包装リサイクル法に規定するプラスチック製容器包装を分別収集して資源化を行う廃プラスチック資源化事業に係る経費を計上しております。

次に、労働費は、シルバー人材センター運営に伴う事業補助金などを計上しております。平成22年度は、基金事業として、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用して、柳川観光のさらなる活性化を図るための観光振興事業、緊急雇用創出事業の補助金を活用して、各事業所への相談員訪問により事業所の経営安定を支援する中小企業支援事業などの経費を計上しております。

次に、農林水産業費は、これまでの施策をさらに充実させ、それにより産業が活性化し、市民の皆さんが豊かになれるよう施策展開を図ることといたしております。

まず、農業関係では、各種農業施設・機械整備への補助や、い業・園芸、転作作物などへの支援、また女性農業者経営能力向上のための女性担い手育成の支援など、農業振興のための経費を計上しております。

農地・クリーク保全関係では、平成22年度から水路清掃嘱託員を2名増員いたしまして、水路環境の充実を図るとともに、クリーク防災機能保全対策事業、湛水防除事業、農地水環境保全向上対策事業、国営水路の管理及び排水機場の維持管理などにも積極的に取り組んでまいります。また、歳入の説明の際にも申し上げましたが、国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴い、繰上償還金負担金の1,943,712千円を計上しております。

水産業関係では、両開・皿垣開漁港内のしゅんせつに伴う漁港建設費、漁業団地整備費及び有明漁業協同組合外2漁協の荷さばき施設に対する補修事業補助金など、漁業振興のための経費を計上しております。

なお、国の直轄事業の見直しを契機に、県では、県営事業に係る市町村負担金の見直しが進められておりますが、この負担金は従前のおり計上しております。

商工費では、中小企業者等経営安定資金融資預託や、それに伴う融資制度の信用保証料の補助を引き続き行うとともに、プレミアム商品券事業補助金などの商店街活性化対策費や観光振興のための観光費などを計上いたしております。平成22年度は、新たに柳川商店街振興組合の活性化を支援する商店街活性化がんばろう会事業補助金、柳川の地域イメージを高めると同時に、地域資源を活用したブランド商品及びサービスの開発などにより産業の活性化を図る柳川ブランド推進事業の経費や、筑後船小屋駅情報発信施設整備負担金などを計上しております。

次に、土木費は、都市基盤の整備、社会資本整備を図るための費目であります。有明海沿岸道路に連携するバイパスなどの整備も着実に進んでおり、引き続き国、県と連携をし、また協力を仰ぎながら柳川の交通網の整備に努めてまいりたいと考えております。また、生活基盤道路の整備、西鉄柳川駅東側の区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地の整備、中山団地建てかえ事業などにも引き続き取り組むほか、総合運動公園整備事業につきましては、基本計画策定のための委託料、候補地の不動産鑑定委託料、地形調査業務委託料などを計上しております。

次に、消防費は、市民の身体・生命・財産を守るための消防活動や救急活動に要する予算を計上するとともに、平成22年度は新たに老朽化による救助工作車の買いかえのための経費を計上いたしております。

次に、教育費は、次代を担う子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身につけるための学校教育関係の予算や、青少年の健全育成や市民の生きがい活動を支援する生涯学習関係の予算であります。

学校教育関係では、中学校における学力向上支援のための講師の配置、外国語教師の派遣、スクールカウンセラー及びスクールアドバイザーの設置などの経費や、小・中学校の営繕工事などの学校管理費などを計上いたしております。平成22年度は、新たに市の独自事業として、不登校などの問題を抱える子供たちの自立を支援するスクールソーシャルワーカーを配置するための経費や、国の全国学力・学習状況調査で対象とならなかった小・中学校分の実施に係る経費を計上しております。

なお、校舎等の施設の安全確保の面につきましては、平成21年度において耐震補強事業に係る予算措置を終えたことを受けて、平成22年度は大和中学校校舎の改築事業に向けての土地鑑定委託料を計上しております。

生涯学習関係では、市民の皆さんの生きがい活動を支援する公民館費、保健体育関係のスポーツ振興費、引き続き伝統文化の保存、継承を進める文化費などを計上しております。平成22年度は、新たに武家屋敷などの歴史的建造物の保存利活用を具体化するための基本計画策定委託料や、北原白秋生誕125年・「思ひ出」発刊100周年記念事業費、校区コミュニティセンター整備に係る不動産鑑定委託料などを計上しております。

このようにして編成した結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに29,098,000千円とし、先ほど申しあげました子ども手当の支給及び国営筑後川下流土地改良事業に係る繰上償還負担金を新たに計上したことなどから、前年度の当初予算と比較しますと、額にして4,168,000千円、率にして16.7%の増額、また前年度の肉づけ予算としての6月補正予算後と比較いたしますと、額にして1,966,435千円、率にして7.2%の増額予算となっております。

なお、平成22年度においては、一時的な歳計現金の不足を補うための金融機関から借り入れる一時借入金の最高額を前年度の30億円から45億円に増額しております。これは、先ほど

も御説明申し上げましたが、国営筑後川下流土地改良事業繰上償還金負担金1,943,712千円の支払いに伴う一時的な資金不足が予想されるためであります。

次に、議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の保険給付費は、年々増加しております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に対して収入の伸びが見込めず、事業運営につきましては厳しさを増しているところであります。平成22年度につきましては、最近の被保険者の増減及び療養給付費の動向を勘案し、前年度比0.28%減の予算としております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに9,766,142千円といたしております。

次に、議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人医療制度では、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、平成20年3月までの診療分及び高額療養費など請求おくれ分につきましては、平成22年度まで老人保健特別会計で予算計上するようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに13,433千円といたしております。

次に、議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本特別会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金と保険料負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに961,485千円といたしております。

次に、議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,956千円といたしております。

歳入の主なものといたしましては、県補助金158千円、貸付金元利収入1,510千円などを計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、公債費1,891千円を計上いたしております。

なお、新築資金等の貸付事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

予算規模としましては、現時点において、この会計を活用して用地を先行取得する計画が

ありませんので、平成21年度と同様に、科目開設のため、予算総額を歳入歳出ともに5千円といたしております。

次に、議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出ともに1,060,283千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金130,000千円、県補助金3,700千円、市債276,650千円、繰入金528,003千円、受益者負担金25,566千円、下水道使用料96,255千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など109千円を計上いたしております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費573,754千円とともに、公債費467,403千円、積立金13,796千円、総務費及び予備費など5,330千円を計上いたしまして、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず収益的収入及び支出では、事業収益を1,275,850千円、事業費用を1,189,053千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は240,143千円、支出は618,558千円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額378,415千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

なお、議案第3号から議案第10号までの平成22年度予算関連の8議案の詳細については、既に配付しております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、8議案について御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第5 議案第11号～議案第12号

議長（龍 益男君）

日程5. 議案第11号及び議案第12号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5. 議案第11号及び議案第12号の2議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第11号 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、旧三橋町の地域を対象とした条例を合併後も引き続き暫定施行していたため、当該条例を廃止しようとするものであります。

この三橋町水利問題審議会条例は、水利調整や水路等の保全について審議するために制定されたものであります。このたび、新しく全市を対象とした柳川市用排水路管理委員会を設置して、当該審議会の役割を引き継ぐことになりました。それに伴い、三橋町水利問題審議会を廃止する必要が生じたので、平成22年3月31日限りで当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第12号 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第11号と同様に、平成17年3月から暫定的に施行していた条例を廃止しようとするものであります。

廃止をする条例は、福岡県地域改善対策奨学資金貸与要綱に基づき貸与される奨学資金が実際に支給されるまでの期間の「つなぎ貸付金」として、昭和58年に制定されたものであります。その後、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、福岡県地域改善対策奨学資金が廃止されたことにより、基金の目的が既に終了しているため、平成22年3月31日限りで廃止するものであります。

以上、2議案について御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第6 議案第13号～議案第15号

議長（龍 益男君）

日程6. 議案第13号から議案第15号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程6. 議案第13号から議案第15号までの条例案3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、今後、大牟田市と柳川市との間で締結いたします定住自立圏の協定につきまして、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件とするため、新たに条例を制定しようとするものであります。

内容を申し上げますと、国の定住自立圏構想推進要綱において、広域行政として連携しよ

うとする協定の締結については「議会の議決を経たもの」とされており、これに基づき条例を制定するものであります。

次に、議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本市の情報公開制度を通じた市政に対する市民の理解と信頼の向上に資するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる国の情報公開法第26条に規定されております情報公開制度実施に係る地方公共団体の努力義務を踏まえ、情報公開に関する市民の権利の拡充を図るための各規定を創設するとともに、条文の規定形式を同法の各規定に準じて改正しようとするものであります。

なお、本条例は、関係例規の整備とともに、市民の皆様への周知期間を確保するため、平成22年7月1日から施行といたしております。

次に、議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第14号の情報公開条例の全部改正と同様に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、個人情報の開示、訂正、利用停止等に係る規定を詳細に定め直し、諸手続の透明化を図ろうとするものであります。また、柳川市情報公開条例の改正と並行して、市民の権利の拡充を図るための規定を創設するに加え、あわせて市が保有する個人情報の有用性にかんがみ、情報保護対策に努めながらも、市民の利便性向上を図る目的での限定的な利用など、市における個人情報利用の効率を図る規定を設けることにより、個人情報の保護と利用のバランスがとれた制度を構築しようとするものであります。

なお、本条例も、周知期間などを勘案いたしまして、平成22年7月1日から施行といたしております。

以上、3議案について御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第7 議案第16号～議案第19号

議長（龍 益男君）

日程7. 議案第16号から議案第19号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 7. 議案第16号から議案第19号までの条例案 4 議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、昨年10月に制定されました「福岡県暴力団排除条例」が本年4月1日から施行されることに伴い、本市条例においても規定すべき条文を加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、県条例と足並みをそろえるため、「市の事務及び事業における措置」及び「教育等のための措置」の2条を新たに規定するものであります。「市の事務及び事業における措置」については、市の事務事業の全般から暴力団等を排除するために、入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定するものであります。また、「教育等のための措置」については、市立中学校生徒への暴力団等の根絶の教育を推進するために規定するものであります。

なお、県内の他市町村でも、県条例の4月1日施行に合わせて、条例の制定または改正を行っているところであります。

次に、議案第17号 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

養護老人ホームの入所者に係る費用につきましては、老人福祉法第28条第1項の規定により措置費用を徴収いたしておりますが、根拠の明確化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容について申し上げますと、措置に係る徴収費用の額を定めるため、条例の条文を整備するとともに、その根拠となる額につきましては、新たに当該条例の施行規則を制定しまして、その明文化を行うものであります。

次に、議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回、近隣市町の施術料金に対する助成状況等を勘案して、平成22年度から施術料金の助成額を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、現在、はり、きゅう、あんまマッサージ指圧施設の利用者に対し、当該条例の別表に掲げる区分に応じて一定の金額を助成しておりますが、1回当たりの施術料金額が2,400円以上の場合の助成額を平成22年度から減額しようとするものであります。

次に、議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市が管理しております甲種漁港施設のうち、泊地及び物揚げ場の利用に係る使用

料等の免除について、現在の利用形態に合わせ規定を明文化するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、4議案について御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第8 議案第20号～議案第24号

**議長（龍 益男君）**

日程8．議案第20号から議案第24号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

**議会事務局長（北原 博君）**

〔朗読省略〕

**議長（龍 益男君）**

市長の提案理由の説明を求めます。

**市長（金子健次君）（登壇）**

日程8．議案第20号から議案第24号までの5議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、生活道路の認定を初め、柳川西部土地改良事業、柳川都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業や国営水路事業、道路新設改良、有明海沿岸道路建設や中島二重地区住宅市街地総合整備事業の実施に伴う認定など、計13路線を市道路線として新たに認定しようとするものであります。また、変更認定路線のうち、有明海沿岸道路建設や国営水路事業に伴う道路の延長、地方道路整備事業であります地域活力基盤創造交付金事業での整備や有明海沿岸道路建設による起点変更に伴う市道つけかえ、中島二重地区住宅市街地総合整備事業や樋管改修などに伴い延長する道路の変更認定など、8路線の変更認定のほか、市道として通行上機能を果たしていない1路線を廃止しようとするもので、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について御説明申し上げます。

本案は、平成22年1月1日に前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されたこと、並びに同年2月1日に八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について御説明申し上げます。

本案は、議案第21号と同様に、平成22年1月の糸島市及び同年2月の八女市の合併により、

福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明申し上げます。

本案は、小郡市・筑前町衛生施設組合が平成22年3月31日限りで解散することで、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合同約を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、福岡県介護保険広域連合における介護保険業務の集約化による経費の節減及び介護保険事業のより公正な運営等を目的として支部の再編を行うことに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、平成22年4月1日から田川支部と嘉穂支部を統合して「田川・桂川支部」に、柳川支部、三潴支部及び八女支部を統合して「柳川・大木・広川支部」に再編することから、同広域連合規約の一部を改正するものであります。

以上、5議案について御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第9 議案第25号～議案第31号

議長（龍 益男君）

日程9. 議案第25号から議案第31号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程9. 議案第25号から議案第31号までの7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります龍邦弘氏の委員の任期が平成22年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります新谷雅子氏の委員の任期が平成22年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委

員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第27号から議案第31号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が平成22年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱につきまして御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は、2年の任期で、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し選挙権を有する者、合わせて5人を委嘱することになっております。そこで、専門的知識を有する委員としまして、議案第27号では弁護士の三島正寛氏、議案第28号では公認会計士の立花洋介氏及び議案第29号では税理士の石橋茂氏の現委員であります3氏に再度政治倫理審査会委員を委嘱しようとするものであります。

また、柳川市に居住し選挙権を有する委員としましては、議案第30号で北原小世子氏及び議案第31号で古川佳子氏の両氏に政治倫理審査会委員を新たに委嘱しようとするものであり、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

**議長（龍 益男君）**

ここで、意見書の一部訂正がありますので、暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時12分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第10 議案第32号**

**議長（龍 益男君）**

日程10. 議案第32号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

**議会事務局長（北原 博君）**

〔朗読省略〕

**議長（龍 益男君）**

提案者の提案理由の説明を求めます。

**24番（佐々木創主君）（登壇）**

皆さんおはようございます。それでは早速、提案理由の説明をさせていただきたいと思いますが、この件は、昨年9月に誕生しました民主党政権が、現在行われております今国会に

法制化を図ろうという動きがございます。しかしながら、国家の存立、根源にかかわるこの問題につきまして、全国の各地方自治体におかれましては、昨年の12月から反対の動き、決議が数多く行われております。そこで、我々柳川市議会としましても、この動きに歯どめをかける、国に対して物申す、そういう意味で提案をさせていただくところでございます。そこで、案文を朗読いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しているが、「永住外国人は地域に密接な関係を持つに至っており、地方公共団体の意思決定に参加させるべきである」という考えから、永住外国人に地方参政権を付与しようとする動きがある。

しかしながら、日本国憲法は第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第93条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。この「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第4条では、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

---

以上でございます。

**議長（龍 益男君）**

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後0時17分 休憩

午後0時17分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第32号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 請願について

**議長（龍 益男君）**

日程11. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第24号 塩塚川沿岸（大和町二十五丁下流）漁業団地建設に関する請願書については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本請願については産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時19分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月4日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男   |     |         |

## 2. 欠席議員

22番 藤 丸 正 勝

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市 | 長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 長 | 北 | 川 |   | 満 |
| 総 | 務 | 部 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
|   | 理 | 者 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 武 | 藤 | 義 |
| 保 | 健 | 福 | 長 | 蒲 | 池 | 康 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 藤 | 木 | 均 |
| 産 | 業 | 経 | 部 | 高 | 田 | 厚 |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 横 | 山 | 英 |
| 大 | 和 | 庁 | 舎 | 長 | 藤 | 木 |
| 三 | 橋 | 庁 | 舎 | 長 | 古 | 賀 |
| 消 |   | 防 | 長 | 樽 | 見 | 輝 |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 石 |
|   | 務 | 課 | 長 | 高 | 田 | 淳 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 田 | 尻 | 主 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 山 | 田 | 敏 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 川 | 口 | 敬 |
| 健 | 康 | づ | く | り | 課 | 長 |
|   | 福 | 祉 | 課 | 長 | 木 | 下 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 高 |
|   | 建 | 設 | 課 | 長 | 中 | 村 |
| 農 | 政 | 課 | 長 | 成 | 清 | 博 |
| 水 | 路 | 課 | 長 | 安 | 藤 | 和 |
| 商 | 工 | 振 | 興 | 課 | 長 | 江 |
|   | 観 | 光 | 課 | 長 | 龍 |   |
| 消 | 防 | 本 | 部 | 予 | 防 | 課 |
|   | 国 | 土 | 調 | 査 | 課 | 長 |
| 人 | 権 | ・ | 同 | 和 | 対 | 策 |
|   | 廃 | 棄 | 物 | 対 | 策 | 課 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 |   |

#### 4. 本議会に出席した事務局職員

|              |   |   |     |
|--------------|---|---|-----|
| 議 会 事 務 局 長  | 北 | 原 | 博   |
| 議会事務局次長兼議事係長 | 高 | 巢 | 雄 三 |
| 議会事務局庶務係長    | 高 | 口 | 佳 人 |

#### 5. 議事日程

##### 日程（1） 議案質疑について

- 1 議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
- 2 議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について
- 4 議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 5 議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について
- 6 議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 7 議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 8 議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 9 議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 10 議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算について
- 11 議案第11号 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定について
- 12 議案第12号 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 13 議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について
- 14 議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 19 議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 21 議案第21号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 22 議案第22号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 23 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 24 議案第24号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 25 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 26 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 27 議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 28 議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 29 議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 30 議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 31 議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

---

## 午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

### 日程第1 議案質疑について

議長（龍 益男君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について  
及び議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

**26番（梅崎和弘君）**

26番梅崎です。議案第1号の福岡県介護保険広域連合の負担金が減額されておりますけれども、その理由をお尋ねいたします。

**福祉課長（木下正巳君）**

福祉課です。今回、福岡県介護保険広域連合負担金といたしまして、56,437千円の減額補正を行っているところでございます。これにつきましては、平成20年度の決算で、繰越金が柳川市の分といたしまして44,851千円出ておりまして、これが平成21年度の負担金と相殺をされることによります理由が最大の理由ということになっております。

以上です。

**議長（龍 益男君）**

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について

議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について

議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算について

の以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

**10番（藤丸富男君）**

10番藤丸です。私は、10款2項2目、3項2目の教育振興費、全国学力状況調査費の件で  
ございます。

小学校に576千円、中学校678千円、計1,254千円が計上の件でございます。

この学力調査の構想が出たのが2004年11月ごろだったろうと思うし、2007年からスタート  
しておろうかなんですけれども、当時は先進国の中で学力についての問題がさまざまな形で  
論議された記憶がございます。政権交代によって、この調査が3年間で打ち切られたという  
ことございまして、報道機関によると、本年4月20日実施されるという文部科学省の発表  
があったようでございます。

抽出漏れの学校分の調査費、この1,254千円ですけれども、報道によりますと大体32%です  
かね、小学校で25%、中学校で44%ということで、サンプル調査ということですが、  
本市の小学校19校、中学校6校、計25校あるわけなんです、何校が抽出漏れになったかど  
うか、25校中の何校が漏れたのか、差し支えなければその学校名もお願いいたします。

2番目に、どういう方法で抽出されたか。文部科学省かわかりませんが、柳川  
市の選抜というか、そういう形でやられたのか、事前に文部科学省なり県なりが直接指示さ  
れたのか、それとも、例えば1週間前ぐらいに直前に予告があったのかどうか。

3番目に、抽出に漏れた学校も同じ内容で来月の4月20日実施されるのか、また、別な日  
に改めて実施されるかどうかということです。

4番目に、抽出した文部科学省の分については回答用紙が恐らく回収なりして県なり国で  
やるかと思っておりますけれども、抽出漏れした柳川市の分の採点なり集計とか分析が柳川市教育  
委員会でやるのか、また、業者に委託するのか、その辺をお願いいたします。

それから、この文部科学省の発表がいつごろになるのか、とりあえずその辺をできれば、  
どなたでも結構です、教育長でも結構です。お願いします。（「議長、ページ数ば言うても  
らうごとお願いします、質問者は」と呼ぶ者あり）ページ数。（発言する者あり）

**議長（龍 益男君）**

藤丸富男議員、資料のページ数をお願いします。

**10番（藤丸富男君）**

ページ数、302ページです。301ページから2ページの、2項ですよ、10款2項2目。10款  
2項2目ですから、310ページからの分です。

**議長（龍 益男君）**

310ページですか。

**10番（藤丸富男君）**

310ページ、311ページからの分です。小学校と中学校の分です。

## 教育長（北川 満君）

教育長の北川でございます。ただいまの藤丸議員の御質問でございますが、3点ございました。

まず1点目でございますが、柳川市におきましては、新しい事業仕分け等で新政権になりまして、30%前後ということで、あとは抽出校というようなところで概算予算が組まれておるわけですが、これが通りましたところ、うちのほうでは小学校が4校、それから中学校が1校のみということで、抽出に該当して当たっております。

2つ目でございますが、抽出の方法ということでございますが、大体どのような調査におきましても、学校の規模ということをおおまかしく勘案しながら選出、あるいは抽出していくのが常でございます。その辺まだ明らかではございませんが、また後日確認の上、その辺はお答えしなきゃいけないかと思っておりますが、おおよそ抽出についての規定はそういったところで適正規模、あるいは学校数、児童数、生徒数というところを幅広く3段階に分けたりとかしながら、ほとんどが実施されているのが通例でございます。

そこまでにいたしますが、もう1つ、予告があったかどうかということでございますが、これは全くございません。こういったところで実施いたしますので、貴委員会におかれましてはということで、周知徹底のほどをお願い申し上げますというところで4月20日の実施をきちっとしてくださいというところで、小学校4校、中学校1校につきましてはそういった通知が来ております。

あと、3点目でございますが、同じ内容で時期はいつかという御質問でございます。

抽出校及びほかの参加する小・中学校につきましては、同日開催で、同じような同様の内容ということで実施する予定でございますので、あらかじめ御了承いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

もう1点でございますが、漏れたところの財源につきましての御質問がございました。

これにつきましては、3月2日付の朝日新聞の朝刊にも載っておりましたが、本県の森山良一県教育長の弁でございますが、分析費用、採点費用ということは県がすべて負担するというので、知事裁定ということで今入ってあるようでございます。そういったことで、私どもが計上しておりますところの1,254千円につきましては、これがゼロになる場合もあるということで御理解いただけたらと。県議会が終わってから、また正式な通知が参ると思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。（発言する者あり）

発表につきましては、おおよそ9月の中旬過ぎ、10月の頭あたりには大体公表されます。それを県義務教育課、あるいは市教育委員会につきましては、12月ほどきちっと整理をして次の課題を分析して改善に当たるということで考えております。おおよそ9月の中旬から下旬ということで伺っておりますので、お答え申し上げます。（「そしたら、もう1つ、残

った5校ですけど、20校分の採点ですね、採点ちいうか、これはどこですっですか」と呼ぶ者あり)

これも業者委託ということで、すべて県の予算で行っていただくということでございます。

以上でございます。

#### 10番(藤丸富男君)

大体わかりました。報道によりますと、文部科学省は抽出漏れですね、つまり希望参加校のデータは、希望参加ですね、残った分は。抽出調査の統計には加えないというような報道がなされておりますけれども、柳川市はどのような分析法をとられるかということをお聞きしたいと思います。全校でなくて、たった5校ですから、文部科学省の集積統計結果を見て、また、全校をもってやるのか、公表するか非公表にするか、その件についても、そういう全部ではありませんので、いろいろな議論なり問い合わせをする場面があろうし、また、そういう議論の場も違ってくるんじゃないかなと思うわけなんですけれども、全対象者に調査結果をですね、5校は別として、あと残った分についても保護者なりにどういう結果でお知らせするのか。保護者については大変私は関心があると思います。柳川市の教育委員会なりはどのような形をとられる予定なのか、その辺までちょっと突っ込んでお願いいたします。

#### 教育長(北川 満君)

まず、あらかじめお答えしておかなきゃいけない。都道府県教育委員会としましての公表ということで、各県別によって違っております。特に京都府あたりは、もう来年度あたりは自分たちでつくってやっていこうということで全校公開というようなところで、試験問題も作成してやっていこうというような県も入っておりますが、ほとんどの県が公表は控えると。これは文部科学省の方針でございまして、ほとんどが個々の市町村名や学校名を公表しないということで、いわゆる競争をあおったりとか、序列をつけるという言葉をよく使われますけれども、そういったことを避ける意味におきまして、そういったことで公表はなるべくしないということで今のところ来ているところでございます。それが1件でございます。(発言する者あり)

柳川市といたしましても、同じような形で、そのような公表の方針を、公表しないと、非開示事項ということで今入っておるところでございます。(発言する者あり)

#### 10番(藤丸富男君)

お隣から矢ヶ部議員が援助していただいて感謝しておるわけなんですけれども、例えばこれは文部科学省によって独自に集計したデータは自治体の判断にゆだねるということに言っているようですので、先ほど言われた矢ヶ部議員の言葉になろうかと思っておりますけれども、例えば保護者から自分の子どもの学校の成績ランクがどの程度なのか公表依頼が、過去3回あっておるわけなんですけれども、あったかなんかはわかりませんが、今議会でも情報公

開の全面改正なり個人情報保護条例の改正等がっておりますけれども、上程されております。この件について、保護者の方から情報公開というですかね、自分の子どもだけでもどうですかという問い合わせがあろうというような気がいたします。その辺についてどのように、それこそ今後の取り組み方と思っておりますけれども、あと全体的な問題につきましては、公表発表後、教育行政についてはお尋ねしたいと思っておりますけれども、とにかく情報公開、これについてのもしも保護者から、大変これは関心があると思っておりますよ、自分の子どもの、例えば5校ちいうと、1校しかありませんので、文部科学省からの正式な分、あと5校の方も同じ感覚でおられるかわかりませんですけども、内容が同じだということも保護者は知りませんですので、その辺も周知徹底されながらしていただきたいと思っておりますが、情報公開の求めという形もあろうかと思っております。最後にお答えいただきます。お願いします。

**教育長（北川 満君）**

ただいまの情報公開につきましては、確かに保護者の声も耳にすることがございます。そういった意味におきましては、個別の結果ということで、この学力テストの見方ということで知識の項目、活用の項目、もう1つは、いわゆる学習状況の調査と、学習環境の調査ということで、それぞれのテストにつきましては大体12月に実施を求めて各学校から個別の結果は渡しているところでございます。

しかしながら、新聞紙上では全国のことが出ますけれども、今のところ、先ほど申し上げました、繰り返しになりますが、今後の大きな検討課題になるかと思っておりますが、本市におきますところの情報開示につきましては、さらに検討させていただきたいと、このように考えております。また、お知恵をおかしたいと思っております。

以上でございます。

**議長（龍 益男君）**

次の方。

**18番（近藤末治君）**

18番近藤でございます。議案第3号の予算書198ページでございます。5款3目、雇用対策基金事業についてお尋ねいたします。

それぞれに項目がありますので、お尋ねいたしますが、まず、市有地の維持管理委託料1,332千円、これは市有地の管理ということで草刈りをされるようでございますが、この箇所と委託先をお願いいたします。

次に、中小企業支援事業費、これは支援相談員を1人ということで、これは報酬ということで組んでありますが、どういうことなのか。それと、これは事業所への訪問事業という相談員が行かれるようでございますが、どのような成果を見込んであるのか。

次に、城堀環境整備委託料、これが3,920千円、この委託先をお願いします。

次に、観光振興事業委託料、これは新たな観光商品、観光ルート等の企画のための人材雇

用ということですが、この委託先ですね。それと何をなさるのか、どういうことを具体的にされるのかお願いします。

それから、住宅用火災警報器設置調査等事業費ということで、ここは賃金で2,880千円組んでありますが、何名なのか。それから、説明書によりますと、火災警報器の普及向上のために広報活動や設置指導等を行うということですが、どのような指導をなさるのか。

最後でございますが、柳川市土地開発公社保有地の管理、これは草刈りということでございますが、1,122千円、ちょっと私は不可解に思うんですが、公社の土地を市でやれるのかというのがちょっと疑問でございますし、委託先をお願いいたします。

以上でございます。

#### **財政課長補佐（田尻主範君）**

財政課です。雇用対策基金事業の市有地維持管理委託料につきまして、実施箇所及び委託先についてのお尋ねでございます。

本事業が21年度から23年度までの3カ年事業でありまして、既に県の事業計画の承認を得ているものでございます。この委託料は、普通財産の維持管理のために草刈り等を行うものでありまして、実施箇所は旧市営住宅跡地や駐在所跡地など13カ所、年2回程度を予定しております。また、委託先につきましては、21年度に引き続き柳川市シルバー人材センターを予定しているところでございます。

#### **商工振興課長（江崎尚美君）**

商工振興課でございます。近藤議員の御質問の件ですが、予算書198ページ、5款1項3目の雇用対策基金事業費の中の中小企業支援事業費についての御質問に対してお答えいたします。

まず、第1番目の報酬についてでございますけれども、相談員を1人常勤の嘱託職員として雇用したいと考えておるところでございます。月額235,900円の12カ月分を報酬として計上しております。支援についても、申し上げますと、市内には3,000を超える事業所が上がっております。そういう中で、相談員が市内の事業所を直接訪問いたしまして、事業所からの経営や融資に関する相談業務を行い、また、国や県、また市の支援制度の情報を提供することなどを考えておるところでございます。なお、訪問日につきましては、月に13日程度を充てまして、1日に6件程度の訪問を見込んでおるところでございます。

次に、成果についてでございますけれども、これにつきましては、事業所が抱えます悩み事や要望等を直接聞き取りまして、問題等の早期解決につながればと考えておりまして、また、意見、要望の内容によっては今後の市の施策の参考にもし、あわせて、企業誘致に関する情報の収集などを行いたいと考えておるところでございます。

以上です。

#### **観光課長（龍 泰子君）**

観光課でございます。5款1項3目、雇用対策基金事業費のうちの城堀環境整備委託料についてでございます。

この委託先はということでございますけれども、委託先は観光協会でございます。

それから次に、同じ雇用対策基金事業費の観光振興事業費についてですが、委託先は観光協会でございます。

何をするのかという御質問ですが、柳川市は観光資源があると思われておりますけれども、川下り、うなぎ飯だけでは若い人への認識も今薄くなっております。市内の観光資源や歴史、文化等を生かした観光商品、まち歩きルート、周遊ルートなどを開発し、観光客の増加を図るという事業でございます。この事業を行うために、雇用対策基金を利用しまして、観光プロデューサー的な人材を雇用しようとするものでございます。

以上です。

#### **消防本部予防課長（古賀之典君）**

議員御質疑の住宅用火災警報器設置調査等事業費について御説明申し上げます。

質疑3点ほどかと思っております。

まず、第1番目の賃金2,880千円の内訳ということでございますけれども、この内訳については、臨時職員の日当6千円掛ける一月に20日間、それから、6カ月掛ける4名ということで2,880千円でございます。

それから、2番目に何人雇用するのかという御質疑でございますけれども、今回の調査は1年間の計画をしております。臨時職員採用の基準が、期間は半年未満ということでございますので、前半に2名、後半に2名、計4名でございます。

それから、3点目のどのような指導を行わせるのかという御質疑でございますけれども、今回の調査は総務省消防庁の指導のもとに、とにかく住宅火災から死者を減らしましょうということで、住宅防火対策の一環として、住宅火災警報器の設置推進と同時に、設置状況の把握、設置率をアンケート調査するものでございます。

昨年、柳川地区、三橋地区、大和地区の大型店舗で実施した結果、507件のうち47%の設置率を確認しております。今回の調査は区長会の皆様の御協力によりまして、柳川市全体、2万4,000世帯を対象としております。

そこで、仕事内容といたしましては、基本的には各地区ごとのデータの収集、集計、各地区の区長様への連絡が主でございます。その後、調査データ結果に基づきまして消防本部職員と臨時職員と一緒に設置についての広報、イベント時の広報及び出前講座等に出向きまして設置推進に向けて行動するものでございます。とにかく設置率を上げまして市民の生命、財産を保護しようとするものでございます。

以上でございます。

#### **国土調査課長（安河内一章君）**

近藤議員の質問の柳川市土地開発公社保有地管理委託料についてお答えいたします。

柳川市土地開発公社が保有しております土地は、現在、袋町、新外町、弥四郎町、橋本町の4カ所でございます。今回、袋町の土地を除きました土地の除草等を行う目的で雇用対策基金事業での予算をお願いしておりますところでございます。

市の予算で土地開発公社保有地の管理委託ができるかとの御質問でございますが、雇用対策基金事業は市が行う事業への補助でございますので、土地開発公社が事業主体になることができませんでした。今回計画しております作業は、公社保有地3カ所の除草等を年2回程度行うこととでございます。この公社保有地3カ所のうち橋本町、弥四郎町の土地につきましては、市が防災訓練や市民まつり等の会場として使用しておりますところから、市が直接行う事業として採択できないかということをお尋ねいたしましたところ、環境保全分野での採択が可能だということとございましたので、市の事業としてお願いしておりますところでございます。

また、委託先はとの御質問でございますが、事業採択要件が新規事業であること、新規雇用の人件費の割合が事業費の50%以上、かつ一月に10日以上雇用でありますことと、作業内容が草刈り等であることを考慮いたしまして、柳川市シルバー人材センターへの委託を考えておりますところでございます。

以上でございます。

#### 18番（近藤末治君）

ありがとうございました。それでは、2回目でございますが、市有地と今の開発公社保有地の草刈りをシルバー人材センターということですが、私の考えが間違っているのかどうか知りませんが、雇用対策基金というのは、今言われたように、21年から23年、緊急雇用の目的のためにされるんじゃないかと思うんですよ。その中に、何でシルバー人材センターにわざわざ頼まなければいけないのかなど。私は失業された方の助成といいますか、そういう方たちのためにこういう事業があるんじゃないかと思ひまして、シルバー人材センターには登録されるんですよ、やっぱり高齢者の方がですね。そういうのにシルバー人材センターにするのが適当なのかなという疑問がございますので、その点についてお答えください。

それから、城堀環境整備事業、これの掘割の清掃、これ12月の補正のときにもお尋ねしましたが、観光協会に委託をされるということですが、前回のときに資料をいただきました6千円の2名ということですね。今回は230日だと思います。それで、実際にこれ私が思うに、投げやりのことで監督はされているのかなど、いわゆる年度が終わって自主的報告を出された場合に、途中には実際にそういう清掃をされておるのかどうか確認ができないんじゃないかと思うんですよ。

それで、これも12月のときに申し上げましたが、なぜ市で直接雇入れできないのかなど。と申しますのも、水路課には水路清掃員さんがいらっしゃいます、今6名ですか。その方に

加えて、この方たちと一緒にやったらどうかと思います。なぜ観光協会にこだわられるのかお答えください。

それから、火災報知器については、結局、啓発のための臨時ということですね。臨時雇用ですね。そうした場合に、区長さんにアンケートをお願いして、それを取りまとめて臨時職員さんで集約をされると、集計されるということですね、率をですね。その年間を通して今2名ずつですか、6カ月ということですが、実際にこんなに必要なのかなど。と申しますのも、アンケートをとって、逆に言えば個別に一軒一軒ですね、おたくはつけてありますかというような調査をされたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、これ開発公社の土地はやっぱり市で大丈夫なのか、再度お願いいたします。

#### **商工振興課長（江崎尚美君）**

開発公社の土地の件ですね、それと、その中でシルバー人材センターに委託して大丈夫なのかの点についてお答えしたいと思います。

実は、商工振興課が緊急雇用対策につきましては取りまとめて県に報告し申請をしておる関係で、この件についても私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、開発公社は別団体であるけれども、いいかということですが、この件につきましては、結局、市が非常に開発公社の関係は、内容については、御存じのとおり、市が重要な位置を占めております関係で、県に確認したところ、いいと、市が委託するに足る事業であればいいということをございまして、その了解は得ているところでございます。

2点目、シルバー人材センターの件ですけれども、この件については、近藤議員がそう考えられるのも間違いのないと思います。というのが、原則的には、この事業は働く意思を持ちながら職がない方、具体的に申しますと、ハローワーク等について登録されている方を念頭に置いておるわけでございますけれども、しかしながら、シルバー人材センターに関して別にまた要綱がありまして、特にシルバー人材センターに関する限りは、新規の登録者または登録してあっても1カ月以上実際に仕事についていない方についてはいいというふうに定められておりますので、その辺、周知不足だったことをおわびして説明にかえたいと思います。

以上です。

#### **観光課長（龍 泰子君）**

先ほどの城堀環境整備委託について、監督をされているのか、確認をしているのかという御質問ですが、この分は毎日とか常にではございませんけれども、行って目で確認はしているところでございます。

それと、観光協会と定例会をずっとしておりますが、そのときにずっとこういうふうに事業をしていくとか、大まかなところは協議をしながら進めていく予定にしています。

それと、観光課が直接雇用できないかというお尋ねですけれども、この事業は掘割の清掃ももちろんですけれども、川下りコースなどに植採というのも重要な視点だと考えておりま

す。植採は観光柳川のイメージアップになるようにしなければならないとっておりますので、観光協会が観光を推進していくために観光戦略、それから観光開発、観光宣伝、観光推進などいろんな事業を行っております、その中で川下りコースの植採や美化運動も行ってあります。その具体的な構想やノウハウを利用して植採や掘割の清掃を行っていただきたいと考えておりますので、観光協会のほうに委託を考えました。

以上でございます。

#### **消防本部予防課長（古賀之典君）**

先ほどの質疑の中で集計だけで区長さんからしてもらうのに2名が本当に必要なのかという御質問でございますけれども、今回、全世帯を回る初めての調査でございます。データ集計から基本となる2万4,000世帯の地区ごとの名簿を作成いたしまして、区長さんのほうに回って行きます。それから、担当職員のほうが現在のところ1名しかおりません。将来、本来の消防業務にも支障が出るということと判断いたしまして、臨時職員のほうにメインに行っていただくということで、こういうふうな期間を設けまして雇うということでございます。

それから、2点目の戸別に訪問したらどうかということでございますけれども、戸別にした場合、他の消防本部でやっているところはございますが、戸別にした場合はトラブルとか、また、個人情報漏えい等の問題を考えてみますとリスクが大きいいんじゃないかということで、今回は区長会の皆様に御協力いただきまして、そういうふうにするということでございます。

以上でございます。

#### **議長（龍 益男君）**

次の通告者の方。

#### **7番（白谷義隆君）**

7番白谷です。私のほうからは、2点お尋ねをしたいと思います。

まず、議案第3号の平成22年度柳川市一般会計予算についてでございます。

ページ数は予算書の91ページ、企画費、委託料の結婚サポートセンター業務委託料についてですが、この結婚サポートセンターは具体的に事業開始を含めてどのような事業内容を考えてあるのか、お尋ねをいたします。

それと、次に、議案第7号の平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてお尋ねします。

予算書の番号は14ページになりますが、この中で、繰入金のところ、前年度は13,378千円の一般会計からの繰り入れがありますが、今年度は上がっておりませんが、その理由、それと並びに、そもそもこの繰入金とは何なのか、事業概要とあわせて御説明をお願いしたいと思います。

#### **企画課長（高田淳治君）**

企画課でございます。結婚サポートセンターの業務委託料についての事業内容の御質問で

ございますけれども、より成果を上げたいということで、八女広域圏結婚サポートセンターを参考といたしまして、結婚相談を主としたサポートセンターを設置することといたしております。

その事業内容はどういったものかということでございますけれども、登録者の募集、そしてまた結婚相談、それからパーティーの定期的な開催、それからマナー教室の開催、そして、ホームページ等によりますPR活動、そういったものを考えているところでございます。

なお、この登録料でありますとか有効期間、そしてまた、登録の条件等、そういったものにつきましては、今後煮詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### **人権・同和対策室長（西田親廣君）**

人権・同和対策室長でございます。今、白谷議員のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

特別会計の中で一般会計繰入金が前年度対比ゼロということで、なぜかというお尋ねでございますけれども、平成20年度と21年度にまたがりまして、国からの通達でございます公的資金補償金免除の特別措置に基づく一括償還ということが可能になりまして、今まで公債費として借り入れいたしておりました金利5%以上のものにつきましては繰り上げ償還を行ったところでございます。したがって、22年度にはその償還金が発生いたしませんので、一般会計からの繰り入れを行わずに運営ができるということで、今回はゼロにいたしましたものでございます。

2つ目に、事業の内容についてはというお尋ねでございます。

この住宅新築資金等特別会計は、もともと昭和47年ごろに旧三橋町で同和対策事業として始まったものでございます。住宅を新築する際、それから改修する際、それから新たな土地を取得する、こういった3つの資金に借り入れをすることができるという制度でございますけれども、もともと行政、当時は三橋町でございますが、三橋町と個人との貸借契約に基づいて貸し出しをいたしておりました。その貸し出しをする際の原資といたしまして、当時簡保のほうから借り入れをいたしまして、その資金を貸しつけたという状況でございます。

したがって、今申し上げました行政と個人との契約事項でございますので、その借り入れの返済事務を今行っているというところでございます。

以上でございます。

#### **7番（白谷義隆君）**

まず、サポートセンターですが、回答の中で、実施時期をいつ考えてありますかということをお答えいただいております。それはもうそれでいいです。後からまた教えてください。

それと、八女広域圏と同じようなということの説明ですが、そして、その相談員を配置するということのようなのですが、まず、その相談員にはどのような方を予定されているのか、相

談員は何名を予定されているのか。それと、事務所はどこを考えてあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、住宅資金の件ですが、先ほどの説明によれば、償還金がないというような説明ですが、償還金は予算書では出ているんですね、100万どがしこ。ですから、これは繰入金について20年、21年度は繰り上げの償還をされたということですよね。ただ、予算書を見れば、償還金はあるわけですから、まだ償還金はこれからも続くと。それで、5%以上の分について繰り上げ償還をしたということだろうと思うんですよ。だとすると、繰り上げ償還の分があるんですが、今まで繰入金がされているわけですね、20年、21年以前にも。その繰入金の趣旨というか、そこがちょっと先ほどの回答では明らかでなかったような気がしますので、そこら辺もお願いいたします。

#### **企画課長（高田淳治君）**

どうも済みませんでした。実施時期の件でございますけれども、22年度のできるだけ早い時期というふうには考えておりますけれども、そういった手続上の問題もございまして、7月ぐらいにつくりたいというふうにも考えているところでございます。

それから、相談員の配置、どのような方をということでございますが、これにつきましては、これからまた煮詰めていかなければならないということでございまして、民間の方ということになりますので、これから決めていきます。

それから、何名の方を専門的に配置するのかということでございますが、これにつきましては、現在1名の方の配置を考えているところです。

それから最後に、この事務所は考えてあるのか、どこの位置かということでございますが、この件につきましても、いわゆる定住自立圏のお話を前回したかと思います。広域的な連携をするという意味もございまして、これにつきましては、市内部で十分によく協議して場所を決めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

#### **人権・同和対策室長（西田親廣君）**

人権・同和対策室長でございます。今、白谷議員のほうからお話がございましたとおりに、あくまでも繰り上げ償還ができましたのは、金利幅が5%以上ということで、それから未満のものにつきましては、一応平成8年度が最終貸し付けでございますから、25年間償還ということで、平成33年まではこの事業がございましてけれども、その間は公債費が支払いが必要ということでございます。

ただ、私どもが予算計上いたすに当たりましては、今後見込みといたしましては、皆様方からいただくお金に基づいて公債費の支払いができるであろうということから、今回は一般繰入金を計上しなかったところでございます。

それから、2点目でございます。

先ほども申しあげましたように、本来、住宅を建設、いろんなそういった事業を行う際に借り入れ申し込みを行政のほうにされますので、その分をうちのほうが貸し付けをいたして事務処理をいたしているところでございます。

もともとの借り入れをして貸し付けをする際には、行政のほう、自治体のほうがその原資を、公債費をお借りしながら行っていた経緯から、繰り上げ償還によってその分が返還したということでございます。

以上でございます。

#### **7番（白谷義隆君）**

最後の質問になりますが、サポートセンターについては今から協議をするということで、特に相談員の方については、やはりこの事業が成功するかどうかは相談員の方にかかっているわけですから、そこら辺の人選については慎重にお願いをしたいと思います。

それと、住宅資金の件ですが、なかなか明確には答えていないのか、私が理解ができないのかわかりませんが、いずれにしても、今まで一般会計からの繰り入れがあっているわけですね。それは私が思うには、今まで本来借受人である人が払うべき金額、その分を返してなかったから市が簡保から借りたところに償還するのに、その借受人からの返済金では足りないから、その分を一般会計から繰り出して償還金に充てていたというのが実情ではないかと思えます。

もちろん20年、21年度には繰り上げ償還の分がありますので、全額がそれだとは思いませんけど、かなりの部分がそうではないかと思えます。

そうした中で、今までの一般会計から繰り出された金額、それと、かわって払ってあるわけですから、その人数ですね、繰り出される金額とその対象人数について教えてください。

#### **人権・同和対策室長（西田親廣君）**

議員がお話しされましたように、そもそも住宅新築資金につきましては借入者が借り入れた、例えば金融機関とか、そういったところとの契約を制定し、その上で実施をされていれば、こういったことはなかったと思いますが、あくまでも貸借契約を、先ほど申しあげました当時の三橋町と債権者との契約ということになっております。したがって、その取り立てを私どもの行政が行うということでございます。ただ、いかにせん、その分については、その貸し付けをするための原資を、資金をお借りしてやってきたわけでございます。

お話しをされましたとおりに、自治体が借り入れした金額は当然毎年お返しをしなければなりません。ですから、個人の借入者が入る入らないは別にいたしまして、行政としては当然そういったところにお返しをするということで行ってきたところでございます。したがって、その分について不足する額を一般会計から繰り入れをしていただいたということでございます。

平成15年度から平成21年度までの合計の金額が30,378千円、現在――21年度はただいま執

行中でございますけれども、一応見込みとしてこれだけを一般会計から繰り入れしていただくようにいたしております。

なお、20年、21年の一括返済だけを考えますと、約18,000千円ぐらいこの時点でございますので、そのほかの分が15年からはあるということになります。

人数といたしましては、大体今31名ぐらいということで掌握をいたしております。

以上でございます。

**議長（龍 益男君）**

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告者の発言を許します。

**26番（梅崎和弘君）**

26番梅崎です。議案第3号についてお尋ねいたします。

一般会計予算書の77ページ、全日本同和会柳川支部と大和支部にそれぞれ補助金2,340千円が計上してありますけれども、各支部の組織人数と活動内容についてお尋ねいたします。

それから、155ページに部落解放同盟橋本支部が1,710千円、中山支部が3,240千円ですけれども、同じく組織人数と活動内容、それから、よければ各補助額の増減、今までふえているのか、だんだん減ってきているのか、それについてのお尋ねでございます。

それから、195ページ、大和干拓処分場の経費に7,016千円が組んでありますけれども、これの経費をもう少し詳しく御説明をお願いいたします。それから、この施設を使用開始するめどがあるのかどうかということです。

352ページの学校図書館、図書委員会に対しましての補助金が22,970千円の減額でありますけれども、この減額の理由をお尋ねいたします。

以上です。

**人事秘書課長（樽見孝則君）**

人事秘書課です。全日本同和会柳川支部の組織人数と活動内容についてお答え申し上げます。

平成21年度当初の組織人数は35名でございます。

そして、その活動内容は、集会、研修、教宣活動を通じて同和問題の早期解決を図ることを目的に支部独自の研修会や先進地視察を実施するとともに、全国大会や九州連合研修大会などへの参加を通じて目的達成のための取り組みが行われているところでございます。

補助金の額につきましては、平成18年度が2,600千円支出しておりましたけれども、それ以

降、19年度以降が2,340千円ということになっております。

以上でございます。

#### **大和庁舎長（横山英眞君）**

大和庁舎長です。私のほうから全日本同和会大和支部の組織人数と活動内容についてお答えいたします。

大和町大和支部組織については、壮年部会、青年部会、女性部会、教宣部会の4部会で30名で活動されております。活動内容につきましては、同和問題の完全な解決を図るとともに、人権尊重の確立を目的に、支部における研修会、教宣活動等が実施され、また、全国大会並びに各種研修会等に参加され、目的達成のための取り組みが行われております。

補助金の額につきましては、柳川支部と同様に、補助金が減額になっているところでございます。

以上です。

#### **人権・同和対策室長（西田親廣君）**

人権・同和対策室長でございます。予算書の155ページ、部落解放同盟橋本支部、同じく中山支部の件でのお尋ねでございます。

それぞれの構成について御説明いたします。

部落解放同盟橋本支部は20世帯、部落解放同盟中山支部は40世帯でございます。ちなみに、活動の主たる目的等ではありますが、部落差別を初めとする一切の差別をなくす人権のまちづくりの実現、同和地区住民の生活環境の改善、雇用促進や生活基盤の安定を図るため啓発事業等、諸集会、諸研修会の参加により、同和地区住民みずから部落の完全解放に向けて前進するということになっております。したがって、部落解放全国集会、あるいは支部代表者研修会、さらには、各部門、専門部ごとの活動などに従事されているところでございます。

補助金につきましては、平成19年度補助金等審査委員会の答申を受けまして、平成20年度から現在の金額に減額がなされているところでございます。

以上でございます。

#### **廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

廃棄物対策課長です。予算書の195ページ、大和干拓処分場の経費の内訳と施設を使用開始するめどがあるのかということにつきましてお答えしたいというふうに思います。

まず初めに、処分場の経費内訳について詳しくということでございますので、195ページのまず需用費につきましては、消耗品費としましては、浸出水の処理に使用する凝集剤等の薬品代でございます。

次に、修繕料につきましては、浸出水処理施設のポンプ等の修繕が主な内容でございます。

次に、光熱水費につきましては、これらの施設にかかる電気料、水道料でございます。

次に、役務費につきましては、通信運搬費としましては、浸出水処理施設の管理で、施設

に異常が生じた場合の緊急自動連絡システム用の通信費でございます。

手数料につきましては、し尿のくみ取り代でございます。

次に、委託料につきまして申し上げます。

まず、分析料につきましては、処分場から排出されます処理水、施設周辺地下水等の分析経費でございます。この分析内容につきましては、ダイオキシン類や法に規定されました20数項目について実施するものでございます。そして、この結果につきましては、県のほうへ報告をする必要がございます。施設保守委託料につきましては、浸出水処理施設の補修点検業務委託費でございます。

次に、施設管理委託料につきましては、場内の除草作業のための経費でございます。

最後に施設の使用開始のめどでございますけれども、まだ地元や漁業関係者などとの協議が残っておりますので、使用のめどはございません。

以上でございます。

#### **学校教育課長（高崎祐二君）**

学校図書館委員会補助金の減額の理由につきまして、学校教育課のほうからお答えいたします。

この補助金の減額につきましては、平成21年度末に3人の司書の方が定年退職されるようになっております。そのため、これら3人の方の人件費及び退職功労金が減額されておるところでございます。

また、3人やめられました後の司書の方につきましては、市の直接雇用の嘱託職員として、小学校でありましたら、2項、小学校費、1目の学校管理費、1節の報酬のところを予算を計上しておるところでございます。

以上です。

#### **26番（梅崎和弘君）**

まず同和問題ですけれども、今全国的に見てみますと、同和予算はいわゆる一般会計のほうに移行すると、削減する方向に私は向かっているんじゃないかなと、このように思っておりますけれども、平成19年からもう3年間同じ補助額ということですが、今後もこのような補助金の額でいくのか、また、削減する見通しがあるのかどうか、これをひとつお尋ねいたします。

それから、195ページの大和干拓処分場ですけれども、使えるめどがないということですが、これを毎年7,000千円近くも予算を組まにゃいかんということは、非常に無駄じゃないかなと思いますけれども、この開始、使えるようにするためにはどのような問題点があるのか、そこら辺について、よかったら市長、トップのお考えをお尋ねいたします。

#### **総務部長（大坪正明君）**

同和関係、団体関係の補助金についての今後どうするのかという御質問でございますけれ

ども、これにつきましては、各団体でそれぞれ今まで各同和問題の解決のために活動されているということで補助金を支出しておりますので、そういった活動というのは今後も引き続き行っていただかなければならないことだろうと思います。

補助金の金額につきましては、さきの補助金等審査委員会の中で審議をされて御決定をいただいておりますので、当面はそういった金額で支出をしたいと思っております。将来のことについては、また補助金等の審査委員会が開催されるときに審議をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

#### 市長（金子健次君）

梅崎議員のほうから大和の処理施設についての使用についてお尋ねでございます。

山田課長のほうから一応お答えをいたしました。私自身も先日、処理場に行きまして視察してきたところでございますけれども、当初この処理場建設に当たっての地元の同意形成がなっていない。また、漁協の関係も同意がなされていないということで今日まで来ているわけでございます。

実際、仮に同意ができたとして、処分場の有効活用を何年ぐらいできるのかということも聞きましたけど、3年ぐらいはできるんじゃないかという話を聞いております。

私自身は、恐らく梅崎議員のほうは、今後市長としてどういうふうに考え、利用するのかしないのかということの問いだと思いますけれども、1つは、クリーンセンターの焼却場が非常に耐用年数を過ぎていまして、毎年150,000千円ぐらい修繕費が必要であるわけです。その分についての今後どうするかという、大きな工事費がかさむわけですがけれども、どうするかという大きな問題があります。いつ何どきそのクリーンセンターがストップするという状況も、緊急時のことも考えておかなければならないということですね。そのくらい、とまったときにすぐ利用できるかどうかは別問題といたしましても、合意が必要でございますけれども、万が一のことも含めてみますと、いたずらにすぐその利用をするのについてはちょっと今慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### 20番（吉田勝也君）

20番吉田でございます。議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算につきまして、29ページ、柳川総合保健福祉センター売店料金についてお伺いします。

収入が1,116千円上がっているようでございますけど、売店につきましては、業者がくるくる変わって、非常に家賃が高いと、経費が非常にかかる、電気代、それから家賃、それから人件費等もあろうかと思っておりますので、この収入の内訳をお聞かせください。

それから、239ページ、商店街活性化がんばろう会事業補助金500千円組んでありますが、この組織、それから、どういう事業内容等を話し合っているのか、それと、マルショク跡地

を中心としました街なか開発、それから、浦島橋のかけかえに伴う中島商店街の活性化の問題、こういう問題もこの中に含まれてくるのかどうかということ。

それから次に、239ページ、プレミアム商品券事業補助金につきまして11,700千円、これは昨年と同様の金額だろうというふうに思っておりますが、県としても、昨年10,000千円の別枠でやられたわけですが、引き続きこれを行いたいというような考えがあるようですが、柳川市につきましても、昨年同様別枠でやられるのかどうか。

それから、331ページ、歴史的建造物保存活用基本計画策定委託料2,000千円、これは、渡辺邸、それから十時邸の保存活動の委託料かと思いますが、これは買い取る方針なのか、十時邸は川下りコースで非常に見学しやすいんですが、渡辺邸につきましては、ちょっと離れておりますので、移築して保存するのかどうか、そういう考えをお聞かせください。

それから、もっと重要な歴史的な建物がございます。出来町のところに北向きの天満宮があるわけですが、ここには非常に希少価値のある絵馬等もありまして、この保存活用につきましても、2,000千円の委託料の中に含まれているのかどうか。

それから、313ページ、外国語教師派遣委託料16,002千円、これにつきまして、これは多分国、県の金で賄われているかと思うんですが、何校派遣されてあるのか、それから、これは入札で派遣業者が変わったというふうにお聞きいたしておりますが、それにつきましてもお聞かせください。特にこの先生の評価というのが非常に大事で、英語さえしゃべれば授業がスムーズにいくという問題でもございませぬし、前の先生たちはほとんどが首になったそうで、外国にまた、自国に帰られるというようなお話を聞いております。非常に身分的にも不安定でございませぬし、また、学校の先生ですと教員免許もあるという資格の問題もありますし、ただ、英語をしゃべればいいという問題じゃありませんので、その先生の質の内容等も把握されているのかどうか、その5点につきましてお願いいたします。

#### **健康づくり課長（川口敬司君）**

吉田議員の1点目の柳川総合保健福祉センターの売店使用料について御説明を申し上げます。

柳川総合保健福祉センター水の郷ですけれども、売店につきましては、現在、温泉があります南風の中に水かげろふという売店、それから、ロビーにハートフルという売店の2カ所があります。この売店の使用料についてでありますけれども、行政財産の目的外使用としまして、地方自治法、あるいは柳川市の財務規則に基づきまして使用の許可を出しているわけでありませぬけれども、その段階で使用料を柳川市行政財産使用料条例に準じて決定しております。ちなみに、使用料の積算ですけれども、面積ですね、その売店の面積、1平方メートルあたりに年間10千円、それに、その売店で冷蔵庫とか照明とか、そういった電気製品を使いますので、その電気料の実費、それを徴収させていただいております。

具体的に平成22年度の予算に上げています、先ほど議員が言われました1,116千円の内訳で

ありますけれども、水かげろふが面積が21平方メートル、その分の使用料が210千円ですね。それから、電気料が今までの実績からいきますと月額23千円程度、それが年間に直しますと276千円、それを2つ合わせまして486千円ですね、それから、もう1つのハートフルのほうは面積が33平方メートルで、そちらの分が年間330千円、それから電気料が大体月額平均で25千円ぐらいになっておりますので、その分が年間に300千円、合計で630千円。2つ売店を合わせますと1,116千円ということで22年度は予算計上しております。

先ほど売店の業者がころころ変わったということをおっしゃいまして、その点は20年度から半年間、ハートフルのほうは業者が決まらなくて閉店をしていた状況があつて、非常に利用者の方からも要望があつたわけですがけれども、今おっしゃったように、売り上げに対して使用料が高いというのも一つの原因じゃなかったかと考えております。

それで、平成19年度まで売店の使用料の中に売上高に応じた加算というのがありました。それで、平成20年度からはその分を廃止して、先ほど申しあげましたような使用料に変更しております。

以上です。

#### 商工振興課長（江崎尚美君）

商工振興課でございます。吉田議員の質問でございますけれども、まず2点でございます。商店街活性化がんばろう会事業補助金についてとプレミアム商品券事業補助金についてでございます。

まず1点目、商店街活性化がんばろう会の事業補助金についてにお答えいたします。

まず、質問の内容が事業の組織体、事業内容及び中島商店街とか浦島橋のかけかえに関することでございますけれども、まず、この事業と申しますのは、地域の歴史、伝統を担いコミュニティの場を提供していただいております商店街の自助努力や創意工夫を凝らした取り組みを促進するため福岡県が商店街活性化を支援する事業でございます。

今回、柳川商店街活性化がんばろう会といたしまして、柳川商店街振興組合、福岡県と柳川市、柳川商工会議所などで組織されておまして、1年目に検討会を開催し、活性化策を検討策定、2年目に検討した具体的な活性化策を実現するためのソフト事業に対する補助金でございます。

補助率といたしまして、福岡県3分の1、本市、柳川市でございますが3分の1、地元柳川商店街振興組合でございますけれども3分の1、県の限度額1,000千円となっておりますのでございます。

現在、事業内容は検討いたしておるところでございますけれども、検討案といたしましては、マルショク跡地を利用した農産物直売所やプレミアム商品券発行時のイベント事業などを予定されておまして、1,500千円の事業で、市の補助金といたしまして500千円を計上いたしておるところでございます。

また、中島商店街の活性化とか、浦島橋のかけかえに伴う中島商店街の活性化についてはこの事業とは関係ないと思っておるところでございます。

続きまして、プレミアム商品券補助金についてお答えをさせていただきます。

まず、この事業は平成18年度から現在のプレミアム商品券、御存じの柳川藩札発行事業といたしまして、市内の消費拡大や市外への消費流出の防止に効果を上げておるものと判断し、通年どおり22年度は11,700千円の補助金を計上させていただいておるところでございます。

先日、柳川商工会議所から、非公式ではありましたが、平成22年度に福岡県のほうからの交付金は市の補助金よりも多く今年度を上回る予定であるとの連絡を受けたところでございます。

また、市といたしましては、今年度は地域活性化・経済危機臨時交付金の単独事業分として、21年度でございましたけれども、通年の11,700千円と追加分として10,000千円の合計21,700千円の補助金を支出しているところでございます。

また、平成22年度補助金の増額ということに関しましては、先ほど申しましたように、県の補助金が大幅に増額の予定でありますので、その点も勘案して対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

#### **生涯学習課長（田中利光君）**

生涯学習課長です。吉田議員のお尋ねにお答えいたします。

歴史的建造物であります渡辺邸、十時邸の保存活用についてどのようにするのかというふうなことでございます。

これにつきましては、本年、歴史的建造物の基本構想を策定いたしております。基本構想の方針に基づき22年度に策定を予定している保存活用基本計画の策定においては、保存の緊急性の高い建築物について具体的な活用方法、事業計画、事業費等を検討していくこととしています。特に十時家住宅、渡辺家住宅につきましては、歴史的、文化的価値の高い武家屋敷ですので、どのような方法で保存活用をするのか、具体的に基本計画の中で十分検討していきたいというふうに思っております。

現時点で渡辺家を移築すると、それから十時邸はどうするというのではなくて、この中、基本計画の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、出来町の北向き天満宮等につきましても、この歴史的建造物には寺社建築なども含まれておりますが、これらにつきましても、歴史的、文化的価値の高いものについては文化財指定を検討し、あるいは地域の景観上重要なものについては景観資源として活用も検討すべきであると考えています。

出来町の北向き天満宮につきましては、平成18年2月発刊の柳川市の寺社建築Ⅰに掲載されております。また、この天満宮の絵馬についても平成14年9月の発刊の新柳川明証図会に

も掲載されているところでございます。

歴史的建造物には寺社建築なども当然含まれておりますので、これらについても歴史的、文化的価値の高いものについては今後資源として検討すべきであると考えております。

北向き天満宮につきましては、平成22年度予定しております保存活用計画の対象とはいたしておりません。

以上です。

#### **学校教育課長（高崎祐二君）**

外国語教師派遣委託料についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の何校に配置しているかというお尋ねだったかと思えます。

これにつきましては、小学校に4人、中学校に4人、合計8人を使いまして、小学校につきましては、小学校を東西南北4ブロックに分けて配置をしております。中学校につきましては、4人で全校を回っているような状況になっております。

続きまして、入札の方法ということでのお尋ねだったかと思えます。

一応こちらの外国語指導助手業務委託料につきましては、1年契約で行っておりますが、業務実績が優秀であったと認められる場合には、その翌年度もその業者と契約をいたしております。最長で2年間の契約ということで行っておるところでございます。

それで、その2年間の契約が21年度で切れますので、今回22年度につきましてはプロポーザル方式によりまして業者選定を行ったところでございます。

あと、評価なりALTの資質なりというお尋ねだったかと思えますが、まず1点目、外国語活動につきましては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じまして言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したい。それから、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標といたしておりますので、母国語が英語圏である外国人の方をお願いしているという状況になっております。

その評価なりになりますが、先ほどプロポーザル方式で各業者からプレゼンを受けまして、その中身でALTの採用基準や方法、それから、ALTの研修体制や服务等の管理体制、それから、業者の危機管理体制などを一応総合的に判断させていただいたところでございます。

以上です。

#### **20番（吉田勝也君）**

再質問につきましては委員会のほうでさせていただきたいと思えますので、またよろしく申し上げます。

終わります。

#### **議長（龍 益男君）**

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算については、14名の委員

をもって構成する予算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は14名の委員構成による予算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

矢ヶ部広巳議員、島添勝議員、梅崎昭彦議員、白谷義隆議員、荒巻英樹議員、伊藤法博議員、竹井澄子議員、佐々木創主議員、藤丸富男議員、吉田勝也議員、諸藤哲男議員、近藤末治議員、熊井三千代議員、梅崎和弘議員の以上14名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第11号 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定について及び議案第12号 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第11号 三橋町水利問題審議会条例を廃止する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 三橋町奨学資金等貸付基金条例を廃止する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について

議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について

及び議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 老人福祉法に関する費用徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思いま

す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第21号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について

議案第22号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第24号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第21号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
及び議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。7議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり龍邦弘氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり龍邦弘氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新谷雅子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり三島正寛氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり三島正寛氏の柳川市政治倫理審査委員会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石橋茂氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時6分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月8日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 13番 | 伊 藤 法 博 |
| 14番 | 竹 井 澄 子 | 15番 | 菅 原 英 修 |
| 16番 | 諸 藤 哲 男 | 17番 | 樽 見 哲 也 |
| 18番 | 近 藤 末 治 | 19番 | 太 田 武 文 |
| 20番 | 吉 田 勝 也 | 21番 | 大 橋 恭 三 |
| 22番 | 藤 丸 正 勝 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男   |     |         |

## 2. 欠席議員

|     |       |
|-----|-------|
| 12番 | 荒 木 憲 |
|-----|-------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 市       | 長     | 金子健次 |
| 副市長     | 刈茅初支  |      |
| 教育長     | 北川満   |      |
| 総務部長    | 大坪正明  |      |
| 会計管理者   | 山田政徳  |      |
| 市民部長    | 田島稔大  |      |
| 保健福祉部長  | 武藤義治  |      |
| 建設部長    | 蒲池康晴  |      |
| 産業経済部長  | 藤木均   |      |
| 教育部長    | 高田厚   |      |
| 大和庁舎長   | 横山英真  |      |
| 三橋庁舎長   | 藤木明   |      |
| 消防長     | 古賀昭   |      |
| 人事秘書課長  | 樽見孝則  |      |
| 総務課長    | 石橋正次  |      |
| 企画課長    | 高田淳治  |      |
| 財政課長補佐  | 田尻主範  |      |
| 税務課長    | 山田敏昭  |      |
| 健康づくり課長 | 川口敬司  |      |
| 福祉課長    | 木下正巳  |      |
| 学校教育課長  | 高崎祐二  |      |
| 建設課長    | 中村敬二郎 |      |
| 農政課長    | 成清博茂  |      |
| 水路課長    | 安藤和彦  |      |
| 水産振興課長  | 松尾昭義  |      |
| 廃棄物対策課長 | 稲又義輝  |      |
| 子育て支援課長 | 大石涼子  |      |
| まちづくり課長 | 大村隆雄  |      |

4. 本議会に出席した事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 議会議務局長       | 北原博  |
| 議会議務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会議務局庶務係長    | 高口佳人 |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者           | 質問事項   | 答弁者                          |
|----|---------------|--|------------------------------|
| 1  | 27番<br>高田 千壽輝 | 1. 総合運動公園整備について<br>(1) 整備費30億円の内訳<br>(2) 目的<br>(3) 年間維持費<br>(4) 年間利用者及び使用料は<br>2. 有明海苔不漁に対する支援策について  | 市長<br>〃                      |
| 2  | 26番<br>梅崎 和弘  | 1. 介護保険について<br>(1) 17億円黒字になった原因は<br>(2) 柳川市単独運営ではいくらの保険料になるか<br>(3) 広域連合から脱退する考えは<br>2. ゴミ問題について<br>(1) 分別収集の取り組み状況は<br>(2) 焼却炉の耐用年数と改築計画<br>3. 学童保育について<br>(1) 各保育所の利用状況<br>(2) 定数枠拡大と問題点                         | 市長<br>〃<br>〃                 |
| 3  | 19番<br>太田 武文  | 1. 県道・市道の進捗状況について<br>(1) 県道大牟田・川副線バイパス<br>(2) 市道高田町・永松線<br>(3) 県道柳川・城島線の筑紫橋<br>2. 公契約条例の制定について<br>(1) 最低賃金を独自に定めることについて<br>3. アクアタウン（仮称）事業計画について<br>(1) 当該用地の農振除外手続きについて<br>(2) 当該用地の事業計画について<br>4. ピアス社との交渉経過について | 建設部長<br>総務部長<br>産業経済部長<br>市長 |
| 4  | 24番<br>佐々木 創主 | 1. 掘割の水の確保と管理体制<br>2. 学校教育<br>(1) 新学習指導要領による具体的取り組み  | 市長<br>教育長                    |

|   |                |   |          |
|---|----------------|---|----------|
| 5 | 4 番<br>熊 井 三千代 | 1. 在宅生活支援サービスについて<br>2. 地域生活環境の整備について<br>(1) 市民の移動手段確保への取り組みは | 市 長<br>" |
|---|----------------|---|----------|

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、27番高田千壽輝議員の発言を許します。

27番（高田千壽輝君）（登壇）

27番高田千壽輝でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。

国においては、昨年9月、新しい政権となり、鳩山首相は「コンクリートから人へ」や「友愛」という言葉が数多く使われて、これまでのインフラなどのハードから暮らし、子育て、社会保障などのソフトへの政策チェンジをしているように国民には映っています。ここ柳川におきましても、金子市長は1年前の選挙時にチェンジという御柱を立てて、マニフェストでは人口数の低下や農業、漁業、商工業の活力が低下し、税収の落ち込みにより市の財政も危機的状況に陥ってしまうと柳川危機宣言をアピールされ、市政の信頼回復、元気回復として誠実と倫理観で市政の信頼を回復し、行政改革を推進することで財源を確保して、健康、子育て、お年寄りに優しいまちづくりを第一にします。また、農業、漁業、商工業を観光と連携させながら、若者が残って仕事をしたいと思えるような元気な地場産業の育成を図りますと、みずからの思いをかけられて、市長への推挙になったのです。

就任早々の本格予算、そして、ことし2年目の当初予算には市長が訴えられてきた、掲げられた政策実現のための予算が色濃く出るのではないかと期待しておりましたが、今年度の当初予算は昨年度より41億円多い290億円を今議会に提案されています。このことは予算委員会で審議されるでしょうが、この290億円に対して市長はどう思われるか、お伺いいたします。

市長は議会冒頭の所信表明演説で述べてありますように、自主財源率が低く、厳しい自治体でありますと言われております。22年の市税は6,154,430千円で、歳入全体の21%であり、あと残りの80%弱は国や県の補助金と借金に頼らなくてはならないのです。たしかこの自主財源率は福岡県下では下から2番目だと思われまます。自主財源率を上げるには、地場産業を育てることはもちろんのこと、企業、法人を育てる環境、支援策を整備して、企業を誘致し、働く場所が必要です。今は深刻な経済不況が続いており、今の状況が好転することが難しい中、多額の予算が必要と思われ、事業は厳しい選択が必要だと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

厳しい財政状況の中、避けて通れない事業は数多くあります。20校を超す小・中学校校舎の耐震化改修工事を初め、雇用促進住宅の払い下げ整備、柳川駅周辺整備事業、コミュニティーセンター整備事業、市民会館改修、クリーンセンター、火葬場改築などの大型事業がメジロ押しであります。これらの事業の予算をどう確保されるのか、市長の見解をお伺いします。

続いて、有明海のノリ不作に対する支援策についてお伺いいたします。

私の住む中島地区は漁家が多く、秋の種つけから春の終漁期まで漁家ばかりでなく、まち全体が活気づきます。ノリの年間水揚げ高は、平年作を見ると、旧大和町では80億円、柳川市全体では150億円を誇り、福岡有明海は佐賀県の有明海に次ぐ生産地として全国に知られております。ノリのふできは市内の経済を左右するほどの影響があります。

年明け後のマスコミ報道や市長も現地に行かれて調査されましたとおり、御案内のことと思いますが、今期のノリ養殖はあの未曾有の不作と言われた平成12年の栄養塩不足による色落ち被害による不作以来の不作の年になると不安が広がっています。それは年明けから急激に起きた有明海でのノリへの栄養不足であります。今年度も7回の入札があつてはいます。昨年同時期と比較すると、これまでの年明けごろまでは昨年に近い水揚げがありましたが、今後見込まれる生産量は海況の回復がなければ、ほとんど期待できないのです。最も漁家の家計のやりくりは、今2月、3月の水揚げが1年間の生活に回るということも実態です。このまま網を張って生産体制をとったとしても、今発生しているプランクトンのユーカンピアがなくならなければ、今後の生産はゼロに近く、全く期待できないのです。昨年20年度は柳川市全体で10,550,000千円余り水揚げがあつてはいます。このまま網を張って生産体制をとったとしても、海況が回復しないと生産には結びつかず、このまま終漁ということになります。市全体では約25億円から26億円の水揚げ減になると思われまます。私の近くのN漁業組合でも昨年の水揚げと比較してみると、ことしは1,430,000千円から5億円の減収になることが予想され、ことしの漁家は経常経費などの出費が重なる中、生活費もどうなるかという現実を突きつけられていることになります。

このような現実が予測される中、市長は所信表明では覆砂事業の継続、環境調査を国、県

をお願いしていくと述べられていましたが、そんなものではなく、市としての状況把握や不漁時に備えての対応策、支援策などがどうなっているか、お伺いします。

以上、壇上からの質問は終わりますが、自席からの一問一答とします。それから、答弁につきましては、市民の皆様にわかりやすいように専門用語を避けて答弁をお願いいたします。

#### 市長（金子健次君）

おはようございます。それでは、高田千壽輝議員の一般質問にお答えをいたします。

前もって通告があっておりましたので、その件について回答させていただきます。

3月定例会におきましては、総合運動公園に関する質問をたくさんいただいております。市民の中に賛成意見がある一方で、厳しい御意見があるのも事実でございます。そこで、まず初めに総合運動公園を整備する目的なり必要性について触れさせていただきます。

私は、昨年の6月議会の所信表明の中で、市内小学校、19小学校が一堂に会しての陸上記録会を開くことができるグラウンドや野球場などを備え、将来オリンピック選手を育成でき、しかも市民も気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる拠点施設として総合運動公園の整備に取り組んでまいりますと所信表明をさせていただきました。

ところで、本市の第1次柳川市総合計画の施策の大綱の中では、身近なスポーツ・レクリエーション活動ができるよう既存施設の有効利用、総合運動公園の整備など新たな環境づくりを総合的に推進するとうたっております。さらに、この総合計画に沿って策定いたしました都市計画マスタープランの暮らしの環境整備方針の中では、健康づくりやスポーツ・レクリエーションに対する市民の関心が高まっていることから総合運動公園の整備を検討するとうたっております。また、この計画を策定する際には、市民アンケートを実施し、市民公募による景観まちづくり座談会や子育て世代ワークショップを開催いたしまして、計画の基礎資料となります柳川景観まちづくり提言書を作成いたしております。この中で、公園のあり方について、静・動・楽・憩を感じる柳川らしい公園づくりが望まれております。このほか、掘割を生かしたまちづくり行動計画や地域防災計画におきましても、都市計画公園等の必要性や適正配置についてうたっているところであります。

このように、これらの計画を絵にかいたもちに終わらせることなく、計画に沿って総合運動公園を整備しようとするものであります。市民の健康増進、体力の維持向上を図り、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、交わることは明るく、健康で、豊かな人間関係をはぐくむことにもなろうかと思っております。子供から高齢者まで集える場を提供することが今の時代だからこそ、ぜひとも必要と考えております。

しかしながら、今定例会の冒頭、所信表明でも申し上げましたように、小・中学校の改築と耐震補強事業を初め、駅周辺事業、コミュニティーセンターの事業など、本市には課題が山積をいたしております。この厳しい財政状況のもとで、予算編成におきましても聖域なき見直しを図り、市全体の事業内容を精査したところでもございます。マニフェストの総合運

動公園に関しましても、事業費の総額を大幅に縮小していかなければならないのではないかと考えております。過去の議会の一般質問におきましては、30億円の財源内訳等について、仮の話であります。申上げてきました。できれば私は既存施設の有効利用を検討しつつも、総合運動公園の機能も満たすような施設を、事業費を大幅に縮小いたしまして、30億円を10億円から15億円以内、どちらかといえば10億円に近い金額で、2分の1から3分の1ぐらいの事業費で整備できるように努めていきたいと今考えております。

近いうちに基本構想がまとまりますので、改めて説明の場を設けさせていただき、その中で概算工事費等につきましては御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、有明海漁業、不漁に対する支援策につきましては、担当の課長からお答えをいたします。

#### 水産振興課長（松尾昭義君）

2点目の有明海ノリ不漁に対する支援策についてお答えいたします。

高田議員の御意見のとおり、柳川市の本年度のノリ養殖漁業は平成12年度以来の不漁の様相を呈しております。昨年同期と比較いたしますと、生産量で3割の落ち込み、生産額では約2割の減収となっております。最終的には、本年度の生産量、生産額とも減少することは確実ではないかと言われている状況にあります。

このような現状を受け、緊急に先月19日、市長、副市長のノリ漁場現地調査が行われ、有明海漁連の西田会長とともに私も同行して現地を調査いたしました。ノリ漁場は、特に沖合の漁場が悪く、網が撤去されたり、張られている網でも色落ちのノリ網が多く見受けられたところがございます。ノリ養殖そのものが自然条件に大きく左右されるものでありまして、今後の有明海の海況の好転を願うばかりでございますが、先月末の福岡県水産海洋センター有明研究所の調査の結果でも、まだ好転の兆しは見えていないようでございます。最終的にどれくらいの不漁になるかまだ判断がつかない状況にあること、また、一つの自治体で新たな救済措置を講じるには財政的にも厳しいものがあることも御理解いただきたいと思います。ただ、既存の制度として、柳川市漁業近代化資金利息補給制度がございますので、ぜひこの制度を活用していただきたいと思います。そのための人的援助は惜しまないものであります。さらには、県に対しまして救済措置の検討の可能性について協議していきたいと思っております。

また、平成12年度のノリ不作期の対策として、ノリ漁家の皆様はすべて特定養殖ノリ共済の保険に加入されていると聞き及んでおります。保険の種類が幾種類かありまして、多少補償額が異なりますが、平年作の8割を満たさない場合、補償を受けられるような制度になっていると聞いております。

いずれにいたしましても、これから漁期としてはわずかな期間ではありますが、今後、海況が好転いたしまして、これ以上の減産や減収にならないことを願っておるところでございます。

以上でございます。

**27番（高田千壽輝君）**

最初に私は財政のことを質問して、その答弁があっておりません。なぜかという、最初、市長は今10億円と言われていましたけど、菅原議員の質問のときにはたしか30億円と言われていました。30億円ということで私も想定して質問しておりました。30億円というお金は柳川市の年間予算の1割以上を使って設備するものでありますから、どうしても財政について質問し、お答えが欲しかったんですけど、どうでしょうか、再度。

**市長（金子健次君）**

高田議員のほうから、昨年の6月議会におきまして菅原議員のほうから事業費等について御質問がありました。そのときの質問の趣旨というのは、柳川市の負担の分を心配されてありまして、そういう事業費等につきまして質問があったと思います。そのときに30億円の事業費等につきまして、仮に30億円の場合は国の補助、また起債の関係、それとあわせて本市における負担額等につきまして、そのほかに藤丸正勝議員、また伊藤議員からも質問等があるところがございます。たしか浦議員からも質問があったと思います。そういう意味で、この30億円ということ仮の話としていろいろ説明をいたしました。昨年の10月1日に総合運動公園の準備室等も設けまして、いろんな形で各市外のところについて調査をしてみましたところがございます。そういう面におきますと、かなりの維持費、またコストもつきまして、大変財政上厳しいということで、今回の290億円の予算措置になりましたが、今回の場合は特に昨年と対比いたしますと、土地改良の負担金の繰り上げ償還という形で17億円ですか、そういうことで大幅にふえておりますけれども、そのことをかんがみまして、私といたしまして、今回の予算につきましては、所信表明でも申し上げましたように、聖域なき見直しという形で、あらゆる角度からの予算編成をいたしたところがございます。先ほど申し上げました10億円から15億円というのは、なるべく10億円に近いところの数値で大幅に総合運動公園整備の事業縮小をしてみたいという考えを持っているところがございます。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

財政的には大変厳しいと認識しておられるんですね。はい、わかりました。

では、次の質問に行きます。

私も昨年9月にこの質問をしたときに、市長は議会に十分説明、協議しながら進めますと答弁されていますね。それに間違いありませんね。

**市長（金子健次君）**

私自身も議会と十分いろんな事業等につきましては御説明なり、またその説明責任を果たしながら、御審議をいただきながら、また議会というのは審議の場でございますし、予算の裏づけがないとどうしてもその事業が遂行できません。そのことを十分私自身は承知してお

りますので、その言葉はそのとおりだというふうに理解していただいて結構だと思います。

**27番（高田千壽輝君）**

次の質問ですけど、今予算書に総合グラウンド公園関係の予算が20,000千円計上されています。私がさっき言いました、議会に十分説明してやっていきたいと言っておられましたので、所管の委員会、建設委員会ですね、とかに事前に説明されていますか、どうですか。

**市長（金子健次君）**

お答えいたします。

今回、当初予算につきましては20,000千円ほど組ませていただいております。これからというふうに思っております。いろんな場所をどこにするのか、事業規模をどういうふうにするのか、あと維持管理をどういうふうにやっていくのかということは十分時間をかけて、また提案することにつきましては、所管の委員会、また議員全員の皆さんの全員協議会の中で十分御審議いただくために御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

事前にまだ説明はしていないということで理解していいんですかね、どうですか。

**市長（金子健次君）**

まだ説明する段階まで至っていないというふうに理解していただきたいと思います。

**27番（高田千壽輝君）**

説明する段階までいっていないと言ってありますけど、予算を20,000千円計上してあるんですよ。ということは、この事業は進めますという方向が出ているんじゃないですか。

**市長（金子健次君）**

その20,000千円というのは、いろんな総合運動公園の内容について、事業の規模とか、そういうものをこれから委託をしながらやっていくわけでございまして、また、執行部の考え方を述べて、また議会の意見を聞きながらやっていくわけでございまして、今の段階で所管の委員会に御提案申し上げる段階には至っていないというふうに理解していただきたいと思います。

**27番（高田千壽輝君）**

建設の目的とかは市長は言われました。19校一斉に小学校が記録会などできるような施設のためにつくるんだとか、いろんな目的で言われました。私、代案として、もうことしからでも始められるんですよ、小・中学校の記録会は、小学校19校。どういう方法かということ、今総合グラウンド公園をつくっても、みんなそこに徒歩とか自転車でいけるわけじゃないですね。ということは、バスとかをチャーターしなければいけません。ということはお金もかかります。どうせそういうバスをチャーターするんだったら、高速で久留米のインターまで行きます。あそこには県の立派な競技場があります。すごい施設です。そういうところを利用して、

ことしからできますよ。だから、新たにつくる必要はないんですよ、その目的を達するためには。また、今議会に提案されています広域圏の定住自立圏で市はどういうメリットがあるかと、みやま市、大牟田市の施設が使えるようになります、相互利用できますというメリットがあると。なら、大牟田市にも延命競技場という、すごい全体構成で土のグラウンドじゃない陸上競技場があります。そういうところを使ってことしからでもできますよ。これが私の代案です。そのことはどうですか。

**市長（金子健次君）**

確かに久留米市の陸上競技場、また大牟田の延命球場等もですね、競技場を利用すればできるかと思います。私のまちというのは7万3,000人を有しています。そういう中におきまして、確かに筑後市のほうで総合運動公園が整備をされました。マイクロバスで行ったら、そこを实际利用できるかもしれませんけれども、今考えておりますのは、そういう19の小学校が集って記録会ができる分、また19小学校校区単位の公民館の大運動会とか触れ合いの場ができるような場、その多目的なグラウンドを整備したいというふうに考えております。当初、スタジアム的なこと、また野球場的なことを考えておりましたけれども、どうしてもそういうグレードの高い競技場でありますと、また野球場でありますと多額の費用が、30億円ではちょっと追いつかないような数字になってくるかというふうに思っております。そういう意味では、マニフェストの公約であります総合運動公園整備につきましては、公園をあわせ持つ、そして子供たちがその公園で遊び、親がいろんなゲームをいそしむと、そういうことを考えて、今の考え方ではその多目的グラウンドではグラウンドゴルフができると、ソフトボールが何面もとれると、サッカーができると、そういうふうな多目的グラウンドでやっぴいかなというふうに今考えて、今後、そういうことをいろんな機会の場に相談しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

わかりましたけど、10億円で、今施設が、ソフトボールが何面もとれるような土地ということをよく聞きますが、10ヘクタールから15ヘクタールの土地を新たに購入しなきゃいけないんですよ。本当にその10ヘクタールから15ヘクタールの土地を買って、10億円で整備できるんですか。グレードが高くない施設をつくると言われても、土地代だけでも大変じゃないんですか。その辺をちょっとまた。

**市長（金子健次君）**

用地の問題でありますけれども、新たに用地を購入いたしますと、物すごい金が、費用が出てくると思います。私自身は、今既にある市有地の分がございます、何カ所か。そういう市有地の周辺の用地を購入したい、その用地で確保できればそういう用地もいいと思いますし、用地代を含めて、施設代を含めて10億円近いところの数字でできればというふうに考え

ているところです。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

土地はそんなに買わない、少し市有地の周辺を買わなきゃいけないということですね。施設整備のためには、たしか公園なんかには国からの補助金があるんですけど、施設には余り補助金はつかないと聞いていますが、施設にはどれぐらいの国の補助金がつくんですか、それをお答えください。

**市長（金子健次君）**

詳細にわたりましては、担当課長、まちづくり課長のほうからいいですか。答弁をお願いいたします。

**まちづくり課長（大村隆雄君）**

施設の補助金ということでございますけど、この総合運動公園整備につきましては、都市計画事業の中で都市公園ということで整備を考えているところでございまして、その中で用地につきましては3分の1、それと施設については2分の1というふうな補助の規定があります。

以上でございます。

**市長（金子健次君）**

今、まちづくり課長のほうから補助金について御説明をいたしましたが大和町、三橋町、柳川市が合併をいたしましたのが平成17年の3月21日、合併に対してのいろんな優遇措置の中で合併特例債、合併特例債というのは137億円、実際は270億円ぐらい使えますけれども、その半分ぐらいということで一応申し合わせができて、そういうのが利用できるわけです。合併特例債というのは実際国から金を借りまして、70%はまだ、政権交代いたしましたけれども、その分はきちんと保障していくという制度になっております。そういう意味では、その土地の3分の1の助成、また施設の2分の1の助成、残りの5%差し引いた残りの金額について合併特例債を活用していこうという考えでございます。合併特例債というのは、その事業が平成26年度、いわゆる平成27年3月までに完了しないと借られないという事業でございまして、その分をですね、それ以降ずっと延長していきますと、そういうメリットがないということでございますので、それも十分頭に据えながら、議会のほうに御提案をしたいというふうに考えています。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

わかりました。

よく合併特例債と言われますけど、10億円借りたら3億円は借金に残るんですね、特例債は。そうですね。3割は借金ですね。7割は地方交付税で国は賄うと言っていますが、

3割はしっかり借金として残ると私は理解していますが、それに対して間違いありませんか。

**市長（金子健次君）**

数字的には具体的に総事業費が確定しない限りはわかりませんが、仮に10億円だといえますと、計算では用地の分が3分の1、施設整備が2分の1、その残りの金額に対して5%引いた残りの金額、想定されるのは2億円弱ぐらいというふうに、10億円の場合、試算をいたしております。確かにその分は柳川市の自己財源という形になろうと思います。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

私も総合公園のことをですね、よく総合公園、要りますかといって市民の方たちと話をします。ある65歳の女性の方がこういうことを言われましたので、ちょっと言います。「私は40年間国民年金を掛けました。やっとことしから国民年金をもらえるようになりました。年間700千円ですよ、月58千円。正直言って生活保護者よりも低いんですよ。生活保護はたしか70千円ぐらいいただいてあると思います。月58千円しかももらえなくてどうやって生活するんですか」と極端に言われました。そういうだれが使うかわからん運動公園は要りませんち、正直言われました。だれが負担するとですか、維持管理費はち。こういう大変生活に苦しい人たちもいらっしゃるということを私に切実に訴えられました。これが本当に市民の現実なんですよ。40年間国民年金をまじめに掛けられて、もらう金額は58千円ですね。これが現実ですから、こういう事業をするに当たっても、必要か必要でないかということを市民の皆さんの意見を多く聞くことが大切だと思います。

また、市長はこういう事業をするときは外部評価委員会にお諮りしますと言われましたけど、この総合運動公園整備事業は諮られていますか。

**市長（金子健次君）**

確かに市民の福祉施策の中でそういう面の意見もあろうかと思いますが。そういう意見等もあることも十分承知をしながら、市民の中には子供をどこの公園で、近場で遊べる公園、近場でソフトボールが応援に行けるような公園、近場でも必要だというふうに私は理解をして、計画を考えているところがございますし、そういう対比論というのは非常に酷な話でございます、それも福祉の面ではいろんな施策を施していかなければならないというふうに考えているところがございます。

外部評価につきましては、もちろんこの問題につきましても、今回は入っておりませんが、対象になるというふうに思っております。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

今の時代、もうほとんどこういう箱物政策をつくっている、市単独でこういう公園整備、

俗に言う箱物を新しくつくるところはほとんどなく、今現在あるものでも縮小しようとか廃止しようというのが全国的な流れなんですよ。それはもう日本の今経済が大変厳しい状況であるということで、どこもしてあります。こういう運動公園とか、もうほとんどがこういう設備は市単独じゃなく広域で整備するということで、県も筑後市に今整備されてあります。そういうことで、本当に柳川市に必要なのかということ再度また十分調査されて、この事業を進めていかれるように要望して、この質問は終わります。

#### 市長（金子健次君）

高田議員のほうから自分の私見として申し述べられましたけれども、確かに公認陸上競技場というのは、柳川市だけが使うんじゃないくて、もっと広域的に必要であると思います。そういう面につきましては、できれば福岡県がいろんな形で考えていただければという気持ちもございませう。そういう面にいたしましても、近隣の市町並びにいろんな議会の皆さん方の要望、市民の要望等も含めて、柳川駅の近くに陸上競技場ができれば大変すばらしいことだなというふうに思っております。確かに柳川市というのは、みやま市や大牟田市、大川市、筑後市、大木町含めたところの中核にもなります。その中心地でありますので、そういう交通の利便性がいいという面では、今回多目的グラウンドというふうに大幅に縮小しておりますけれども、そういう県レベル、国は難しいですので、県レベルぐらいのそういう施設が誘致できればというふうに私は今思っているところでもございませう。

今回、昨年9月の政権交代に伴いまして、「コンクリートから人へ」というふうに、そしてその中におきましては、地域主権を確立しようという形で、地方交付税につきましては前年から比較いたしますと伸びがあります。しかしながら、財政的にも非常に税収の落ち込み等もございませうので、十分政治的な見直しをしながら予算を提案して、また、特別委員会の中で御審議をいただくわけでもございませうけれども、それも十分承知をいたしながら、陸上競技場とか野球場につきましては、グレードの高い分についてはやっぱり単独では難しいなど、厳しいなというふうに考えているところです。

以上です。

#### 27番（高田千壽輝君）

次の質問に移りますけど、宝の海・有明海は、以前は赤潮が発生しないということで言われておりましたけど、最近はまだ頻りに赤潮が発生するように、ここ最近環境の変化がっております。私が知っている範囲でも、有明海を取り巻く環境の変化として、筑後川大堰建設整備、それから熊本新港整備事業、それに炭鉱の影響による海底陥没、また記憶に新しいギロチンと称された諫早干拓事業があります。ということで、もう有明海域の環境が以前から全然変化しているんですね。有明海の海況の変化が今のノリの不作になっております。単年度の対策も大変かと思ひます。環境を相手に仕事をするということは大変厳しいです。その年度、年度によって豊作の年もあれば、ことしみたいに不作の年もあります。だから、不

漁時の救済保険があるといっても、私聞きましたけど、皆さん保険料を年間百何十万円も払ってあるんですよ。ことしノリがとれなかったら、来年の保険料をどうして払われますか。だから、その辺のことも、今共済保険を掛けてありますから、共済保険が80%以下になったら支払われますよとあって、だから、その保険料を確保するのも大変なんですよ。正直言って、今からの生産はほとんどゼロと見ています。あしたからの生活費どうするかという漁家の皆さんもいっぱいいらっしゃいます。もっと具体的に中長期の対策、政策がないものか、お尋ねいたします。

#### 市長（金子健次君）

中長期的な不漁に対する対策をとということで、保険の問題はちょっと別に横に置きますけれども、そういう救済はできますけど、確かに次年度以降どういうふうに考えているかということで、今期、私もノリの種つけから始まりまして、ちょうど中島漁港から沖合まで行ってきました、西田漁連の会長の御案内で。そういう中において、大変厳しいということも理解をし、特に大和町のほうは厳しかったというふうに理解しております。また、矢部川、沖端川、そして筑後川と3つの大きな川が連なって、河口については比較いたしますと、いいところもございました。そういう面では全体的に昨年と対比いたしますと、ノリの生産というのはかなり落ち込んでいるというふうに思っています。このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、本市だけで所得の補償とか、いろんな形の救済というのは非常に難しいと思っております。先日、知事とお会いしたときも、そういうふうな事情になっていますので何とかということで、どういうふうにすればいいかなという話もございましたし、これも有明漁連と一緒にあって対応策を考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、今回大きくなった栄養塩の問題、プランクトンの発生の問題等につきましても、ダムの放流の要請とかいたしましたし、長期的に考えますと、この水問題をやっぱり考えて要請をしていかなければならないという問題があるかというふうに思っておりますので、その分も十分これから力を入れてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

#### 27番（高田千壽輝君）

昔から魚は森につくとあってあります。上流に森がないと、その森から栄養が川から流れてきて、そこの海は豊かな海になると。今、若い人たちが植林作業とか一生懸命してあります。でもその効果を待つまでに体力がないんですよ、漁家の皆さん方はですね。大変だと思います。一番今、市長も言われていましたように、大和町側、大変栄養塩が不足しております。特に柳川市、西のほうから見ると、極端に生産量も違います。よく若い人たちと私も話しますが、これは大変難しい問題だと思います。声を大にして、その若い人たち、また組合の役員さんたちが、特に大和町側の方が言われるのは、矢部川の水が少ない、水量が少

ない、だから、矢部川からほとんど栄養が流れてこないということが一原因だとおっしゃっております。それは私も確かに見てみますと、本当に矢部川の水量は少ないです。その解決策とか、大変これは難しい問題だと思います。だから、その人たちがよく私にも言われます。筑後川からどげんしてなっと水ば引っ張ってこられんかと、こういう対策をしないと、本当に大和地先のノリはもう今後見通しがなくなるとは思いますけど、それに対して、本当に大変難しい問題だと思いますけど、市長の見解をお願いします。

**市長（金子健次君）**

確かに日向神ダムの治水ダムとしてありますけれども、その一番ノリ時期に水がないというふうになっております。そのことはいろんなことで考えられるのがダムの連携とか、そういうことも今後、大きな事業費がかさみますけれども、そういう運動、取り組みもしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

この水問題というのは、水利慣行もありますし、いろんな形で矢部川水系の中に利用してある方たくさんいらっしゃいますので、例えば、井堰の高さの問題だけにつきましても、大変異常な、デリケートに非常に反応されるというふうに思っております。また、柳川の川下りの関係等につきましても、いろんな水問題があって、いろんなことをこれから考えていかなければならないというふうに思っております。ともかく、矢部川の水をそういう形でノリの生産時期にもっと流れるような形は、難しい問題であるかもしれないけれども、頑張ってみたいというふうに思っています。

以上です。

**27番（高田千壽輝君）**

最後の市長のお言葉で、大変今漁家の皆さん方も、難しい問題だけど取り組みますというお答えだと思いますので、本当に期待しております。私も一議員として、大変少ない力ではありますが、今後こういうことがあったら、市長と協力して矢部川水系に水が流れるように一緒にやっていきたいと思っております。

これで私の質問は終わらせていただきます。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時3分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

**26番（梅崎和弘君）（登壇）**

皆さんおはようございます。26番、日本共産党、梅崎和弘でございます。議員になりました通算67回目の質問を行います。

まず、第1点目ですけれども、介護保険についてであります。

福岡県介護保険は、もう皆さん方も御存じのように、県下72市町村が参加する全国に例のない巨大広域連合、人口110万人として発足をし、今10年目を迎えております。この間、市町村合併などにより脱退が相次ぎまして、現在は33市町村になり、半分以下になっております。今回、介護給付費準備基金が約1,750,000千円になっておりますけれども、これは第1号保険、65歳以上からの保険料の取り過ぎということも、この黒字になっている一つの原因だと思えますけれども、このことについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

それと、基金残高は幾らになっておりますか。これらのため込み金を取り崩して、第1号保険者に対して保険料の値下げや減免をするべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

保険料の滞納者はふえているのか、また減っているのか、滞納者への制裁はどうなっているのか、お尋ねいたします。

福岡県が調査しました直近の特別養護老人ホームの申込者は2,000人を超えていると言われておりますけれども、この各支部の養護老人ホームの数や定数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

昨年9月の議会でBグループからCグループへ移行するための対策をとりたい、こういう答弁があっておりましたけれども、どのような対策をとられたのでしょうか。

それと、前回も言いましたけれども、柳川市単独で運営をした場合、幾らくらいの保険料になりますか。

以上、7点ほどお尋ねいたします。

次に、ごみ問題についてであります。

ダイオキシンの発生源である塩化ビニール、プラスチック類を分別収集して燃やさないようにしてほしい、こういうことを私は以前も一般質問をしておりましたけれども、分別収集はどうなっているのかということですが、そのときの答弁では、ストックヤードの土地の買収が思うようにいかないと、こういう答弁がっております。そこで、この分別収集とタンクヤードの土地との関係はどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、ダイオキシン対策として平成12年から平成13年の2カ年で焼却炉の改修工事が行われております。そのときの改修工事費用は23億円でありますけれども、市の負担は約90,000千円ほどだと聞いております。また、煙突の修理に1億円ほどの費用がかかっております。その当時、改修工事から耐用年数はどれくらいかということをお聞きしましたところ、約10年くらいだと答弁がっております。今そのちょうど10年目ぐらいですけれども、今の状態で何年くらいこの焼却炉が使用できると考えておられるのか、お尋ねいたします。いわゆる

この焼却炉を1年でも2年でも長く使用するための対策はどのように考えておられますか。

次に、大和、三橋、昭代の給食センターの生ごみの処理はどうなっているのか、また自校方式の給食センターの生ごみはどうされているのか、お尋ねいたします。

家庭から出る不燃物は、今、橋本不燃物処理場で土砂、かわら、れんが、ブロック、スレート、陶器、貝殻など7品目を直接搬入して処分しておられますけれども、ここの不燃物処理場はあと何年くらい使用できると考えておられるのか、お尋ねいたします。

3点目は、学童保育についてであります。

学童保育は今から13年前に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に明記され、法制化をされました。それまで国は地域の実情に応じて柔軟にやりなさいということで、学童保育の施設運営基準や望ましいあり方などを示しておりませんでしたけれども、平成19年、働く親を持つ子供たちの生活の場である学童保育の質的な向上を図るために、運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとしてこのガイドラインを策定しております。

そこで、1点目は、この学童保育における定員数と入所者はどうなっているのか。

2点目が、学童保育所に入所できない、いわゆる待機児童は何名ぐらいおられるのか。

3点目が、運営体制はどうなっているのか。それと、指導員の報酬や市からの補助はどうなっているのか、お尋ねいたします。

最後ですけれども、この学童保育所で事故などがあった場合の最高責任者はどうなっているのか、お尋ねいたします。このことにつきましては、前回やったですかね、学童保育所の運営員の責任者がこの最高責任者だというふうに聞いておりましたけれども、その後どうなっているのか。

以上、お尋ねしまして、第1回の質問を終わります。

#### **福祉課長（木下正巳君）**

ただいまの梅崎議員の介護保険についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、介護給付費準備基金についてでございますけれども、この基金は介護給付費が不足した際の財源に充てるために、福岡県介護保険広域連合介護給付費準備基金条例に基づきまして、介護保険事業特別会計の決算上、生じました余剰金を積み立てるというものでございます。基金残高につきましては、平成20年度末で1,757,240千円となっております。平成21年度から平成23年度までにこの基金を取り崩しながら保険料の減額のために使うということになっておりまして、このことで約400円の保険料抑制につながると報告を受けております。

保険料の取り過ぎによる積み立てではないかという御指摘でございますけれども、これは介護予防事業、あるいは要介護ケアマネジメントの適正化事業によりまして、介護給付費の適正化が図られた結果でないかと思っております。

次に、保険料の滞納者についてお答えをいたします。

本年2月末での滞納者数につきましては644人となっております、滞納者の数の傾向でございませけれども、本年度がまだ不確定ということですので、平成20年度までの状況で申しますと、ほぼ横ばいという状況になっております。

滞納者への対応でございますが、保険料の納期限から1年間納付していない人に対しては、一たんサービス費用を全額自己負担してもらいまして、その後、広域連合からサービス費用の9割分の支払いを受ける償還払いが適用になります。また、1年6カ月納付をしない人へは、保険給付の一部、または全額が差しとめになります。さらに、保険料徴収権消滅期間がある場合は、その期間に応じて保険給付率が9割から7割に減額されるようになります。つまり、本人負担が1割から3割になるということになります。

次に、各支部の特別養護老人ホームの数と定数についてお答えをいたします。

粕屋支部が6施設350人、遠賀支部が4施設320人、鞍手支部が4施設250人、嘉穂支部が2施設80人、朝倉支部が4施設300人、うきは・大刀洗支部が4施設200人、三潴支部が2施設100人、八女支部が2施設200人、田川支部が15施設1,120人、豊築支部が7施設410人、そして柳川支部が6施設360人となっております。

それから、次にCグループへ移行するための対策の質問でございますけれども、生活機能評価によりまして、特定高齢者に該当した人を対象に介護予防教室を行っております。参加者には非常に好評で、今後も充実させながら事業を継続させていきたいと思っております。また、高齢者の社会参加、健康づくりの推進のために老人クラブへの支援も今後行っていきたいと思っておりますし、介護保険事業の適正化を進めながら介護給付費の抑制に努力をしていきたいと思っております。

最後に、単独で運営した場合の保険料ですけれども、これは試算するためには1号被保険者の所得状況、あるいは調整交付金の率、また介護給付費の推移などが影響しておりまして、これらの情報を持ち合わせておりませんので、単独で運営したときの保険料算出はできかねる状況でございます。

以上です。

#### **廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

2点目のごみ問題について、私のほうから御回答させていただきます。

まず、プラスチック類等の分別収集についてお答えいたします。

平成11年、旧柳川市議会で梅崎議員よりこの質問があつておりまして、当時はなかなか用地が見つからずに、分別収集ができない状況を御答弁しておりました。その後、民間業者がリサイクル関連の施設整備を行いまして、市も平成13年度から資源ごみの分別収集に取り組んでまいりました。しかし、プラスチック製容器包装につきましては分別収集ができておりません。しかし、22年度からは民間施設の充実によりまして、これを活用してプラスチック製容器包装の分別収集を行い、リサイクルに取り組むたいと考えておるところでございます。

次に、清掃工場の耐用年数と長く使用するためどのような対策を立てているかということにつきましてお答えをいたします。

清掃工場の耐用年数につきましては、新設から一般的には20年程度と言われておりますけれども、施設の使用状況、メンテナンス、並びに高額を伴います延命工事などでそれ以上長く使用されている施設もございます。それで一概には言えないものでございまして、本市のクリーンセンターも新設から18年が経過をいたしております。老朽化も見られることから慎重に維持管理に努めているところでございます。

クリーンセンターを長く使用するための対策といたしましては、平成20年度に清掃工場実態調査を実施いたしております。その結果をもとに、年次ごとに整備計画を立てまして、工場の維持管理に当たっているところでございます。

計画について通告がございましたので、施設の整備計画について少し触れたいというふうに思います。これにつきましては、単独や広域の両面から調査研究を行いまして、整備につきましては、福岡県の指導を仰ぎ、近隣自治体の聞き取り調査を行っている状況でございます。

次に、給食センターの生ごみの処理の方法についてお答えをしたいと思います。

まず、柳川及び大和の給食センターにつきましては、それぞれ生ごみ処理機を設置いたしまして、堆肥化を行っております。つくられた堆肥につきましては、搬入されましたそれぞれの学校で利用されております。三橋給食センターの生ごみにつきましては、養豚業者へ引き取られております。柳川の昭代第一小学校及び蒲池小学校の生ごみにつきましては、柳川ゴミ問題を考える会というところにより堆肥化されております。ただいま申し上げました以外としまして、柳川の小学校が6校ございますが、ここにつきましてはクリーンセンターで焼却処分を行っております。

次に、橋本不燃物処理場の使用期限についてお答えいたします。

搬入される瓦れき等が減少していることもございまして、10年以上は使用できるというふうに考えております。

以上でございます。

#### **子育て支援課長（大石涼子君）**

学童保育事業について回答させていただきます。

まず、1点目の各学童保育所の定員数と入所者数についてでございますが、平成21年5月現在、定員30名の学童保育所は市内に10カ所あり、学童保育所名及び入所者順に申し上げますと、柳河小学校区35名、城内校区31名、矢留校区31名、東宮永校区30名、昭代第一校区34名、昭代第二校区32名、豊原校区27名、垂見校区29名、二ツ川校区35名、矢ヶ部校区30名でございます。また、定員数が60名の学童保育所は藤吉校区と蒲池校区の2カ所で、入所者数は藤吉校区35名、蒲池校区59名です。六合校区学童保育所は、元駐在所跡を活用して開所し

ておりまして、定員は21名で、入所者数も21名です。

2点目の学童保育所に入所できない待機児童数は、本年3月1日付で各学童保育所に確認しましたところ、2カ所の学童保育所で、合計3名です。

3点目の運営体制と指導員の報酬や市からの補助についてでございますが、まず、学童保育所の運営につきましては、各学童保育所ごとに公民館長や行政区長、民生児童委員、女性連会長、PTAなど地域の役職の方で、約10名から15名で構成された学童保育所運営委員会を設置していただき、その運営委員会に市が運営を委託して実施しております。

指導員の報酬については、主任指導員が時給1千円、その他の指導員は時給800円で、委託料に人件費分として算入しております。

次に、各学童保育所の運営につきましては、児童1人につきおやつ代1,500円を含む月額4千円の育成料と市からの委託料で運営されています。市は運営委員会に学童保育所運営委託料として、1クラス30名定員の学童保育所へ、平成21年度は主任指導員1名、指導員1名、計2名分の人件費として2,750,400円、職員研修費50千円、消耗品費50千円、合計金額2,850,400円の基準額に、その他労災保険料や雇用保険料などの労働保険事業主負担金、光熱費や母子家庭などの前年度減額認定者分の補てん額を加算し、委託料として支払っています。

4点目の学童保育所の運営上、大きな事故があった場合の管理責任については、故意や重大な過失の場合は別ですが、柳川市と考えています。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。1点目の御質問で、藤吉小学校区の学童保育所の入所者数を35名と答弁しておりましたが、53名でございます。

## 26番（梅崎和弘君）

第2回目の質問をさせていただきます。

まず、介護保険の問題ですけれども、先ほど黒字になった原因は適正化事業とか、そういうことで黒字になったんだというふうな答弁だったんじゃないかと思えますけれども、私はこの黒字になった原因は、いわゆる要介護認定が改悪されて、なかなか要介護度が低くなってしまって、認定を受けられないという、このようなことが大きな原因じゃないかと思っております。今まで受けられていた介護が受けられなくなって、いわゆるこういうことが介護保険の給付費が削減されたことが私は大きな黒字になった原因じゃないかなと、このように思えますけれども、この黒字の原因をどう見るかということは非常に大事なことでないかと思うわけです。そこで、ひとつ市長の見解をお聞かせ願いたいと、このように思います。

## 市長（金子健次君）

それでは、お答えをいたします。

1,750,000千円の準備基金ができたのは、先ほど課長が申しあげましたように、加入市町村

が進めている介護予防事業、あるいは介護認定審査会の県のアドバイザー等を派遣いたしまして、審査の平準化や認定審査に関するアドバイスを行う要介護認定適正化事業、また適正なケアプランが作成されているかを点検するケアマネジメント適正化事業などを推進することによりまして、介護給付費が抑えられたことが最大の要因というふうに思っております。

梅崎議員のほうは介護認定が非常に厳しくなって、以前よりも若干低いところに認定されているんじゃないかということでございますけれども、そういう形で認定の段階でそういう方も、その認定に基づいて適正な認定をされたというふうに私自身は理解をしているところでございます。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

市長との見解の相違がありますけれども、私はあくまでも介護認定の改悪によって、いわゆる介護が受けにくくなったということが私は最大の原因だと、このように思っております。

次ですけれども、特別養護老人ホームの数や定数は、先ほど答弁がございました。これのことについて、例えば、高齢者の人口割はどのようになっているのか、お尋ねいたします。それからまた、柳川市における今の介護保険の対象者は何名くらいなのかということです。

それから、保険料の滞納者はふえているか減っているかとお聞きしたんですけれども、その減っているかふえているかの答弁がなかったと思いますけれども、以上お願いします。

#### 福祉課長（木下正巳君）

それでは、高齢者の人口割で特別養護老人ホームがどれぐらいあるかということでの答弁をしたいと思います。

特別養護老人ホーム1所当たりの高齢者数でございますけれども、粕屋支部で90人に1床、それから遠賀支部で76人に1床、鞍手支部が65人に1床、嘉穂支部が44人に1床、朝倉支部が25人に1床、うきは・大刀洗支部が61人に1床、三潴支部が32人に1床、八女支部が72人に1床、田川支部が35人に1床、豊築支部が45人に1床、柳川支部が54人の1床の特別養護老人ホームの整備がなされております。

それから、被保険者の数でございますけれども、1号被保険者が2月末現在で1万9,328人いらっしゃいます。介護保険に認定されている方が3,031人ということになっております。

それから、滞納者数でございますけれども、20年度までの状況でほぼ横ばい状況ということになっております。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

滞納者は一応ほぼ横ばいということですね。

前回は質問したんですけれども、この介護保険料が前はCグループで安かったんですけども、前回Bグループになったということで、これに対してどのような対策をとっておられた

かという質問をしたんですけれども、今の答弁では、いわゆる介護予防教室を始められまして、大変好評であるということでございます。この件につきましては、今後も健康づくりの推進のため、老人クラブの皆さん方とこの健康づくり事業に対しては今後も支援をしていただきまして、いかに介護給付費を減らすかと、この削減に努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、先ほど柳川市単独でした場合、保険料は幾らになるかということをお聞きしましたけれども、これ柳川市だけではできないかと思っておりますけれども、広域連合に聞いて、柳川の場合は単独でした場合は幾らですよということにつきましては聞かれておられるでしょうか。

#### **福祉課長（木下正巳君）**

柳川市単独でした場合、介護保険料がどうなるかということで、一応本部のほうにも問い合わせをいたしましたけれども、それぞれの市町村別での算出ができないということでの回答がっております。

#### **26番（梅崎和弘君）**

柳川市単独でやった場合の保険料が幾らになるかわからないということでは、やはり広域連合におったほうがよいのか、柳川市単独でいいか、判断することができないわけでございます。合併をせずと脱退をされていったのは、いわゆる保険料の問題とかサービスの問題がいっぱいあったんじゃないかなと思うわけです。柳川市単独でした場合幾らですよ、この保険料がわからないというのは、私はどうも納得ができないわけでございます。

この発足当時は、広域連合はこれだけのスケールメリットがありますよということで、10項目を掲げてあったわけでございます。しかし、そのメリット論は完全に破綻をしておいてございまして、先ほど言いましたように、半分以上が脱退をされております。このことにつきまして、再度、ほかの自治体のことですので、はっきりわからないと思っておりますけれども、何が原因だと思われますか、お尋ねしたいと思います。

それから、私はあくまでも単独でやったほうが保険料は今よりも安くなるんじゃないかと、サービスももっとしやすくなるんじゃないかと、このような私はメリットがあると思っておりますけれども、このことについての市長の御見解をお願いします。

#### **市長（金子健次君）**

単独でやった場合、保険料が幾らかということなんですけれども、それについては、隣のみやま市さんのほうで脱退をされて、同じ生活圏、経済圏の中で、四千五、六百円だというふうに数字を伺っております。そういう形では同程度の数字が想定されるわけでございます。平成17年3月の合併時には、本市におきましては、広域連合から脱退という選択ではなくて、新たに加入をしたという形になっております。現在、72の当初の構成団体から2月現在では33市町村ということで激減いたしました。この大きな脱退の中には、それぞれの介護保険が単

独である市に合併をしたというところもあると思います。また、町同士の合併の中にみやま市さんのように脱退をするという選択をされたところもございます。

私の考え方といたしましても、単独のほうがいいんじゃないかというふうな考えはいろんな質問の中で披瀝をさせていただきましたが、なんかずく脱退に関しましては、構成団体のすべての議会の議決を要すると、議決を経なければ脱退ができませんので、それも非常に難しいと。その間、どういう形で今後やっていくかということであるべく、当初、広域連合が沖縄広域連合に続きまして、福岡県が徴収金をA B Cのランク別に介護保険の給付額による市町村によって、その分で補うというふうなことを当時の厚生労働省が認めましたので、それが今日まで継続してやられているということで、当初Cランクの低いところの徴収金でございましたけれども、現在Bランクということでございます。私自身もいろんな形で給付額を抑えていくためのいろんな施しをしなければならないというふうに考えているところでございますので、広域連合が解散しない限りは今のところ脱退が非常に難しい状態になっているということを御理解いただきたいというふうに思います。

#### 26番（梅崎和弘君）

私はあくまでも単独でできるような、そういう対策といたしますか、アクションをとっていただきたいと、このように思います。

それから、ここに新聞記事がありますけれども、山本町村会長は中島前副知事らに対して飲食やマージャン、旅行などの接待をして、介護保険広域連合で町村側に有利に取り計らうよう1,000千円を渡したということですが、このことにつきまして、今後、広域連合がどうなっていくか、ちょっと急にはわからないと思いますけれども、このことにつきまして、ひとつ市長の見解をお願いしたいと思います。

#### 保健福祉部長（武藤義治君）

山本会長が逮捕されたことについての見解ということでございます。

山本会長が逮捕されましたのは、後期高齢者医療広域連合の設立の際に町村側の要望を実現させるために1,000千円を副知事に渡したことによるものという報道がなされております。一部新聞で報道されました介護保険広域連合に関しましては、そういったことを依頼したことはないということが介護保険広域連合から報告を受けておるところでございます。したがって、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 26番（梅崎和弘君）

今の答弁で仕方がないんじゃないかなと思っております。

介護保険につきましては、やはりこれは大きな問題でございますので、また今後もこの問題についてはお尋ねをしていきたいと、このように思っております。

次に、ごみ問題につきましてですけれども、済みません、先ほど焼却炉の耐用年数はあと

どれくらいという答弁やったですかね。あと20年ですか。

**廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

清掃工場関係の耐用年数ということでございますが、これは規定という規定はございません。しかし、一般的に言われているのが20年程度とか、そういうふうなことを言われておりますけれども、非常に整備等によりまして年数については大きく変動しているというふうな状況でございます。ですから、回答と申しますと、まだその何年という規定はございませんということで確認をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

**26番（梅崎和弘君）**

あと20年ぐらい大丈夫じゃないかなということですがけれども、私はこの耐用年数を延ばすためには……（「違う」と呼ぶ者あり）違うかい。あと20年くらい、違う。（「建設してから大体20年」と呼ぶ者あり）あつ、済みません、失礼しました。

この耐用年数を延ばすためには、一つは生ごみをどう処理するかということも非常に大切じゃないかと思っております。先ほど自校式の小学校はクリーンセンターで焼却しているということでございました。お隣の大川市では、この生ごみの堆肥化が計画されていると聞いておりますけれども、このように生ごみを焼却炉で燃やさないというふうな堆肥化について取り組む考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。

**廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

生ごみの堆肥化についてお答えしたいというふうに思いますけれども、柳川市におきましては、現在のところ生ごみの堆肥化については取り組む考えというか、予定はございません。しかし、柳川市におきましては、生ごみの減量政策としまして、電動生ごみ処理機、それからコンポスト容器、それからEM生ごみ処理容器補助を行いまして、生ごみの堆肥化を推進しているというふうな状況でございます。

以上です。

**26番（梅崎和弘君）**

生ごみの問題についてはわかりましたけれども、分別収集の件は平成22年度、民間活用でやりたいということでもいいですかね。そこら辺もう少し詳しく御説明をお願いします。

**廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

廃プラ関係の分別収集につきましてが現在されていないというふうなことでお答えをしております。この分のプラスチック製容器包装につきまして、一応22年度から民間施設のほうで整備を行うというふうなことで現在進められているというふうな状況でございます。それで、他の自治体等につきましても、そういった廃プラのリサイクル化といいますか、油化事業というんですけれども、そういった事業をされてあるので、そういったところに他の自治体等についても進めるような状況でございます。そういったことから、本市におきまして

も、一定そういった22年度におきまして分別収集を行いまして、リサイクルに取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

次に、柳川ゴミ問題を考える会、いわゆる「ふっすつと？」という団体があります。この団体は13年くらい前に結成されまして、先ほどちょっと答弁がありましたように、小学校給食の生ごみを堆肥化事業に取り組んでおられます。現在は小学校2校でございすけれども、旧柳川市内の8校の小学校の生ごみ堆肥化に向けて、いわゆる柳川市全体の生ごみの有効利用に取り組んでいく、このような大きな方針で頑張っておられるわけでありす。現在は放線菌を使いまして、年間約8トンの生ごみ処理を行っておられます。先ほど小学校の給食の生ごみはクリーンセンターで燃やしているということですが、このように行政として取り組む姿勢があれば、この生ごみを今まで以上に減らすことができるし、このような活動に取り組まれる考え方はございせんでしょうか。

#### 廃棄物対策課長（稲又義輝君）

柳川ゴミ問題を考える会、「ふっすつと？」の取り組みについてでございすけれども、この団体につきましては、実は22年度事業としまして、市が公募いたしました柳川市民協働のまちづくり事業というのに応募されまして、つい先般、事業採択がなされた団体でもございす。ごみの減量につきましては、もちろん市の重要課題でございすので、市民協働のまちづくり事業を通しまして、市と市民が一体となって生ごみの減量に取り組まなければならないことであるということで、非常にありがたく思っているところでございす。

市といたしましても、生ごみの堆肥化につきましては、現在の助成制度、先ほど申し上げました助成制度とあわせまして、さらに段ボールコンポスト等の普及にも力を入れたいというふうなことで考えているところでございす。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

次に、焼却灰の処理の問題ですが、この件につきましては、以前、島添副議長からも一般質問があつていたんじゃないかなと思います。大和町に建設費総額約474,000千円ですか、この費用をかけて平成12年2月に施設が完成しておりますけれども、その後10年間放置されているような状態でございす。これに関して維持管理費とか、今後どのように対策をとられようとしておられるのか、このことについてお尋ねをいたします。

#### 廃棄物対策課長（稲又義輝君）

焼却灰の処理についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

現在、焼却灰は山口県の周南市、山口エコテックというところでセメントの材料としてリサイクルをいたしてあります。また、クリーンセンターの24時間連続運転時につきましては、

熊本市の民間処分場で埋め立て処分を行っております。

焼却灰の運搬、処分等に要する本年度の経費見込みにつきましては、約84,000千円程度を見込んでいるというふうな状況でございます。

次に、施設の今後につきましてですけれども、これは先日も市長のほうから答弁がなされておりますけれども、議会を初めとしまして、地元の了解等が得られましたら、緊急避難的にそこに持っていけるような場所として活用していきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

**26番（梅崎和弘君）**

再度お尋ねします。

活用できるめどといたしますか、いつごろ、何年ぐらいしたら活用されるんじゃないかなというめどはありますか。

それと、これの管理費は70,000千円やったですかね、周南市に持っていくとが84,000千円、合わせたら1億何千万円ぐらいが毎年無駄になっているんじゃないかなと思いますけれども、この辺どうでしょうか。

**廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

まず、施設の維持管理につきましては、予算の段階では7,000千円程度というふうなことで、これは御承知のとおり、それぐらいの維持管理費がかかっております。

この施設のめどというふうなことでございますけれども、これにつきましては、まだ地元の了解、そういったもの等が今後対策をとる必要がございますので、そういったことで現時点でのことにつきましては、現在のところめどは立っておりません。

以上です。

**26番（梅崎和弘君）**

めどが立っていないということですので、早急にめどが立つように大いに努力をしていただきたいと、このように思います。

それから、容器包装リサイクル法が平成9年4月に施行されております。これは消費者は容器包装廃棄物を分別して出し、市町村の分別収集に協力すること、市町村はそれらを分別収集する責任を有することと、このようにありますけれども、このリサイクル法に基づきました対策ですね、どのような対策をとられておられるのか、お尋ねいたします。

**廃棄物対策課長（稲又義輝君）**

容器包装リサイクル法に基づいた対策ということでございます。

この容器包装リサイクル法に規定する品目につきましては、金属製容器、ガラス製容器、紙製容器、プラスチック製容器、大きく以上のものに分かれております。そして、金属につきましてはアルミ缶、スチール缶、ガラスにつきましては無色ガラス、着色ガラス、その他

のガラス、それから紙につきましては飲料用パック、段ボール、その他の紙製容器、それからプラスチックにつきましてはペットボトルとプラスチック製容器に分けられております。

現在、市の未実施につきましては、プラマークのついたプラスチック製容器包装でございまして、これ以外につきましては、現在、分別収集や分別後に市が手選別で分別を行っているというふうな状況でございます。

未実施のプラスチック製容器包装につきましては、先ほどお話をしましたように、民間施設の整備の進捗にあわせて、分別収集を考えているというふうなことでございます。

以上でございます。

#### 26番（梅崎和弘君）

ごみ問題につきましては、以上で質問を終わらせていただきます。

それじゃ、次に学童保育でございますけれども、このガイドラインによりますと、施設とか設備につきましては、子供が生活するスペースについて、1人当たり1.65平方メートル以上が望ましいと、このようにあります。また、体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保することと、このようにありますけれども、各学童保育所の実態はどうなっているでしょうか、お尋ねいたします。

#### 子育て支援課長（大石涼子君）

施設や整備について本市の実情はどうなっているかという御質問ですけれども、ガイドラインでは生活スペースとして児童1人当たりにつき1.65平方メートル以上が望ましいということになっております。本市の状況といたしましては、市内13カ所の学童保育所すべて基準以上の面積でございます。また、どの学童保育所にも部屋の一部に畳を敷いております。その畳の場所が体調が悪いときに休憩できる静養スペースになると考えています。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

ガイドラインに沿ったところのスペースもあるというふうに理解していいわけですね。  
——はい、ありがとうございます。

次ですけれども、先ほど待機児童者が2カ所で合計3名ぐらいだという答弁でございましたけれども、私がいろいろ聞いた話では、入りたいと思っているけれども入れないという方が3名どころか大分おらっしゃるというふうに聞いていたわけですが、この定員数をオーバーといいますか、先ほどいろいろ御答弁がありましたけれども、定員数をオーバーしている学童保育所の答弁はあったですかね。

#### 子育て支援課長（大石涼子君）

定員数をオーバーして学童保育所の運営をいただいている学童保育所は市内6カ所で、児童数は17名でございます。

#### 26番（梅崎和弘君）

市内で17名、定員数をオーバーがですね。

じゃ、今後まだ、今厳しい世の中、お母さんたちもやっぱり仕事に出にやいかんということで、子供たちが心配だという方たちはもっとふえてくるんじゃないかなと思います。そうした場合、定員をふやすといいますか、考え方はございますでしょうか。

#### 子育て支援課長（大石涼子君）

学童保育所への入所希望者が増加した場合の定数枠の増ということでございますけれども、本市では小学校の余裕教室などを利用して学童保育所を開所する場合、1クラス30名を定員としておりますが、運営を委託しております各学童保育所運営委員会におきまして、30人を超えた場合でも安全面や家庭の状況などを考慮し、30人を超えて受け入れていただいている学童保育所もございます。したがって、定数枠増につきましては、各学童保育所の会長で構成されています柳川市学童保育所連絡協議会において、各学童保育所の御意見を伺い、児童の安全面や学童保育所の面積も考慮しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

定数枠を広げることについては検討していただきたいと思います。

いわゆるこの学童保育所は、先ほど言いましたように、保護者が仕事の都合などにより昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることが目的の事業であります。お母さんたちの就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているんじゃないかなと思っております。定数枠をふやす考えにつきましては、先ほど御答弁がありましたように、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

それから、指導員の報酬ですか、今ありましたけれども、指導員としての主な仕事といたしますか、どのようなことがあるのか。指導員の仕事はこういう仕事が一番大事じゃないかなというふうなことがありましたら、教えていただきたいと思います。

#### 子育て支援課長（大石涼子君）

指導員の主な仕事でございますが、児童の健康管理、出席確認などの安全確保、基本的な生活習慣についての援助、また児童が宿題、自習などの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと、児童の活動の把握と緊急時の家族への連絡、また家庭との日常的な連絡などを行っていただいております。

以上です。

#### 26番（梅崎和弘君）

先ほど御答弁がありましたけれども、いわゆる指導員の仕事というのは、本当に大変な仕事じゃないかなと思います。そういうことで、先ほど指導員の報酬が1千円と800円という答弁がありましたけれども、なかなか指導員のなり手がいないということは、やはり仕事に対し

て報酬が少ないんじゃないかなと思うわけです。指導員の報酬に対して市からの援助と申しますか、これをする考えがあるのか、近隣市町村で援助しているところがあれば教えていただきたいと、以上です。

**子育て支援課長（大石涼子君）**

指導員の報酬に対して市からの援助ということですが、指導員の報酬は委託料で措置しております。また、指導員の報酬について近隣市を調査したところ、指導員の雇用形態は市や運営を行っている学童保育所で異なりますが、時給単価を比較いたしましたところ、近隣市に劣っていない状況でございます。したがって、指導員の報酬に対する増額は考えておりません。

以上でございます。

**26番（梅崎和弘君）**

最後になりますけれども、今のことにつきまして、いわゆる指導員報酬に対して市からの援助をしてほしいということにつきまして、市長の御見解をいただきたいと思っております。

**市長（金子健次君）**

非常に過酷な労働条件の中で主任の指導員については単価が1千円、あと800円ということで、もう少し単価を上げる必要があるんじゃないかという御意見でございます。今、柳川市には13施設がございまして、委託という形で、その中において委託料を契約する中において福岡県内の各学童保育所、高いところもありますけれども、大体平均以上になっているという、特に近隣の市町につきましては、単価についてはそれなりの対価を払っているというふうに理解しておりますので、また今後変われば十分考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**26番（梅崎和弘君）**

今後ぜひ考えていきたいという御答弁でございますので、やはりその学童保育の安全・安心と申しますか、指導員さんの報酬については前向きな御検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、19番太田武文議員の発言を許します。

**19番（太田武文君）（登壇）**

皆さんこんにちは。19番太田武文でございます。議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして順次質問させていただきます。

先月の冬季五輪で浅田真央さんがフィギュアスケートで銀メダルを獲得されたのは皆さんも御存じだと思います。日本じゅうが喜びに沸き上がり大変うれしいことです。

私どもの柳川ではさげもんめぐりも盛んで、国内外から観光客も多くなって喜ばしいことであります。

一方、我が国においては、昨年度、私たちが初めて経験する与野党の政権交代があり、また、経済においてはリーマンショック後、景気回復の軌道に乗れず、昨年度末には先進国の中で初めてデフレ宣言がなされ、景気の二番底も懸念されております。そして、雇用情勢もいまだ改善されず、非常に不安定な社会情勢であり、地方財政に与える影響ははかり知れないものがあります。私どもの柳川市においても厳しい財政状況に置かれております。少子・高齢化、さらに人口減少等、迫りくる時代を前に必要な措置は講じておかなければならないし、市民サービスもしっかりと取り組んでいかなければなりません。市民の皆さんにおいても、柳川市ブランド推進協議会、柳川商店街活性化がんばろう会、市民協働まちづくり事業等を立ち上げられて柳川市の発展のためにしっかりと頑張っておられます。

そこで私は、今回4点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は県道・市道の進捗状況について、2点目は公契約条例の制定について、3点目は仮称アクアタウン事業計画について、4点目はピアス社との交渉経過についてであります。

詳細については自席から質問させていただきますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

#### **19番（太田武文君）続**

それでは、1点目の県道・市道の進捗状況の質問に入ります。

平成22年度国の予算は、昨年12月に閣議決定なされております。ほぼ予算のめどがついていると思いますが、まだ決定はしておらず、現在国会で審議中であります。

ところで、昨年政府において事業仕分けが実施されておりますが、私どもの柳川市においても影響があると思いますので、次の3つについてどうなっているのかお尋ねをします。例えば、凍結とか中止などはないかということであります。

1つ目は県道大牟田川副線バイパス、2つ目は県道柳川城島線の筑紫橋、3つ目は市道高田町永松開線についてお願いいたします。

#### **建設部長（蒲池康晴君）**

太田議員御承知のとおり、県道大牟田川副線、これは有明海に最も近い幹線道路でございます。それから、県道柳川城島線の筑紫橋でございますが、沖端川にかかる橋梁でございます。沖端川河川改修事業により、かけかえるというものでございます。いずれも本市にとりましては重要な幹線道路でございます。先ほど事業仕分けの影響はどうかということが

懸念されるというふうなことでの質問だろうと思います。事業を所管しております福岡県南筑後県道整備事務所に問い合わせましたところ、事業凍結、それから事業中止の話はないというところでの回答を得ております。

それから、市道の高田町永松開線でございますけれども、これについても現在福岡県を通じまして国のほうに平成22年度の予算要望をしておるところでございますけれども、今のところ事業凍結、それから中止、こういった話はあってございません。

以上でございます。

#### **19番（太田武文君）**

ありがとうございます。中止、凍結ということでないということですので、それでは計画どおり実行されるということでありませぬ。

そこで、もう一度確認いたしたいと思います。どこからどこまでどういうふうで計画されるのか、お尋ねいたします。

#### **まちづくり課長（大村隆雄君）**

今の太田議員のどこからどういうふうなコースで計画されているかということでございます。これは県道大牟田川副線バイパスということで御理解していいんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この大牟田川副線バイパス建設につきましては、昨年の6月議会でも太田議員のほうからの御質問があったところでございます。このバイパスの沖端川橋梁建設について御質問がありまして、沖端川橋梁建設の推進は市長のマニフェストにも掲げてあります。昨年の11月には大牟田市、みやま市、柳川市、大川市に関連する自治体で構成する大牟田川副線バイパス促進期成会で、事業主体であります県の県道整備部のほうに橋梁建設を含めたバイパスの早期完成に向けての要望書を提出し、事業促進を強く要望してきたところでございます。

事業進捗を申しますと、柳川地区におきましては、昭代校区は昭南町と七ツ家、久々原境の1.3キロメートル区間と、大和地区は永田開校区の谷垣から永田開の1.1キロメートル区間で事業認可に基づいて現在工事が進められております。

それから、沖端川渡河橋につきましては、現在橋梁の詳細設計、兩岸の橋梁予定地までの取り付け道路の測量設計並びに地質調査等が実施をされているということで、平成22年度も引き続き事業に取り組んでいかれるということで伺っております。

以上でございます。

#### **建設課長（中村敬二郎君）**

どこからどういうコースでという質問でございますけれども、筑紫橋についてでありますけれども、現在の橋梁の両側に歩道を設置いたしまして幅員12.2メートルの橋梁のかけかえる事業でございますけれども、この筑紫橋につきましては現在の位置にかけかえるものでございます。

次に、市道高田町永松開線の整備につきましては、主要地方道路大牟田川副線バイパスの整備にあわせまして市道高田町永松開線を整備するものであります。

まず、1期区間につきましては、七ツ家カントリーより約1キロ南の現在事業中であります県道大牟田川副線バイパスから田脇の昭代郵便局までの2キロの区間でございます。この区間については、市の単独事業といたしまして平成17年度より事業に着手しております。

次に、2期区間といたしまして昭代第一小学校からマミーズ前までの430メートルの区間につきましては、国土交通省の補助を受けまして平成21年度から事業着手いたしております。

以上でございます。

#### **19番（太田武文君）**

ありがとうございました。

それでは、来年度の予算としてどれくらい確保され、またそれによって進捗率はどうなっているか、完成年度についてはいつごろになるか、3点についてお尋ねします。

#### **まちづくり課長（大村隆雄君）**

それでは、大牟田川副線バイパス事業についてお答えをいたします。

来年度予算につきましては、まだ国のほうからの内示があっておりませんので、22年度の事業費は確定をしておりません。

それで、事業進捗についてでございますけど、平成21年度ベースでの進捗を申し上げますと、昭代工区の1.3キロ区間におきましては約90%の進捗を見ておりまして、平成22年度、来年度で一応完成の予定でございます。それと、大和地区の永田開工区の1.1キロメートル区間につきましては約91%の進捗でございます、これは平成23年度の完成を予定してあります。

また、沖端川渡河橋の建設を含めた柳川市内の全体の事業費ベースで申し上げますと、約49%であります。これら沖端川渡河橋を含む1.3キロメートルの沖端川工区でございますが、先ほど申し上げましたように、今現在、測量設計中でありまして、工事に入れるように取り組みが今現在行われているというところでございます。この作業が終わり次第、地元の方々や関係機関への事業の詳細の説明、協議に入っていくこととなるというふうに思います。このスケジュールで順調にいきますと、橋梁の工事の着工については平成23年度の後半になるかというふうな県の予定であります。

以上でございます。

#### **建設課長（中村敬二郎君）**

来年度の予算につきましては、ただいままちづくり課長が申しましたように、筑紫橋、また市道高田町永松開線につきましても、事業費につきましてはまだ国の内示があっておりませんので、平成22年度の事業費につきましてはまだ決定しておりません。

次に進捗率でございますけれども、筑紫橋につきましては平成21年度に迂回道路となります仮設の橋を設置しております。今後の予定といたしましては、平成22年度に現在の筑紫橋

の撤去の予定でございます。事業費ベースでの進捗率でございますけれども、平成21年度末におきまして大体約30%の進捗率となっております。

続きまして市道高田町永松開線でございますけれども、1期区間につきましては事業延長2キロ、全体事業費約2億円でありまして、うち21年度までに108,000千円の事業費を執行しております。七ツ家カントリー北側の交差点から田脇の昭代郵便局までの約1キロの区間につきましては、平成21年度中に完成いたしました。事業費ベースの進捗率につきましては、平成21年度末で約54%の進捗率でございます。

次に、昭代第一小学校前からマミーズ前の2期区間についてでございますけれども、平成21年度より国土交通省の補助を受けまして事業に着手しているところでございます。今年度は測量調査を実施いたしまして、関係者の皆様から事業に対する御理解と御協力を得て用地取得と物件補償を実施いたしました。全体事業費4億円に対しまして、21年度の事業費につきましては57,000千円であります。事業費ベースの進捗率は約14%となっております。来年度の筑紫橋、市道高田町永松開線とも平成25年度の完成でございますけれども、今度の国の補助金の交付額によりまして事業期間の修正が必要になることも考えられるところであります。

以上でございます。

**19番（太田武文君）**

ありがとうございました。

それでは、大牟田川副線バイパスにおいて大牟田方面の計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**まちづくり課長（大村隆雄君）**

今の御質問でございますけど、大牟田方面ということでございますか。（「済みません、大川方面です」と呼ぶ者あり）わかりました。大川方面のルートについてでございますけど、このルートについては、現在、県のほうでは当該市であります大川市のほうと協議をされているということで伺っております。

この大牟田川副線バイパスは、沖端川の橋梁の建設が最重要な工事になるわけでございます。この橋梁が建設されなければ非常にバイパス機能としての事業効果が果たせないということでございまして、市といたしましても、関係市で構成しております期成会や、昨年設立をされました地元の沖端川大橋建設促進協議会などと一緒にしまして、一日も早い柳川市内の事業の完成に向けて事業推進を図っていきたくて思っておりますので、今後とも議員の皆さん方にお力添えをお願いしたいということで、以上でございます。

**19番（太田武文君）**

ありがとうございました。県の事業につきましては、県だけでは工事箇所である地元の交渉等の関係もあると思いますので、地元柳川市としても県事業に対して協力しながら進めてほしいと思っております。特に県道大牟田川副線バイパスにおいては、道路はある程度済ん

でありますが、沖端川にかかる橋ができない限り完成されたと思いませんので、よろしくお願いいたしまして、次に進みます。

次に、2つ目の公契約条例の制定により、最低賃金を独自に定めることについてであります。

我が国の経済は、リーマンショック後の最悪期は脱したものの、経済基盤は依然軟弱で厳しい状況にあり、特に雇用情勢は昨年5月に5.7%という過去最悪の失業率を記録し、それ以降も改善の兆しは見られません。とりわけことしは新卒予定の学生の就職率は過去最低となり、まさしく就職氷河期という厳しい状況にあります。また、労働者の賃金が低下傾向にあり、特に低賃金ではフルタイムで働いても生活保護の水準を下回る給料しか得られない状況となっております。低賃金が要因となってワーキングプア生活しかできない人がたくさんおられます。

そこで、このような状況を少しでも改善する一つの方策として、柳川市では市発注事業の請負契約者に対して最低賃金を上回る給料の支払いを義務づける条例を定めてはどうかと思いい、お伺いいたします。

#### **総務課長（石橋正次君）**

まず、最低賃金においては最低賃金法に基づき国が賃金の最低制限を定めて、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないということになっております。仮に、最低賃金よりも安い賃金を労働者や使用者双方の合意の上で定めていたとしても、それは違法になってしましまして無効とされ、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされております。このため、使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には使用者は労働者に対してその差額を支払わなければなりません。

また、最低賃金には各都道府県に1つずつ定められた地域別最低賃金と特定産業に従事する労働者を対象に定められた特定産業別最低賃金の2種類があります。特定産業別最低賃金は、地域別最低賃金より高い金額水準で定められているところでございます。議員御質問の条例につきましては、この最低賃金を上回る賃金額を市長が定めまして、これを公契約に従事する労働者に支払われる賃金の最低額とした上でこれを遵守することを定めた条例であると考えておるところです。これにつきましては、全国的に見てみますと、公契約条例を制定している市町村は今のところ極めて少なく、今後研究をしていく必要があると考えておるところでございます。

以上です。

#### **19番（太田武文君）**

一般競争入札の普及で低価格の落札がふえることは市の財政にとってはもちろん結構なことと思いますが、その一方で、いわゆるワーキングプアの市民がふえたのではせっかくの公共事業の意義も半減してしまいます。また、市民の賃金が低下し、生活水準が低下すること

は地域社会にとって決していいことではないと考えますが、いかがでしょうか。

**総務課長（石橋正次君）**

確かに議員おっしゃるとおり、昨今の経済不況による派遣労働者の切り捨てなど大きな社会問題になっているところがございます。また、これに伴い労働者の賃金も低下をし、生活水準も低下傾向にあるとも言えると思います。議員おっしゃるようなこのような条例につきましては、現在、千葉県野田市において全国に先駆け平成21年9月30日に公布をされているところですが、この条例の制定における協議の過程を見ますと、幾つかの問題点もあるかと思えます。まず、1つ目でございますけれども、憲法第27条の2項において労働条件に関する基準は法律で定めるということを規定しているために、労働条件に対する公的機関の加入は法律によるべきであって、条例によることは許されないのではないかという違法性の問題でございます。

それから、2点目でございますけれども、公契約条例に該当する公共事業や委託業務等の労働者が柳川市に在住をしていない場合、その対象となるのかならないのか、地方自治法第14条第1項の条例制定権の範囲の問題でございます。

それから、3点目でございますけれども、公契約条例をすべての公共事業等に対して適用範囲とするのか、金額によって適用範囲を制限するのかの問題でございます。仮に適用範囲を制限するとすると、労働者間の不平等を阻害しないのかということ。

それから、4点目につきましては、上乘せした最低賃金を遵守することを定めた条例であるため、これに従わない事業者に対してどうするのか。仮に罰則規定を設けるとすると、契約自由の原則を基本とする中で条例が雇用契約の内容について介入することに対して違法性というものはないのかということでございます。

それから、5点目でございますけれども、公共工事の設計金額、それから業務委託におきましては、契約金がこれまで算定しておりますよりも割高になり、市民の理解が得られるのかという問題でございます。

それから、6つ目につきましては、公契約の業務に従事をする労働者の上乗せ賃金単価をそれぞれ個別に算定する必要があるわけでございます。また、条例違反があった場合の事実関係の把握に必要な調査、それから労働者からの申し出の対応、違反した事業者へのペナルティーなど、本市の事務負担が非常に増大をするということの課題が上げられるわけでございます。また、このことにつきましては、1つの自治体においてのみで解決をするものではなく、国が法整備を行うことによって解決できるものではないかということを考えているところです。

以上です。

**19番（太田武文君）**

御答弁の中で6つの問題点があり、その1つ目と4つ目は違法があるのではとのことでし

たので、そのことについて再質問いたします。

1つ目の労働条件に関することは法律で定めることであって、条例で許されないし、違法があるのではとの答弁がありました。労働条件は労使の契約で労働賃金、労働時間は任意で契約できると思いますが、どうでしょうか。

**総務課長（石橋正次君）**

確かに今議員おっしゃるとおり、事業者につきましては、契約自由の原則のもとに当該条例案の内容に同意するのかわらないかの自由を完全に保障がされておるところでございます。もし今同意できない場合につきましては、市の契約を結ばなければよいためだけであって、このため事業者が雇用する労働者の賃金体系が本条例によって直接規制をされることになるわけではないと、そういった考えも一方ではあるということを思っているところです。

**19番（太田武文君）**

4つ目の条例を遵守しないものはどうするかという問題でございますが、この条例の中に罰則規定を設け、これに従わない請負業者に対しては、契約解除により対処したらどうでしょうか。

**総務課長（石橋正次君）**

確かに今議員おっしゃっているとおり、現在先行して制定をされております千葉県野田市の条例を見ますと、適用される適用労働者から公共工事の受給者が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないということについての申し出があったときには、市のほうが立入検査を行うことができるようになっております。そしてまた、受注者が条例の規定に違反していると認めるときは、市が受注者に対して是正措置を命じまして、命令に従わないときには公契約の解除をするということができるよう、千葉県野田市のほうではそういうことになっております。

**19番（太田武文君）**

5つ目の問題についてであります。契約金額がこれまでより割高になり、市民の理解が得られるのではということですが、現状においては経済は非常に厳しく、雇用情勢においても失業率は過去最高の水準であり、今年の新卒の学生の就職も過去最低となり、生活に苦しむ人も続出しています。昨年は国策で生活支援者として定額給付金が寄附されております。市民にしっかり説明すれば理解は得られるのではないのでしょうか、どうですか。

**総務課長（石橋正次君）**

昨今の極めて厳しい経済状況を踏まえて、議員おっしゃるとおりに、国においては数々の経済危機対策を実施しているところでございます。本市においても地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を初め、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等の国庫補助事業を実施、それから今後予定をしているところでございます。

今後、ほかの自治体、それから国の動向等を見きわめながら、議員御提案の公契約条例に

ついて、今後調査研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**19番（太田武文君）**

ありがとうございました。本来ならば、適正な労働条件の確保はもちろん国のなすべき措置であり、1つの自治体で解決するものではないことは十分承知いたしております。市といたしましても現状を把握し、労働者に適正な賃金を定めることを要望いたしまして、この件の質問は終わります。

次に、3つ目の仮称アクアタウン柳川についてであります。

三橋町棚町の水町交差点南付近の用地のことについてであります。数年前から仮称アクアタウン事業計画として複合商業施設の建設が計画されていると聞き及んでいますが、当該用地は農地であったと思われます。この場合、当然開発前には農振除外及び開発行為等の許可が必要と思われます。このために、まず農振除外はいつ申請されて、いつ許可されたのか、また、許可面積はどの程度であるかお尋ねいたします。

**農政課長（成清博茂君）**

三橋町棚町の水町交差点付近の用地の農振除外についてですけれども、申請日と許可日、それと許可面積についてお答えいたします。

当該農地につきましては、平成18年12月14日に農振除外の申請が出ております。その後、関係機関と協議を重ねまして意見等を聴取し、平成20年2月5日に農振除外の許可がおりております。また、農振除外の許可面積についてでございますけれども、2万3,466平米であります。

以上です。

**19番（太田武文君）**

答弁ありがとうございました。

先ほどの回答では、関係機関等と協議を重ね、意見を聴取するとのことですが、関係機関とはどのようなところですか。また、意見はどうだったのでしょうか、お尋ねいたします。

**農政課長（成清博茂君）**

農振除外の関係機関との協議についてでございますけれども、一応、協議を行ったり意見を聴取する関係機関とは、農業委員会、それから柳川農業協同組合、各土地改良区や国の筑後川下流農業水利事務所、県の筑後川下流水系農地開発事務所や県の筑後農林事務所、または規模が大きくなった場合には県庁農山漁村振興課などと協議を行っております。また意見を聴取しているところです。意見といたしましては、全体的にやむを得ない、適当である、同意しますなどの意見でございました。

以上です。

**19番（太田武文君）**

次に、農振除外や農地転用申請については事業計画書が添付されていると思いますが、この計画書に記載されている事業目的、土地利用計画、建物の建設時期及び営業開始年はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**農政課長（成清博茂君）**

事業計画の内容についてですけれども、まず事業目的についてでございますけれども、遊戯施設、また飲食店、農産物直売所などの商業複合施設の建設となっております。

次に、土地利用計画についてでございますけれども、店舗の面積が大体6,450平米で、延べ面積にいたしまして9,620平米でございます。また、駐車場の面積として1万4,118平米あります。また、緑地緩衝地帯といたしまして350平米、道路水路面積が600平米となっております。

次に、建物の建設時期でございますけれども、造成工事完了後の平成21年、昨年になりますけれども、21年3月着工の施工計画で予定してありました。営業開始として、平成21年10月開始の予定で事業計画が出ております。また、計画書の中の店舗の計画の従業員数でございますけれども、125人ほどを予定しております、そのうち現店舗からの配置数が45人で、新規雇用予定者が80人と事業計画ではなっているというところです。

以上です。

**19番（太田武文君）**

そこで、もう一度確認いたします。

この事業は、平成18年12月に計画され、平成21年10月に完成予定だったということですね。ということは、現在においては店舗延べ面積9,620平米、駐車場1万4,118平米の複合商業施設で地元農作物、有明海の魚介類の直販売所やボウリング場、バッティングセンターの遊戯施設及び飲食店の営業がなされているはずですが、現在は。しかし、現場を見てみると、まだ着工されておらず、草が生い茂っており、周囲の方々に迷惑をかけていると思います。市はこのような状況にどのような対応をしておりますか、お尋ねします。それとあわせて、この所有者の名前と、事業は何をやっておりますか、あわせてお尋ねいたします。

**農政課長（成清博茂君）**

確かに議員おっしゃいますように、現場は草が生い茂っている状況でございます。市といたしましては、これまで事業者の方に対して、昨年5月ですけれども、草がこれから生い茂ってくるということで出やすい季節になりますので、管理はしっかりしていただくということを伝えております。また、昨年10月2日と30日にかなり草も高くなっていると、地元からの苦情も出ておりますし、その辺をしっかりと管理をしてくださいということでもあります。マムシ等の人的被害も考えられますし、近隣の圃場への影響問題も発生しかねませんので、現地管理についてはしっかりしていただきたいというふうに伝えると同時に、計画どおり早く施工を執行していただけるよう伝えております。また電話でも数回、管理の指導を徹底

してもらおうようにとっております。会社の所在地ですけれども、これは博多区の博多駅1丁目に会社はございます。株式会社慶和の持ち物になっておるところです。

以上です。（発言する者あり）あ、済みません。株式会社慶和の営業でございますけれども、不動産賃貸業、それから複合商業施設の運営、それから先ほど議員おっしゃいましたボウリング場、バッティングドームの運営の事業を展開されております。

以上です。

#### 19番（太田武文君）

はい、ありがとうございます。市も大変苦慮して努力してあると思いますが、事業主へ計画どおり実行されるよう、さらなる努力をお願いいたしまして、この件の質問は終わります。

続きまして、4つ目のピアス社との交渉経過についてであります。

石田前市長は、平成17年12月2日に柳川市議会定例会で竹井議員の一般質問に対して「問題が発生するならば売り主であるピアス・エルソルプロダクツの責任においてやっていただくということにいたしております」と答えてあります。また、平成18年3月18日、百条委員会においても石田前市長は「この前の竹井議員の一般質問でもお答え申し上げましたでしょう。責任を持ってやります。やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないから」との同趣旨の答弁をされていましたが、このことはピアス社にどのように反映されていたのか。金子市長が就任以来、ピアス社と4回交渉されております。7月28日、8月24日、2回は9月議会で報告されておりますので、その後2回についての交渉経過をお願いいたします。

#### 副市長（刈茅初支君）

ピアス跡地問題に係ります交渉内容についてお答えをいたします。

まず、ことし1月18日のピアス社との交渉について申し上げます。

大阪のピアス本社へ私と総務部長とほか職員1名の3名で出向きまして、ピアス社側からは川島社長補佐ほか1名の2名が対応されました。交渉内容でございますが、アスベスト除去費用の負担についてでございます。私のほうからピアス社は2分の1まで負担すると言われていたが、これでは本市としては非常に厳しいと考えている、最大限どの程度まで負担できるか再考をお願いしたいというふうに申しました。これに対しましてピアス社側からは、法的には何ら負担する必要はないと考えている、しかしながら、長年旧大和町にお世話になったことへの誠意として、2分の1までは負担すると申し上げてきた。本日の市からの申し出については社長に報告し、しかるべき決定をした後、回答したいということでございました。

続いて、2月1日のピアス社との交渉について申し上げます。

ピアス社側から藤野事業部長ほか1名、市側からは私と総務部長ほか職員2名の4名で柳川庁舎にて行いました。内容は、1月18日に申し入れておりましたアスベスト負担について

の回答でございます。回答内容は、社長にも報告し顧問弁護士とも相談した結果、2分の1を超える負担は受け入れられないとのことでした。

以上がピアス交渉の内容でございます。

**19番（太田武文君）**

ありがとうございました。

繰り返し申しますが、議会等で石田前市長は「ピアス社の責任においてやってもらうということにしております」と何度も発言されております。これに対し、前回12月の議会において副市長の答弁によりますと、副市長は石田前市長に会い、ピアス社との契約について、土地建物売買契約締結前に、旧大和町の町長室で当時ピアス社の常務であった川島氏ほか数名と会った際に、ピアス社から大和町には長らくお世話になったと、何かあった場合はピアス社が責任を持ってやりますと発言があったので、この発言をとらえて、この発言を根拠に答弁したものであると言ってあります。この件についての文書の取り交わしはしていないことであったとの答弁がっております。ということは、石田前市長の発言は軽はずみな発言を繰り返し、議会を混乱させたこととなります。また、私は文書も取り交わした書面もないことから、法的な争いの上では、つまり裁判等では約束があったということにはならないと考えます。

ピアス社問題については、市民も非常に関心が高く、早期に有効利用を図るべき意見と、税金は1円でも出さないと、大きく2つの意見があります。例えば、ピアス社が2分の1を負担、市が残りの2分の1の負担となる場合には、市の負担を前市長に請求できるのかお尋ねいたします。

**副市長（刈茅初支君）**

これにつきましては法律事務所にお尋ねをいたしております。法律事務所は、前市長に重過失、つまりほとんど故意に近い著しい注意義務を怠ったという事実がない限りは責任は問えないということでした。

以上でございます。

**19番（太田武文君）**

はい、ありがとうございました。

ピアス問題については、平成17年12月定例会一般質問に出して以来、5年にもなろうとしております。石田前市長の無責任な行動、発言により塩漬け状態になっているものを一刻も早く解決しなければならないと考えています。解決するためには裁判か和解しかないと思います。ピアス社は法的に負担する必要はないと、大和町に長年お世話になったことへの誠意として半分までは負担すると言ってあるので、私は和解が最善の方策と考えますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

**市長（金子健次君）**

太田議員のほうから、この時期もいろんなことを勘案して和解が最善の方法で必要でないかという御意見をいただきました。

ピアス問題につきましては、就任当初から年内解決ということを基本的に、また、この問題につきましては、ピアス側に責任があるという考え方で、過去大阪本社に私も出向きまして、その後、副市長を代表として向こう4回にわたって交渉をしてきたわけです。最終的には大阪で副市長が私の意を受けて向こうの代表代理の方とお話をいたしまして、今、除去費につきましては5割の負担を考えてあるけれども、それ以上出せないかというお話等も向こうのほうに問うて、結果的にはまたこちらの柳川市のほうに向こうの代表の方がおいでになりまして、過去大和町にお世話になったという意味の誠意の分として、5割を負担したいということでした。

私が感じるには、柳川市が訴訟した場合、応訴してもいいというような感じに私は受け取っているわけですので、この前の全員の議員の皆様の中においても市長としてどういう考えを持っているかということをお聞きしましたが、今後和解をするのか、民事訴訟に持ち込むのかということをお聞きしますが、もう少し時間をいただきたいというふうにお話をしてきたところです。

私といたしましても、6月議会にはその分のアスベスト除去に関する調査費の補正予算をお願いして、その時点でどういうふうを考えているか等については6月議会前に議会のほうに自分の考え方を述べてみたいと、整理をしていきたいというふうを考えているところですので、きょう、こういう和解の考えとか裁判とか、そういうことについては答弁を差し控えたいというふうに思っています。

以上です。

**19番（太田武文君）**

御答弁ありがとうございます。

金子市長におかれましては、ピアスの件は石田前市長からの引き継ぎ問題で大変苦慮してあると思いますが、最善の方策で善処することを願ひまして、私からの質問は終わります。

**議長（龍 益男君）**

これもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時4分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、24番佐々木創主議員の発言を許します。

**24番（佐々木創主君）（登壇）**

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。

それでは、早速質問をさせていただきたいと思いますが、前回、積み残しておりました掘割の水の確保と管理体制、それと学校教育、この2点について質問をさせていただきたいと思います。

私たちの柳川にとって、いかに水の確保をするのかということは重要な課題であります。この柳川に生活する者にとって生命線と言っても過言ではありません。この問題は、これまで何度もこの場で取り上げてきております。そういう中で、幾つかの解決すべき課題、そういったものが浮かび上がってきております。今回も幾つかの見地から議論をさせていただきたいと思います。

皆様御承知のとおり、この柳川の掘割は930キロメートルと言われておりますが、この掘割というものは先人が1,000年、2,000年の歳月をかけてつくり上げたものでございます。同時に、上流側も下流側も公平に水を分かち合える、そういった工夫がなされております。少ないときは少しずつ分かち合い、多過ぎるときは少しずつかぶり合う、いわゆる持たせのシステムであります。それが現在では機能しなくなっておるというふうに言われております。

また、柳川の水の問題を語るときに避けて通れないのが矢部川の最上流にあります日向神ダムであります。この日向神ダムは昭和28年に起こりました大水害、この大水害を契機に建設されたものであります。そして、昭和35年に完成しておるわけでございますけれども、その完成後と完成前では柳川に流入する水の量が激変した、完成する前よりも後のほうが急激に減ったというふうに言われております。この日向神ダムは多目的ダムであります。主な目的は洪水調整であります。同時に、貯水された水はかんがい用水、発電、そういったものにも活用されております。

そこでまず、お尋ねさせていただきます。この日向神ダムの洪水調整、これは梅雨の時期でありますとか台風シーズンに行われておると思いますが、どのような運用がなされておるのか、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

以下の質問については議席より行いますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

#### **水路課長（安藤和彦君）**

水路課長でございます。まず、1点目の日向神ダムの洪水調整の件でございますが、現在、日向神ダムにおきましては、6月1日から7月31日までを洪水調整期間ということで、この時期は梅雨時期でございますので、洪水に備えておるということでございます。

この時期につきましては、貯水を低くして、貯水量にして730万トン貯水しております。洪水調整用の容量としては1,660万トン洪水調整の容量として調整をしておるということでございます。

以上でございます。

**24番（佐々木創主君）**

ありがとうございました。

それで、今洪水時期、6月から9月ですか、この時期が洪水調整と、それ以降についてはためられるだけためるということですよ。

**水路課長（安藤和彦君）**

洪水調整については、一番リスクが大きい梅雨時期の6月1日から7月31日の間を、先ほど申しましたように730万トンに貯水量を減らすことによって洪水調整をしておるわけですが、そのほかの時期でございますけれども、8月1日から9月30日にあつては、この容量を560万トン、洪水調整につきましては、先ほど言いましたように、済みません、1,830万トンためることで洪水調整をしております。ポケットにつきましては560万トンということでございます、失礼しました。そのほかの10月1日から5月31日までにあつては2,100万トンためて、洪水調整については290万トンで洪水調整をしておるということになっております。

以上です。

**24番（佐々木創主君）**

ありがとうございました。

それで、今それぞれの6月1日から7月31日、この梅雨時期、それと、8月1日から9月30日、台風シーズン。台風シーズンのほうは多少洪水調整量が少なくなつておる。それ以外については、10月1日から5月31日、これが2,100万トンということでございますけれども、これは35年に完成して、この運用が決まったと思うんですけども、これ一度変わったんですよ、ちょっとその辺。

**水路課長（安藤和彦君）**

これにつきましては、日向神ダムを管理しています福岡県のほうに問い合わせをしております。基本的にこの日向神ダムについては、日向神ダム操作規則にのっとり操作をされているということでございます。

先ほど佐々木議員のほうから質問がありました、1回変わったのかということですが、これについては、確かに現在、平成13年度からというふう聞いておりますが、6月1日から7月31日までの間の洪水調整を6月1日から6月10日まで10日間おくらかすことによって、ここで100万トン生み出してあります。ですので、その間については830万トンの貯水量になっておりますけれども、それと、早だめといたしまして7月21日から7月31日までの間については330万トン早目にためるということです。貯水量については1,060万トンになると思いますが、そういう弾力的な運用を試験的に行っているということでございます。

しかしながら、この弾力的な運用につきましては、ダム操作規則以外の操作ですので、あくまでも試験的な運用だというふうなことでお聞きしております。

以上です。

#### 24番（佐々木創主君）

今御答弁いただいたように、柳川に本当に水が来ないと、特に梅雨の時期、台風シーズン、空梅雨というのがありますけれども、例えば平成6年、大渇水、特に福岡都市圏で水が足りない、この柳川の当地においても非常に干ばつがあった。平成18年も恐らくそういう状況だったと思いますけれども、これは洪水調整が主な目的でございますから、とにかく雨が降るシーズンはダムに流入する、それ以降の被害を防ぐためにダムでしっかり水を受けとめるという目的であることは理解しております。

しかしながら、特に最近の気象状況は変則的であります。そういった意味で、平成18年もそうでしたけれども、昨年もそうでしたけれども、9月、10月もうほとんど雨が降らんと。そうなると、10月、11月以降、昭和35年当時と違いまして、イチゴでありますとかナスでありますとか、そういった施設園芸が非常に盛んになっておると。昔は冬はほとんど農業用の水はあんまり要らんやっつと、しかしながら、そういう需要が出てきておるし、そういった産業が地域経済に非常に貢献しておると、そういう状況があることも事実であります。そういうことで、旧合併前の自治体、特に柳川を含めたところから県に要望されて、こういう試験的な弾力運用が始まったというふうに私は聞いておるわけですね。

それで、300万トン生み出されたと、7月1日から。数週間の間ですかね、2カ月ですかね。しかし、もうこの時期、最近の気象予測といたしますかね、この制度といたしますか、ピンポイントでどこどこ、例えば柳川、インターネットなんか調べますと、どれだけの精度かは別としまして、例えばこの市役所のある柳川市本町という地点を指定して気象予測、それが見られるという時代なんですね。昔とは格段の差があります。この気象の精度、それと予測速度、そういった意味で、けさ矢部川からの水の流入量が少ないと、栄養塩が足りんと、ノリ云々という話もありました。ましてや、昨年もそうでした。平成18年もそうでした。大きい声では言えないけれども、柳川の一大イベントである白秋祭、堀の水がなかけんされんと。で、非公式に水を融通してもらっている。これ以上申し上げません、いろいろ都合が悪いでしょうから。そういう状況が恒常的に毎年発生しているような状況であります。そういった意味で、日向神ダム、当然洪水調整が必要でしょう。しかしながら、昭和35年当時と比べて、この気象予測の、速度、格段の差があります。

そういった意味で、私はこの試験運用、さらなる試験運用、もっとためてもいいじゃないか。インターネットでも雨雲が多良岳、それと五島列島、そこから来ているのが全部見られるんですよ、リアルタイムで。何時間後に柳川に来るだろうと、それぐらいの精度ですね。ということは、もう少し夏の時期、梅雨の時期にためておけば、10月以降、農業用水、市内の掘割に水が満々とたたえておられることによる防災機能、それと観光事業、それとノリへの栄養塩の供給、そういうことが少しでも改善できるんじゃないかなというふうに私は考え

るわけでありまして、私以外のほかの方々からもそういう意見も聞きます。ぜひこれは県に、特に民主党政権がコンクリートから人へ、脱ダムと、そういった意味で、運用でどうにかしていきましょうというお話もございます。ぜひともそういうことを強く地域の周辺自治体と連携していただいて働きかけをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

#### 市長（金子健次君）

ただいま佐々木議員のほうから日向神ダムの今日までの経過について、さらなる運用ということで御提言いただきました。十分、先般の地元県議の板橋議員ともそのことについて資料提出をということで求められておりますし、そのことについては、福岡県に対しても、先ほど申し上げましたように、ダムの連携を含めまして十分要請をしまいたいというふうに考えております。

#### 24番（佐々木創主君）

ありがとうございます。私もことし板橋先生の新春の集いに御案内いただいたんで出席させていただいて、板橋先生から心強いそういう言葉を聞いております。そういった意味で、ぜひ市長におかれましては、この柳川の首長、議員、何代にわたって苦勞しておる、本当の永遠のテーマであります。そのテーマの一つでありますから、ぜひとも強い意志でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、この水の問題、今日向神ダムのことを申し上げましたけれども、以前に比べて水環境がよくなった。水環境がよくなったというよりも水を融通してもらえるようになった。その一つとして、筑後川導水と、筑後大堰のところにとめた水をパイプラインを通して柳川に水を供給する。足りないときはそこに要請をして水を流してもらう。これで随分水不足解消に貢献しておるというふうに聞いておるんですけども、その活用状況がどうなっておるのか、お聞かせください。

#### 水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。先ほどの質問の筑後川導水の活用状況でございますが、二ツ川にかかる筑後川導水の活用状況を報告させていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、沖端川の左岸側、筑後川下流土地改良事業で4ブロックというふうに呼んでおりますけれども、この17年度から20年度までの実績を述べたいというふうに思います。

平成17年度でございますが、かんがい期につきましては434万トン、非かんがい期においてが73万トン、年合計で507万トンでございます。平成18年度でございますが、かんがい期が2,000トン、非かんがい期については、この年は通水をしておりません。年合計でいきまして、かんがい期の2,000トンのみでございます。平成19年度でございますが、かんがい期が23万トン、非かんがい期が130万トン、年合計で153万トン通水をしております。平成20年度でございますが、かんがい期が65万トン、非かんがい期が64万トンとなっております、年合計で

は129万トン通水をしております。

以上でございます。

#### 24番（佐々木創主君）

数字をそれぞれ言っていたんですけれども、かんがい期、当然水の必要な時期、この時期にも活用されておるけれども、先ほど申し上げた10月1日以降ですね、この期間も活用しておると。今おっしゃっていただいたのは、沖端川左岸、結局、二ツ川、その下流域ということですよ。

この件は水路課長から事前に資料をいただいておりますけれども、沖端川の右岸側は非かんがい期はほとんど使っていないですね、10月1日から5月31日までは。ということは、このデータが示すとおり足りない。沖端川の右岸側、結局、三橋の川北地区、そして、昭代、蒲池、この地区は意外と厳しい状況はあるけれども、筑後川導水を冬の時期は使わなくても何とかなるということですね。しかしながら、左岸側、ここは冬の時期でも水が要ることのはっきりとした証明、データであります。

そこで、特に沖端川左岸側、二ツ川下流域、この件については、一昨年3月議会で私が質問をさせていただいて、例えば、三橋町の百町であるとか、久末とか、蒲船津とか、そして南側、大和町ですね。特に三橋地域は水がない水がないと、上部に水がないと、両開は水のなかばいと言っておるときでも、おりげんにきはだぶだぶしよるばんというお話を聞いて、その分水嶺、その基点となっておるのが二ツ川の蒲船津散田地区、ここが勾配がなくなっておる。そこが急に高くなっておる。そこがダムの役目を果たして下になかなか水が行かない、そういう状況が生まれておると、この改善をぜひすべきじゃないかということで私は要望しておったんですけれども、その後いかがでしょうか。

#### 水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。佐々木議員が先ほど言われましたように、二ツ川水系、特に柳川南部地域につきましては、やはり非かんがい期において、農業の形態が最近変わってきたというのも非常に大きな要因だろうとは思っております。先ほど言われましたように、昔は非かんがい期についてはほとんど農業用水については要らないような状況があったと。最近やはり園芸用作物とか、そういうものがございますので、非かんがい期においてもやっぱり農業用水の必要が出てきたということで、そういうふうな状況が発生しているというのは我々も認識しているところでございます。

先ほど言われましたように、二ツ川の河川の底の状況については、さきの議会においても、佐々木議員の質問に答弁したとおり、やはり二ツ川の底については、幾分でこぼこといいますか、いうのがございます。ただ、これについては文献等ひもときますと、やはり先人たちの知恵といいますか、どういうふうにして自分たちの地域に水を取り入れるかということについて、そういうふうな、あえて二ツ川の底にでこぼこをつくって水の取水量を確保してい

たという、そういう歴史もあろうかと思えます。

それともう1つは、やはり昔は川砂を定期的に揚げるために川砂をためるところを限定して、深みといいますか、そういうところにためて砂をとっていたという、長年にわたって築き上げてきた、そういうふうな水利慣行といいますか、そういう知恵があったことの結果かと思っております。

その後ということでございますけれども、今年の8月からことしの2月にかけて、二ツ川の上流部ですね、旧三橋の区域ですけれども、下流からいいますと高畑、蒲船津散田、蒲船津、それに今古賀、正行、百町、そういうところの行政区と二ツ川の底のさらえ、それと水草の除去、そういうものについての意見交換会を行ってきたところでございます。このさらえといいますのは、非常に言葉的な部分がございますけれども、やはり長年、先ほど言いましたように川砂をとらなくなったということもございまして、幾分堆積物がやっぱり堆積しているというのは否めないというふうに思っております。そういうふうな堆積物を除去することで水の流れを改善できないかと。

それともう1つは、水草の繁茂でございますけれども、これも今柳川市と二ツ川の河川管理者の県のほうと年に4回水草の除草作業をしておりますけれども、何分水草の成長が早くて追いつかないような状況がございます。そういうものも根から除去したら、水草刈りについても回数を随分減らせるんじゃないかならうかということもあったものですから、そういうふうな意見交換というのを行ってきたところでございますけれども、先ほど言いましたように、長年かかってきた水利慣行等がございまして、自分たちの地区への取水量に変化がない、減らないようなことがあればよかろうというような一定理解を示されるような御意見から、二ツ川の底については昔から一切さわってはならんと、そういう決まりがあるというふうな厳しい御意見までございました。結果から言えば、まだ二ツ川の清掃といいますか、底さらえについては同意に至っておるという結果にはなっておりません。

ただ、このことについては、やっぱり柳川市全体の水事情の改善、そういうものについて、やはり相互互助ですね、それに相互互恵そういうふうな精神からいって実現させていかなければならないという方向性があると思えます。今後とも粘り強く関係行政区等については足を運んで、そういうふうなお話を続けていきたいと思っております。

以上です。

#### 24番（佐々木創主君）

水路課長、非常に厳しい、難しい質問だったと思いますが、よく答えていただきました。今後もこれは解決すべき課題であると、時間かかってもやっぱりやるべきじゃないかと。非常に勇気のある御答弁を私はいただいたと心強く思ったところでございます。できれば、これは市長の口からこういう言葉を聞きたかったんですけどね。しかし、一心同体でありますから、市長の御意向というふうに私は受けとめさせていただきたいと思えます。ぜひとも、

これは時間がかかる、いろんな感情の問題もある、地獄的ないろいろあると思いますけれども、進めていただきたいというふうに思うんですね。

それで、下流域の話をしましたけど、ことしのちょうど、さげもん、ひなまつりが始まったときに、毎年恒例の水落ち、新町のあの水門にふたをして、二丁井樋をあけて水を抜いて川の消毒、清掃等々、毎年恒例の行事でございますけれども、ことしはノリの色落ちの問題もあって、二丁井樋はあけれんということでした。それはもうしょうがない部分はあると思うんですけども、私果たして、二丁井樋をあけて城堀から水がほんなごて減るとやろかなど。

ちょうど私の町内も城内の新外町でございますから、水路清掃を予定しておったんで、水が減らんなら、これは堀掃除されんとやなかろうかというふうに心配したんですね。ところが、水門の閉め切り、二丁井樋は閉めたまま、わずか一日二日で柳川地区、城内地区の堀の水がなくなったんですね。土木組合に確認したら、城堀から下流域、かんぼの横のところ、あそこにあります7つの水門、通常よりも閉めておったと、全部閉めておったところもある。隠し井樋とって、何か水中にある、これぐらいの穴があいている。それはしょうがないと。しかしながら、あの総延長は相当なもんだと思いますけどね、城堀と柳川地区。あれが引いてしまうぐらいの水路はないんですよ。そういうことからいうと、大体城堀にためておけば下へのダム役割をするじゃないかという議論もあったんですけども、じゃ、その水はどこに行ったのと。そうなると考えられるのは、結局、地下への浸透なんですね。地下への浸透もあるから、常に上流からこの下流域に水が流れていないと柳川の地域の堀の水はなくなるということのあかしじゃないのかなと私は思うんですけどね。じゃ一体、この城堀含めて、この地域、下流域の掘割の水位を保つにはどれぐらいの水量が必要なんですかね。その辺わかりますか。

#### 水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。城堀に水をためておく必要量はということでございますが、これにつきましては、二ツ川、それに城堀を管理しています柳川みやま土木組合のほうに問い合わせをしてきたところでございます。あくまでも経験値としての数値というふうに御理解をさせていただきたいというふうに思いますが、非かんがい期において、柳川みやま土木組合の前の標高を1.75メートル程度保つ必要量ということでちょっと聞いてきております。この1.75メートルぐらいの標高というのは、水深にして、柳川みやま土木組合の前の堀の中心部、一番深いところで大体80センチぐらいではなかろうかというふうに思っております。その水位を保つためには、二ツ川の水門で大体毎秒1.1トン、それと、新町水門のところでは大体0.88トンぐらいではなかろうかというようなことでございました。

先ほど佐々木議員言われました地下浸透でございますが、これも、さきにそういうお話もあったもんですから、柳川みやま土木組合のほうにちょっと尋ねてきたところでございます

が、これも全くこういう調査も全くしたことがないということですので、これまた経験値ということになるかと思えますけれども、大体0.2トンぐらい地下浸透がありやせんかなというような（発言する者あり）はい、回答を得ております。

以上です。

#### 24番（佐々木創主君）

そうすると、冒頭壇上から日向神ダムのできる前、できた後、柳川に入ってくる水の量が激変したと。私は柳川小学校に数十年前通ってあった方からよくお聞きするんですけども、その方はもう六十数歳ですから、日向神ダムができる前、子ども時代を過ごされた方ですけども、新町の水門ありますね、今回の水落ちのときふたをした、あの下流側ですね、下流側と上流側、結局、高畑のほうですね。下流側に飛び込んで、上流から水が流れてきます。そこを一生懸命泳いで橋の下をくぐり抜けられるか抜けられないか、子供たちの泳ぎの一人前か一人前じゃないか、それぐらい流れがあったと。激流——激流とまでは言いませんけれども、江戸時代の柳川明証図会、新町の水門の図があります。波打っております。それぐらい柳川の中に水が入ってきておったと、それぐらい流入量があったという証明だというふうに思います。そういった意味で、今地下浸透という話をしました。

それで、話は変わるようですけども、三池炭鉱が閉山しました。そして、炭鉱跡、そこに水を入れて埋めたんですね。そのまま空っぽにしておくのと落盤が起こって沈下が起こることということで水をためてしまった。そうしたところが、地盤沈下に悩んでおった一部地域に隆起が起こったと。なぜかという、今市の所有地になっております橋本の防災訓練をしたり花火をしたりするときの駐車場になる。あそこはもともと炭鉱跡だったんですね。私もちっちゃいころよく、もう閉鉱になっておりましたけど、遊んでおりました。掘れば掘るほど地下水がわいてくるけん、あそこは結局、日鉄炭鉱が放棄したんですよ。もう地下水がわいてしょうがない、もうそれ以上掘られんと。先ほどの三池炭鉱の話、地下水をくみ上げると地盤が沈下するんです。この地域は炭鉱を含めてそうやって地下水が非常に多く通っておる。

そういった意味で、私はひとつ検証すべき問題じゃないかなと思うんですけどね、温泉も含めて、農業も含めて、家庭も含めて、多くの家庭で井戸を掘っていらっしゃる。地下水を利用していらっしゃる。そういった意味で、地下水利用と掘割の水の因果関係、柳川掘割物語の中に掘割、メインの川下り以外の水路を、それを全部コンクリートの三面張りにしよう、下水道にしよう。もしそれをすると柳川地域全体が地盤沈下を起こす。そういう話が、これはもう科学的に立証といいますか、なるほどと。白石平野を見れば至極当然な話であります。

そういった意味で、地下水の活用と掘割の水の水位、この因果関係というのはひとつ突き詰めてみるべきじゃないかなというふうに思います。これは私の個人の思い当たった考えでございますので、答弁を求めませんけれども、ちょっとその辺、学者の先生じゃないですけども、一度柳川の関係のあるところにもちょっと聞いていただくとありがたいなというふ

うに思います。

もう1つ、この水の関係で重要なのが、私は管理、持たせというふうに申し上げたんですけれども、水路の水の管理、この管理はどげんかふうになっておるとですかね。

#### 水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。水の管理の質問に答える前に、先ほどの二ツ川の河川床の話ですけれども、ちょっと私の答弁が言葉足らずで誤解を与えると困りますので、再度ちょっと答えさせていただきたいんですが、先ほど、やはり昔からの水利慣行等がございますので、なかなか難しい面がございます。

先ほど私が申したのは、あくまでも長年の堆積物の除去と水草の除去に限ってそういうふうなことができればというふうなことで、今後も足しげく通いたいということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、水門、樋管等の管理でございますが、これにつきましては、ただいま市内に柳川みやま土木組合、それに花宗太田土木組合、それと市ですね、それと国、県が管理しています樋門、樋管が1,425カ所ございます。それぞれ管理操作人さんに委託しまして管理をいただいているような状況でございます。

#### 24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。1,425と。それは土木組合等と公機関が管理しておりますよね。

それと、そこが把握をしていないところを含めて地域ごとにいろいろ水利組合とかありますよね。特に柳川下流域、そういう管理組織は幾つあるとですかね、どういうやつがあるんですかね。

#### 水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。先ほど申しました1,425でございますけれども、やはり議員おっしゃられるとおり、こういう機関が把握しきれていない樋門、樋管というのは幾分あるかと思えます。

それと、市内にある水利組合ですけれども、先ほど言われましたように、旧柳川市の南部地域にやっぱりございます。沖端水利組合、西宮永水利組合、両開水利組合、そういうものがございます。それと別にですけれども、これは大和岩神水路関係の管理をしておられます五拾町水利組合、それに垂見水利組合、それと、大和町全体の水利の管理をいただいております大和町水利組合がでございます。それと、これは行政が主導的に組織していただいた水利組合、これは先ほど言いました大和岩神水路の管理を主に担っていただいております水利組合でございますけれども、岩神大和水利組合がでございます。

以上です。

#### 24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

そこで、樋管、樋門の数、すべて統括的に把握しておく。それぞれ管轄も別々、地域地域に水利組合がある。

まず、その樋管、樋門なんですけど、これはただ単純にどうやってつくったのか、これはやはり平たん地、平たん地の中でわずかな勾配しかない、そういう地域に掘割を930キロメートルめぐらせて、その中で経験上、水の流れ、それを何代にも何代にもわたって、ここには樋管ばつくっておかんとこっちに行かんのとか、そういう中で千数百、把握していないやつを含めてですね。これは必然として経験上、その地域に必然性があるからつくられた樋管、樋門だと思うんです。そうすることによって地域全体にある程度満遍なく水が行き渡ると、まさしく農水省の役人が、国交省の——当時建設省の役人が柳川掘割物語を見て、この樋管、樋門、持たせのシステム、まさしくこれは精密機械と表現をした。これは柳川人の歴史、先人たちがつくった傑作だと言ってもいいと私は思うんですね。それをここ数十年間の土地改良事業、いろんな貢献をしたわけでありませうけれども、貢献と同時に功罪、罪もあるんですね。掘割を網の目のようにいろんな形でつながっておったのを一直線にした、大きく、広く。そうして、そこにあったいろんな必然性のある樋管、樋門も崩れてしまった。撤去もした。そうすることによって、大雨になるとずどんと下流には一直線に行く。平成2年の大水害、あのときに、明治開、ここまでわかりました。その後いろいろ、ポンプアップとか、そういういろいろ対策事業が行われておりますけれども、しかし、対症療法であるわけですね。やはりここは、この地域、この地域がやっぱりそういう持たせがないとなかなか難しい。

そういった意味で今現在であります。科学技術も発達しております。そういった意味で、上流下流含めたところの地点の高低差、水の流れのシミュレーション、例えば、ここに新しく樋管をつくと、こういう水の流れになるんじゃないかと、それぐらいの調査検討を私はぜひ、この合併特例債を含めて財政の豊かなうちに私はやるべきじゃないかというふうに考えますが、市長いかがですか。（「つくり直さんとでけんめえね」と呼ぶ者あり）

#### 市長（金子健次君）

佐々木議員のほうは水路のいろんな解析等についての調査をすべきということでの御意見をいただいたようでございます。

その分を含めて検討しなければなりません、一番大きく影響するのは、やっぱり水を分かち合う、ほかに、上流からの水利の日向神ダムの問題、その後、その水をどうやって利用していくかということ、解析の問題。土地改良事業に対する功罪の分もありましたけれども、そういうことでは今後研究してまいりたいというふうに思います。

費用的に水の解析そのものが相当な費用が恐らくかかるんじゃないかということ、どのくらいかかるのかということも調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

## 24番（佐々木創主君）

当然、先輩たちが、先祖の皆さんが1,000年、2,000年かかって経験上つくり上げたこういうシステムですよ。そういった意味で、もちろん上流に水を求める、これも一つの方法、大事な点であります。しかしながら、この地域がゆえに、あとはそういうシステムは不可欠。特に水が少ない時期、多い時期、そういうところとにかくに少しずつ分かち合えるのか、少しずつかぶり合えるのか、これは先人が経験上わかっているから、理解したからこういうシステムをつくり上げたんですね。

そういった意味で私は、例えば金子市長の任期中に全部やれということを行っているわけじゃないんです。大事な10年間でやっていこう、20年、30年、40年と、そういう長いスパンの中でこういう方向性をやっぱり突き詰めるべきじゃないかと。そういうのをまず一步足を踏み出す、そういう意識が大事じゃないかなということをおし上げておるんですね。

そこでもう1点、水利組合がそれぞれ地域にある。それぞれの地域の水の管理、足らなくなると土木組合なりなんなり、いろいろ水を融通してほしい、いろんな要望もなされる。地域の樋門の管理もされる。ただし、それを全体的に見て、前後の水利組織を連携させる。前と後ろ、その出口と入り口ですね、そういったことを統括的に管理する指揮命令権者、それと組織というのがないんですね。ある意味ばらばらなんですよ。多いときは下に流せ、少ないときは堰をとめろ、我田引水、こういう傾向に、これは人間ですからならざるを得ないですよ。江戸時代であれば斬り捨て御免、殿さんの一喝、担当役人ですね、ここんにはきちっと、おまえどま欲しかろうばってん、ちょっと下にも流してやれ、こげんかふうで管理せろ、それでできておったでしょう。しかしながら、そんな権限を持っておる者はいらっしやらない。しかしながら、その責任者である、ある意味私は行政、これがいろんな非難を受けながらもやるべき時期に来ているんじゃないかと、幸いにも1市2町合併をした。特に下流域、下流域の連携、全体的に科学的に統括して、こういう状況、こういう雨量のとき、こういう水量のときはこういうふうにしましょう、これをやっぱり水利組織の統合と、そういう一元化を私はぜひすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

## 水路課長（安藤和彦君）

確かに、今各地区で組織されてある水利組合間の連携というのは、議員おっしゃられたとおりだと思っております。

この主な要因としては、やはり各水利組合ができてきた歴史、その集落内の水利慣行、そういうものがございまして、今議員もまさに言われましたように、我田引水的なところでの水利組合の活動がされてきたというのは否めないかと思っております。

そういうふうな長い歴史上の水利慣行等がございまして、なかなか一朝一夕にこれを連携というか、一体的な、一元的な水利組合の活動といいますか、水利調整ができるかというふうなことにつきましては、なかなか時間がかかろうかというふうには思っているところで

す。

これにつきましても、特に柳川市南部の水利調整等を担っています柳川みやま土木組合、そういう関係機関と連携しながら、そういうふうな効率的な水の運用ができるような形での取り組みを今後やっていきたいと思っております。

以上です。

#### **24番（佐々木創主君）**

当然人でありますから、物ではありませんから、特に歴史的な経緯、感情的なもの、それはあるでしょう。したがって、これをすぐやれということではないんですね。しかし、端緒を切る、それに着手をする、そういった意味で、前後の調整を含めて行司役をやって、それを統括するのはやはり行政の責任だと思うんですよ。当事者同士、民の争い、当事者同士がやるげっとけんかになりますよ。しかしながら、仲裁者が要るんですね、そういう場合も、いろんな利害関係がぶつかるときは。そういった意味で行政の果たすべき役割、特に柳川にとって永遠のテーマの水の問題、そういった意味で行政がいかに役割を果たしていくのか、それが私は問われておる、そういう問題だということだけ申し上げておきたいと思います。

ちょっと予定をオーバーして、あと12分になりましたので、この件は終わりました、次に学校教育。

この件については前回も、教育基本法が昭和22年にできたものが数十年、60年以上たつて初めて改正をされて新学習指導要領、大きくさま変わりをし、いろんな新しい項目が盛り込まれた。そういう中で語学教育の重要性等々、質問させていただいたんですが、幾つかしようと思っておりましたけれども、ちょっと時間がなくなりましたので、1点だけ。

その新学習指導要領の中に、先ほど言った語学教育とか学力の低下、授業時間等をふやすとか、いろんな大きなテーマがありますけれども、その中で大きなテーマの一つとして道徳教育、これがうたわれております。この背景には、キレる子供、学級崩壊、同級生を殺す、そういった学校内のいろいろ子供の心、子供の心がどうなっておるのか、そういう我々に問題提起をするような、社会を震撼させるような事件も起こりました。かと思うと、モンスターペアレンツとか、給食費未納の問題、何か子供が体だけは太うなったばってん頭の中は子供のまんま、そういう親が増殖してきたと、そういうような問題。それと親殺しだ、子殺しだ、いろんな信じられない凶悪事件、やはりそういう社会的な問題の中で、子供の教育、心の教育、道徳の教育、これをやはり見直さないといけない。そういうことで私は新学習指導要領の中にしっかりこの道徳教育が盛り込まれたと思いますが、この新学習指導要領は平成23年から施行と、しかし、その中でこの道徳教育については、平成21年から先行試行というふうにされております。柳川ではどういうふうに取り組まれておられますか。

#### **教育部長（高田 厚君）**

それでは、私のほうからお答えいたします。

平成21年度からの先行実施でどのようなことを行っているかということの御質問でございますが、改訂学習指導要領では、道徳につきまして、主に次の4つの改善事項が示されております。1つ目が、道徳教育は道徳の時間をかなめとして、特別活動を初め学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化したことでございます。2つ目は、発達の段階に応じて指導内容を重点化いたしまして、体験活動を推進したこと。3つ目が、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化したことでございます。そして、最後に4つ目が、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童・生徒が感動を覚える教材の活用ということになっております。

そのため、各学校では、今申し上げましたような改善事項を踏まえまして、道徳教育の全体計画や年間指導計画を見直しまして、各学年の内容項目の追加や変更、各教科等との関連を加筆修整しているところでございます。

また、道徳教育推進教師を校務分掌組織に位置づけまして道徳教育の推進体制の整備充実を図っているところでございます。

以上でございます。

**24番（佐々木創主君）**

いろいろ中身と、具体的な実施としては道徳教育推進教師、これはもう採用されてあるとですか。「はい」か「いいえ」でいいですかね。

**教育部長（高田 厚君）**

採用ということではなく、今いる教職員の中から選出するわけでございます。

**24番（佐々木創主君）**

今、実際いらっしゃるわけですか。

**教育部長（高田 厚君）**

決まっております。

**24番（佐々木創主君）**

いや、決まっておるということは、21年度から教師を選任して、そういう教師から道徳教育をさせておるということですか。

**教育部長（高田 厚君）**

ただいま申し上げましたとおり、今選任をしまして計画を進めているところでございます。

**24番（佐々木創主君）**

まだということですね。じゃ、まだ具体的な取り組み、現場での取り組みがなされておらんと。

それで、これ教材、教材はどういったものを使ってあるんですかね。いろいろあると思いますけれども、これは教科書というのはあるんですか。

**教育部長（高田 厚君）**

教材につきましては、いわゆる教科書と言われるものはございません。ですから、柳川市におきましては、教科書のかわりといたしまして、市販されております道徳副読本を市の予算で購入いたしまして、全小・中学校の児童・生徒に配布し活用しております。そのほか、文部科学省が作成いたしました「心のノート」、県教委が作成しました人権同和教育副読本の「かがやき」、あるいはDVD資料「あおぞら」など視聴覚機器等も活用した年間指導計画を作成し、事業を行っているところでございます。

以上です。

#### 24番（佐々木創主君）

教科書はないと、民間でつくっているいろんなものを副読本として活用しておるといことなんですが、私も小学校、中学校時代に道徳の時間はありました。しかし、記憶からいうと非常に退屈だったことを覚えているんですよ。人権であるとか、友達を大事にしようとか、仲よくしようとか、差別とか、何か非常に退屈で道徳の時間が早く終わらないかなという気持ちで受けたのを覚えております。

そういった意味で、先ほど先人の伝記という話があったんですけども、話がちょっと唐突に変わるようなんですが、つい先週、チリの大地震、津波の被害、日本にも津波の被害が起きました。ハイチでも起きました。6年前にはスマトラ沖地震、インド洋に大津波が発生して相当な被害を出した。その翌年に、その津波対策の国際会議がスマトラ、ジャワで開かれた。そのときにシンガポールの首相が当時の小泉首相に、「日本の学校では「稲むらの火」という物語を教科書に掲載して津波のこと、そういったものを教えているそうですね」と聞いたところ、小泉首相が「知りません」と。何でこんなことを言うかということ、この「稲むらの火」という物語は、実は昭和9年か10年かな、昭和22年まで日本の学校の教科書に掲載されておった。そういう物語。この物語を書いたのが小泉八雲、ラフカディオ・ハーン。どういう物語かということ、時間がありませんので簡単に言いますけれども、和歌山県の海岸の村、米の収穫が終わって、その収穫を祝うお祭りの準備中であつた。みんなが一生懸命準備しておつた。高台におつた庄屋さんが遠くを見ておると、海の水がだあつと沖に引いていくのが見えた。直感的にこれは津波だということで、高台に収穫して干してあつた自分の稲穂、稲穂の山に火をつけた。もう行っても間に合わない。そこで、稲穂に火をつけて、火を見た村人たちが準備をさておいて、「庄屋さん、どげんしたですか」と、山にみんなが上がってきた。そして、振り返ったときに大津波が来た。村人を救ったという話なんですが、これ実話なんですね。

私も戦後の教育を受けておりますから、小泉総理も戦後の教育、知らないんです。最近この話を知ったんですけどね。こういう題材が昔の教科書にはしっかり載っておつた。

先ほど言われたように、先ほど言われたように、社会の規範意識、個人の尊厳含めると同時に、子供たちが感動を覚えるような魅力的な教材、日本人として誇りを覚えるような教材、

こういうものが戦後の教育基本法ができたときにGHQが関与して、こういう日本人が日本人たるゆえん、こういう教育をする教材をすべてばっさり切って捨ててしまった。こういうのが漏れてしまっておる。これをもう一度やっぱり復刻すべき、取り上げるべき、表に出すべきというふうに思います。

そういうことで、もう時間になりましたので、答弁があれば答弁をいただきたいと思いますが、そういう教材をぜひ使っていただきたい。そういう教材は柳川にもいっぱいあるでしょう。田尻惣馬の千間土居の話とか、いろいろと我がふるさとにもいろんな偉人がなし遂げた事業、そういう教材をぜひ子供たちに聞かせて教えていただきたい、そういう教育をしていただきたいということで要望させていただきます。（「もう終わったですか」と呼ぶ者あり）答弁があれば……（「あなたが要望ち言いよるけんたい」と呼ぶ者あり）

**教育長（北川 満君）**

教育長でございます。ただいまの佐々木議員から感動のある資料、伝え語り継ぐ、あるいは生き方を支える、そういった感動資料を探ったらどうかと、あるいは再度発掘したらどうかということであろうと思います。

私どもも今現在、さきに発行されました柳川人物伝等を使いまして、まず郷土の先人に学ぶというようなところはそろそろプロジェクトチームをつくって入るところまで来ております。さらに今の御意見をお受けしまして、きちとした形でそういった感動資料、地域の先人に学ぶというところで発掘できればと、このように考えております。今後努力したいと思っております。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 5 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

**4番（熊井三千代君）（登壇）**

皆さんこんにちは。4番公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず1点目は、高齢者の在宅生活支援サービスについてでございます。

我が国は今、世界に類を見ないスピードで超高齢社会に突入しております。それに戦後のベビーブーム世代がこれから高齢期に入ることにより高齢化がますます進むと考えられ、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口が3,600万人、高齢化率は30%に達すると予測されま

す。しかも、要介護者は現在の約2倍の784万人に上ると推計されます。本市でも高齢化が県平均を上回るスピードで進行しており、平成20年度当初の高齢化率が25%を超え、4人に1人が高齢者という時代が現実のものとなりました。これは、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、在宅の認知症高齢者等に対する施策の重要性が一層高まることを意味する状況にあると考えられます。

こうした現状を踏まえ、現在本市では、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう介護予防、生きがいづくり等、在宅での生活支援を重視したサービスの提供が行われております。その中で今回は、高齢者生きがい活動支援通所事業及び地域デイサービス事業についてお伺いいたします。この2事業の現状をお聞かせください。

次に2点目、地域生活環境の整備でございます。

市民の移動手段確保への取り組みについてお尋ねいたします。

現在、公共交通は近年の急速な少子・高齢化や人口減少、また、モータリゼーションの進展に伴い利用が減少し、独立採算で経営を成り立たせるのは困難な状況であります。公的補助制度も多種用意されていますが、昨今の財政事情をかんがみますと、補助制度を将来にわたって継続して活用することは困難と予測されております。そのため公共交通機関も路線ルートの変更、縮小や路線バスの廃止、撤退と地域交通の現状はますます厳しくなっています。

本市においても、市民の移動手段確保の目的の一つとして公共交通機関の路線維持確保のため毎年多額の補助金を交付されております。しかし、現在の公共交通の路線確保のみでは市民の生活に欠かせない移動手段の確保は不十分であるため、そのほかの交通手段として旧柳川市では路線バスの走っていない地域に福祉巡回バスを運行されております。しかし、全市を見回しますと、まだ交通手段のない空白地があり、生活の足である地域生活交通の整備を求める声も多く聞こえます。本市として、地域の実情に即した長期的で持続可能な地域公共交通について、今後の方針や具体的施策を盛り込んだ計画を考え策定する必要があると思えます。

そこでお尋ねいたします。本市の交通機関の現状及び路線維持のため市の補助金はどれくらい使われておりますでしょうか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。再質問は自席より行いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**福祉課長（木下正巳君）**

福祉課です。熊井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、高齢者生きがい活動支援通所事業の現状について御説明をいたします。

この事業は、閉じこもりがちな高齢者が社会的孤立感を解消するとともに介護予防を行うために、旧大和時代から大和総合保健福祉センターを会場といたしまして実施をされている事業でございます。対象は、おおむね65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の要介護認定で非

該当となった方、あるいは認定を受けていない方となってまいります。本年1月の登録者数が90名となっております、利用者延べ人数で4,136名、1日平均21名の方が利用していただいております、利用者は1回当たり650円の利用料を負担していただきまして、会場までの送迎、あるいは食事を初めとしまして入浴、レクリエーションなどのサービスを受けていただくこととなります。

次に、地域デイサービスの現状について御説明をいたします。

この事業も高齢者の閉じこもりの解消や介護予防、健康増進のため旧三橋時代に取り組みを始めた事業でございます、行政区にあります公民館や集会所を利用して実施いたしております。対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、あるいは高齢者のみ世帯、虚弱な高齢者などで、会場へ通所可能な方となります。本年度の実施地区が8地区ありまして、民生委員さんを中心に、区長さん、それから婦人会、老人クラブなどの役員の方で運営委員会を立ち上げて運営をしていただいております。参加者は1回200円の負担を出していただき、昼食やおやつをとりながら健康講座、あるいは健康相談、血圧測定、趣味活動などを楽しんでもらっております。

以上です。

#### 企画課長（高田淳治君）

企画課長でございます。それでは、熊井議員の現在の交通機関の現状及び予算はという御質問にお答えさせていただきます。

市内公共交通機関といたしまして、現在、民間会社の路線バス、旧柳川市の一部の地域で運行をいたしております福祉巡回バス、旧大和、旧三橋地区で運行をしております福祉センターへの福祉バス、これは無料でございますけれども、以上3つの公共交通機関がございます。

まず、路線バスでございますけれども、市内には西鉄バス、西鉄バス久留米、堀川バスの3社が運行いたしております。いずれの路線も西鉄柳川駅を発着、経由いたしております、市民の皆さんの通勤、通学、通院など日常的な交通手段といたしまして、また、観光客にとっての移動手段となっております。しかしながら、利用者の減少とともに路線の廃止や運行本数の削減が進みまして利便性が損なわれつつございます。また、いずれの路線も収支は赤字でございます、西鉄バス以外の2社でございますが、国、県、市からの補助によりまして運行を継続いたしております、その額も年々増加傾向でございます。

市からの補助額ということでございますけれども、平成20年度におきましては、西鉄バス久留米に対しまして14,500千円、堀川バスに対しまして5,437千円、合計いたしますと19,937千円となっております。

次に、福祉巡回バスでございますけれども、料金は100円均一というふうになっておりまして、水の郷を発着地点といたしまして、3つのルートを運行いたしております。蒲池ルート

が月曜日、水曜日、金曜日で1日3回の運行、それから昭代ルートが、火曜日、木曜日、土曜日で1日5回の運行、両開ルートが月曜日から土曜日までということで1日3回の運行となっております。

それから、収支でございますけれども、約7,900千円の経費に対しまして収入額は約2,000千円で、徐々に利用者は増加しておりますけれども、差し引きますと5,900千円の赤字というふうになっております。

次に、旧大和町と旧三橋町で運行いたしております福祉バスにつきましては、年間合わせて5,400千円の経費が必要でございます、利用者も福祉センターの利用者に限られておまして、減少傾向でございます。

以上でございます。

#### 4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。では、高齢者生きがい活動通所支援事業と地域デイサービスのほうから再質問をさせていただきます。

まず、高齢者生きがい活動通所支援事業ですが、本事業は、先ほど御説明いただきましたように、旧大和の地域の方だけが対象となって利用できるサービスで、非常に今も自立生活の助長とか介護予防に大きな効果が得られていると思います。今現在利用されている方からも利用回数をふやしてほしいとか、また、利用ができない旧三橋地域、旧柳川地域の方からも公平にサービスを受けられるようにしてほしいという声を聞かれます。非常にサービスが、送迎もあって、おふろもあって、食事もあって、レクリエーションもできてという介護保険サービスに近いような、介護保険サービスを受けるまでに状態が悪いとか、機能が落ちていない方たちが利用されるすごくいいサービスでありますので、サービスを求める声が多く聞かれております。でありますので、高齢者生きがい活動支援通所事業の対象となる利用者の地域拡大についてのお考えがありますか。お聞かせください。

#### 福祉課長(木下正巳君)

先ほど御説明しましたように、生きがい活動支援通所事業につきましては、大和総合保健福祉センターを利用して実施をしております、1回の利用人数で20名程度が限界ということ聞いております。地域拡大となりますと、当然、現在の利用者に対しまして利用回数を大幅に減らしていただくことになってまいりますので、担当課といたしましては、生きがい活動支援通所事業の地域拡大を考えるよりは、この事業として並行しながら地域デイサービスの実施地区の拡大を優先したいというふうに考えております。

以上です。

#### 4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。通所サービスのエリア拡大をするよりも、今やっているところが手狭なので地域デイサービスのほうを市としては力を入れていきたいというお答えだった

かと思うんですけれども、今通所サービスを受けてあるすべての方が今おっしゃっている地域のデイサービスに身体的にもなじむ方ばかりだとは思いませんので、やはり地域デイサービスに自分で歩いてこられるような方が来られなくなったときに、すぐに介護保険の対象者になるかという、やっぱりそこでスキ間ができると思うんですよね。まだまだ何かの支援を、何かの見守りをしたら介護保険の対象者にならないという方がたくさんおられると思いますので、この地域デイサービスはもちろん必要ですし、進めていかれてもいいんですけれども、この通所サービスも一緒に継続していかれ、またなおかつ、今通所サービスを受けてある方は地域デイサービスに逆に移行になる方もおられますでしょうし、とにかく継続とエリア拡大を強く望みたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

**福祉課長（木下正巳君）**

地域デイサービス事業の拡大を進める中で、この通所事業の利用状況の変化等を見きわめながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。利用状況を見ながら随時検討していくということですので、検討を誤られないように、やはり状況をしっかり見定めていかないと、まだまだ自分の力で在宅で頑張られる人も転倒とかの事故を起こして介護保険対象者になるということもありますので、しっかり状況を判断していただいて、事業を進めていっていただきたいと思います。

今伺っていますと、今後本市では地域デイサービスを拡大させていこうというお考えのようですけれども、この地域デイサービス、今8地区現在行われておりますけれども、どういうふうに市全域に展開されていこうとお考えでしょうか。

**福祉課長（木下正巳君）**

現在、地域デイサービスにつきましては、地元の民生委員さんを中心に運営をしていただいております。運営委員のなり手が少ないとか、それから事業計画づくりに苦労されているという話も聞いております。そこで、今年度地区社協が柳川市すべての地区で立ち上げができたということがありますので、来年度から地区社協への地域デイサービスの説明に入っていこうかというふうに思っているところです。

また、事業計画づくりのための情報といたしまして、市や県が行っています出前講座やボランティア連絡協議会の活動などの情報を提供しております。今後いろいろな情報を提供しながら運営委員の負担をできるだけ少なくするように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。この地域デイサービスが本当に市内に拡充されてしっかり根づ

くならば、認知症の方々の見守りとかネットワークの後押しにもなると思いますけれども、やはりすごく難しい事業であるとも思います。住みなれた地域で長く住み続けるためには隣近所の方の助け合い、支え合いは欠かせません。しかし、この事業を拡大するには各地域でいろいろな問題がありますし、地域住民の方の協力なしでは本事業は進まないと思います。まずその中で、お世話をしてくださる方の人材確保とか拠点になるような施設の確保は心配ないのでしょうか。どうでしょうか。

**福祉課長（木下正巳君）**

先ほど回答いたしましたように、地区社協へ呼びかけを今後行っていくわけですが、地区社協の組織というのが、その中に民生委員さんや区長さん、あるいは老人クラブ、婦人会などの役員の方が入っているということを聞いております。地域デイサービス事業を理解していただければ世話人の確保については今よりスムーズに行くのではないかと考えておりますし、また、拠点施設につきましても地元公民館などを利用していただければ確保できるのではないかとこのように考えております。

**4番（熊井三千代君）**

人材確保も拠点の確保も口で言うようにそんなに簡単ではないんじゃないかなと思いますけど、とにかく進めていっていただきたいとは思いますが、この地域デイサービスの今後の拡充なんですけど、大体1年間にどれくらいずつふやしていこうと思っておりますか。そこら辺の計画がもしありましたら、教えてください。

**福祉課長（木下正巳君）**

具体的な数字ということでは、計画は持ちませんが、年間に二、三カ所ずつは確実にふやしていければなというふうに思っております。

**4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。

高齢者福祉は今後さらに自助、共助、公助がうまく調和した分かち合いと支え合いの地域で支え合う協働型福祉の充実が必要だと言われております。地域の皆さんが本当に安心して事業を進めていってくださるためには、行政として公助の部分ではどのようにかかわっていかうと思っておりますか。

**福祉課長（木下正巳君）**

市としてのかかわりでございますけれども、先ほども答弁しましたように、運営のためのいろんな情報提供というのはもちろんでございますけれども、必要に応じて、市のほうから出前講座の開催、介護保険、あるいは在宅サービスなどに対する相談事業などにも出向いて行って事業のバックアップをしていきたいというふうに思っております。

**4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。

先ほどからお世話をしてくださる方の人材確保の中で民生委員さんというのが出てくるんですけども、本当にこの民生委員さんの方たちは地域の在宅福祉の充実に向けて今までも、またこれからも、とにかく中心になってくださる大きな力だと思います。

高齢者人口が今柳川もどんどんふえてきておりますし、高齢者世帯が多くなってきて、民生委員さん1人で担当する戸数が多くなって、1人で十分に目が届かないし、大変だという声もよく聞きますけれども、民生委員さんの配置には十分考慮をされていますでしょうか。

#### 福祉課長（木下正巳君）

民生委員さんの配置につきましては、おおむね120世帯から280世帯に1人という基準が設けられております。ただ、現実的には受け持ち世帯が120世帯に満たないところもありますし、また、280世帯を超えているところもあり、世帯を多く持たれている民生委員さんにつきましては大変苦勞されているということも承知をいたしております。現在、民生委員さんの任期といいますのが本年の11月末ということになっておりまして、それまでに民生委員全体の人数は変えないところで地区の受け持ち範囲の調整につきまして話し合いをしていただく予定にしております。

#### 4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。民生委員さんの配置については十分に民生委員さんの御意見、御要望を伺っていただき、民生委員さんが民生委員さんの役割を安心して施行していただけるようにしっかり対処していただきたいと思います。

いろいろ聞いてまいりましたけれども、この地域デイサービスの市内拡充というのはすごく必要なことであるし、求められることですが、難しい事業になると思います。でも、今後高齢社会になり、高齢化世帯も多くなってきますと、やはり地域で支えていかなければいけない現実に直面してまいりますので、非常に難しいサービスではありますが、しっかり充実したサービスが地域住民の皆さんが受けられるように推進していただきたいと思います。

とにかく「高齢者のだれもが心豊かに暮らすことができる、やさしさとおもいやりのまち柳川」というのがスローガンになっている老人福祉の計画がありますけれども、これが実行できるようにしっかりと事業を推進していただきたいと思います。

これで在宅生活支援サービスについての質問を終わらせていただきます。

次には、公共交通についての質問に移らせていただきます。

今、柳川市の交通機関の現状と補助金についてお話を伺わせていただきました。その中で、民間の路線バスの現状を見てみますと、朝夕は非常にバスの利用は多いようですが、日中は空席が多く、これで民間バスの存続ができるのかなとかよく心配します。また、収益が出ないと市の補助金がふえるのではないかなという心配もいたします。

今、19,907千円という補助金を民間バスのほうに補助金として出してありますけれども、

この民間への補助金というのは柳川市にとって持続可能なものなのでしょうか。いかがでしょうか。

**企画課長（高田淳治君）**

民間路線バスへの補助金でございますけれども、平成20年は、先ほど申し上げましたように、19,937千円という補助でございます、重い財政負担というふうになっております。これからますます財政状況が厳しくなる中、できれば減額の方でお願いをしたいというのが本音でございます。ただ、路線バスは本市の基幹的な路線を運行しているということでございまして、市民の皆様には欠かせない公共交通機関といったものでございますので、一定の支出もやむを得ないというふうに思っております。

本市といたしましては、今後も補助金の減額につながりますように、バス事業者、行政、市民が連携をいたしまして路線バスの利用促進のための取り組み、また、PR活動などを行うとともに、バス事業者に対しましても一層の経営努力をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。

今おっしゃいますように、路線バスも今まで私たちの生活を支えてくださっているバスでもあるし、今後もなくってはならないバスでありますので、しっかり私たちも利用していきたいと思っております。

それと、私たち柳川市には交通手段のない地域の皆さん、旧柳川市では路線バスの通っていないところに、先ほどもおっしゃっていますように、福祉バスの循環バスが通っております。でも、この福祉バスが運行されていない地域もありますけれども、そういう地域の方から病院に行くには不自由だと、それと、あとバス停まで普通の路線バスのバス停まで歩くのが困難であるとか、あと年金暮らしのためにタクシーが使えない、老人2人世帯で、元気なときは年金で頑張って生活をしていただけたけれども、1人が病気になって入院をしたときに見舞いにも行けない、洗濯物も取りに行けないとか、何とか福祉バスをふやしてもらえないだろうか、エリアの拡大をしてもらえないだろうかという要望を聞きます。

現在、運行中の地域である福祉巡回バスの運行してある地域の方は、ルート変更とか停留所の増設、あと運行形態の見直しとか、利用者の意見を取り入れられて、大変今利用者の皆さんからも喜ばれ、利用客も多くなっております。今後福祉巡回バスの地域エリア拡大の考えについてお伺いいたします。

**企画課長（高田淳治君）**

お答えいたします。

福祉巡回バスにつきましては、便数増や運行地域の拡大の要望も寄せられておりまして、

特にバス路線がない旧大和町及び旧三橋町の皆様や地域審議会から運行の要望が寄せられております。これまで路線変更やバス停の増設などで対応をしてまいりましたが、地域の足の確保、地域間のサービス格差の解消を図っていくためには抜本的な見直し、全市的な視点に立った将来的にも持続可能な公共交通システムの再構築を行うことが必要と考えております。

具体的に申し上げますと、民間路線バス、福祉巡回バスや福祉バス、これら市内公共交通の現状や課題を整理した上で市民ニーズや財政負担を考慮しながら、いかにして地域の実情に応じた公共サービス、公共交通サービスを実現していくかを考えていかなければなりません。このために、その実現に必要な事項を協議するために、平成21年の12月でございますが、新たに市民代表、公共交通事業者、それから道路管理者、公安委員会などで構成をいたします柳川市地域公共交通協議会を設置するとともに、今後の本市の公共交通のあり方を示す柳川市地域公共交通体系整備計画を現在策定中でございます。

本計画でございますが、路線バスをどうするのか、福祉巡回バスを大和、三橋地区まで拡大するのか、その他コミュニティバスなどを導入するのかなど、幅広い視点で本市のあるべき姿を明らかにすることといたしております。その上で、どのような方式を取り入れていくのかを平成22年度におきまして地域公共交通協議会で検討をしていくことといたしております。

以上でございます。

#### 4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、柳川市地域公共交通体系整備計画というものの意見を求める内容がインターネットにも載っておりましたし、計画を進めていただいているなどは考えておりましたけれども、より具体的に早く、住民の方の声がやっぱり切実であるために、やはり具体的な施策を早く打ち出していきたいと思って今回の質問に言ったわけですが、22年度に協議会を設けて検討していくというお答えでございましたけれども、各自治体でも地域住民の交通の利便性向上を目的として地域に合ったコミュニティバスや福祉バスなどを運行し、交通手段の確保をされている地域がだんだんふえてきております。

例えば、先日、八女のほうへ行ってまいりましたが、八女は今、人に乗り物を合わせるとの考えのもとにデマンド交通システムを導入した予約型乗り合いタクシーが1月18日から運行、試験的ではありますが、運行を開始されておりました。

この事業は登録制であって、1月18日から運行されておりましたが、2月12日の時点で登録者は1,100人を超えておまして、利用者は1日30人程度で、だんだん増加傾向にあるということです。いっぱい広告も出しているけれども、一番宣伝効果のあるのは口コミであるというふうにおっしゃっていただきました。運営は市の商工会に委託されております。利用年齢

は制限なくて、自分で乗れる方ならだれでも30分前に予約すれば迎えに来てくれ、目的地まで送ってくれると。また、公共交通のつなぎの場所まで利用する方も多くなってきているようです。

また、筑後市の一部の地域では、地域の皆さんが中心となって立ち上げ、運営を行っているコミュニティーバスではなく、コミュニティー自動車が運行されております。これは、市が自動車を購入して、傷害賠償保険に加入し、車だけ地域に貸与されています。その後のすべての運営は地域に任せたり方をしてあります。一見乱暴なようですけれども、この地域は時間をかけて何度も話し合いを重ね、他の交通機関とも合意ができ、運行が開始されております。今では多くの自治体から視察に来られるほど成功しています。何より、この地域はこのバス運行によって地域の団結がより強くなり活気があるようになったと言ってあります。

2つの例ですけれども、こういう例を挙げておりましたけど、本市にこういうデマンド型とかコミュニティー自動車の導入のお考えについてお聞かせください。

#### **企画課長（高田淳治君）**

ほかの自治体の事例につきまして、特に広大な山間地を抱える八女市でございますが、予約型乗り合いタクシー事業を本年1月に開始したという新聞報道がございました。そしてまた、熊井議員からは筑後市での事例もお示しをさせていただきました。その動向につきましては、私ども大いに関心を持って注目をしているといったところでございます。

高齢化が進む中にありまして、財政負担を抑えつつ生活に欠かせない交通網の維持をどう図っていくかは自治体に課せられた重要な課題でございます。

先ほど申し上げましたように、柳川市地域公共交通体系整備計画で今後の本市の公共交通のあるべき姿といったものを明らかにした上で協議会で議論し、最善の運営方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **4番（熊井三千代君）**

ありがとうございました。バスを走らせれば黒字というわけではなく、財政面での厳しい現状は理解しております。とにかく住民の交通手段確保を求める声もしっかり受けとめていただいて、本市にとって地域公共交通の整備は必要不可欠な課題ですので、時間も要する事業ですから、早目にしっかり検討協議会を立ち上げていただき、話し合いを進めていただき、具体的で本市に合った、市民が利用しやすい持続可能な交通整備の実現に向けての取り組みを早くしていただけるように強く要望いたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

#### **議長（龍 益男君）**

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時56分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月9日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 龍 益 男   |

## 2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 市       | 長     | 金子健次 |
| 副市長     | 刈茅初支  |      |
| 教育長     | 北川満   |      |
| 総務部長    | 大坪正明  |      |
| 会計管理者   | 山田政徳  |      |
| 市民部長    | 田島稔大  |      |
| 保健福祉部長  | 武藤義治  |      |
| 建設部長    | 蒲池康晴  |      |
| 産業経済部長  | 藤木均   |      |
| 教育部長    | 高田厚   |      |
| 大和庁舎長   | 横山英真  |      |
| 三橋庁舎長   | 藤木明   |      |
| 消防長     | 古賀輝昭  |      |
| 人事秘書課長  | 樽見孝則  |      |
| 総務課長    | 石橋正次  |      |
| 企画課長    | 高田淳治  |      |
| 財政課長補佐  | 田尻主範  |      |
| 税務課長    | 山田敏昭  |      |
| 健康づくり課長 | 川口敬司  |      |
| 福祉課長    | 木下正巳  |      |
| 学校教育課長  | 高崎祐二  |      |
| 建設課長    | 中村敬二郎 |      |
| 農政課長    | 成清博茂  |      |
| 水路課長    | 安藤和彦  |      |
| 生涯学習課長  | 田中利光  |      |

4. 本議会に出席した事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 議会事務局長       | 北原博  |
| 議会事務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会事務局庶務係長    | 高口佳人 |

5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

| 順位 | 質問者          | 質問事項  | 答弁者              |
|----|--------------|---|------------------|
| 1  | 8 番<br>森田房儀  | 1. 柳川市の将来に向けての成長戦略について<br>(1) 人口減少の歯止めを<br>(2) 産業振興に資する水問題について<br>(3) 企業誘致と商店街の活性化対策について<br>(4) 福祉行政の推進について         | 市長               |
| 2  | 6 番<br>島添勝   | 1. 農政改革とこれからの水田農業の方向について<br>2. 米飯給食と地産地消について  | 市長<br>〃          |
| 3  | 7 番<br>白谷義隆  | 1. 福祉巡回バスについて<br>(1) 大和・三橋地区へのエリア拡大について<br>2. コミュニティセンター基本計画について  | 市長<br>市長・教育長     |
| 4  | 21 番<br>大橋恭三 | 1. 総合運動公園<br>(1) 財政と総合運動公園<br>(2) 建設効果と緊急度合<br>2. ピアス跡地アスベスト問題<br>(1) 前市長の裁判について<br>(2) 今後の対応は裁判か和解か<br>※定足数不足による延会 | 市長・教育長<br><br>市長 |

---

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番森田房儀議員の発言を許します。

8番（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。私的なことで余り寝ておりませんので、少し重複するようなことがあるかと思いますが、御容赦をお願いいたしておきたいと思っております。

私は、柳川市の将来に向けての成長戦略ということでお伺いをいたしたいと思っております。特にリーマンブラザーズ、一昨年の9月から始まりました金融恐慌、並びに不景気の極に達するような状態の中で、国も県も合わせまして800兆円からの借金のある中で、これから先、地

方自治体はどういうふうに進展し、そして展望を持って臨むべきかという点について、私は少なくとも提案というような形でお願いを申し上げていきたいと思っております。

特に、昨年の4月、いわゆる首長の交代によりまして、お互いに信頼し合えるような首長が新しくお生まれになったということについて、市民の皆さん方のいろんなお話をお伺いする中で、非常にすばらしい首長が誕生したのではないかとということで、大方の意見は大変評価を受けておるような気がいたします。

しかしながら、その中で、いや、それでもやっぱり変わりばえのせんじゃっかんというような評価もまた少しずつ出つつあるような気がするわけでありまして。

私はそのときあえて申し上げるんでありますけれども、いわゆる前市長がし残した、あるいは散らかした、いわゆるピアス問題とか、あるいは道の駅の問題、マルシヨクの問題、あるいは漁業団地の問題、ないしは駐車場問題等々をあわせると、やはりこれは大きな後始末をしなければならないと。そのために前の市長がおやりになったところをやはり整理をしていくという過程の中であんまり変わらんと、そういう評価をせざるを得ないところはあるかもしれませんねということで弁解めいた話をするわけでありましてけれども、しかしながら、全体的には非常に市民からの信頼性の高い首長として、この1年間をお過ごしになったのではないかとというふうに私は評価をいたしておるところでございます。

まず私はその中で、柳川市が平成17年3月21日、いわゆる合併をした当時7万7,000人と称されておりました人口が、今日では7万2,000人に陥っていった。執行部の資料の中でも、平成27年度には6万8,000人台に落ち込むであろうという想定をしておるわけでありまして。人口が少なくとも少子・高齢化の社会において減少していくことは、確かにやむを得ない部分があるかもしれませんけれども、座して6万8,000人になるものをただそのまま置いておっているのかと。やはりこれは何らかの手を打たなきゃならんというふうに思うわけでありまして。

特にお隣の太田町、ここではいわゆる生活がしやすい、アパートが安い、あるいは野菜物も安い、生活そのものがしやすいというようなことで、いわゆる小さな町でありますけれどもあそこだけは人口が少しずつふえてきておるといような地域もあるわけでありましてから、柳川市は観光のまち柳川市という形で、非常に外部からは称賛を浴びておりますけれども、やはりこれは企業がない、あるいは産業がない、あるいは生活そのものがしにくいという評価を逆に受けておるのではないだろうかというふうな心配をいたしておるところであります。

そこで私は、執行部で今検討、あるいはもうほとんどでき上がっておるのではないだろうかと思っておりますけれども、人口をいかに食いとめるのか。あるいは増加に転じるためにどういう形で進めていったらいいのかというアクションプランが今練られておると聞いております。

そのアクションプランについては、大体どういう形で行われようとしておるのか、もしあるとすれば、そのことについてひとつ御披露をいただきたいと思うわけでありまして。

そしてまた、人口が6万8,000人ないしは6万5,000人と減少していく過程の中で、柳川市

の財政にどのような影響を及ぼしていくであろうかということについても、ただ6万8,000台になるということだけではなくして、財政的にもいわゆる市民生活の上でもどういった影響があるのかという、そういう想定があるとしますならば、そのことについてもひとつお願いを申し上げたいと思います。

2番目に、産業振興に資する水問題についてお願いを申し上げたいと思います。

もともと柳川市、あるいは筑後南部のいわゆる水田地帯というのは、矢部川に頼るということがもう何千年という歴史の中で積み重ねられてきておるわけでありましてけれども、もともこの矢部川水系というのは、水が少ない川であるというふうに私は理解をしております。

したがって、いわゆる日向神からずっと下っていきますと、いわゆる立花藩の堰、それから有馬藩の堰、立花藩の堰、有馬藩の堰と、常に1つずつと、1つ越しに堰が柳川藩部分と有馬藩部分に分かれております。したがって、少しの水でも取り合いをするというようなことが昔からずっと続いてきております。したがって、その水をどういうふうに分配していくのかということで、その過程の中でいわゆる串毛ダムと――黒木にございますが、これは18万トンから大体20万トンぐらいの貯水量であります、串毛ダムを先達がちゃんと取得をして水の確保をしていたという歴史がございます。28災害のときには、その串毛ダムの堤防に植えておりました大きな杉の木をわざわざ柳川の川口製材所まで持ってきて、そして割いて板にして、水路をその板でずっとつくって、柳川藩の井堰から今度は次の次の柳川藩の井堰までいわゆる水路をつくって水を確保したという、そういう歴史もございます。それからもう大体60年、もう杉も大分大きくなっております。ひょっとまたやり損なったときには、また板をつくって水路をつくらにゃならないようなことが起きるのではないだろうかという心配を実はいたしておるところでございます。

特にその中で私はぜひお聞きを申し上げておきたいのは、農業用水の中で、まず松原ダム、松原堰、これがいわゆるラバー堰にかわりまして、大体ラバー堰の部分が5メートル95センチ、そして、二ツ川川に流れ込む地域の部分が5メートル85センチということで設定をされております。それは何かというと、7が二ツ川川、3が矢部川本流、それを分けるためにそういういわゆる堰高の違いをつくっておるわけでありましてけれども、その中で、じゃあ、本当に400年という歴史の中で、7・3という水利権の分配のある中で、それが正しく履行されておるだろうかという心配をいたしております。

したがって、あそこにちゃんとコンピューター制御装置が据えられております。そのいわゆる二ツ川川沿いにどの程度流れて、本流にどの程度流れておるのかというデータが常に刻々記されておりますので、そのデータが取得できれば、それを見せていただければと。そうしないと非常に私は疑いを今持ちつつあります。というのが、矢部川本流に流れる水がどうしても少なくなってしまうおる。だから、後で申し上げたいんですけれども、有明海のノリの生産の場合に、矢部川本流下流域においては網さえ張っておくならノリはいっぱい

とれよった。ところが今、一番早く悪くなるのが矢部川下流域、それが何かというと、いわゆる年間を通して栄養補給が足りないということが事実として、姿として、形としてあらわれておるのではないかというふうに思うわけでありますから、その部分についてぜひ本当の水量がどういう流れ方をしておるのかということを見きわめたいという気持ちで、そのデータがぜひ欲しいと。もしそれが取り寄せられることができれば、今すぐというわけにはいきませんので、後でも結構でありますから、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

それともう1点が、実はラバー堰の下に、本来くいを打って20メートル矢板を打つと。いわゆる堰の下にくいを打って、くいの間は全部矢板を打って水をとめると。いわゆる堰下浸透水までとめるという計画がありました。ところが、私どもも現場を、実は工事中に見ておりませんので、その際に、何を言うのかと、浸透水は水利権が伴っている水だぞと。いわゆる20メートル矢板を打ったならば、砂利の部分まで全部堰とめるということは、堰下浸透水の水利権を拒否するということになる。したがって、矢板を打つのはやめなさい。くいは打ってもいいけれども、矢板は打ってはならんということで抵抗いたしました。そのときに、それなら2メートルだけ矢板を打たせてくださいという話がありました。2メートルならよかろう、あと18メートルぐらい砂利の部分があるので、堰下浸透水は常に、そんなに減るようなことはないだろうということで了解をいたした経緯がございます。しかしながら、現実に工事現場を見ていないので、それが15メートル打たれたのか、20メートル打たれたのか、あるいは約束どおり2メートルなのか、その部分について確認をいたしておりません。したがって、その部分について確認ができるような設計資料とか、そういったものがありましたら、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

と申しますのは、農業用水の問題で大和新水路の入口が大体毎秒0.7トンの取水能力を持っております。しかしながら、今大和新水路から流れ込む水が非常に少なくなっております。水飢饉の際には、あそこにバチカンをかけてどんどんくみ上げて新水路から水を流しておりましたけれども、ところが、末端の大和町地区における水事情というのは随分変わっております。というのは、大和新水路の水よりも塩塚川水系から流れるいわゆる逆出というところから流れてくる水のほうが量が多いわけです。だから、豊原地区、いわゆる自動車学校から東のほうに、本来は国営水路の本流から水は流されておりましたけれども、今ほとんど毎年塩塚川水系のほうから取水をしなければ水が足りないというようなことで、毎年バチカンでぼんぼん上げられておる。だから、そういう土地改良事業において豊原地区の水はほとんどこれは機能しなくなってきたおるといような形で、今は塩塚水利組合も大和新水路組合も一緒になりましたから、それはそれで結構ですけれども、水の流れ自体がそういうふうに変わってしまってきたおるといことは、本来、矢部川本流に流れてくる水がより少なくなってきたおるのではないだろうかという懸念を実は抱いておりますので、その部分についてぜひお願いを申し上げたい。特に、瀬高堰のいわゆる——絶対この堰をつくることによって下

流域に水が流れないよということを言っておりましたけれども、いや、魚道から水は流れるけんよかですよというようなことで、強行、あるいは強制的につくられた経緯がございます。

本来、大和漁業組合と中島漁業組合が絶対瀬高堰の水門反対ということでやられておりましたけれども、総会を2回開いてもらって、渋々同意をしてもらって、あの瀬高堰というのは実はでき上がっておるわけでありまして、今現在見ておりますと、魚道からは少し水は流れております。しかし、その堰じりでは泥がいっぱいたまっておると。いわゆる水は流れていないということなんですね。ただ、夏の流し、いわゆる梅雨時にはあれがあげられますので、梅雨時にはどぶが流されるという経緯はございますけれども、ほとんど矢部川本流には、特に冬場に至っては水は流れていないという状況で、昔の太田堰であったならば、いわゆる石の下から、堰下からどんどん流れていく、今は全く流れていないというような状況でありますので、特に冒頭申し上げましたように、矢部川下流域のノリ生産というのはもう全くだめになってしまっておるという状況があるわけでございますので、そこいらについてぜひお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、漁業用水についてお伺いをいたしたいと思っております。

大体、水というのは、だれかも先日申されておりましたが、海は山がつくるというようなことを申されておりましたが、全くそのとおりでありまして、これはノリが少し色落ちがした。品質低下をした。だから水を流してくださいということではノリは育たないわけでありまして、ことしも色落ちがしかかったときに水を流してくれと言われて流してみたら赤腐れ病がぼっと発生したというようなことで、即水がそのままというわけじゃない。いわゆる栄養を含んだ水が有明海に流れることによって、そこで海の水とまじり汽水となって栄養塩を生み出すという作業が必要になるわけです。

したがって、いわゆる1年間を通して水が常に流されておるという状況がなければ、そのときだけ水を流して、いわゆる有明海の宝の海が復活するわけじゃないわけでありまして、そのところを考えると、やっぱり常に少しずつ流されていくということが必要であるわけでありまして、今、有明海、特に柳川地区のいわゆるノリの生産量、あるいは販売高、それからいわゆる漁業人口の推移、私の組合のほうでは、大体昭和61年、96業者、小さな組合でありますがおられました。当初は、大体二十七、八年ごろは250名からの漁業者がおりましたが、昭和61年には96業者に変わりました。それで平成21年、本年は39業者に減ってまいりました。だから、そういうふうに業者も減っていくし、生産高も落ちてくるし、品質も落ちてくるというような状態がずっと続いてきておりました、こういう状態が進むと、いわゆる有明海のノリという集産地形成自体がだめになっていくのではないだろうかという、実はそういう心配をいたしておるところでございます。したがって、そういうものが柳川地先の漁業者にどういうふうな変化が起こっているのか、そのことについても教えていただきたいと思うのであります。

漁場自体は、もともと50年すると、いわゆる連作障害的な形で漁場が老朽化をしていくと。したがって、50年単位ぐらいで少しずつ作物の変化をしていったほうがいいと。転換をしていったほうがいいというふうに昔から言われております。しかし、大体有明海のノリは昭和26年から始まりまして、今日までもう大体60年たっております。だから、漁場自体が非常に老朽化をしておるということは確かでございます。だから、その老朽化しておるものとあわせて、ずっと申し上げております水が少しずつ不足しているというものとどういふかかわりがあるのかということ、できれば水産試験場、あるいは水産課あたりでどういふ研究をなされておるのか、そのことについても教えていただきたいと思っております。

平成12年、未曾有の大凶作でありまして、漁業者1戸に対して103千円の6カ月分、618千円ですか、これを実は生活見舞金として国から送っていただきました。そして、国から5,000千円、県から5,000千円、10,000千円の貸付金もして助けていただいた。ところが、平成13年度は大変大豊作でしたが、平成14年度にはまた、その当時が私の組合の話ですが、平成12年度が530,000千円しか上がりませんでした。平成13年度が1,170,000千円上がりました。平成14年度が780,000千円ぐらいしか上がりませんでした。ところが、ことし平成21年度、今現在が大体小間あたりに480千円ぐらいだった。1,200小間ありますから、大体6億弱と。

高田議員からもユーカンピアがどうしても消えないという話がありましたが、平成12年度に大凶作をもたらしたのはユーカンピアというプランクトンだったんですが、そのときと同じように、ことしもユーカンピアが蔓延をしておる。この後大体6割程度のノリ網がありますけれども、このノリ網は張っても無駄じゃないだろうか。

きょうから実はまた張る予定があります。けれども、非常にもう将来を見込めないというふうな心配を漁業者はいたしておりますけれども、いわゆるそういうふうな繰り返しがつとつと続いてきておる。結果的には品質が低下しておる。単価も安くなっているということで、いわゆる業者がどうしても少なくならざるを得ない。おまけに、大体ノリ業者というのはパパママストアーですもんね、お父さんが船頭してお母さんが手伝いをしている。いわゆるパパママストアーでやっておりますので。だから男よりも女性のほうは体力的に少し劣るのかしりませんが、お母さんがどうしても先に参っちゃう。お母さんがだめになるとお父さんも嫁御にこげんきつか思いさせんちゃ、もうやめていっちょこうかというてやめて。いわゆる漁業環境、生産環境がすぐれておれば、安かサラリーマンよりも帰ってきてノリしてくれんかというようなことを言えますけれども、今のような状況では、少なくとも子供に帰ってきてノリば後継ぎしてくれというような親は1人もいないんです。だから、ことしも大体39から37になっじゃなろうか、36になっじゃなろうかという心配を実はしておるわけでありまして、非常にそういう意味で、漁業体質というのは末々のほうにずっと細っていくというふうな、いわゆる流れが続いておるところであります。

そこで私は、ぜひ提案として申し上げたいのは、いつも申し上げておりますが、いわゆる

ダムネットワーク化、そういうものはやはりどうしても必要になってくる。本来、水路自体が少なかった矢部川水系の中で水の取り合いをしておると。水の多いときはそれでも結構ですけれども、ことしも少なかったんですが、水の少ないときには全く海に流されていく水がないという、あるいは農業用のかんがい用水自体すら不足をしてくるというような状態が、私は少なくとも近年続いてきておるといふふうに理解をいたしておりますが、これの解消のためには何かというと、上流における水量をいかにふやすかということをやってもらわなきゃならないというふうに思うわけです。

私はしたがしまして、竜門ダムから日向神水系、矢部川水系にいわゆる導水管を引っ張っていただきたい。もともと筑後川水系の水をわざわざ回して二ツ川の上流に流しておりますが、本来これは下釜ダムから竜門ダムに12キロ送水管を引っ張っておるわけです。それで、常に下釜ダムから筑後川水系の水を竜門ダムに引いておる。常に4,300万トンぐらいの水があそこにはためられておる。矢部川の水はいわゆる治水対策、洪水対策としてのダムですから、機能が違いますから、すぐ空っぽになりますが、あそこは常にためられておる。そこから水の足りないときには矢部川水系に水を引っ張っていけるような、そういう導水管をぜひ設置していただけないだろうか。これは元来、竜門ダムをつくるときに、下釜から12キロ引っ張る、そのかわりに矢部川水系に6キロ送水管を引きますよという約束事があって、あの竜門ダムはつくられておるわけですけれども、その当時、農業者のほうの水に対してまた金出さやんかと。もう銭出さやんごたる水は要らんですよというようなことでお断りをされた経緯があって、実はあの送水管の布設がされていないという経緯があるわけです。

したがしまして、実は熊本のほうも随分菊池平野を含めてお困りになったと。野田毅さんという代議士がおいでになります。あの方が、いわゆる菊池平野を中心とした地域に竜門ダムの水を流していけるように、それを受け入れてもらうように説得をしながら、ようやくおさまっておるといふ状態です。これは、本来6キロの送水管を引っ張ってもらえれば、全体的な矢部川水系の水の量をふやすことができる。大体常時1,700万トンぐらい梅雨時期、あるいは台風時期以外には貯水しておるといふ話がありましたけれども、私の見る限りにおいては、1,700万トンなんか水がたまっていた経緯はないわけです。ほとんど空っぽ、700万トン前後、多いときで1,000万トンかなと。もうどげんかすると中のほうの島の高う上がって水はないというようなことがずっと続いておるわけですから、そういうときにやっぱり引っ張ってきてもらいたい水を常に供給してもらいたい。大山ダムもすぐまたでき上がりますから、本来そこからも実は引っ張ってきてもらうような、そういう運動というものを起こしていただければ、非常に矢部川水系の水量全体の確保ができるというふうに思うわけでありまして、農業もよければ漁業もよい。そしてまた、柳川百万の、いわゆる観光客がおいでになるというふうに聞いておりますけれども、船の底はすっちらけて、いわゆる水郷柳川と言われても、なかなかこれは難しい。もうリピーター、または来られんばん、こげんかところに

ちというような評価しか受けないのではないかと。いわゆる観光用水としても、水量全体が多くなるということが一番大事なことだと思いますので、ぜひそういった部分においてのいわゆるダムのネットワーク化というものをぜひお願いを申し上げたいと思うわけであります。

このことはどうしたらいいのかということになると思いますけれども、やはり年間大体20億程度の事業費が組まれております有明・八代特別措置法というのがございます。これが来年で大体期限が切れる。だから、また更新されるだろうとは思いますが、これが時限立法ですから、これが切れる前にぜひそういうものを利用して、導水管布設をぜひお願いを申し上げたい。そのことは市を挙げて、あるいは地域全体、矢部川水系全体の力を結集して、ぜひ働きかけをお願い申し上げたいと思うのであります。

もう1点が、さきに申し上げました串毛ダム、串毛ため池と申しますか、大体20万トン前後の貯水量ですから大した量じゃございませんけれども、これはやっぱり大事な柳川みやま土木組合の財産であろうと思うわけですから、これはしゅんせつをしてできるだけ多く水は確保できるように、ぜひお願いを申し上げたいと思うのであります。

次に、3点目に、企業誘致と商店街の活性化策について、ぜひお聞きをいたしたいと思えます。

まず、まちの活性化、あるいはまちづくりの基本というのは、暮らしやすいまちをどういうふうにつくるのかと。平たく言えば暮らしやすいまちですよ柳川市とは言えるようなまちづくりをどうしたらいいのかということが一番大事であろうと思うわけであります。

まず、町が活力を持ち、住んでいる人たちが困らないまちづくりというのは、私に言わせますと、やはり企業誘致、いわゆる職住接近のまちをどうつくるのかと。住んでいるところと職場といかに近いような、そういうまちづくり、決して仕事に困らないような、そういうまちづくりが必要ではないかと。

私どもは旧大和町でありまして、まほろばサミットとって全国12の市町村でいわゆる「全国大和の会」というのをつくっております。そこで、仙台市のすぐ隣ですけども、宮城県大和町というところがございます。そこに大和町の議員のときには2回ほど視察に行きました。それは、いわゆる全国まほろばサミットのメンバーであったがゆえに非常に近かったという経緯もございますが、そこが実は、第一次的には350町歩の工業団地をつくられました。こげんか北の雪の降じゃろう、仕事はしにかじゃろう、こんなところに350町歩も工業団地をつくっていいのかと思っておりましたら、2年で350町歩全部埋まりました。それは企業誘致対策室というのを東京につくりまして、東京で大和町の職員が出向いて企業誘致をずっとやったわけです。2年で350町歩が全部埋まった。残っておった土地がまた250町歩あったので、その250町歩をまた工業団地開発をした。それも3年で全部埋まったと。非常に一大工業地帯ができております。それは、やっぱり誘致をした職員、あるいはそういうアイデアを出した町長、そういう人たちの力が相まって、結果としてそういうものができ上がったので

はないかと思えますけれども、大体仙台というところは年間に10日雪が降ればいいほうだ、雪は降らんとですよ、温かいですよと言われて私も納得しましたが、福岡からも協和発酵という会社が向こうにおとられましたけれども、何て福岡からおまえ会社ば持っていったかいと言うて、向こうの室長に文句を言った経緯もございましたけれども、いわゆる今非常に不況の厳しいときでありますけれども、だからこそ、そういう発想というものを持っていかないと私はだめじゃないかと。

特に今、いわゆる有沿が4車線で、まだ2車線の部分が完成いたしておりませんが、もう全体4車線が、これは全部工事が行われるということを決定いたしておりますし、三池から黒崎のところまでは4車線分について工事発注が行われておるわけでありますから、もう4車線確実にできるわけであります。

それから、みやま柳川インターと徳益において、またこれがつながっていくというような、いわゆるアクセス道路の完成を見るときに、この地域は三池港を輸出港として、あるいは輸入港として大きな産業エリアができ上がっていく。そうすると、やはりこの地域に、特に農業ばかりしておかんならでけんぞと。これは農振地域やっけんだめだぞという、そういうことではなくして、やはり職住接近、安心して職場も生活の場所も得られるというようなまちづくりを、これから将来展望として持っていたかなければならない。せっかくの投資が行われておりますから、これを生かしていくということをぜひお願い申し上げたいと思うのであります。

特に職場がない、高校までは子供は宝だということで、地域の子供たちを一生懸命地方自治体で育て上げてきました。高校を卒業すると、全部東京とか、あるいは遠いところに行ってしまう。職場がないから帰ってくる場所がない。結局大学に行った近くの会社、あるいは東京の会社に就職してしまう。それでは人口が減る、当たり前なことなんです。なぜそうなるのかと。今申しあげましたように、職場がないと、いわゆる出口プランがない。学校を出たなら、こういう仕事がありますよ、ここにこういう魅力的な工場がありますよという出口プランがない。このことがいつまでたっても人口減をとめるということとはできないと。出口プランをもっとひとつ大事に考えていただいて、企業誘致というものをぜひお願い申し上げたいと思うのであります。ましてや、人が少なくなっておるから商店街が全く火の消えたような状態でシャッター通りと言われております。ところが、柳川と同じように豊後高田市あたりはシャッター通りがいっぱいあったのを昭和のまちづくりということで、いわゆる昭和の姿でまちを全部構成していった。そしたら、懐かしさも込めて人がいっぱい寄るようになった。そういうところはやっぱりぜひ現地に行って視察をしながら、あっ、こういうやり方があるのかということ、ぜひ我々も勉強をさせていただきたいし、柳川として、特に白秋の詩聖のまちとして、昭和のまちづくりというのは極めて大事なことです。しかしながら、一軒一軒を大事にすることじゃなくして地域全体の中でまちづくりをどうす

るかということを見ると、やはり豊後高田市のような昭和のまちづくり、そういったものも非常に大事ではないだろうか。水の構図と相まって、いわゆるそういうまちづくりというのは極めて柳川にはぴったりしておるのではないかというふうな気がいたします。

例えば、きのうデマンド、熊井議員からデマンドの話がありました。熊本市の健軍ではデマンドをやっているんですよ。まちが非常に活性化する。大体1人300円の乗り合いタクシー、市のほうからも随分補助金は出ておるようでありましてけれども、非常に年寄りを中心にしてみんながそれを利用して、タクシー業界は余りもうからんそうです。しかし、あれはお困りになった人たちが買い物にも行かれるし、あるいは病院にも行かれるというような、そういう自由闊達な動きのできるようなまちづくりというのは非常に大事なことだと思うわけです。

そういったものも含めながら、やはりどういうふうにやれば一番効果的なのかということも御研究をいただきたいと思うのであります。

もう時間があんまりなくなりましたので、1つだけ4番の福祉行政について。

実は私のところに84歳と82歳の御夫婦がおいでになりました。どちらかが常に入れかわり立ちかわりして入退院を繰り返しておる。息子さんがおられました、息子さんが首つり自殺をしている。もう全く84歳と82歳が細々と暮らしておる。そこで生活保護ばどげんかお願いできんじゃろうかと、今まで頑張っておったばってん、いよいよでけんごたるけん、ずっと病院に入れかわり立ちかわりしよる。どんもされんばのということやったけん、お願いをした経緯がございます。それで貯金のあるけん、でけんち。息子が金に苦勞して首つり自殺をして、ところが、いわゆる日々の生活すらできん入れかわり立ちかわり入退院を繰り返しながら生活している人に生活保護ができない。なしでけんげなかと。そしたら、貯金の少しありましたもんで貯金の話ばしましたと。あっ、貯金のあるならでけんばんと、貯金ば全部なくしてから、し直してくださいと言われた。ばってん私どんがごともうその日暮らしてんでけん、苦しか、体力的にも精神的にも苦しか人は、貯金の幾らなとんなかぎっともう生きとかれんばんもち、そういう訴えを受けたわけでありまして、法的に貯金があるならでけん。なら、なしあんた貯金な全部おろしてタンス預金しとかんじゃったんかんち私は言いました。しかし、それは苦しんで、もうその日暮らしてん困とらっしゃる人たちが思いつくような話やないですもんね。あれは小沢さんのごと、ああいう大物じゃなかぎっと貯金おろしてタンス預金にしておって、4億円も幾らも出すというような、そういうことはできません。一般の人たちは、いかに少しの貯金でん持ちながら、いわゆる生活をしていくかということに綿々としておられる。だから、そういう方に、もう貯金のうならんぎんたあなたにはでけんですよという生活保護制度というのがあるだろうかという気がいたしております。やはり実情に照らして、やはり行うべきは行う。しかし、断るべきは断る。生活保護もろうてパチンコ屋につかっておるやつもおるわけですから。だから、やっぱりそういうものを常に厳しく見きわめていただくと。特に、民生委員の方たちの目をやっぱりもう少し鋭くして

いただくようお願いを申し上げたいと思うわけでありませう。

以上、壇上から終わります。

#### **市長（金子健次君）**

残りの時間が13分でございますので、今回の森田議員の質問につきましては、企画課、水路課、農政課、商工振興、また水産振興、保健福祉、それぞれで金、土、日曜日、あわせて全部打ち合わせをしてきょう回答する予定でございましたけれども、恐らく13分の時間内では回答できません。

森田議員のほうからは、最初冒頭、私に対しての提言を含めたところのきょうの一般質問ではなかったかというふうに心しております。いろんな過去の森田議員のいろんな政治家としての活動の中に、矢部川水系の問題、初めて私も知る部分がありました。そういう松原堰の中にそういう今言われた分についてもお話をいただきましたし、いろんな問題についてはそれぞれ調査をしなければ、きょうの回答はできないわけでございます。

きのう佐々木議員のほうからも水問題についていろいろありました。この問題については十分時間をかけて、必要かとは思っておりますので、1年の間に何ができるとかいうことではないと思いますけれども、時間を十分かけまして、それぞれの行政機関とともに一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

特に、八代・有明海の特別措置法もございませうので、その部分も十分国に対し、また県に対しても働きかけをやっていきたいと思っておりますのでございませう。

あと、特別何かあるということであれば、それぞれの担当課のほうに答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

#### **8番（森田房儀君）**

私は冒頭申し上げましたように、大体提案が多いと。本来、少し褒め過ぎたかもしれませうけれども、評判の部分については少しやらせみたいの部分も聞こえたかもしれませうけれども、ただ、そういう評判というのは非常にいいと。時々そういったものがあらわれるからということなんです。

ただ、私はほとんどのものが調査をしていただくと。活動をしていく中でしか答えが見つからないという提案だと私も実は理解をしておりますので、あえて答弁をいただく部分はありませんが、生活保護者の問題だけは、今現在その日が大事なものですから、この部分にだけちょっとお答えをいただければと思います。

#### **保健福祉部長（武藤義治君）**

生活保護関係でございますけれども、この生活保護制度につきましては、議員御承知のとおり、日本国憲法第25条に規定しております理念に基づきまして、生活に困窮するすべての国民に対しまして、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものでございませう。

議員お尋ねの幾らか預金を手元に残しておきたい。この気持ち、これはわからないわけではございませんけれども、生活保護の実施に当たりましては、まず生活保護を要するか否かを判定いたしまして、保護を要するとされた場合には、保護の方法、種類、程度等が決定されております。

保護の要否の判定につきましては、保護の受給要件を満たしているか否かの判断でございます。単に生活に困窮しているということにはとどまりませんで、資産、能力の活用、その他生活保護法に定めます義務の履行等も要件となっております。

保護の要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定がされます。収入充当額が最低生活費に満たない場合には、保護要と判定され、その不足分が扶助とされることとなっております。つまり、生活保護申請時に手持ち現金、これは預金等を含むわけでございますけれども、これが最低生活費を超えている場合には、手持ち現金が少なくなつてからの申請を指導しておるところでございます。

ただ、生活保護につきましては、生活困窮者に対して自立を促しまして、自立までの間、援助を行うものでございまして、したがって、自立ができていない方を一方的に認定取り消しを行うとか、そういったことではございませんので、こういった点を含めまして御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

#### 8 番（森田房儀君）

そうしますと、もう先々は自立の見込みのなか年寄りやけんがら、ちっと貯金持っとらっしゃるけん、もう生活保護該当者じゃないですよということを言われたような聞こえがしたわけですが。だから、あなたたちがそういうふうな、壇上で申しあげましたように、貯金は早うとってこんかんと、ダンスに入れておかんのち。それと、息子が借金しておったけん、息子の借金にもう払うたたんち、あんた言うぎつとそれでよかとばんち。そういう冗談も言いましたけれども、本当にあんたたちは困っていないからそういうことを言うんですよ。その日にいかに暮らしていくやいかと、体をいかに強くもつじゃろかと、そのためにどげんするぎつとよかじゃろうかと、そういう苦しみを持っておる人に、あんた貯金のあるけんでけんばんち、そげんかこと言うて通りますか。私は絶対通らんと思います。銭の10万じゃい20万じゃい貯金のあるかもしれん。しかし、それでもずっと入退院を夫婦で繰り返してどげんされんでおらっしゃる人になぜできんのかと。

あなた、人間が年とってひきこもりになっていつの間にか死んでいくと、だれも知らんうちに死んでいくと、そういう苦しみをわかりますか。そういうものをもう1つ奥の部分を考えていくと、偽装離婚して母子年金もろったり、生活保護を受けてパチンコに行ったりする人たちがいっぱいおるのに、そんな苦しみを持った人たちに全くこたえようとしな。それで要領のよかやつが生活のしやすうなるという社会ができてしまっておるでしょうが。

そういうものについて、少なくとも私は緊急な対策を講じていただきたい。その日困っておらっしゃってやけんですね、その部分についてもう一回だけお願いをいたします。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

議員がおっしゃいますように、生活困窮者ということで申請がございましたも、ただ、申請時に先ほど申しましたように、一応生活困窮する者が、その利用し得る資力、能力、その他あらゆるものが、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定めております扶養義務者の扶養者及び他の法律に定める扶助、こういった法律による保護を優先して行わなければならないという規定がございます。

したがって、申請時に手持ち現金、こういったものが最低生活費を超える場合につきましては、手持ち現金のほうからまず活用をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**市長（金子健次君）**

福祉部長のほうは、そういうふうな法に基づく、また国、県のいろんな指導の部分の監査の問題がありますので、そういうふうなお答えしかできないというふうに思います。

行政の執行長として、その裁量権の中でどこまでできるのかということについてもいろんなケースがあると思いますので、そこは十分踏まえて執行してまいりたいと思います。

以上です。

**8番（森田房儀君）**

もう時間も参りましたので、ここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、森田房儀議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時12分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番島添勝議員の発言を許します。

**6番（島添 勝君）（登壇）**

議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。6番島添です。2点ほど質問します。

1点目の農政改革と、これからの農業の方向についてお尋ねします。

我が国の農業は、農業者の減少と高齢化が進み、農業所得の減少など、危機的な状況にあると思います。過去の40年にわたって行われた生産調整政策について、転換が図られます。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦、大豆などの助成金を交付する、いわ

ば麦、大豆などの生産規制を行うという手法で進められたと思います。それだけでは十分な効果が得られないため、生産調整に参加しない農家にさまざまな形でペナルティ的な扱いが行われてきたと思っています。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させる、農業で暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持っていける環境をつくるという戸別所得補償制度について、ことしの2月9日に市の認定農業者等24名と農業委員12名と市農政課職員と、農地制度改正と今後の農業政策について、県の農業振興推進機構の担い手課長による研修会及び意見交換がありました。その中で理解できないことがありますので、質問します。

1点目は、戸別所得補償制度のモデル対策交付対象者は。2点目、米の生産数量目標達成者のみに交付金は支払いされるのか。

次に、米飯給食についてお尋ねします。

給食を実施している小・中学校では、米飯給食が広がっているそうです。国公私立の99%が給食を実施し、全国平均で週3回となっているそうです。文部科学省のことし1月の発表では、2008年度はさらに週3.1回にふえているそうです。第2次大戦後、コッペパンと脱脂粉乳を中心に始まった学校給食は、すっかりさま変わりし、改正された学校給食法が去年の春、施行され、給食の目的自体も栄養改善から食育へやっとならび、米飯給食が正式に始まったのは1976年で、余った米を食べてほしいというようなねらいがあり、今や日本の伝統的な食生活を学び、食材について考える絶好の教材ではないかと思います。米飯給食を実施している学校は、全国でまだ5%だそうです。子供が御飯に飽きて食べ残しがふえると心配する声もあったそうですが、食べ残しを調べると、今年度は7年前より小学校で8.8ポイント、中学校で9.2ポイント少なくなったそうです。地元の魚や野菜を食べる地産地消に通じる考え方で、給食で米を主食にすれば、おかずも和食がふえ、地元でとれる野菜や魚介類をより多く利用することにつながると思います。給食を地場産農産物の利用などを学ぶ機会とするためにも、これまで以上に地場食材を使っていくべきだと思います。文部科学省は、85年に米飯給食の実施の目標を週3回程度と決めたそうです。それが達成されたことから、去年からは3回以上としているそうです。週4回としなかったのは、設備負担がふえるという自治体や打撃を受けるというパン業界からの反対が強かったためだそうです。地産地消を考えるなら、米粉を使ったパンを導入するなど、工夫の余地はあると思います。

ここで質問します。当柳川市の小・中学校で週何回の米飯給食を実施されているのか。2つ目は、学校給食の米はどこの産地の米を使っているか。

あとは自席のほうから質問しますので、よろしくお願ひします。

**農政課長（成清博茂君）**

農政課、成清です。島添議員の2点ほどの質問ですけれども、まず戸別所得補償モデル対策の交付対象者と米の生産数量目標の達成者のみに交付金が払われるかということですが、

1点目の対象者ですけれども、今回の戸別所得補償モデル対策は2つの事業から成っております。米に対する補償であります米の戸別所得補償モデル事業、それから水田利活用自給力向上対策事業の2つの事業から成っております。まず、米に対する米戸別所得補償モデル事業の交付対象者ですけれども、米の生産調整目標に即した生産を行った販売農家及び集落営農組織と。それから、条件といたしまして、水稻共済加入者、または前年産の米の出荷実績がある者となっております。また一方で、水田利活用自給力向上対策事業につきましては、米の生産数量目標の達成にかかわらず、販売農家及び集落営農に助成対象となっております。

2点目の目標の達成者のみということですが、これにつきましては、国のほうで米の所得補償と自給率向上事業において、これまで自給調整に参加してこなかった農家が転作作物を段階的に拡大することを期待しているということもありまして、米の所得補償につきましては達成者のみに交付する形になっております。もう一方の麦、大豆の戦略作物、県が設定したその他の野菜、これにつきましては全面的に参加しなくても生産に応じて交付されるということになっております。

以上です。

#### **学校教育課長（高崎祐二君）**

米飯給食の関係につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目の米飯給食の回数につきましては、現在、週に4回を米飯給食、1回をパン給食とさせていただいておるところでございます。

続きまして、2点目の学校給食の米はどこ産地かとお尋ねだったかと思えます。これにつきましては、以前は福岡県産米の夢つくしを使用しておりましたが、柳川産の夢つくしの確保が難しいために、JA柳川と旧1市2町で学校給食会のほうにヒノヒカリの導入をお願いしまして、平成16年11月からは100%柳川産のヒノヒカリを使用しているところでございます。配送につきましては、異物混入除去機等の施設が整備されておりますJA柳川の三橋カントリーのほうから各学校や給食センターのほうに直接搬入を行っておるところでございます。

以上です。

#### **6番（島添 勝君）**

まず、戸別補償についてお尋ねします。

先月の9日に壇上から言いましたように、研修と意見交換会に私も行きました。その中で、個人が目標達成したことを非常に強調されたと言うとおかしいんですけども、個人で達成、個人でばかりしよるとどうなるかといいますと、例えば、私たちの営農組合で、もし20町あって、そこに農業者が10人おった場合は、1人2町ずつつくるわけですよ。その場合に、主食用米を1人当たり、1軒当たりですよ、個人当たり10アール控除しなさいという説明がありました。だから、もし20町のうち10名が個人個人でそういう数量目標を達成しても、1

0人おるけん1町控除しなければならないんですよね。そういうときに、もし大豆を1戸だけ減反した場合、その後に作付した場合は、今まではブロックローテーションと言って、道路から南側とか、北側とか、交互に減反をしようたわけですよね。そして、大豆のつくりやすい、要するに大豆のその面積に100%つくりやすい、あぜからあぜまでとか、そういうやり方でしてきよりましたけれども、その点は個人ですするよりも、今後の営農組合でブロックローテーションで今までやっていたのをどういう指導をされるのか、その辺の指導はどういうふうなやり方をされるのかわかりませんけれども、その辺はどうでしょうか。

#### 農政課長（成清博茂君）

今回の戸別所得補償モデル対策につきましては、確かに先ほど言いましたように、耕作者個人、または集落営農組織で申請ができるという形になっております。一応、先ほど言われましたように、個人農家が作付られた場合、10アールを控除する、保有米相当額を控除して交付されるということになっております。集落営農で申請をいたしますと、共済の要件が若干ありますけれども、一応集落営農組織で全体で10アールの控除という形になっております。共済の加入の方法によりましては、集落営農組織で申請いたしましても、構成員一人一人10アールする場合もあるようでございますので、集落営農組織でその辺は共済加入を検討いただきまして、団体加入なり集団一括引き受け、その方向を集落営農で検討していただきたいというふうに思っております。

それとまた、これまでの産地確立交付金につきましては、団地利用加算、それと団地加算ということで、団地化とかブロックローテーションを推進してきました。そういう中で、今回はそういう加算がございませんので、国の全国一律の交付金となっております。団地加算がなくなっているということで、大変農家の方も集落営農の組合長さんあたりも悩んでいらっしゃると思いますが、これまで大変苦勞をして築き上げられてきた団地化、ブロックローテーションについては、当然これからも維持していかなければならないというふうに思っております。団地化についても、播種から生産までの作業の効率化とか、土地改良の揚水ポンプの集約化などによる経費節減のメリットもございます。それとまた、市の水田農業推進協議会においても、柳川地区は麦、大豆の一大産地ということもありますので、団地化及びブロックローテーションによる維持によって経費節減を推進しまして、今度の戸別所得政策を推進いたしまして取り組んでいくということになっておりますし、またこれまで集落営農組織で大豆コンバインとか、管理機とか、いろいろ高性能機械の導入を行っております。これらの償還等もございますので、やはり繰り返しになりますけれども、麦、大豆の産地を守っていくということで、市としても推進をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

#### 6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

私も個人でするよりも、例えば、集落営農で、集落営農は20町から30町ぐらいほとんどありますけれども、例えば、30町あるのに控除が今の説明では10アールでいいと。そうすると、物すごい個人でするよりか集落営農でしたほうがメリットがあります。特に今までは米に対しての交付金が全然なかった分を、集落営農で達成すると15千円の交付が得られるということですよ。そうなった場合は、集落営農でやっていいということになると、やっぱり小さいことは営農組合で話し合っている方がいいわけですか。

**農政課長（成清博茂君）**

確かに集落営農のほうでするメリットもございます。ただ、先ほど言いましたように、一応検討いただきたいのが、水稻共済の加入が共済団体加入と集団一括引き受けという方式がございます。その方式によっては、先ほど言いましたが、集落営農で10アールの控除と。集団一括になると、構成員1人当たり10アール控除するという方式になりますので、その辺につきましては集落営農内で十分検討いただいて、いろんな問題もあるようですので、十分検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

今までは農協の小組合がまとめて、農協がそれをして、そういう何か農協を中心にして集団減反、数量目標をしていたんですけれども、もう現在、各戸別に約42%の減反を、数量目標が来ておるわけですよ。そうすると、それに乗かって営農組合でそういう数量目標は恐らくできると思うんですよ。その場合は、今までは集団減反ということで、大豆あたりには、1反、10アール当たり大豆作付した場合は47千円あったわけですよ。今度の戸別補償方式は、モデル事業ですけれども、約70千円あるわけですよ。物すごい、来年度はどうなるかわかりませんが、モデル事業なので、やっぱりそういう営農組合でする場合はその営農組合が申請をしなければならぬのか。今までのように農協さんを通じてそういう申請をした人は、なかなか個人では、営農組合では、まだ法人化していないですからなかなか難しいんですけれども、今までどおりのような考え方でいいでしょうか。

**農政課長（成清博茂君）**

これまでの産地確立の生産調整の申請ですけれども、これにつきましては市の水田農業推進協議会から各個人のほうに農協を通じて申請書を渡して、水田農業推進協議会のほうに農協を通じてとか直接農事組合長さんから申請をいただいております。今回の戸別所得補償モデル対策ですけれども、これにつきましては、まだ事務の流れがはっきり国のほうから示されていないということもありまして、基本的には水田農業推進協議会から申請書が各個人なりに行きまして、また集落営農内で話し合ってもらって、集落営農なり耕作者のほうから直接国のほうに申請、または市の水田農業推進協議会に申請ということで、農協を通じても可能かと思っておりますけれども、申請につきましては、最終的に国のほうへ直接申請してもよろ

しいし、水田農業推進協議会のほうに申請してもいいということになっておりまして、まだ具体的にそういう流れがはっきり国のほうからも示されておられませんので、何とも言えませんが、先ほど言いましたように、国なり市の水田農業推進協議会に、農協を通じてもいいかと思えますけれども、申請になろうかと思っております。

以上です。

#### 6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

今までのやり方と全然変わってきておる、変わる、まだよく私たちもわかりませんが、今までのやり方からとで全然金額も変わっておるし、例えば、麦をつくるですね。麦をつくった場合は、去年は緑ゲタの27千円、そして成績払いと言って黄ゲタ、ゲタと言うんですけれども、1万何千円ですかね、そのくらいしかもらっていなかったんですけれども、ことしの場合、戸別補償方式では、麦と大豆、米と麦、二作つくりますと麦の場合は35千円、そして固定払いは、緑ゲタは、ことしはそのままにしておく。そして、成績払いの黄ゲタは13千円、さっき言いましたように二毛作すると15千円という、ここに私これ持っていますけれども、これは間違いなかでしょうか。

#### 農政課長（成清博茂君）

今度の戸別所得補償モデル対策ですけれども、これまでの水田経営所得安定対策、通称緑ゲタ、黄ゲタと言いますけれども、これにつきましては22年度までは継続されると。それと、23年度以降につきましてはまだ未定でございます。今、議員おっしゃいますように、大豆35千円と水田経営所得安定対策、ゲタの部分、それと二毛作助成ということで、裏に麦をつくりますと15千円の交付がされるということになっております。

以上です。

#### 6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に、新規需要米、これは戦略作物を麦、大豆、飼料作物、新規需要米というふうにして、その他の作物も言うておりますけれども、新規需要米に80千円の予算ですかね、ついていますが、この新規需要米は米の粉をつくるための原料だろうと思えますけれども、これはただつくったっちゃ、だれか買うてくれんぎつとされんわけですね。だから、何か話を聞いてみると、柳川に米の粉をされる業者が1件あるそうでございますけれども、その人と契約するのか、その辺がどうでしょうかね。80千円も1反、10アール当たりけん、そんなふうなつはどげんかふうになるんでしょうかね。

#### 農政課長（成清博茂君）

確かに議員おっしゃいますように、新規需要米として米粉、それから新規需要米につきましては飼料用米とかバイオ燃料用米等が新規需要米として位置づけられて、今回1反当たり8

0千円の交付がなされるということに決定しておるようでございます。これにつきましては、やはり要件とか制約がございまして、新規需要米の取り組み計画書を策定すると。そして、認定を受ける。そして、今言われましたように、取扱業者、実需者と言いますけれども、実需者との出荷契約を結ぶということが必要になってくると思います。これにつきましては、やはり先ほど水田経営所得安定対策、いわゆる緑ゲタ、黄ゲタ、これにつきましては、今まで交付されている分につきましては、新たに新規需要米を作付するとなれば水田経営所得安定対策の分のゲタの部分の交付しないということになりますので、今までゲタの部分をもっていたんですけれども、新規需要米になるとゲタの分が交付しないとなりますので、もらわれないということで条件があるようになっております。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

ありがとうございました。

それから、今までは団地でしないとそういう交付金が出ない、しても安かったわけですよ。例えば、その辺に1町なら1町まとまっておらんで、ビニールハウスでナスビとか、そういうほかの作物をつくってある方には、ばら転と言って10アール当たり2千円しかなかったわけですよ。ただ、今度の場合は、その他の作物に10千円の予算がついているんですよ。その他の野菜という、米、麦、大豆以外のそういうハウスの、昔の、前のばら転にも10千円は来るわけですか。

**農政課長（成清博茂君）**

その他の野菜について、これまで、やはり議員おっしゃいますように、ばら転ということで10アール当たり2千円の交付でした。これが、確かに資料によりますと10千円というふうになっております。それで、国において、今回の対策で以前の産地確立対策と比較しまして助成額が大幅に減少するということもありまして、ただ、10千円が決定したわけではないようでございます。これにつきましては、その他の野菜の作物の種類、単価、これにつきましては県の水田農業推進協議会において国と協議されて決定するというようになっておりますので、現在、県のほうで調整中ということで、まだ10千円が確定したわけではないということでございます。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

要するに、まだわかっていないということですよ。ただ、予算は10千円組んであるばってんですね。

それから、今、何と申しますか、説明会では、麦と米の支払いは、米の場合は12月から3月までに直接国から個人の通帳に支払うという説明がありましたけれども、麦の場合は今つくってある麦、ことし収穫してから来年収穫するようになるですよ。ことし収穫して、9

月ごろ、10月、11月に植える麦が対象になるか、その辺どっちがこの対象には、ことしからやったけん、どっちになるんでしょうか。

**農政課長（成清博茂君）**

麦に対する戸別所得補償の交付金ですけれども、収穫年が原則ということになっておりまして、今、作付である麦に対して、来年、二毛作であれば交付金が交付されるということで、今、作付になっている麦を対象にするということになっているようでございます。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

わかりました。

最後になりますけれども、今も農協から、要するにどこを減反しますかと来ておるわけですよね。ただ、今、そういう、一応出してありますけれども、これを早く周知徹底しないと、麦、米の種子の注文とか、苗の注文とか、もう3月の終わりごろ来たらと思うんですよ。だから、周知の徹底を早急にされるように要望しておきます。

それから、次に行きます。

食育についてですね。今の答弁では、1週間に4回という回答がございました。例えば、4回は、もうこの辺の福岡県では、何といたしますか、大体実施されていると思えますけれども、要するに給食パンの食べ残しはありますか。どのようになっているのでしょうか。

**学校教育課長（高崎祐二君）**

まず1点目、米飯給食の回数につきましてですが、一応全国平均は、議員言われましたように週3.1回というふうに言われております。福岡県下におきましては、一応3回になっておるところでございます。

それと、今問い合わせのありました給食パンの持ち帰りにつきましては、平成8年6月になります。食中毒やO-157が発生した時期になります。これ以降、学校給食の衛生管理基準というものがさらに厳しくなりまして、現在、食べ残しの場合は持ち帰りを禁止しておるところでございます。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

ありがとうございました。

例えば、食べ残しは、きのうも説明がございましたけれども、堆肥化するとか、いろいろ話はありましたけれども、食べ残した分は大体どのように、全部堆肥化しているのか、その辺どうでしょうか。

**学校教育課長（高崎祐二君）**

きのう、たしか梅崎議員の一般質問に出てきておったかと思いますが、柳川と大和の給食調理場におきましては、生ごみ処理機を設置しております。それで、堆肥化を行って、各学

校に配布をしているような状況になっております。それから、三橋の共同調理場につきましては、みやま市の養豚業者が引き取りに来ておるところでございます。それから、旧柳川市の小学校8校につきましては、自校方式で各学校でつくっておりますが、そのうち蒲池小学校と昭代第一小学校、この2校につきましては、柳川のゴミ問題を考える会「ふっすつと？」のほうから回収していただきまして、現在、堆肥化をお願いしているところでございます。きのうの回答にもございましたが、こちらの柳川のゴミ問題を考える会のほうが、今度、市民協働の事業に乗られまして、私どもにも先週ぐらいそれが採択されたということでお聞きしております。それで、残りの6校につきましても、順次拡大されていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

#### 6番（島添 勝君）

食べ残しの対策として、私の考え方ばってん、1年生と6年生と、要するに御飯の量はどうのような格好でしてあるのでしょうか。例えば、1年生は茶わん1杯とか、そして6年生になると体格が物すごいよくなるわけですよ、茶わん2杯とか、その辺はどのようにやっておりますか。

#### 学校教育課長（高崎祐二君）

学校給食に供する食物の栄養内容につきましては、1人1回当たりの摂取基準量というのが定めてございます。これにつきましては、小学校の低、中、高学年、一応3つに分けて、大体小学校1年、2年生の低学年におきましては560キロカロリー、続きまして中学年の3、4年生につきましては660キロカロリー、それから5、6年生の高学年になりますと770キロカロリー、それから中学生になりますと850キロカロリーというふうに一定の摂取基準量というものが定められております。これに合わせまして、量も随時合わせているという状況になっているところでございます。

以上です。

#### 6番（島添 勝君）

私がちょっと聞いたところによりますと、今、3つ方法、やり方、量の違うと言いなったですよ、回答がありましたけれども、例えば、学期の、2年から3年に上がったとき、いきなりふやす、そういう格好でしょう。そうすると、そのとき食べ残しが多いらしいんですよ。だから、1学期は2年生のときのままで、2学期からふやしたら食べ残しが減ったという話も聞いたんですけども、そういう対策もどうでしょうか。

#### 学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど申し上げましたように、小学校の場合は低、中、高学年での区分になっております。ただ、中学校は、先ほど言いましたように1区分になっております。そのため、学年で量が少し多くて食べ残しが多くなったり、逆に量が少なくて不足ぎみになったりすることがあり

ます。それで、残滓量を記録いたしまして、配食する量を学年間で調整したりしておるところでございます。

**6番（島添 勝君）**

ありがとうございました。

1回だけはパン、パンは子供たちに出すときは袋に入れてパンが出るわけですか。その辺どうでしょうか。

**学校教育課長（高崎祐二君）**

パンにつきましては、袋に入れてお出ししております。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

ありがとうございました。

持ち帰りということは、いろいろ私たちもあんまり言えませんが、なかなかそういうことをこっちからですね、持ち帰って何かあった場合は責任とれとか言われるかもしれないけれども、例えば、食育のほうでちょっとお尋ねしますけれども、魚の骨は今も骨をとって子供に出してありますか。

**学校教育課長（高崎祐二君）**

学校給食の魚につきましては、魚を1匹そのまま副食で出すというようなことはございません。それで、切り身で提供しているような状況になっております。それで、例えば、サバの場合でありましたら、3枚におろしたものを何等分かにしたものを提供しているような状況です。それから、角切りシャケやフライ用などにつきましては、二次加工したものを使用しているような状況でございます。それで、魚の提供方法につきましては、何十年も前からほとんど変わっておらないような状況でございます。それで、骨が全くないということはありませんが、ほとんど骨が含まれていない切り身になっているような現状というところでございます。

以上です。

**6番（島添 勝君）**

もう最後になりますけれども、給食の目的は、子供のやっぱり体力づくりが一番だろうと思います。そいけん、食べ残しを、内容に満たしていないと栄養が行き届かないとか、いろいろありますけれども、農業作家の山下惣一さんという方がこういうことをおっしゃっているんですよ。給食で骨なし魚を出したのはけしからんと言われたら、もし骨が刺さった場合の責任はだれがとるかという話になって、その山下惣一さんという方はそういうことをやるから子供を弱くしていると言うが、そうかといって責任はだれがとるかということで非常に困られたという記事が載っておりましたので、食育の面で、そういうことも私が心配しているっておかしいんですけども、お願いします。

それと、最後になりますけれども、私、今の米の自給率、米を今、戸別補償で達成者には15千円やりますと。そのためには自給率向上せんとでけんと。そのための補助金だということを書いてあります。だから、私がですね、これを見たんですよ。これは何と書いてあるかというと、米の粉でパンをつくると、1カ月に3個日本人が食べると自給率が1%上がるそうです。柳川から、市長にお願いしますけど、なるだけ米を使ったパンをお願いします、要望しますので、返事は要りませんが、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時1分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

**7番（白谷義隆君）（登壇）**

皆さんこんにちは。7番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告では、コミュニティーセンター基本計画を先にするようにはしておりましたが、巡回バスのほうから質問をさせていただきます。

それでは、福祉巡回バスについてお尋ねをいたします。

旧柳川市では、平成16年4月から福祉巡回バスの運行が開始されております。その間、利用者の年齢要件の廃止や路線の見直し等により、利用者の利便性は高まり、市民の皆さんの利用は確実に増加をいたしております。

一方、大和・三橋地区では、こうした市民の皆さんの足となる公共交通の手段がなく、以前から巡回バスの運行の要望がなされていまして。しかしながら、合併後5年を経過しようとしている現在まで、何ら具体的な方策は示されておられません。

そこで、市長にお尋ねをいたします。大和老人福祉センター及び三橋サンブリッジへの送迎バスも含め、大和・三橋地区の公共交通のあり方についてどのように考えてあるのか、お尋ねします。

次に、コミュニティーセンター基本計画についてお尋ねします。

先月の2月16日、コミュニティーセンター基本計画について執行部より説明がなされました。執行部の説明によると、新たな校区コミュニティーを創造するため、校区にコミュニティーセンターを整備するというものです。そのため、平成22年度から26年度までの5年間で、

大和・三橋地区の各校区に1施設ずつ、計11のコミュニティーセンターを整備するとしています。その整備の方針として、施設の建設費や維持管理費などのランニングコストを十分に考慮する。既存の公共施設の有効活用や空き施設を利用し、増改築等も検討する。施設整備は1小学校区に1施設を原則とするが、各校区の実情を考慮し、複数校に1施設とすることも検討する。それと、人口や世帯数を考慮し、人口世帯区分による施設規模基準を設けるとしています。

そこで、この計画に基づき、仮に各校区に1施設、計11のコミュニティーセンターを新たに建設すると、建設費だけで1施設約1億円、計11億円が必要となります。また、維持管理費は、旧柳川市にある校区公民館等の維持管理費を参考にすると、人件費を含め、1施設約7,100千円となり、11施設全部の維持管理費として年間78,000千円の新たな経費が必要となります。こうした莫大な費用と経費が予想されることを前提として市長にお尋ねします。

なぜセンターを建設しなければ新たな校区コミュニティーづくりはできないのでしょうか。既存の施設等を利用しながらコミュニティーづくりを進め、その後、どうしても新たなセンターが必要であるとなった時点で検討すればいいのではないのでしょうか。

また、校区コミュニティーに対する地域の理解が得られていない中、この厳しい財政状況において、先にセンターありきという考え方はいかがなものでしょうか。

次に、コミュニティーセンター整備の原則についてお尋ねします。

施設の整備の原則としてランニングコストの考慮、既存施設の有効活用、複数校に1施設の検討、施設の規模基準の設定の4項目が掲げられておりますが、それぞれ具体的な計画を教えてください。

以上で壇上からの質問を終わります。再質問については自席より行いますので、よろしくお願いをいたします。

#### **企画課長（高田淳治君）**

まず、1点目の大和保健センター及び三橋サンブリッジへの送迎バスを含め、大和・三橋地区の公共交通のあり方について御質問に答えさせていただきます。

平成21年の10月に実施いたしました柳川市公共交通に関するアンケート調査でございますが、旧大和地区、旧三橋地区の52%の方がバスは「必要」と回答されておりまして、中でも65歳以上の高齢者にありましては70%近くの方が「必要」と回答されているところです。高齢者の方々など交通弱者の皆さんへの対策、そして地域間格差の解消につきましては重要な課題であると認識をいたしております。その意味で、地域住民の皆さんの移動手段の確保には、全市的な視点に立ちまして、将来的に持続可能な公共交通システムの再構築が必要不可欠であると考えているところでございます。このため、再構築に当たりましては民間路線バス、福祉巡回バスや福祉バス、こういった市内公共交通の現状でありますとか、課題を整理いたしまして、市民の皆さんの要望や財政面での負担、そういったものを考慮しながら、

いかにして地域の実情に見合う公共交通サービスを実現していくかが重要であるというふう  
に考えております。

昨日の熊井議員の御質問の答弁と重複する部分もございますけれども、平成21年の12月に、  
新たに市民代表、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などで構成をいたします柳川市  
地域公共交通協議会を設置しまして、今後の本市公共交通のあり方を示す柳川市地域公共交  
通体系整備計画を現在策定中でございます。

この計画の中身でございますけれども、白谷議員の御指摘されている部分を含めまして、  
路線バスをどうするのか、福祉巡回バスのほうを大和・三橋地区まで拡大するのか、その他  
のコミュニティーバス等の導入をしたほうがいいのか、そういった幅広い視点で本市公共交  
通を見直しまして、改善していこうとするものでございます。

この整備計画に基づきまして、平成22年度中に、先ほど申し上げました地域公共交通協議  
会におきまして、どのような運行方法がベストなのかを検討することといたしております。

以上でございます。

#### **教育部長（高田 厚君）**

ただいまの白谷議員からのコミュニティーセンター問題に対する御質問でございますが、  
まず初めに、コミュニティーセンターの基本計画策定に関する当方の基本的な考え方を述べ  
させていただきますと思います。

本市では、行政区、公民館、婦人会、老人クラブなどのコミュニティーが各地域で形成さ  
れておりまして、地域のまちづくりや地域の活性化において重要な役割を果たしてきました  
が、一方では、少子・高齢化などの社会情勢の変化によりまして、地域福祉、防犯活動、青  
少年健全育成活動など、行政区を超えた校区単位の組織で対応しなければならない新しい課  
題も生じてきております。これらの課題に対応するためにも、校区を単位とした新しいコミ  
ュニティー組織の創造が必要であるというふう考えております。

本市では、この間、新市建設計画や第1次総合計画を初めとしたいろいろな計画の中で、  
地域コミュニティー施設の整備の必要性について考え方を提示してまいりました。そうした  
ことを受けまして、今回、コミュニティーセンター基本計画を策定し、新たなコミュニテ  
ィー組織づくりへの取り組みと校区の拠点施設の整備を同時並行的に実施してまいりたいと考  
えているところでございます。

施設整備の時期の問題につきましても、以前から地域審議会などにおきまして早急な整備  
の要望が上がっておりまして、合併後5年経過した今、コミュニティー整備の実現に向けて  
取り組む必要があると考えておるわけでございます。

建設費の件につきましては、議員御指摘のように、多額の財政措置が必要となります。そ  
のため、整備財源といたしましては、地域課題の解決のために積み立てております地域振興  
基金の活用や、起債額の7割が交付税措置をされるという、財源として非常に有利な合併特

例債を活用しての整備を考えておるわけでございます。

また、地域の理解が不足しているのではないかという点でございますが、これにつきましては、まだ計画を策定いたしまして、議会に説明をしている段階でございますから、地域の理解はまだ不十分であろうと思います。

しかし、この基本計画策定の過程におきまして、市内の一般市民、それに各種団体等を対象に地域活動実態調査を実施してきましたが、その結果にも施設整備の要望やまちづくりを実現する単位としての校区単位の組織づくりへの理解があらわれていると判断しているところでございます。今後、地域への説明会等を開催いたしまして、市民の皆様に御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、2点目で校区コミュニティーセンターの整備原則についての御質問でございますが、これにつきましても考え方としましては、コミュニティーセンターを整備するに当たっては、基本的に小学校区に1施設の整備と考えておりますが、今後の財政負担を抑制するという視点と、それと、行政と地域住民との協働というこの2つの視点で整備の原則を定めたものとなっております。今後、この整備原則を市民の皆様に御説明を申し上げる中で、御理解と御協力を得まして整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

#### 7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。多岐にわたって御答弁をいただきましたが、まず、巡回バスについて再度お尋ねをしたいと思っております。

先ほど課長のほうから、今、21年の12月に協議会ができて、それを22年から検討していくというような回答であったように思いますが、実は先ほど壇上でもお話をしましたが、この巡回バスについては合併直後から数人の議員の方からそうした要望も上がっております。そのたんにバス協議会等で検討をいたしますというような答弁を繰り返されて、もう既に4年もたっております。さらに、実はまたこれから協議会を設置して検討するという回答のようですね。確かに慎重に協議される分について、それはそれで結構でしょうけど、ただ、先ほど21年12月に協議会を設置すると言われましたけどね、実は20年8月22日にも道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置しましたというような説明が以前あっているわけですね。そして、その中で趣旨として、路線バス、福祉巡回バス、無料送迎バスなどの現行の市内公共交通の役割などを整理し、今後の公共交通のあり方について具体的な方策を含めて検討しますというように、この地域公共交通会議の趣旨を説明されているわけですね。この20年8月に立ち上がった地域公共交通会議、その中では果たして、だとするとですよ、また今21年12月に立ち上げて、22年度から協議しますと言われていますが、であるならば、20年8月に立

ち上げられたこの公共交通会議ではどういった結論が出たのか。いつも検討します、そしてまた22年度から検討しますと言われても、なかなか先に行っておりませんが、そのところ御説明をお願いします。

**企画課長（高田淳治君）**

議員御指摘のように、平成20年の8月に地域公共交通会議を立ち上げまして、これまで経過をいたしておりますけれども、この公共交通会議につきましては、主にいわゆる道路運送法に基づきます柳川市地域公共交通会議ということで会議を進めてまいったところでございます。この会議につきましては、いわゆる福祉巡回バス、そういったものの見直し、そういったものがほとんどでございまして、先ほど答弁いたしましたような、いわゆる全体的な見直しというものがこの中では不十分であったというふうなことでございます。そういうことで、今回から21年の12月、先ほど言いました公共交通協議会、こういったものの中で空白地域の全体的な見直しであるとか、総合的に柳川市の公共交通がどうあるべきかと、そういったものを協議していく、そういったことで進めているところでございます。

以上でございます。

**7番（白谷義隆君）**

20年8月の地域公共交通会議では巡回バスの議論が不十分であったというような答弁ですけどね、ただ、単純に考えて、同じ趣旨の会議が20年8月に立ち上がって、そしてそれが21年の12月にまた立ち上がって、会議ばかり立ち上がって、実態が全く進展していない。そのことは非常に残念な気がするわけですよ。

ただ、慎重にされるのはいいですけどね、ただ、状況が以前から、合併のときから巡回バスの要望はあったわけで、先ほど課長の説明で、アンケートでは50%を超えていたわけでしょう。そうしたところをもう少し考えていただかないと、いつまでたってもこのままではほかの大和・三橋地区の年寄りの方は外にも出ていけない。確かに家族に車で送ってもらう方がおられればそれでいいんでしょうけど、高齢者だけの世帯、あるいは単身の世帯もおられるわけですからね、あるいは若い人がおっても仕事に行かれるわけですから、それもままならないわけですからね。そこら辺については十分認識をしていただいて、そしてやはり早急な結論を出していただきたい。ですから、先ほど22年度中に協議をするということですが、もし結論がいつごろを予定してあるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**企画課長（高田淳治君）**

この結論を早く出してくれということで議員の質問でございますけれども、企画課といたしましては、この22年度中に協議をまとめまして、できるだけ早い時期にまとめ上げていきたいということで進めさせていただきたいというふうに思っております。どうか御理解をいただきたいと思います。

**7番（白谷義隆君）**

さつき課長言われるように、早急に出していただくということでお願いをして、この巡回バスについては質問を終わりたいと思います。

次に、コミュニティーセンター基本計画について再度お尋ねをいたします。

センター整備の原則に係る分については後でお尋ねするとしまして、センター整備の基本方針として掲げられた分について、先ほど大まかに言えば6点ぐらいのお答えをいただいたようであります。

まず1点目には、校区コミュニティーの必要性について説明をいただきました。私自身も校区コミュニティーの必要性を否定するつもりは毛頭ありません。ただ、その中でセンターの整備があるわけで、そのことについてのお話をしているわけであります。

2点目に、新たな校区コミュニティー組織づくりと校区の拠点整備を同時に並行的に実施していくというような答弁でありましたが、実はこれについては若干疑問があるわけで、私は基本的にはコミュニティーづくり、これは組織も含めてですが、やはり拠点づくり、要するに、センター整備よりやはり先にあるべきだろうというふうに考えます。それでも同時にと言われれば、やはり普通の考え方をすればですよ、こうした財政難、大きな費用が予定されるわけですから、そういう中では、やはり今ある施設を活用しながらコミュニティーづくりを進めていくべきではないかと思いますが、その点についてお答えをお願いします。

#### 教育部長（高田 厚君）

1点目のコミュニティー組織、センターの必要性の分について御理解いただいたということで、ありがとうございます。

2点目の、先に組織づくりを進めていくべきではないか、そして今ある施設を活用しながらという御質問でございますが、確かにそういった考え方もあろうかと思えます。

ただ、柳川市といたしましては、今まで合併してから5年間たつわけでございますが、その間に旧三橋町地域といたしましては、大和の半分程度の手狭なクラブハウスを使用しているというのが現状でございます。地域審議会のほうからも早急に整備をしてくれというふうな、そういった御要望もあっております。そういったことから、私たちといたしましては、これにつきましてはコミュニティーの組織づくり、これと一緒に当然やっていくべきだというふうに考えているわけでございます。

確かに組織といたしましては、すぐコミュニティー組織に移行できるような校区もあると思えます。一方、まだまだ今からそういったことをしていかなければならない校区もあると思えます。いろんな校区がありまして、11校区ありますそれぞれがいろんな状況に置かれておりますので、ここで私たちとしては、とにかく市が方針を示して、スケジュールを示して取り組んでいくということが大事ではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

以上です。

#### 7番（白谷義隆君）

確かに今部長が言われるように、すぐ対応できる場所も確かにあると思います。公民館活動が活発なところは事実あるわけで、その中で校区民会議等も設置しながら積極的に活動している、そういったところはできるかもしれませんが、大体のところはなかなか厳しいだろうというふうに思っております。

ただ、巨額の費用を費やすわけですからね、ですから、つくってしまって、後から中身を考える、そういった本末転倒な状態にならないように十分気をつけて、また指導をしっかりしていただきたいと、そのように思います。

次の2点目として上げられていたのが、先ほどの地域審議会からの要望もあっているという回答でしたね。それについては地域審議会から要望があっている。もちろん理解はしているわけで、ただ、執行としても要望があったからされるじゃなくて、そういったコミュニティーづくりが必要だから、当然されているわけでしょうから、そこら辺の順番というか、趣旨はやはり間違ってもらったら困るというふうに思います。

それと、次に財源についての説明がありました。地域振興資金、合併特例債を活用するということですから、それはそれでも構わないと思うんですけどね。ただ、いつも市長は何か事業をされる場合には、必ず合併特例債の話を持ち出されますよね。

ただ、市長も御存じのように、合併特例債は137億円なんですね。そうすると、さっき当初の提案の中で22年度で82億円を超えるという説明がありましたね。だとすると、もうあと54億円しかないんですよ。ですから、ただ、これが26年度までに事業が完了せにゃいかんと言われましたね。ただ、26年度までに合併特例債を使ってしようとする事業はいっぱいあるわけですね。今、私が思いつくだけでも4つの小・中学校の改築がありますよ。それと、大きな駅東の区画整理、それに駅西整備、それと、道路とか水路の改良、改修ですね。さらに、市長によれば、総合運動公園も、コミュニティーも、とても50億円でできるわけないんですよ。財政課長は見えていないけど、恐らく100億円弱ぐらいの合併特例債がなければ事業はできないと思うんですよ。そうした中で、合併特例債を使われる分は、それはそれでいいんでしょうけどね、ただ、そこら辺のところはもう少し考えていただかないと、このコミュニティーでどれだけ使うかわかりませんが、例えば5億円使うとすれば、結局どこかでその5億円は使えないわけですからね。別にこのコミュニティーセンターで合併特例債があるから、その分が必ず有利かという、これは全く有利な制度じゃないんですね。無限に合併特例債があればいいですよ。ただ、もう今から54億円と決まった数字ですからね。そうした中では、特例債を使うことには反対はしませんけどね、ただ、この合併特例債がさも打ち出の小づちのような感覚でもし考えてあれば、それは大きな間違いだということだけは指摘をさせていただきたいと思います。

それと、理解も深めていくということと調査結果であらわれているということですけど、理解はやはり深めていただかなければなりません、私個人的な考えとしては、やはり理解

と建設と同時並行という考え方だろうと思いますけどね、やはり理解が先にあって、その後で拠点整備だろうと思いますけどね。そこは十分わかってそういうふうには回答をされているだろうと思いますからね、そこら辺についてはやはり建設までには積極的に地元の理解等も得られるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に整備の原則についてお尋ねをしたいと思います。

整備の原則としては漠然と答えられて、財政負担の抑制と行政と住民の協働とか、あるいは一つの施設の整備、複数小学校に1施設の整備は、これを原則として地元の理解を得て整備を進めるといような大枠での答弁でありましたが、一番最初に言いましたように、整備の原則として4点ぐらいあるわけですので、その部分についてももう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

#### 生涯学習課長（田中利光君）

整備の原則につきまして御説明を申し上げます。

1点目につきましては、大和地域、三橋地域に校区コミュニティーセンターの整備を行いますといたしております。これにつきましては、現在、大和地域、三橋地域につきましてはクラブハウス等を使用いたしておりますので、非常にそれが手狭であるというふうなこともございます。そういうことの中で、校区コミュニティーセンターの施設の整備を行うことといたしておるところでございます。

2点目の施設の建設費や維持管理費などのランニングコストを十分に考慮しますということにしております。これにつきましては、三橋地域、大和地域につきましては中央公民館等がございます。このため、今後整備をいたします大和地域、三橋地域につきましては面積を抑制いたしております、標準面積としまして330平米の面積を抑制いたしておるところでございます。そういう中で、建設費や維持管理費などを極力抑えていくというふうなことで考えているところでございます。

それから、既存の公共施設の有効活用や空き施設等を利用し、増改築も検討しますということにいたしております。これにつきましては、先ほど述べましたように、大和地域、三橋地域には中央公民館、大和中央公民館、三橋中央公民館等がございます。そういう中で、地元の御要望の中でそういう三橋中央公民館、大和中央公民館などを使って、それから、それを使用して利用したいというようなことに御要望があれば、そのことも十分検討していきたいというふうに思っているところでございます。

4点目の施設整備の1小学校区に1施設を原則としますが、各校区の実情を考慮し、複数校区に1施設の整備することも検討しますとしております。これにつきましても、これから地元説明会を開催いたしまして、この整備原則を御説明する中で、地元の実情に合った複数校区に1施設を整備するということを御要望される場合につきましては、積極的に支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

5番目に、人口や世帯数を考慮し、人口世帯区分による施設規模基準を設けますというふうにしております。これにつきましては、基準を1施設330平米といたしておるところでございます。その中で、今後説明会を開催する中で、人口が多い地域からも要望もあろうかと思っておりますので、具体的には地域の要望をお聞きした中で、均衡を考えて、最終的には市が決定させていただくことといたしておるところでございます。

以上です。

#### 7番（白谷義隆君）

それでは、再度お尋ねをしたいと思います。

1校区1施設、そのことについては別段問題はありませんが、ランニングコストについて余り明確な答えをいただかなかったようですが、例えば施設をつくるとしたときに、すべての修理、あるいは清掃、光熱費、あるいは人件費、そこら辺について具体的に考え方を実はお聞きしたいんです。例えば、人件費については今、旧柳川市では公民館等の人件費が出ているわけですが、それとの兼ね合いというか、それとどういうふうに考えてあるのか。もう少し具体的に考えてあるランニングコスト、建設費は言われましたから、それはそれでいいだろうと思いますが、ランニングコストについてはもう少し具体的にお答えをお願いしたいと思います。

#### 生涯学習課長（田中利光君）

具体的にランニングコストということでお尋ねでございます。

現在、これから設置をしますコミュニティーセンターにつきましては、利用しやすい環境を整える観点から、1名の人件費相当を考えているところでございます。この人件費相当につきましても、どういうレベルで行うか、これにつきましては、例えばの話でございますけれども、柳川7館には主事さん、それから主事補さん、そういう方たちもいらっしゃいます。それぞれに人件費が違うというふうなことでござっております。私どもが考えておりますのは、柳川7館の柳川市の校区公民館の人件費と同様の内容での対応というのは現在のところ考えておらないわけでございます。柳川7館につきましては、今日まで設置の歴史もござっておりますが、今後、設置をいたしますコミュニティーセンターについては、先ほど申しましたように、旧柳川7館の人件費と同じにするという考えは持っておりません。しかしながら、この人件費につきましては、地域の人材活用、それから地域の御協力と御理解を得ながら、できるだけコストのかからない方策を今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、維持管理費につきましては、柳川7館では人件費を除いて1館当たり約1,800千円ぐらいの維持管理費が確かにかかっております。これにつきましては、やはりいろんな維持管理費がかかりますので、これにつきましては補助の対象としていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### 7番（白谷義隆君）

柳川の現在の分とは同じじゃないと。ただ、この基本計画の一番基本のところには市内の統一を図るといような項目がたしかありましたね。確かに施設の大きい小さいはあるでしょう。それと、住民の人口も違うわけですからね、必ずしも一緒とは言いませんが、そこら辺についてもやはり今後、旧柳川については出してあるのは3名ですか、そして新しくつくるのについては1名というような、ちょっとバランス的にどうなのかなという気はしますけど、それは今後協議をしていかれるということでしょうかね。

#### 生涯学習課長（田中利光君）

これにつきましては、先ほど、今後コミュニティーの組織づくりという中で御説明をしておりますけれども、年次的に平成22年から26年にかけて、施設の整備と、それから、コミュニティーの組織の創造についての計画をいたしておるところでございます。そのような中で、具体的にはこのコミュニティー審議会というものを設置していただきまして、今後の柳川市のコミュニティーのあり方、それから、施設の管理のあり方等について御検討いただきながら、平成26年までに検討いただきまして、27年から校区コミュニティーの組織への移行、それから管理の一体化、それから、あわせて公民館等のソフト面の一体化を図ることといたしておるところでございます。

#### 7番（白谷義隆君）

今の説明、ちょっと問題のところがありますけどね、これを一つ一つしよっても時間がありませんので。

その次の既存の公共施設の有効活用ということがここに書いてありましたが、先ほど課長の説明によれば、これは既存の公共施設の有効活用というのは、中央公民館とかの活用というように言われましたが、私はこれを見たときに、各校区には拠点施設となるような建物があるわけですね。私はそれを利用されるのかなと思ったら、そのことには触れなくて、全く新しく建てるということですか。例えば、その校区に使える施設がある、そういう利用に使える、あるいは学校の中にもあるところはあると思うんですよ。有効利用というのはそういうことじゃないんですか。

#### 生涯学習課長（田中利光君）

基本計画の中でも先ほど整備の原則を説明いたしておるところでございます。お尋ねの公共施設とか、そういうものにつきましても、当然そういうのがあれば、私どもとしましては、この整備の原則を地域に御説明しまして、そしてこの地域の中で現在ある、例えば先ほど三橋中央公民館、大和中央公民館などというふうなことで申し上げましたけれども、そういう中で、地域でこれを有効活用していこうというふうな御要望があれば、それを尊重していきたいというふうなことでございます。

## 7番（白谷義隆君）

ちょっと済みませんね。既存の施設を有効利用すると。そうした中で、地域の要望があればと今言われましたけどね、これは新しい——そのまま言えばですよ、新しいとをつくってくださいい、どこでもおっしゃると思うんですよ。そうした中で、地域にそれにかわるような施設があればですよ、それは市のほうが当然方針として出すべきでしょう。

後で触れようと思いましたがね、実は複数校に1施設についても同じような話がありましたね。複数校で1つのセンターをとという要望があったら、積極的に支援をしていきたいという回答でしたね。これも同じだと思うんですよ。どこでも1つにできれば、どこでも1つ欲しい。ところが、今言ったように、1施設に約1億円ぐらい、この説明の中でありましたけどね、建物が70,000千円ぐらい、あと土地造成をしようたら、恐らく30,000千円ぐらいかかるだろう。計1億円、1施設に1億円かかるわけですよ。それと、施設があれば、それに伴う維持管理費が必ず出てくるんですよ。そうした中で、使える施設がある。そしたら、それは市のほうから当然指導を私はすべきだろうと思うんですよ。ここについてはこの施設がありますので、これをお願いをしたい。あるいは複数校についても、こことこについてぜひ財政がですね、さっきあったでしょう、財政の抑制とち。そうしたことを考えればですよ、市のほうがやはり何かの基準を設けて、こことこで1施設でお願いしたい、共同でつくっていただきたい。計画で上がっておるわけでしょう、複数校に1施設というのは。ただ、それを地元から要望があれば支援しますというのは、私は逆じゃないかと思うんですよ。私はそういうふうに思いますよ。確かにあればいいでしょう。そいばってん、さっき言うように、1施設1億円かかるわけですよ。それに維持管理費もかかるわけですよ。そのところはやはり行政のほう为主导してすべきだと私は思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

## 市長（金子健次君）

教育委員会と十分打ち合わせをしておりますので、私からは基本的なことについて回答いたしたいと思います。

原則、三橋・大和におきましては各小学校に1施設をとという形を基本的には考えております。確かに生涯学習課長が言いました中央公民館、大和・三橋の分について、それで地元がよかったらというふうに私はならないというふうに思っています。

ただ、予算的には70,000千円プラスの用地取得費として30,000千円という形の数字を出しておりますけれども、既に市有地等もございますし、なるべくそういうことで了解がとりつけ、また市のほうでそこを使用してよかったら、その分を有効に活用していきたいというふうに思っています。

それから、ずっとお話を聞いていた中で、本市が抱えている合併の特例債137億円、平成17年3月に合併した段階で137億円ということは法定合併協議会の中で一応枠を決められま

した。実際の活用できるのは270億円ぐらいできると思います。しかしながら、半分だけを使って、実際は負債だからというようなことで、その分の活用については、私は三橋ですけれども、三橋の合併のときに振興基金として18億円持ち込んだわけですね。その中に、審議会の中で各校区にコミュニティーセンターをつくるということが大きな条件の合意形成があったというふうに私は理解をしております。

ただ、ここ4年間、5年間の合い中にできなかったということは非常に審議会の中でも取りざたされたし、また、区長会、公民館に地元のほうが非常に要望が強いということ为先般の全員協議会の中でも申し上げたところでございます。

あと、ランニングコストにつきましては、柳川7館のランニングコスト、とてもじゃないが、そういう経費は充てることはできないというふうに思っております。ただ、無人化でもできないということで、管理人を置くかと、管理人を置けるような状態の面積がとれません。その中において、夜間の使用、利用についてはどうするかということも今後考えていかなければならないと思いますけれども、十分そこら辺、いろんな問題がまだまだありますけれども、26年度まで完成しなければ地域振興基金や合併特例債が使えないということで、そういうことの計画を今考えているところです。

以上です。

#### 7番（白谷義隆君）

私はこの基本計画に基づいて話をしているわけで、確かに私がこの計画を読んで思ったことと、この計画を書かれた趣旨とは若干、特に有効施設、複数校に1つ、その分についてはかなり考え方に違いがあったなということは今思っているんですけどね。ただ、普通に考えて私はそうだろうと。使える施設があればまずそれを使う。そして、必ずしも1校区に複数校でもちいう検討をしてあるわけですからね、ここでね。複数校に1つでちいう検討をされるならですよ、私は行政のほうから踏み込んで、行政のほう为主导をすべきじゃないかと言っているんですよ。私は1施設に1建物はできないと言っているわけじゃないんです。ただ、そういう複数施設に1つという方針があればですよ、それはやはり行政のほうがもう一步踏み込むべきだという話をしているわけですね。

それと、先ほど市長は26年度までにしないとできないと、いろいろ問題はあるだろうと。それでも26年度までにしてしまわないとできないというような趣旨の発言ですけどね、私も地域審議会等でこのコミュニティーセンターの要望があった。そのことを否定もしませんし、三橋としてそういう歴史的な部分もあったというのは理解をしていますよ。ですから、私はそのものを否定しているわけじゃないんですよ。

ただ、計画がまだ明確になっていない経過がいっぱいあると思うんですよ。やはりこれは1つに1億円、計11億円、そうすると、年間何千万円という維持管理費が要るわけですから、大きな事業ですからね。そしたら、それはそれなりにちゃんとした細部にわたった事業計画

を立てながら私は進んでいくべきち思うとつとですよ。ですから、市長が言われるように、26年度までやないと地域振興基金がのうなる、合併特例債がのうなるち、それは私は違うと。そのことだけは反論をしておきたい。地域振興基金は、確かに10年で一般会計に繰り入れるかどうかわかりませんが、いずれにしても市のお金ですから、それが消えてなくなるわけじゃないんですからね、ほかに使えないわけじゃないわけですから。ですから、計画書をちゃんとつくってさえいただければ、その後で地域振興基金はそれに使われんなら、それは何かの基金として置いておけば済む話でしょう。合併特例債にしても、今、私さっき言いましたように、合併特例債をコミュニティーセンターに使わんと使われんというような考え方もかもしれませんけど、結局は、今言いよるように、今予定されている特例債の対象事業は恐らく80億円から90億円だろうと思うんですよ、私の計算では。それだけあるわけですから、どうせ合併特例債をここで使えば、ほかの分では使えないわけですから。そうでしょう。合併特例債の枠は決まっておるんですから、あと54億円しかないわけでしょう。そしたら、ほかに使う金はいっぱいあるんですよ。ですから、仮に26年度を越えたから、もう合併特例債は使われんけん、建てられないちいう話はないでしょう。結局は137億円使うのはいっぱいあるわけですから、そのことは先ほども言いましたけど、市長は言われますけど、合併特例債とか地域振興基金は、私は、そのために余り具体的な計画もないのに、もう22年度から、来月からもうつくらやんち、それはいかがなものですかと言いよるわけですよ。そいけん、私のあれは、もう少し全体計画を立てながら、その場その場で検討するじゃなくて、何でもかんでも住民の意向じゃなくて、市として方針を出すところはきちんと方針を出す、そこら辺を明確にして進んでいただきたいというふうに言っておるわけで、そのことをお願いして、もう時間ですので、これで私は終わります。どうぞ。

#### 市長（金子健次君）

時間があと3分ありますので、答えというよりも、考え方を示しておきたいと思えます。

確かに白谷議員のほうは十分御心配をされ、また、元市の職員でもございますし、財政のことも十分わかって理解をされて心配されておるといふふうに思っています。

そういう意味で、地域振興基金につきましても、条例を改正すればできることだなということも私自身も十分理解はですね、10年間でなくてもできることはわかっておるわけですが、ただ、合併特例債というのは10年間しかできません。そういう中で、何を使っていくかという優先順位もあると思えます。そういう中において、私自身の考える中には、三橋の基金の分についてはコミセンのほうに活用していきたいという考え方です。あと残りについては、あと振興基金と合併特例債を活用していくということで、きのう高田議員の質問にお答えをいたしましたけれども、総合運動公園につきまして大幅に縮小せざるを得ないと。それは大きな英断かもしれないけれども、そのことはやっぱり考えていかなければならないと。西鉄柳川駅の問題、大和中学校の校舎の建築問題、いろいろ山積する大きなハード事業

がありますけれども、その分十分踏まえて、議会のいろんな意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時12分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。（「政治倫理条例違反しとつとが何で一般質問すつとかね。おかしゅうなかかい」「少しもおかしくない」「議長」と呼ぶ者あり）

**21番（大橋恭三君）**

皆さんこんにちは。

**議長（龍 益男君）**

しばらくお待ちください。

**1番（島添達也君）**

大橋議員の一般質問であります。このように退席者が数人出ております。このような混乱した状況の中で、議事進行はちょっとストップしていただいて、休憩に落としていただいて、直ちに議会運営委員会を要請していただきたいと思っております。（「賛成」「議長」と呼ぶ者あり）

**3番（浦 博宣君）**

これはせんだっての議会運営委員会で決まって、ちゃんと日程の中に入れてあるわけですね。許可を議会運営委員会の中で決めてあるわけですね。今さらそれをやめるとかなんとかという話はもってのほかだと思います。（「そうだ」「議長、今、副議長のほうから御意見が出たのを、よろしく混乱を……」「そのままいきます。どうぞ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**議長（龍 益男君）**

ここで暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後4時30分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど島添副議長の発言を受け、暫時休憩をとって議会運営委員会を開催し、協議してい

ただきましたので、その結果について、委員長より報告をお願いします。

**議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）**

貴重な時間、長らくお待たせをいたしまして、まことに申しわけございません。

議長の要請により、ただいま議会運営委員会を開催し、大橋恭三議員の一般質問の発言に対する審議を行いました。その過程と結果を報告いたします。

議運としては、まず大橋恭三議員の発言に対する意思の確認が必要ではないかとの意見が出され、大橋恭三議員を議長室に呼び、大橋恭三議員の意見を求めたところ、大橋恭三議員は「絶対にやめたくない。どんなことがあっても一般質問をいたします」と断固として拒否し、「私は政治倫理条例に違反はしていない」と強く述べられました。

議会運営委員会としては、この事実をもって再開し、その対応を協議しました結果、柳川市政治倫理条例審査会の結論は、政治倫理条例第16条違反であるとの結論であり、平成21年3月議会においては、限りなく満場一致に近い、1人の反対をもって、賛成28の同意をもって議決した経緯があります。議長の本会議における処理については何ら問題はないが、過去の経緯から見て、大橋恭三議員の一般質問を認めるわけにはいかないとの結論に達しました。

以上、報告いたします。

**21番（大橋恭三君）**

21番大橋恭三です。私の議員活動の冒瀆であります。断固として撤回をしていただくようお願いいたします。（拍手）（「議長、12番荒木です」と呼ぶ者あり）

**12番（荒木 憲君）**

荒木です。政治倫理条例違反をしている大橋議員による一般質問は、私は断固として認めるわけにいきません。

ましてや、9月市議会定例会で声明文を出しております。あなたは事の重大さと議決の重さを自覚し、慎重、自粛を強く求めるということでもありますので、私は退席させていただきます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

〔傍聴席より発言する者あり〕

**議長（龍 益男君）**

傍聴席、静かにお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）

**22番（藤丸正勝君）**

議会運営委員会の報告は報告として、議長は、大橋議員には一般質問の許可をこの議長席から先ほど許可されました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それに対して議長は、議会運営委員会の結果を先に取り上げました。取り上げられたちいうことを私は認めました。だったら、あなたは先に大橋恭三議員の一般質問の許可を取り消すという言葉がまだあっておりません。でしょう。だったら、議長の裁量として、一般質問は認めるということが本当じゃないですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そうしなければ、我々は議長不信任案を提出せざるを

得ません。だから、ここはやはり議長裁量として一般質問を許可されておりますので、議事進行をお願いいたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（拍手）

**議長（龍 益男君）**

わかりました。（「続行、続行。まだ59分ある。時間はありますよ、一般質問の。一般質問の続行をお願いします」と呼ぶ者あり）

ただいま出席議員が定数を欠きましたので、会議規則第11条第3項の規定によって、暫時休憩いたします。

午後 4 時36分 休憩

午後 4 時48分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま出席議員が定足数を欠きましたので、会議規則第1条第3項の規定により、本日の会議を延会します。

午後 4 時49分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月10日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 2番  | 古賀澄雄  | 3番  | 浦博宣  |
| 4番  | 熊井三千代 | 5番  | 梅崎昭彦 |
| 13番 | 伊藤法博  | 15番 | 菅原英修 |
| 16番 | 諸藤哲男  | 21番 | 大橋恭三 |
| 22番 | 藤丸正勝  | 26番 | 梅崎和弘 |
| 27番 | 高田千壽輝 | 30番 | 龍益男  |

## 2. 欠席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 島添達也  | 6番  | 島添勝   |
| 7番  | 白谷義隆  | 8番  | 森田房儀  |
| 9番  | 荒巻英樹  | 10番 | 藤丸富男  |
| 11番 | 矢ヶ部広巳 | 12番 | 荒木憲   |
| 14番 | 竹井澄子  | 17番 | 樽見哲也  |
| 18番 | 近藤末治  | 19番 | 太田武文  |
| 20番 | 吉田勝也  | 23番 | 木下芳二郎 |
| 24番 | 佐々木創主 | 25番 | 三小田一美 |
| 28番 | 山田奉文  | 29番 | 河村好浩  |

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 市       | 長     | 金子健次 |
| 副市長     | 刈茅初支  |      |
| 教育長     | 北川満   |      |
| 総務部長    | 大坪正明  |      |
| 会計管理者   | 山田政徳  |      |
| 市民部長    | 田島稔大  |      |
| 保健福祉部長  | 武藤義治  |      |
| 建設部長    | 蒲池康晴  |      |
| 産業経済部長  | 藤木均   |      |
| 教育部長    | 高田厚   |      |
| 大和庁舎長   | 横山英真  |      |
| 三橋庁舎長   | 藤木明   |      |
| 消防長     | 古賀輝昭  |      |
| 人事秘書課長  | 樽見孝則  |      |
| 総務課長    | 石橋正次  |      |
| 企画課長    | 高田淳治  |      |
| 財政課長補佐  | 田尻主範  |      |
| 税務課長    | 山田敏昭  |      |
| 健康づくり課長 | 川口敬司  |      |
| 福祉課長    | 木下正巳  |      |
| 学校教育課長  | 高崎祐二  |      |
| 建設課長    | 中村敬二郎 |      |
| 農政課長    | 成清博茂  |      |
| 水路課長    | 安藤和彦  |      |

4. 本議会に出席した事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 議会議務局長       | 北原博  |
| 議会議務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会議務局庶務係長    | 高口佳人 |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

※定足数に達せず延会

---

午後 1 時56分 開議

議長（龍 益男君）

本日は、会議を開く時刻を相当過ぎております。しかし、出席議員が定足数に達しません。したがって、会議規則第11条第1項の規定によって延会します。

午後 1 時57分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月11日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 龍 益 男   |

## 2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市 | 長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 長 | 北 | 川 |   | 満 |
| 総 | 務 | 長 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 者 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 長 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 長 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 長 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 長 | 藤 | 木 |   | 均 |
| 教 | 育 | 長 | 高 | 田 |   | 厚 |
| 大 | 和 | 長 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 三 | 橋 | 長 | 藤 | 木 |   | 明 |
| 消 | 防 | 長 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 長 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 長 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 企 | 画 | 長 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 財 | 政 | 補 | 田 | 尻 | 主 | 範 |
| 税 | 務 | 長 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 福 | 祉 | 長 | 木 | 下 | 正 | 巳 |
| 学 | 校 | 長 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 長 | 中 | 村 | 敬 | 二 |
| 農 | 政 | 長 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 長 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| ま | ち | 長 | 大 | 村 | 隆 | 雄 |
| 子 | 育 | 長 | 大 | 石 | 涼 | 子 |
| 区 | 画 | 長 | 目 | 野 | 稔 | 男 |
| 安 | 全 | 長 | 野 | 田 | 洋 | 司 |
| 収 | 税 | 長 | 乗 | 富 | 祐 | 治 |
| 産 | 業 | 長 | 武 | 藤 | 正 | 純 |
| 観 | 光 | 長 | 龍 |   | 泰 | 子 |

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長           北       原           博  
 議会事務局次長兼議事係長   高       巢       雄       三  
 議会事務局庶務係長       高       口       佳       人

5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

| 順位 | 質 問 者           | 質 問 事 項  | 答 弁 者               |
|----|-----------------|--|---------------------|
| 1  | 21 番<br>大 橋 恭 三 | 1. 総合運動公園<br>(1) 財政と総合運動公園<br>(2) 建設効果と緊急度合<br>2. ピアス跡地アスベスト問題<br>(1) 前市長の裁判について<br>(2) 今後の対応は裁判か和解か<br>※一般質問の取り下げ | 市長・教育長<br><br>市 長   |
| 2  | 18 番<br>近 藤 末 治 | 1. 市政一般<br>(1) 政権交代による柳川市への影響は<br>① 公共事業等について<br>(2) 「まちづくり」についての考え方<br>(3) 水路管理について<br>①水量確保についての対策               | 市 長                 |
| 3  | 2 番<br>古 賀 澄 雄  | 1. 校庭・園庭・運動公園の芝生化について<br>(1) 鳥取方式<br>(2) モデル事業<br>2. 行政評価の成果について<br>3. 駅前駐輪場について<br>(1) 現状と今後                      | 市 長<br><br>" "<br>" |
| 4  | 13 番<br>伊 藤 法 博 | 1. 市政一般<br>(1) 市長の政治姿勢について<br>(2) 市長のマニフェストについて<br>(3) ピアス跡地について<br>(4) マルショック出店について<br>(5) 総合運動公園について             | 市 長                 |
| 5  | 22 番<br>藤 丸 正 勝 | 1. 市の財政財源について<br>(1) 柳川市の自主財源について<br>(2) 市の委託料について   | 市 長                 |

|   |                 |  |               |
|---|-----------------|--|---------------|
|   |                 | 2. 市長の政策<br>(1) ピアス跡地は平成21年内に解決する事はなぜ出来なかったのか。<br>(2) マルショクより柳川市への出店要望はなぜ出店中止になったのか。 | 市 長           |
| 6 | 15 番<br>菅 原 英 修 | 1. 国民健康保険税について<br>2. 総合運動公園について<br>3. 駅について<br>(1) 道の駅、川の駅、町の駅、西鉄柳川駅について             | 市 長<br>"<br>" |

午前10時4分 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前11時11分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1. 一般質問について。

ここで大橋議員より発言があります。

21番（大橋恭三君）

これ以上、議会がもめるのは私の本意ではございません。今定例会における私の一般質問については、取り下げを許可していただきますよう、よろしくお取り計らいを願います。

以上。

議長（龍 益男君）

お諮りいたします。一般質問の日程表をお手元に配付しておりますが、ただいま大橋議員より一般質問の取り下げの申し出がありました。

したがいまして、一般質問の取り下げを許可し、日程表の記載順位を繰り上げて順次行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、日程表の記載順位を繰り上げて行うことに決定いたしました。

第1順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

**18番（近藤末治君）（登壇）**

皆さんおはようございます。18番近藤でございます。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思っております。一昨日から私は、運動会で自分の出番を待つ生徒・児童のような気持ちでございまして、途中で質問が前後するかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

まずもって、金子市長におかれましては就任以来、積極的にいろんな行事に出席をされまして、市民との対話に努力されておることに対しまして敬意を表するものでございます。なお、今後とも健康に留意されまして、市勢発展に努めていただくことをお願い申し上げます。

それでは、市政一般といたしまして3項目についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、政権交代による柳川市への影響ということで、主に公共事業についてお尋ねをいたします。

皆さん御承知のとおり、昨年8月の総選挙におきまして自民党政権が民主党政権に交代をいたしました。その後、国におきましては鳩山内閣が誕生いたしまして、その中で事業仕分けと、このようなものが行われました。また、国土交通省関係の予算も前年比約18%減というふうな大幅な予算削減がなされておるようでございます。

このようなことから、柳川市におきましても、国直轄事業や交付金事業などの助成を受けまして公共事業が進められておるところでございます。具体的に有明海沿岸道路、国道443号バイパス、国道385号バイパス、また県道でございますけれども大牟田川副線、それに市道高橋中牟田線など継続されている道路整備、このような事業がどうなるのか。

また、特に新規事業についての査定が非常に厳しいように思われます。新聞、テレビ等での報道しかわかりませんが、あれだけ附帯工事が進んでいる中に、ダム本体への着手がなされていないということで中止になりました八ッ場ダム、あそこが中止ならば、大牟田川副線の、仮称でございますけれども沖端川架橋、また、今回市長がマニフェストに掲げて進めておられます総合運動公園など、心配いたすところでございます。当然、国の関係機関への要望活動は、各協議会や団体等と一緒に活発に行動なされることだとは思いますが、今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に2点目、まちづくりということについてお尋ねをいたしますが、このまちづくりといえますと非常に幅が広いようでございますが、私は当然このまちづくりについての基本になるのは、平成19年2月に策定されました第1次柳川市総合計画に基づくものと思っております。しかし、私は、福岡県柳川市ということで全国の人に言った場合、やはりそこには「水郷柳川」「白秋のふるさと柳川」と、どうしても自然が残された、都会にはない情緒豊かな観光地と

しての柳川が出てくるのではないかと思います。

そこで、いろいろなまちづくりの構想計画が各課において作成されております。そんな中で、今回、平成21年度「地方の元気再生事業」に、水郷柳川まちづくり協議会と西日本鉄道株式会社によります内閣官房地域活性室へ提案をされ、採択を受けながら、昨年の暮れに社会実験が実施されました。1つとして、西鉄柳川駅前の送迎者区分、また乗り入れ自由の川下りということでA、B、Cの3ルートの、これは期間限定だったそうなのですが、行われました。この「ゆつらーと柳川」実施概要と成果報告フォーラムが先日行われまして、この結果に基づく提言について、これからの柳川のまちづくりにどう取り入れられるのか、主に都市再生整備計画の柳川駅周辺地区及び川下りコース沿いの整備等についての考え方をお尋ねいたします。

次に、3点目の水路管理についてお尋ねを申し上げます。

合併後、市内には930キロメートルの水路が張りめぐらされています。そんな中、水路管理については、いろいろ市では事業に取り組み努力されているところですが、今回質問したいことは、そのクリークの水量確保についてでございます。以前は、農村部では冬場の水落ち時期に堀干しが行われ、コイやフナ、またナマズ等の魚をとりまして、その後、泥土、いわゆるどぶ揚げが行われておりました。そういうことで、水路の保全と浄化対策とが行われてきております。しかしながら、今では、クリークに十分水があるように見えますが、堀底が浅く、すぐ干し上がるという状態になっているのが現状ではないでしょうか。そこで、市としてはこのような状態にどう対処されるのか、お尋ねをいたします。

さらに、旧柳川市街地の水路についても伺いをいたしますが、この件につきましては先日、佐々木議員より質問がなされておりますが、私なりにお尋ねをしたいと思います。

市街地への水の流入は矢部川本流松原堰から沖端川へ入りまして、二ツ川水門より旧柳川市街地に流れ込んでいるところでございます。これは皆さん既に御承知のとおりでございます。

水郷柳川の観光地である川下りの船が行き交い、そこには当然水が豊かで、全国に報道されている状況が一年じゅうだと思って観光に訪れていると思います。ところが、実情はなかなか水の確保に苦労しているのが現状ではないでしょうか。

この二ツ川は、生活用水や農業用水、また柳川城を守るため、人工的につくられた川でございます。しかし、当時と比べ、川底も浅くなってきているのではないのでしょうか。

平成6年でした、あの干ばつ。当時、旧柳川市、特に東、西宮永、両開地区等におきまして、最下流地域でございますので、それこそ「水の1滴、血の1滴」と言われるほど、水確保に苦労した記憶がございます。そのときでも、二ツ川の上流にあります旧三橋町には、かなりの水量があったことを思い出しております。合併前は、上流の旧三橋町、下流の旧柳川市ということで、水取り入れの調整をせねばなりませんでしたが、合併した現在、水観光

の壁はあると思いますが、二ツ川の川底調査等を行い、箇所によっては地元関係者の御理解を得ながら進めていければ、かなりの水量確保が可能になると思うのですが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問は終わりました、再度の質問は自席にて行います。

#### **まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

おはようございます。まちづくり課長でございます。近藤議員の御質問のまず1点目の政権交代による柳川市への影響について、柳川市で実施されている公共事業の今後の見通しはどうかという質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

国のほうでは平成22年度予算が今月の2日に衆議院を通過し、その舞台が参議院に移って審議をされておりますが、その中で国土交通省所管の公共事業予算は、前年度と比べれば7兆円から5.7兆円に削減をされて、近藤議員が言われます18.3%の減で、公共事業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

このような中、国土交通省のほうでは、平成22年度から自治体が地域のニーズに合った計画をみずから策定いたしまして、各事業を選択できて、使い勝手のよい新たな事業として社会資本整備総合交付金事業が創設されようとしておりますが、その詳細については、いまだ自治体のほうには示されておりません。それにあわせまして国の直轄事業の地方負担金廃止が打ち出されて、県のほうでも一部の県の事業の市町村負担金の見直しが進められておまして、大きく公共事業の制度、仕組みが変わろうとしているというのが今の状況で、私どもが現段階で知り得ている情報であります。

次に、具体的な柳川市に関する国県事業であります。国直轄事業の有明海沿岸道路の高田大和バイパス、ここにつきましては黒崎インターから柳川市内の徳益の208号まででございますが、これについては継続という事業仕分けが行われております。県の事業につきましても、今のところ粛々と事業を進められているというところで、中止とか凍結ということは伺っておりません。

なお、新規事業につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、今、公共事業予算が大幅に減額をされているという中でございますので、厳しいものがあるんじゃないかなというところで予想をしております。

続きまして、2点目のまちづくりについての考え方でございますけど、その中で地方の元気再生事業の社会実験結果や柳川駅周辺まちづくりワークショップの提言を、西鉄柳川駅周辺整備や川下りコース沿いの整備にどういうふうに取り入れていくかという御質問でございます。

柳川駅周辺まちづくりワークショップの提言及び都市再生整備計画、柳川駅周辺地区でございますけど、これは西鉄柳川駅及び駅周辺が本市の玄関口として柳川らしさがないといったことや、まちの拠点としてのにぎわいが、また慢性的な交通渋滞等を駅前には引き起こ

しているわけですので、これらの課題が挙げられております。そのために、渋滞緩和対策の社会実験や水郷まちづくり協議会の提言を踏まえまして、西鉄柳川駅及び周辺を水郷柳川にふさわしい、にぎわいのある空間として駅前広場の整備を予定しております。さらに、交通結節点としての機能の強化と利便性向上を目指し、駅前の西鉄柳川通り線の道路整備など、駅から商店街方面への歩行者の導線確保のための二ツ川沿いの道路整備を進めてまいりたいというふうに今予定をしております。

また、川下りコースの整備についてはということですが、社会実験の主な取り組みの一つであります、まち歩きの充実等を踏まえた、より回遊性の高い導線整備、それと、その沿線にはたくさんの観光資源等がまだあるわけですので、それらと結びついたまち歩きが可能になるような川下りコースの遊歩道整備等を今後検討してまいりたいというふうに考えています。

現在、平成20年度末を目標に本市のほうでは景観計画の策定に取り組んでおるところでございます。駅及び駅周辺や遊歩道整備に当たりましては、景観にも十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 水路課長（安藤和彦君）

近藤議員の農村部の農業用水路が泥土の堆積で浅くなっていることから、すぐに干し上がる状況になっていると。市としてどう対応していくかということに対する回答でございますが、確かに本市の農村部には多くの水路が存在しており、一見して多くの水量を確保しているように見受けられますが、その多くは泥土が堆積し、実質的な水量としては思ったほど確保されていないというのが現状ということについては市としても認識をしているところでございます。この解消に向けましては、やはり水路のしゅんせつを行うことが一番の方策というふうに思っております。しかし、この水路しゅんせつに要する予算の確保や、新たなしゅんせつ土置き場を確保するための予算の確保等、今の市の財政にとってはなかなか難しいものがあるというのも事実でございます。市といたしましては、現在確保できている限られた予算の範囲内で、効率的に水路しゅんせつ事業を進めてまいりたいと考えております。

また、これとは別に国や県の公共事業、それと民間の大型事業にこの水路しゅんせつ土を利用していただくような取り組みも推進していきたいというふうに考えております。このほか、現在、本市の農村部においては、26団体において環境保全委員会を立ち上げられて、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組まれております。この事業では水路のしゅんせつ土の処分費用まで支出することができますので、積極的にこの事業を活用していただきたいと願っているところでございます。

そのほか、水路しゅんせつ土を農地に還元するというのも一つの方法だと考えております。さきに紹介した農地・水・環境保全向上対策事業の中でも、しゅんせつ土を乾かして木さくの

背面土、水路土羽ののり面整形、畦畔土として再利用がなされております。特に良質なしゅんせつ土については、農地への還元も行われております。しかし、このしゅんせつ土の農地還元でございますが、空き缶や空き瓶等のごみ等が含まれているしゅんせつ土については、ごみを分別するという必要があると利用しにくいということがあるようでございます。今後は、水路にごみを捨てない等の住民の環境保護に対する意識改革も大事になろうかと思っております。

いずれにいたしましても、水路内の堆積土の処理については本市にとって喫緊の課題というふうに思っております。そこで、いろいろな再利用の方法や受け入れ先等の開発促進についても努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

2点目の二ツ川の川底をしゅんせつすることによって水量確保ができると思うが、市の考えはどうかということでございますが、これは一般質問の初日に佐々木議員からの質問に答弁したものと幾分ダブるところがあるということについては御容赦願いたいというふうに思っています。

確かに昨年、市と柳川みやま土木組合共同で二ツ川の川底の調査を行っております。この調査結果では、二ツ川の川底は部分的に浅くなっている箇所が確かにございます。ただ、これは取水口から水を取り入れやすくすることや、川砂等が堆積しても掃除しやすいようにという過去からの先人たちの知恵だというふうに聞いておるところでございます。しかし、近年、川底から川砂等を掘り上げることもなくなりまして、長い時間の経過によって川底に堆積物がたまっているというのも事実だと思っております。また、水草が繁茂して水の流れを阻害しているということもございます。

そこで、この堆積物と水草を撤去することについて、昨年の8月からことしの2月にかけて、二ツ川上流部の百町、正行、蒲船津、散田、今古賀、高畑行政区と、この二ツ川の川底をさらえることについて意見を交換してきたところでございます。この意見交換会では、川底をさらえることで自分たちの地区に水量が変化しなければいいんじゃないかというように一定の理解を示していただける御意見から、昔から二ツ川の川底については一切さわることはできないという取り決めがなされているとか、そういう厳しい御意見までいろいろな御意見が出たわけでございますが、総体的には、現段階では二ツ川の川底をさらえることへの同意ということにまでは至っておりません。

議員御承知かと思えますけれども、水利慣行につきましては歴史的なものもございまして、これを変更することについては、やはり関係住民、そういうところの御理解が必要かというふうに思っております。

今後は、二ツ川を管理しております福岡県や水利施設等を管理しています柳川みやま土木組合等と連携しながら、粘り強く、この二ツ川の川底をさらえることについては話し合いを続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございました。

それでは、2回目からは具体的に御質問をいたします。

まず、政権交代による柳川市への影響ということでお尋ねしましたが、まず有明海沿岸道路、これについては今御答弁のとおり、黒崎から徳益まで高架事業がなされております。そういうことで、それまではできるということでしょうが、旧柳川市の部分であります柳川東インターから柳川西インターまで、この高架事業がどうなっているのか、御答弁ください。

といいますのも、この区間については側道を利用した暫定供用ということで、時速制限は40キロということですよ、高規格道路だと60キロ。そういうことで、一般道路並みの40キロに制限をされております。ですから、あの区間が高架になりますと、かなりの大牟田までの時間短縮になるかと思いますが、その点についてお答えください。

**建設部長（蒲池康晴君）**

今、近藤議員御指摘の区間でございますけれども、特に夕方、大川方面から来ますと、久留米県道のところでかなりの渋滞が発生しておるといふような区間でもございますので、これも早く事業を着工してもらって整備するということが必要かと思っておりますけれども、先ほどまちづくり課長のほうからも申しあげましたように、未着工区間についてはまだ先が見えないという状況でございます。

今着手している区間については予定どおり、事業仕分けの中でも行うということで、徳益インターまではそのままというふうなことを聞いておりますけれども、その部分についてはまだ先が見えていない状況にあるということでございます。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。これはもう私たち地元といたしましても、今、部長お答えのとおり、久留米柳川線の交差点なんかはかなりの渋滞になりますので、早期にお願いしたいと思いますが、そんな中に、昨年12月9日の新聞によりますと、12月7日、8日にかけて地元民主党議員であります野田衆議院議員が有明海の沿岸道路の視察を行われております。この件について、この記事を読みますと、当時、市長はこういうことを言われております。「仕分け自体はいいことだが、沿岸道路はつくってもらわないと困る」ということで、ここに報道されております。こういうことはやっぱり地元が一生懸命要望をしないと、なかなか、先ほど部長の答弁のとおり、未着工区間については先が見えないというのが事実だと思います。ぜひこの区間についても、当初の目的であります高規格道路、これが完成することを望みたいと思いますので、市長はどのような行動をこれからとられるのか、市長にお答えいただければと思います。

**市長（金子健次君）**

それでは、近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、昨年12月9日の朝刊の記事にそういうコメントを載せていただきました。その経過について少しだけお話をさせていただきたいと思います。

その記事につきましては、昨年の衆議院総選挙を経まして福岡7区の中に、比例含めまして2人の代議士が誕生いたしました。民主党の議員等から西鉄柳川駅の有明海沿岸道路について、あそこの周辺を調査した時点で、騒音問題とかいろいろな問題等が、高架で道路が完成すると地域を分断する、まちが分断されるとか、そういう等々で柳川市長として、地元の市長としてどう考えるのかと問われたときにお答えしたのは、これは断片的な記事の内容でございますけれども、私といたしましては、地元市長といたしましては、この道路については大牟田市、みやま市、柳川市、そして大川市までの間に同じ生活経済圏の中で、御存じのように交通渋滞等もこの道路ができれば緩和されるということもお話をいたしまして、ぜひ道路の整備については促進をしてほしいということで、そういう記事が掲載をされたところでございます。野田先生のほうには具体的には、当選をされまして数日後には当選のお祝いと、また柳川市としての抱えているいろいろな懸案事項についても申し入れを行い、かつ東京の議員会館のほうにもお訪ねをいたしまして、そのときに柳川市のこういう道路問題を含めたところで要請をしたところでございます。また、先日の2月に行われました春の集いという先生の集いがございましたので、その中で道路整備についても再度お願いをしているところでございます。少し長くなりましたけれども、今後、大牟田市長、また、みやま市長、大川市長と一緒にこの道路整備については要請をしていきたいというふうに考えております。

先日、国土交通省九州地方整備局の福岡国道事務所長が柳川市においでになりまして、この計画についてお尋ねをいたしましたところ、先ほど蒲池部長がお答えした内容になっておりますが、筑後川の橋梁建設の見通しがつけば、その時点で高架をしていきたいということで、あとしばらく時間がかかるというお話でございました。

以上です。

#### 18番（近藤末治君）

ありがとうございました。市長におかれましては御公務も大変お忙しいんですけれども、やっぱり期成会という枠組みもありますし、その中で一生懸命要望、陳情をお願いしたいと思います。

また、未着工区間は先が見えないが、継続である国道、市道については心配ないだろうというような御返事で安心をいたしました。再度確認をさせていただきますが、国道385号線ですね。これについては大川工区が21年度で完了をするというようなことでございますし、ただ、柳川区間では、まだ今埋蔵文化財ですか、その調査が行われております。前回は質問をいたしました。23年度で完成ということだと思っておりますが、これはいかがでございますでしょうか。

それと、これにリンクしております市道であります高橋中牟田線、これについても平成23年度完成ということで以前お聞きしたときに御答弁なさっておると思いますが、この2路線について当初の計画どおりその年度で完成できるのか、お答えください。

**まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

私のほうから、県の事業の385号線バイパス道路建設の完成予定でございます。これにつきましては、近藤議員申されますように、大川市区間がことしに開通するというところで聞き及んでおります。

それとまた柳川市内の道路開通にはということでございますが、これについては県のほうとしては23年度開通を目指して、今、事業を鋭意取り組まれているというところでございます。

以上です。

**建設課長（中村敬二郎君）**

ただいま高橋中牟田線の完成年度について御質問がありましたけれども、高橋中牟田線につきましても同じく平成23年度の完成を目指して、現在整備を進めているところでございます。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。ちょっと私の考えとあれかなと思いますが、今、23年度完成を目指してということは、23年度に完成はできないかもわからないという含みがあるんでしょうか。

**建設課長（中村敬二郎君）**

23年度の完成の予定です。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

特にこの政権交代による影響ということでお尋ねしたのが、実は高橋中牟田線ですね、今、埋蔵物文化財を試掘されていると、本調査かな、されている箇所の方からお尋ねになったんですよ。民主党になったけんがら、ここんにきはどげんなっちゃかのうと。うん、おくるっちゃなかつかんち、23年にもう終わっちゃ言いよったばってんということでですね。ですから、ちょっとお尋ねをしておるんですが、目指してということと予定というのは未定でございますので、そこら辺がちょっと、非常に私がちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

国道385号のバイパスにつきましては県のほうで事業をしていただいておりますけれども、太田議員の質問でも県の事業とか、現在やっております、継続しております事業については

当初の計画どおりやっただいておるといふふうに聞いております。

ですから、23年度予定ということで考えていただいて、よっぽどのことがない限りはそういうことで理解していただいてよろしいかと思えますし、また高橋中牟田線、これについては市道でございますけれども、これも今のところ国のほうに予算要望をしておりますけれども、補助金の要望をしておりますが、これについてもそういった影響は今のところあるというふうなことは聞いておりませんので、これも予定どおりということで考えていただいて結構かと思えます。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。

また、大牟田川副線の沖端の架橋ですね、これは先日、太田議員が御質問になって、これは促進期成会もできております。この件についてもやっぱり、先ほど市長が有明海沿岸道路についての要望とかなさるということでございます。それも期成会ができておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、次に、2点目のまちづくりについて御質問をいたします。

先ほど壇上から申し上げましたように、昨年12月ですか、地方の元気再生事業で社会実験がなされて、そんな中に成果フォーラムがありまして、その中のパネラーの一人の方が、柳川にはもうたくさんの観光資源が埋もれてうらやましいと。本当にこんな観光資源が多いところはないですよということで発表をされたわけですが、こんな中に今回、広域的に考えられないのかなと思います。

と申しますのも、筑後市にはもう既に来年の春には新幹線の船小屋駅ができますし、みやま市には清水の三重の塔、またボタン園、それから大川におきますと古賀政男先生の記念館、それから吉原邸とか、食べ物についてはエツ料理とか、こういうのがありますし、以前みたいに観光客が団体から個人になってきているというのが今の市場状況になっておるようでございますし、こういうことで広域的にお考えになることはできないのかなということでお尋ねをいたします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

議員御指摘のとおり、昨年はみやま柳川インターチェンジが開通いたしまして、443号のバイパスも今整備が進んでおります。それから、来年になりますと九州新幹線筑後船小屋駅ができて新幹線も通るようになります。それから、有明海沿岸道路の整備も進んでおるわけでございますけれども、やはりリピーターをふやすというふうなことからすれば、何度来ても新しい発見とか見どころ、こういったものを提供するということが重要なことではなからうかというふうに思っております。

そういったことで、柳川の知名度、それから立地、こういったものを生かしながらやはり広域観光というものもぜひ進めていかなければいけないというふうなことで、そういった隣

接市とも連携を深めていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。

それから、ある大学の先生が初めて川下りで船に乗って1時間弱ですか、そんな中に、船から見た川岸に直接洗濯物が見えるとか、そういう箇所が見受けられるということをおっしゃったことがあるんですよ。これは個人のことなんですが、いわゆる景観地域といいますか、美観地区がありますよね。そういうことについての啓発なんかはどのようになされておりますでしょうか。

**まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

特に川下りコースの景観という部分で言うてあるというふうに思いますけど、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、今現在景観計画を策定して、ひいては景観条例等を制定させていただいて、市民総出といいますか、皆さんで景観の保全をしていくというふうに意識をやっぱり変えていただいて、後世につなげていくということが重要であるというふうに思うわけございまして、今の美観条例等を、お願いの条例でございますので、その辺をもう少し市民意識の改革とあわせて、ある程度権限を持たせた計画づくりなりを進めていかねばならないというふうに思います。そのためにも、先ほどから言いますように、市民の方々の御了解を得て、どういうところを重点地区として指定をして保存していくかということになるかというふうに思います。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。

今、課長御答弁のとおり、市だけ、行政だけではなかなかできない部分もございまして。そんな中に、ここに柳川市観光振興計画というのが策定されて、これは21年3月ですかね。その計画の推進の中で、観光プロデューサーの育成ということで人材の育成に取り組みということですが、何より熱意を持って地域のために活動するプロデューサー的人材の育成に取り組み、観光振興を推進していきますということですが、これはどのようなことで、現在どこまで進んでいるのか、お願いいたします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

観光振興計画の中で、先ほど申されたような観光プロデューサーの育成というのが出てくるわけございまして、これについては、平成22年度の当初予算案の中で5款の労働費の中で3目、雇用対策基金事業費、この中で御提案させていただいております観光振興事業費、予算的には3,702千円計上させていただいておりますが、企画立案するような人材をここで雇って、そういったプロデュース的な仕事をしていただくというふうなことで今取り組んで

おるというところでございます。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。

それでは、先ほど社会実験された中に申し上げましたが、西鉄駅前の送迎車の区分、これが私もたまたま迎えに行って、本当に何かすっきりしたような整理をなされておりました。あの高架というのはかなりいいのではないかと私なりに思ったんですが、やっぱり観光客は、私もなんですが、駅をおりてすぐ駅前のイメージで、そのまちがわかると思うんですよ。そういう中に、今回、駅前の再生整備計画ですか、ありますが、先ほど申し上げました実験の取り組み、これは十分西鉄さんと協議しないと、あそこは西鉄の土地ですから市ばかりでできないと思いますが、このようなことについてのお考えをお答えください。

**まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

駅周辺整備の分でございますけど、一昨年12月から西鉄と市が一緒になりまして企画しました駅前周辺ワークショップを開催させていただいて、いろんな団体とか市民の方々の御意見を拝聴してきたところでございます。

その提言の骨子といいますか、それが大きく分けまして3点ございまして、定住者が利用される柳川駅ですね、それとあわせまして、非常に柳川駅については観光客の方が多く利用されているということで、今現在、駅東についても土地区画整理事業は進行中でございますので、駅の東西の役割を分担して機能強化を図っていくことが大事じゃないかというのが1点でございます。それとまた、柳川の財産でありますあの掘割をどうか生かして、柳川らしい駅づくりといいますか、駅周辺づくりをすべきじゃないかというふうな御提言が2点目として上がっています。それとまた、これが駅周辺だけで事業を終わることなく、この事業をいかに旧商店街、特に京町通りとか、そちらのほうにこの事業効果を波及させるべきじゃないかというふうな歩行者ネットワークの形成等々、大まかに3点の提言を受けたところでございます。それに基づきまして、今後、駅前の整備についてももう少し掘り下げたところで検討をしていって整備を図っていきたいということで、今まちづくり交付金事業の中で進めているところでございますので、またいろんな機会に議員あたりに御説明を申し上げて、また御意見等を伺いながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

**18番（近藤末治君）**

ありがとうございます。整備計画に基づいて、すばらしい駅周辺の整備をお願いしたいと思います。

また、これは水路のほうとも関連をいたしますが、先ほど申し上げましたけれども、この川下りを実験された中にA、B、Cといった中に、このCルートが辻門橋、伝習館の北側から下るように、これが計画されて実施されたということでございました。そんな中に、これ

は土曜、日曜を限定してされたようでございます。当然、その区間で11日間が予定されておったと。ところが、水がなくて船が動かなくて、4日間しかできなかったということでございます。

それで、なぜこういうことを申し上げるのかといいますと、先ほどのまちづくりの中で、回遊性を持たせながらということでございますので、私は、これはいいルートじゃないかと思うんです。といいますのも、やっぱり京町通りを散策し、また今現在ですか、あの恵美須町のさげもんですか、されておりますし、ああいうところを見ながら、そして辻門橋のところから下るとか、こういういいルートではないかと思いますが、現実的にはできないと。今申し上げたように、11日やったのが4日しかできないと。こういうのがございますし、これは水路課長がお答えになるのかどうなるかわかりませんが、こういうことに対しても積極的にするために、まちづくり課に関連するのかなどか、いかがでしょうか、お答えは。

#### **水路課長（安藤和彦君）**

先ほど議員のほうから質問がございました昨年11月から12月にかけて行われました、乗りおりが自由にできる「ゆつら一と柳川」という社会実験において、辻門橋からの北回りコースですね、これについては城堀の水位が低下して当初の予定どおり行われなかったということで、こういう事態が起きないようにどういうことができるかということでございますが、これの一番の大きな原因といたしましては、毎年この非かんがい期、特に白秋祭後において雨が少ないということもございまして、城堀の水位が極端に下がるということが頻発しております。

少雨傾向というのも一つの原因だろうと思っておりますけれども、もう1つは、白秋祭後において日向神ダムの、特に発電所でございますが、保全工事が行われております。これは11月から12月ごろ保全工事が行われておりますけれども、この期間については発電所のシステム上どうしてもダムからの放流を停止しないと、この保全工事ができないということになっております。そういうこともございまして、この期間に非常に柳川のほうに来る水量が極端に減ってくるということから、このような事態が発生しているということでございます。

対策ということでございますが、やはり水の効率的な運用を図っていくことが第一ではなかろうかと思っております。具体的に言いますと、各樋門、樋管の適切な開閉、それと、ほかに水源を求めると、そういうものがあるというふうに考えておりますけれども、今後につきましては、やはり、さきの答弁ともダブるかもしれませんが、二ツ川を管理しています福岡県なり水利施設等を管理しています柳川みやま土木組合等と連携しながら、この城堀の水量の安定的確保について努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **18番（近藤末治君）**

ありがとうございました。

それでは最後の3点目で水路管理ということで、今の観光資源である川下りも水量が不足するから、このルートもできないというふうなことでございますし、やっぱり水がきれいですと景観も本当にすばらしく映ります。

それで、農村部についてお尋ねしたいんですが、これはやっぱり予算が限られてなかなか厳しいということでございますが、耕作放棄地などが今かなり見受けられまして、そういうところを利用してしゅんせつ土の対応をされたらいかかかなと思います。

それと、これは平成19年度から23年度までの5カ年で農地・水・環境整備といいますか、その事業が行われてきておりますが、余りにもこちらのほうにばかり頼って、行政のやるべきことがどうも地元任せ地元任せみたいな感じに私は受けるんですよ。やっぱり主導は行政でとってもらって、しゅんせつなんか大がかりなことはやっていただかないと、なかなか浅くなって、水量確保と。これは水量確保しますと、初期消火活動にも役立ちますし、今後、市長もマニフェストの中に掲げてあります、しゅんせつしたヘドロを堆肥や埋め立て用の土として再利用できるシステムを確立しますということでもありますので、これは頑張って予算を獲得して対応してください。お願いいたします。

それから、これは最後でございますが、今まで壇上から申し上げましたように、二ツ川から入ってくる水については、やっぱり旧三橋町さんに旧柳川市はお願いに行かなければいけなかったというのが実情でございます。私も平成6年のときに水路関係の担当をしておったときに、当時、今市長になっていらっしゃる金子さん、あのときは総務課長さんかなんかだったと思いますが、そのときは蒲池地区の水がなくなったんですよ。蒲池がなくなれば当然柳川市内は不足するんですが、そのときにもお願いに参った経験しております。

ですから、今回合併をして新しい市長、石田市長後に金子市長がなられましたし、市長の手腕でもって水の調整等を、今さっき地元では話し合っているということでございますが、これについて努力をお願いしたいと思いますが、お答えいただければお願いいたします。

#### 市長（金子健次君）

水問題につきましては、佐々木議員、また森田議員のほうからいろんな形で、角度で御提言をいただきました。当時の平成6年の蒲池地区の水の渇水対策としても、旧三橋町から友情放水みたいな形で、徹夜でポンプアップをして送ったことを今思い出しております。

1市2町が合併をいたしまして、そういう面では、以前よりもそういう面の話し合いができやすいというふうに、私はそういう場がつけられているかなというように思います。しかしながら、いろんな散田の水底の堰の問題等も御指摘ありましたけれども、そのような問題については少し時間がかかるかもしれませんが、努力をしてみたいと思います。

またそれから観光の問題について、先日、社会実験のフォーラムが水の郷でありましたけど、そのときも私も副市長も教育長も出席をして、その当時はパネラーとして蒲池部長が壇上に上がりましたけれども、いろんな形で、そのときの講演者でありました福岡市出身の東

京大学の西村教授のほうから厳しい叱声と言えるかもしれませんが、西鉄柳川駅におりたら何か柳川という感じじゃなくて、そういう感じがですね。やっぱり西鉄柳川駅において「水郷柳川」というやつをつくったらどうだろうかという御提言をいただきましたし、以前は柳川市というのは、いろんな観光の面ではトップランナーだという中において、少しちょっと後のほうになっているというふうなことで、そのことも私自身も頑張りたいというふうに思っております。

先日、ある講演の方が柳川市長になりたいと。要するに言われているのは、いろんな観光資源とか社会資源がたくさんあるから、やりがいがありますよということで私に言われたと思いますので、そういう面を含めてこれから頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

**18番（近藤末治君）**

市長から御答弁ありがとうございます。今市長も申し上げられましたように、素晴らしい柳川に向けて、観光資源もたくさんある柳川でございますので、素晴らしい柳川をつくっていただくことをお願いして、私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。  
ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時1分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

**2番（古賀澄雄君）（登壇）**

皆様こんにちは。2番、公明党、古賀澄雄でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い順次質問をいたします。

初めに、この3月議会、金子市長におかれましては、初めてとなる22年度当初予算の御心労いかばかりかとお察し申し上げます。また、財政課を初めとして、各課の皆様の御苦勞に心から敬意をあらわすものでございます。

それでは、校庭・園庭・運動公園の芝生化について、その第1点、鳥取方式についてお伺いをいたします。

鳥取方式による芝生化は平成15年にスタートし、22年度までに37都道府県、約500カ所で行われております。鳥取方式の特徴は、地域の方々に植え付けを、また管理を行います。行政は、ポット苗、肥料の支給や常用草刈り機の貸し出し等を行います。芝は二毛作で、夏芝、冬芝を植えて、一年じゅう緑で保たれるようになっております。ポット苗の植え付け費用は、

低コストで平米当たり100円、1,000平米になりますと100千円。維持管理費は、初年度、平方メートル当たり150円、2年目以降は50円。植えつけ直後もグラウンドの使用は制限されません。3カ月で芝生が全面芝生化となります。管理は、雑草を抜いたりせず刈るだけ、雑草も芝生との発想でございます。

芝生化による効果は、転んでも痛くない、思い切り走れる、外に出て遊ぶことが多くなるなど、子供の発育への効果、環境への効果、美観の向上など、悪いところは一つもないと鳥取市は言われておりました。そこで、市長の所見をお伺いしたいと思います。

2点目、モデル事業について。

鳥取市では市民の要望に基づき、平成20年度からポット苗による植えつけ、維持管理を協働で行う方式により、はだしで遊べる公園づくりに取り組んでおります。2年間で13カ所、2.2ヘクタールを芝生化したとしています。鳥取市の芝生化事業は、市民との協働が欠かせないものでございます。

以上、鳥取方式を紹介いたしました。現在、柳川市には芝生のある校庭、園庭、そして運動公園はありません。私は、まずモデル事業として一步踏み出すべきではないかと思えます。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、行政評価の成果についてお伺いをいたします。

本市の行政評価制度は、政府が行っている事業仕分けと全く同じような作業を実施すると、これまで平成9年3月議会一般質問以来、たびたびの答弁がありますが、私は基本的に、行政評価については広く市民に知らせるべき、このように思えます。

そこで、その成果について、どのようになっているかを年度ごと、削減額、その主なもの、そして新年度に、どのように反映されているのかをお伺いいたします。

次に、駅前駐輪場についてお伺いいたします。

駅東区画整理事業が進展するに伴い、自転車預かり所が閉店しています。利用者の動向が気にかかると思いますが、現在、駅周辺の駐輪状況はどのようになっているのでしょうか。駅前駐輪場の盗難の問題、駅東口開発に伴う駐輪場の計画、その現状と今後について、本市の考えをお伺いいたします。

最後に、この後、関係各課で答弁をされると思いますが、その前に市長に答弁をお願いいたします。簡単なことですのでよろしくお願いいたします。イメージで結構でございます。市長にとって芝生とは何であるのか。どのようなイメージを持ってあるのか。ありのまま、率直に、端的にお答えをいただきたい。

以上、壇上からの質問は終わりますが、再質問については自席にて行いますのでよろしくお願いいたします。

**市長（金子健次君）**

それでは、古賀議員の一般質問に、最初に全体的な答弁ということでございますので、そ

それぞれの各課におきまして、課長が準備しておりますが、私のほうから最初に答弁させていただきたいと思っております。

まず、鳥取方式についてはいろいろな調査をいたしまして、その報告は受けております。イメージ的な分から市長の考え方をということでございますので、芝生に対するイメージというのは、やっぱり緑による大気、土壌の環境浄化や、何よりも芝生の持つソフトな感触、安全面の向上のつながり、子供たちを初め市民の皆さんの集う場所というふうに理解をしております。

今回の鳥取方式につきましては、何も悪いところはないということのお話でございますけれども、聞くところによりますと費用面も低コストでできると、ただ一番難点なのは、先ほど申し上げましたように、地域の皆さん、要するに協働としてはどうして取り組んでいくかという大きな課題ということで、夏場においては、朝、昼、夕方、3回の水まきをしなければならないとか、いろんなことを聞いております。そういう面におきますと、地域の人たちにとりまして芝生を育てるとは、あるいは活用することを通して、この地域のコミュニティーが醸成されるというふうにも期待もできるというふうに思っております。

芝生化については何ら異存はございませんけれども、一番肝心な学校や保育所及び公園施設等につきまして、事業実施に向けた場合に地域の皆さんが協働して取り組むという環境が整うことが一番先決ではなかろうかと思っております。

そういう面では、モデル的なものを御提案いただいているようでございますけれども、それぞれの各課の関係方の課長のほうから答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

#### 学校教育課長（高崎祐二君）

1点目の校庭の芝生化につきまして、まず、学校教育課のほうからお答えさせていただきます。

校庭の芝生化につきましては、先ほど議員のほうからも発言がありましたように教育上の効果、環境上の効果と、さまざまな効果をもたらすということで、私どもも理解をしているところでございます。

しかしながら、校庭の芝生化といたしますと、今までは多大な導入コストと管理費用、また、維持管理の難しさが問題となり、なかなか芝生化が進まないのが現状だと思っております。

そこで近年、議員の御質問にもありました低コストで整備ができ、かつ、維持管理に手間をかけずに芝生化する鳥取方式を採用いたしました芝生化への取り組みがあるということは私どもも聞いております。

この鳥取方式につきましては、安価で成長の早い芝の導入ということもありますが、一方で、芝を植える作業や維持管理作業を保護者や地域の方々が一体となって実施するということにもあると思っております。芝を植える作業は1回で済みますが、維持管理では2週間に1回

の刈り込み作業、定期的な施肥、それから、夏季期間におきましては毎日の散水作業が必要になるなど、かなりの人の手がかかることを認識しなければいけないというふうに思っております。そのため、保護者や地域の方々が長期的な人的負担を継続していただけるかどうか、そういうところがこの事業では最も重要ではないかというふうに考えております。

2点目でお尋ねのモデル事業というお尋ねだと思いますが、学校でのモデル事業といたしましては、まず対象校、全職員によります十分な話し合いや目的の共有化、それとともに保護者会や地域の方々の芝生に対する機運が高まりまして、事業実施に向けて協働して取り組んでいただける体制が整うならば、学校教育といたしましても、その校区から支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

#### **子育て支援課長（大石涼子君）**

子育て支援課でございます。1点目の保育園庭の芝生化につきましては、子供たちに安全で遊んで気持ちがいい環境を与え、子供たちの体力が指摘される中、屋外活動の促進にもつながり、また、保育園庭の緑化は、いやし効果により子供の情緒安定にもつながると考えています。

鳥取方式は、ポット苗を移植するため、苗代などの材料費が安く、除草剤や農薬を一切使用せず、環境と利用者により優しい芝生化が可能で、芝植え作業、維持管理作業を協働で行うことによって、専門業者でなくても地域や保育園などで芝生化に取り組むことが可能であると伺っております。

ただ、議員御承知のように、本市の保育園は公立ではなく私立保育園のため、保育園庭の芝生化の実施につきましては、設置者の十分な意欲と理解、その上に地域や保護者の協力がまず必要であると考えております。

2点目のモデル事業につきましては、私立でございますので、保育園長会等において、鳥取方式による園庭の芝生化について情報の提供を行い、各園の意向を調査し、その結果でモデル化について検討してまいりたいと考えております。

#### **まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

まちづくり課長でございます。先ほどの学校教育課、子育て支援課の答弁と若干ダブる部分もあるというふうに思いますが、総合運動公園の芝生化についてお答えをさせていただきます。

まず、鳥取方式による芝生化につきましては、今までの私たちがイメージしておりました芝生の概念を大きく覆すものでありまして、運用に当たって、体制づくりさえクリアできれば環境面や経済面から、市民協働の観点からも非常にいい方式だなというふうに思っているところでございます。

次に、柳川市には平たんなところで芝生化して、運動のできる公園がないということで、

これから整備を進めようとしています総合運動公園につきましては、市議会並び市民の御理解を得ながら、基本計画、実施計画において詰めていきたいというふうに考えているところでございます。何分ですね、自分たちの公園という意識を持っていただいて、基本的に市民参加により植栽等を考えておりました、時間をかけて育成していきたいと考えております。

同様に、芝生化についても議員御指摘のとおり、市民協働、さらには地域のコミュニティーの醸成につながるものであるということで、総合運動公園の中で前向きに考えていく材料であるというふうに認識をしております。

以上です。

#### **総務部長（大坪正明君）**

先ほどはちょっとフライングをいたしまして申しわけございませんでした。行政評価の成果についてお答えをいたします。

行政評価については、平成19年度から始めておりました、19年度に実施しました事務事業の評価について、20年度において廃止、また休止された事業は12事業でございます。額にして55,000千円でございます。

同様に、平成20年度に実施しました事務事業評価について、21年度において廃止及び休止された事業が6事業でございます、額で120,000千円でございます。

主な事業でございますが、平成20年度の事業におきましては、有明海沿岸道路の側道、側溝工事の負担金支出事業30,650千円、福岡のおいしい米生産販売支援事業7,130千円、こういったものの廃止がございます。

それから、21年度事業では玄米色彩選別機導入事業107,000千円、水環境シンポジウム事業9,740千円などの廃止でございます。

新年度予算への反映はどうかということでございますけれども、今回は特に、固定資産の税率の統一で約2億円の減収になるということでございますので、聖域なき事務事業の見直しということで厳しく精査をいたしまして、行政評価とあわせて予算査定の中でも見直しを行ってきたところでございます。

具体的には、職員の地域手当の見直し9,500千円、子ども手当支給に伴う第三子優遇制度の見直し49,000千円、針きゅうマッサージ施設利用料の見直し10,000千円、普通建設事業の抑制770,000千円、旅費、需用費、委託料等の需用費の見直しが50,000千円、こういったものによって、平成22年度の当初予算では約9億円の削減が図られたところでございます。

以上でございます。

#### **安全安心課長（野田洋司君）**

安全安心課長でございます。3点目の西鉄柳川駅前の駐輪対策についてお答えをいたします。

御存じのように、市では現在、駅西側に無料の駐輪場を設置しております。旧三橋町時代

の平成11年に現在のように拡張いたしまして、現在、収容可能台数が約1,000台となっております。以前の町駐輪場では、自転車、バイクを収容し切れなくなりまして、路上駐車が増加し、車道や歩道の通行の妨げとなり、特に近くの病院への救急車の通行や、柳川盲学校の生徒さんの歩行の妨げにもなっておりますので、確保したということでございます。

現在の利用状況は自転車約700台、バイク約200台、合わせて約900台であります。

また、現在、駅周辺の路上駐車はほとんど見られない状況でありまして、本駐車場の役割は大きなものであると考えているところでございます。

以上でございます。

#### **区画整理推進室長（目野稔男君）**

区画整理推進室長でございます。駅周辺の駐輪状況についてお答えいたします。

駅東部土地区画整理事業内におきまして、自転車等の預かり所をされておりました1軒は、昨年12月に補償契約を締結いたしまして、ことしの2月に家を解体されました。バイクや自転車等を預けられておられました契約者の方には、事前に駅の西側方面で営業されている預かり所を御紹介されたと聞いております。契約者が紹介後に線路西側の預かり所、または市営駐輪場を各何名利用されているか不明でございます。

次に、区画整理事業に伴う駐輪場の計画についてお答えいたします。

区画整理事業では、駅東の駅前広場の整備を計画しています。その一角には、10台程度の駐車場を確保する予定にしていますが、これは短時間の駅利用者の送迎用駐車場であります。駅西側にありますような市営駐輪場を整備する用地は確保いたしておりません。区画整理事業区域内には都市計画道路三橋筑紫橋線の道路建設用地があります。今は、用地のみ確保しておりまして、道路建設工事の着手が未定でありますので、区画整理事業に支障のない用地の一部400平方メートルを、当面、市営駐輪場に利用することは可能かと考えております。

以上でございます。

#### **2番（古賀澄雄君）**

答弁ありがとうございました。それでは、芝生化について再度質問をさせていただきます。

先ほど市長に芝生のイメージをお尋ねしたわけですが、イメージだけをお聞きしたかったわけでございますけれども、ちょっと余計なことまで言っていただいて、ちょっとイメージを、イメージだけで結構です。どういうイメージなのか。お願いします。

#### **市長（金子健次君）**

それでは、イメージのみだけお答えをいたします。

緑さわやかな、その中に寝転がって、すばらしいことだなというふうに思っています。

以上です。

#### **2番（古賀澄雄君）**

ありがとうございます。実は答えを、引き出す答えを私はイメージしておりましたけれど

も、大体芝生というのは自分の家の庭にありまして、眺めたり、また手入れが大変だと、そういうふうに思っているのじゃないかなと思ってちょっと質問を。

**市長（金子健次君）**

私の心の中まで知ってあるみたいで、実は私の庭のほうに、あれ高麗芝ですかね、芝を植えていまして、かなり繁殖して行って、そのことについて芝生の管理、冬が枯れた場合の問題、それと雑草がかなり植わってくるもので、そういう面では芝生を全面的に取り除いたところの庭づくりをやっておりますので、そういうイメージはちょっと今なかったんですけども、そういうイメージも持っています。

以上です。

**2番（古賀澄雄君）**

今回の質問の私のテーマとしては、そういうイメージをいかに払拭するかということがねらいなんですね。どうかよろしく協力をしていただきたいというふうに思います。

市長マニフェストにあるように、我が市はオリンピック選手を育てなければいけないと、こういう観点から、鳥取方式の生みの親でありますニュージーランド生まれのニール・ミスさんという方がおられます。その方にお聞きしたわけですが、柳川市は総合運動公園をつくって、オリンピックの選手を育成する構想があると、こういうふうにお尋ねしたところ、とんでもないと、運動公園をつくったからといってオリンピック選手ができるようだったらどこでもつくりますよと、こういうお話が、即答が返ってきましてびっくりしたわけですが、そのニールさんは、プロの運動能力は子供のころにはぐくまれると、子供たちがけがを怖がらずに体を動かすことができる芝生のある生活、その中で育った選手の運動能力は根本的に違うと、このハンデは追い越せない、というお話をされております。子供にとって一番身近にある校庭や園庭はそういう場所であるべきと、そういう考えを持ってあるわけです。こういうことで、何か御所見があれば、市長お願いしたいと思っております。

**市長（金子健次君）**

公約の中では運動公園を公約で上げました。その中において、将来の夢の分でありまして、オリンピック選手を輩出できればという気持ちもいまだにあります。そういう面で、今、芝生の、鳥取方式の芝についての先生の本当のねらいはそういうところじゃなくてということで、幼時からそういうふうには芽生えていくんだよというお話でございます。そういうことで、ちょっとじっくり話を聞かせていただきと思います。

以上です。

**2番（古賀澄雄君）**

じっくり、時間があればじっくりしていきたいと思っておりますけれども、実は私の孫が先月1歳になりまして、今ちょこちょこ歩きをして非常に手が離せないというような状況でござ

います。子供は手を振り切って遊ぼうとするけれども、家の周りをやっぱり石ころがあったりなんかして大変危険であると、怖い状況にありますけれども、芝生があれば非常に思い切り遊べるのじゃないかと、子守も大変楽なことではないかなと、そういう感じがしております。

その草も、鳥取に行きましたけれども、河川敷なんか草を常に短く刈ってある。何もしないで草は短く刈ってある。それだけで芝生の感覚というか、はだして歩けるような状況になっているところを視察したわけでございますけれども、そういうのを含めて、鳥取砂丘で知られる鳥取市の一つの紹介をしてみたいと思いますが、公園、広場の芝生化実験というのが平成20年度からされております。

その概要ですけれども、市民から、いわゆるグループの、地域の市民から要望を受けて、私も公園でぜひやらせてくださいという要望を受けてやった箇所が5カ所、面積的には6,000平米を平成20年度は決定して、このポット苗を植えて、このポット苗を植えるのは市民と一緒に植えるわけですけれども。

このポット苗ですけれども、5センチぐらいの大きさの苗を植えるわけですけれども、1個が25円です。平米、1メートルの中にそれを4ポット植えるわけですね。ですから、平米100円ということになります。完成まで1年間は、市が指定管理者に委託をして育てて、2年目から市民、地域の方々に管理を渡すわけですね。そして、肥料の散布などの管理、また必要機材については市が提供をすると、その予算は2年目からは平米当たり50円で終わるといってございます。それによって、この快適な芝生化の公園が完成していくということになるわけですね。こういった取り組みを、いわゆる鳥取市の行政としてはこれほどいいものはないと、こういうことでございますけれども、こういう話を聞いて、何か御感想あれば執行部のほう、だれかお願いしたいと思っております。

#### 市長（金子健次君）

実際、百聞は一見にしかずで、実際、私自身もその状況を見てみたいということと、実際、その現場に行って担当者の話も聞いてみたいという気持ちに今なっております。

#### 2番（古賀澄雄君）

なっていただきたいとは思いますが、実は私もいろいろ研究といいますか、しながら今質問に立っておりますけれども、この鳥取方式というのは、やはり市民からの要望と協力というのが前提にあるわけですね。ですから、この柳川市における協働という部分での努力というのが今されておるわけです。行政パートナー制度であるとか、また柳川市市民協働まちづくり事業というのが、今年度、新年度から始まると、こういったことで整っているわけでございます。この制度を芝生化に活用できないのかと、これは非常に適した市民協働のあり方ではないかと、こういうことを私なりに模索をしているところでございます。

そこで、この市民協働によるパートナー制度、まちづくり制度、こころ辺が生かせないか

どうかという観点でお答えをお願いしたいと思います。

**総務課長（石橋正次君）**

総務課長でございます。議員の御質問については、この芝生化について、その維持管理等について、市民協働の手法で行うことはできないのかという御質問であると思います。

現在、市のほうでは、議員おっしゃったように市民協働を市政運営の主な方針として推進をさせていただいているわけでございます。

ただ、今、協働の手法ということでございますけれども、芝の維持管理、この方法としては非常に議員おっしゃるとおり、市民協働の手法というものが最も効率的でいい方法であるということをおっしゃるところです。

しかしながら、週にやはり一、二回程度の芝刈り、それからたっぷり水をやる必要が芝にはありますので、そういった協働事業を受けていただく。そういった、そしてまたそういった芝の知識を、維持管理の知識を持っておられる市民団体がいらっしゃるのかということが一つ大きな課題になるのかと思います。

それで、これ東京都の目黒区のほうで、実際に地域住民も参加した維持管理組織で芝を育成していくことを条件として、校庭を芝生化したという小学校の実例がございます。この学校では、今、議員おっしゃったように夏芝としてバミューダグラスのティフトンですか、と呼ばれる芝を植えて、冬にはライグラスという一年草の、1年で枯れる芝、これを植えて、一年じゅう緑に包まれた校庭の芝生化を実現しているということで、非常にやはり子供たちが生き生きと芝の運動場の中で育っているということで、学校関係者の皆様も非常に喜ばれているという状況でございます。

ただし、この学校1,700平方メートルの芝を、メンテナンスをしなくてはならないということで、この学校のやり方ということですが、年間の維持費については、お聞きしたところ、やはり2,500千円程度かかるということでございました。

その内訳の大部分というのが、やはり冬芝の養生に関することでございます。それで、根の成長を促すためには芝生に穴をあけるエアレーションという作業が必要であるということ。それから、冬芝の種をまいて、また砂をまく必要があって、それをやはり年2回ぐらい専門の業者をお願いをしなくちゃならないというのが、この金額のほとんどを占めるということでございました。

それと、そのほかに先ほどお話が出てきております電動芝刈り機2台と手動芝刈り機が8台、こういった部分でのメンテナンスや、この機械のメンテナンス、それからガソリン代等がかかりますよということでございました。

それで、市民協働する上では、やはり仕事内容も十分把握した上での役割分担というのが必要でございますので、芝刈りは実際どういうことで行っておりますか、行っておられますかということをお聞きしたんですけれども、4月から9月までの間、その間については、や

やはり冬芝がどんどん生えてくるということでございました。それで、先ほどの夏芝は、横に生えるんですけれども、この冬芝というのは縦に生えるということで、やはりこの縦に生えてくるのを刈らないといけないということで、これは市民協働のボランティア団体でお願いをしているということでございましたけれども、このボランティアで構成している方が市民、PTA、卒業生、それから教職員、子供たちということで総勢やっぱり80人ぐらいおられるということで、この80人を4グループに分かれて月1回ペースで芝刈りを行っているということでございました。

それから、1グループ20名でこの1,700平方メートルの芝を刈るわけでございますので、やはり30分程度、20名でかかりますよというお答えでした。

それから、水も非常にまかなくちゃいけないという課題もあります。この学校においては、下がやはり砂のグラウンドということもありますけれども、4本のスプリンクラーがついておりまして、そのスプリンクラーで種が発芽をすると、冬芝の種をまいて発芽するまでについては、朝、昼、夕方にやはりかなりの量をまかなくちゃいけないと。それから、成長するときは、朝、夕方の2回です。それから、夏場はやはり非常に乾燥しますので、朝、昼、晩欠かさずやって、冬になるともう2日置きぐらい、朝だけでも結構ですよということでございました。そういった意味で、ある程度の水を散水しなくちゃいけないのかなということでございます。

それで、こういった作業を継続していただく市民団体が、素晴らしい事業でございますので、手を挙げていただければ非常に市民協働という立場ではありがたいと申しますか、そういった部分ではありがたく思っているところですが、こういった部分の役割分担をしていく必要があるということです。毎日の水やりとか芝刈りの作業、それからエアレーションという穴あけ、それから冬芝の種まき、それから肥料の散布、それから土面による補修ということで、やはり枯れているところの補修とか、費用の面でいえば、もし水道を利用して水をまくとすれば水道料金、それから電動芝刈り機や手動芝刈り機の購入費、それからメンテナンス代やガソリン代、こういった分をどう役割分担をして協働していくかというのが非常に課題になってくるかと思えます。

それで、今申し上げましたように、費用がどれぐらいかかるのかというのが非常に不確定ということもありますし、先ほど3カ月ぐらいの養生期間はグラウンドが使えないということでございましたので、そういった保護者の皆様の御理解が得られるのかとか、そういった等、かなりの（「短目をお願いします」と呼ぶ者あり）部分でもありますので、そういった分で十分調査研究が必要かなということで、今思っているところでございます。

以上です。

## 2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。今、総務課長のほうから答弁いただきましたけれども、ぜひ鳥取

に行っていただきたいなという気持ちがあります。

私たち3人、今回、鳥取に行って研修を、このニール・スミスさんの団体と、明るく日は鳥取の市役所に行っていました。今、総務部長がおっしゃったその手間暇、管理、費用、大体5分の1ぐらいでできます。全然話が違います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう全く、私たちはそれをやっぱりきょうは払拭しなくてはいけないと思ってやっているわけですが、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういった認識で柳川市に芝生ができるかということで、きょうは質問に立っております。

私は、地域の人たちの努力というのは、いわゆる信頼をしていきたいというふうに思っておるわけです。今みたいな、後向き後向きな答弁では市民の協力というか、そういう芽がつぶされる一方で前には進まない、そういうような感じを今受けました。

言いたいことはいっぱいありますけれども、教育長にも一言お願いをしたいと思いますが、筑後タイムスに先日、隣の大川市の新規事業として学校の芝生化に10,000千円予算をつけたと、こういうお話がございます。

ちょっと紹介をしてみますと、学校芝生化は、1、子供たちの野外運動の推進、2、温度上昇の抑制、3、砂じんの飛散防止、4、緑によるいやしが目的と、維持管理は保護者にも加わってもらい、学校と地域間交流も図ると、まず、宮前小学校と川口小学校、各それぞれ7,000平米を実施と、事業予算としては10,000千円ということでございます。これは聞いてみると、補正予算で組まれるということで、今回決まればもう即事業実施と、もう苗も準備をしていると、こういうお話でございます。

ですから、内容的に今、答弁いただいたような内容であれば、当然、これは難しい部分があります。私もニールさんにお伺いしました。東京都が10年間かけて全部校庭の芝生化をしてしまうと、こういうお話をしたところ、これは鳥取方式ですかということを聞きました。そしたら、いや、東京はちょっとプライドがありますというようなことで、鳥取をまねするようなことは余り好まれておりませんと、もっとグレードの高いのを予定してあるみたいなお話をされました。まさに今の話じゃなかるうかなというふうに私は受けとめたわけです。しかし、鳥取方式というのは安価で作業もしやすく、本当に悪いところは一つもないということでございました。大川市もこの鳥取方式が採用されるみたいでございます。ちょっとそこら辺、教育長お願いしたいと思います。

#### **教育長（北川 満君）**

教育長です。ただいま大川市の例も御紹介いただきましたが、大川市全予算の136億円の中の10,000千円ですかね、使われて、学校の校庭の芝生化ということでなされるということは、つい先日の記事を御紹介いただきました。ちょっと先にやられたかなという気もせんでもないというようなところで、先ほど冒頭、古賀議員もおっしゃいましたけれども、いわゆる現地見学を実際チームを組んでされておりました。鳥取の現地までお伺いされて、それから、

つい2週間前でしたか、熊本県のほうのニール・スミスさんの講演会等で直接お伺いされながら、研究を今され、御提言をいただいているところでございます。

そういった中におきまして、私自身、芝生ということで我がで思っていたことは、日本は「芝生に入るな」という看板が結構ありました。外国に行ったときには、芝生は自由に遊べるところだなという感覚は今持っております。そういった意味におきまして、非常にヒートアイランド化とか、あるいは緑化促進とか、いろんな面で効果が上がっているというのは耳にしているところでございます。

そういったところで、鳥取県の例を今御紹介いただいたわけでございますけれども、大変よいこと、素晴らしいことだと受けとめて同じような認識に立っているところでございますが、鳥取方式そのものはもう市民協働が欠かせないというところで、これができ上がれば、先ほど市長からも申し上げましたとおりで、協働の作業でできるならば、それを大前提、大原則とされるならば、かなり進められるんじゃないかと。ですから、そういった芝生に対する機運を高めていくというところがまず第一じゃないかというような考えに立っております。

なお、市民協働は本市の総合計画にもきちっとパートナーシップ云々で述べられている大事な要件でございますので、こういったところで、またコミュニティーセンターもございまして、一緒に地域ということの観点におきましては、進めるにはいい火はつけていただけるかなというような期待は持っております。

以上でございます。

## 2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。時間もありませんので、ともかく子供たちに思い切って遊んだり運動したりできるスポーツ環境を育てるために努力をお願いしたいと思います。やはり体力的にも、精神的にも健全育成のために効果があると。やはりいじめとか、不登校とか、そういうのにも随分影響があるというふうに言われております。強く要望をしておきたいと思えます。

次に、行政評価の削減目標でございますけれども、これは19年3月議会からずっと申し上げてきております。実施計画を全部しますと960,000千円ぐらいの年間大体削減効果があると、こういうことで答弁をいただいております。そこら辺が目標として達成できているのか。また、今後そういった計画の中で対策等があればお聞かせ願いたいと思えます。

## 総務部長（大坪正明君）

19年3月議会の答弁で、行政改革の実施計画で大体960,000千円ぐらい削減ができるということで御答弁をしておったということでございます。このことについては、実際に行政改革で18年度で370,000千円、それから19年度で340,000千円、20年度で250,000千円の削減の効果があっております。21年度については、まだ集計をしておりませんのでまだわかりませんが、こういったことで合計の3年間で963,000千円ほどの削減効果があったということで

ございます。

それから、今後の目標はあるのかという御質問でございますけれども、現在、第2次の行財政改革大綱を策定中でございまして、それと中期財政計画も策定する予定にしております。こういった連携をする中で、次期行政改革大綱の中で、そういった削減の目標を明らかにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

## 2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。この20年度行政評価の廃止と休止6件ということでございますが、ここで一番もうすべてこの削減の予算をとって、玄米色彩選別機導入事業というのが廃止されたということですが、聞くとところによると、これは5カ所のカントリーに整備、これが完了したということで、これは評価になるんですかね。ここら辺の。

## 総務部長（大坪正明君）

御指摘のとおり、行政評価の中で廃止、休止ということで出しておるものの中に、一部そういう単年度の事業とか期限が決まった事業で廃止されるようなものも含まれておりますので、御指摘のとおりでございます。

## 2番（古賀澄雄君）

先ほどの930,000千円の今までにやるということですが、予算の大きい普通建設事業の抑制とか今回入っていますけれども、果たして行政評価の課題なのかどうか、私にはちょっとはかり知れません。しかし、今、政府で行われている事業評価というのは、やはりこういった観点ではなくて、無駄をいかに省くかという観点での事業評価だというふうにとらえております。そこら辺をしっかりと押さえていただいて、運営のほうをお願いしたいというふうに思っています。

事業評価については、今、国においても公開で、市民の皆さんの目の前で行われておるわけですが、大変民意を反映していると申しますか、支持を受けていると申しますか、そういうことで推進をされております。柳川市においても、やはりそういう税金の使われ方というのは非常に関心が高いということから、行政評価委員会等の取り組み等について、もっと公開的にやれないかというふうに私は思うんですけれども、そこら辺の考えはあるのかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

## 総務部長（大坪正明君）

行政評価を公開でという御提言でございます。職員でやっている行政評価の結果につきましては、市のホームページで結果については公開をしているところでございますけれども、それと去年の9月から立ち上げました外部評価委員会、これでいろんな評価を今からやっていただきますけれども、これについては21年度も公開で実施をしております。そういった中で、市民の皆さんの市民の目線で、外部評価という形で評価をしていただいて、事業の廃止

や休止、あるいは見直し、そういったものを御提言いただいて、執行部としてもそういった内容を十分吟味して、それを反映していくということで考えております。

以上でございます。

## 2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。ぜひ、有効な市民の皆さんから関心を引くような削減に努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、駐輪場の問題でございますけれども、この盗難防止ということでお尋ねしたいと思っておりますけれども、やはり自転車の預かり所に来られる方々の心情といたしますか、どんなに古くなった自転車でも預けに来られると、いわゆる物を大切にされる心があると、また新学期に入って、もう次から次に自転車がなくなると、もう3台なくなりましたと、こういって預けに来られる方もおられるというようなことでございます。そういった人たちのこととあわせて、この駐輪場に盗難が多発しているというこの新聞の記事、また、市営駐輪場に、いわゆる盗難された自転車が放置してある。そういった問題があるわけですがけれども、今後の対策についてよろしくお願ひしたいと思っております。

## 安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。ただいまの盗難対策についての御質問ですが、柳川警察署の集計によりますと、市駐輪場での自転車、バイクの盗難は、平成21年で72台、これは市内全体の27%に当たります。平成16年に旧三橋町時代でございますが、駐輪場に防犯カメラを設置しました。その当時はかなり減少しておりましたけれども、現在は年に70台前後が発生している状況であります。

防犯対策としましては、やはり防犯意識の向上が第一であると考えております。自転車の2カ所にかぎをつける二重ロックの普及啓発を行っているところです。これにつきましては、定期的に市内の3つの高校と、柳川警察署、防犯協会と一緒にしまして、利用者に二重ロックの普及を呼びかけております。それとともに、駐輪場内には啓発の上り旗、看板を掲げまして、自分で守る防犯対策という啓発を行っているところでございます。

また、朝の通勤、通学の時間帯には、自転車、バイクの生徒のため、整理指導員を配置しまして整然とした駐車場にしまして、利用者にはマナー、規範意識、防犯意識の向上を図っているところでございます。

それから、防犯カメラ2台を取りつけ、駅前交番にモニターテレビを設置しております。あわせて「防犯カメラ作動中」の看板を目につくところに掲示しまして、盗難防止を意識づけしているところでございます。さらにカメラ、それから照明等の改修等も図っているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、抜本的な盗難の減少になっておりませんので、今後さらに職員の見回りをふやしたり、注意喚起の音声テープを場内に流したりして、盗難防

止を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 2番（古賀澄雄君）

時間がもういよいよなくなりましたけれども、市営駐輪場の維持管理費、放置自転車、バイクの処理、そこら辺をちょっと端的にお願いします。

## 安全安心課長（野田洋司君）

駐輪場の年間の維持管理費につきましては、借地費や駐輪整理業務委託費、防犯カメラ維持費など、全体で約6,000千円がかかっております。

内訳につきましては、借地費が年額3,936千円、整理業務委託費が1,997千円。これにつきましては、シルバー人材センターに委託しまして、朝の6時半から9時まで4人を配置しております。防犯カメラの維持費につきましては、電気料や機材保険料93千円、そのほか放置自転車の処理代95千円などとなっております。駐輪場内の放置自転車の撤去は年3回行っております。年間約200台以上が放置自転車として出ているところでございまして、これをある一定期間保管いたしまして処分しているところでございます。

以上でございます。

## 2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

東口の問題ですけれども、今現在、駐輪場については確保していない、計画に載っていないということでございました。やはりこういった問題があるわけでございますので、今後、東口についても、駐輪場の問題については検討課題としてのせていくべきではないかと、こういうふうに思っているところでございます。検討のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

これ、盗難意識というか、盗難が非常に多いということで、2003年、県内2番目に柳川市は多いと、こういう報道がありました。現況はどうなのかということでございます。

それから、放置自転車が年間200台あると、これはなぜ200台も起こっているのかという疑問があります。新しい自転車も放置されていると、そういう盗難の意識といいますか、これを柳川は放置しておっているのかと、こういうことを疑問に思っておるわけです。

その3点をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

## 安全安心課長（野田洋司君）

盗難の現況を、過去、防犯カメラがつく以前は非常に悪い状況でございました。先ほどもお答えいたしましたけれども、同駐輪場での盗難は昨年で72台、内訳を申しますと、自転車が65台、バイクが7台でございます。先ほどもお答えいたしましたけれども、現在も決して減少しているわけではございませんので、今後も十分な防犯対策を図ってまいりたいと考えております。

それから、放置自転車が年間200台から出るのはなぜかという点でございますが、自転車が貴重品で、昔のように貴重品でなくなったという意識がありますのか、特にこの3月、市内に通勤、通学されていた学生さんや会社員の方、御卒業とか転勤とか、そういうことでこの3月に非常に放置自転車、自転車をそのまま置いていかれる状況が多いと、そういう点も原因の一つではなかろうかと考えております。

以上でございます。

**市長（金子健次君）**

3点の中の盗難を放置する風潮でいいのかということは、恐らく私に対する質問だというふうに思って、1分間ありますので1分以内にお答えしたいと思います。

決して盗難を許すことがあってはならないというふうに思っています。また、警察による取り締まりも強化も大切なことでありますけれども、やはり自分の財産は自分で守るという意識をどうやって育てていくかということが一番大切ではないかというふうに思っております。担当課といたしましても、自転車への二重ロックの普及に努めていくような指示もしておりますし、私たちの物を大切にするような、そういう教育も必要ではなかろうかというふうに思っております。ちょっと時間がありませんので、これで回答いたします。

以上です。

**議長（龍 益男君）**

古賀議員、時間が来ました。

**2番（古賀澄雄君）**

ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時2分 休憩

午後2時14分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

**13番（伊藤法博君）（登壇）**

13番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、金子市長のマニフェストについての質問から入らせていただきます。

昨年の衆議院選挙で政権交代が実現し、長年当然のこととして行われてきた多くの事業が、事業仕分けにより新たな視点で見直されています。柳川市でも市長がかわり、新たな政策が

なされようとしています。これら金子市長の施策についても、事業仕分けをして、事業規模や費用対効果、緊急性、必要度合い等の仕分けが当然行われなければなりません。

昨年6月議会の金子市長のマニフェストについての私の一般質問の中で、市長は「すべて私のマニフェストの部分を総花的に全部進めてしまえば柳川市がパンクすること、当然のことだと思います。」と答えられています。本来マニフェストは、選挙に際して市民の皆様に予算の裏づけがあって、どういう手法で実施し、実施機関を明示した政策の約束ではないかと思えます。そうであるならば、金子市長のマニフェストを実施したことによる財政破綻はあり得るはずがありません。また、金子市長は、選挙に際して言われた柳川財政危機宣言からしても矛盾しています。

昨年の柳川市長選挙における金子市長のマニフェストは、本来のマニフェストからすればほど遠い、マニフェストらしからぬマニフェストであって、昔の選挙公約的なものであったのではないかと思います。本来のマニフェストではなかったこととなります。金子市長のマニフェストについての認識と選挙で示されたマニフェストについてどのように思われているのか、お尋ねいたします。あとの質問は自席でさせていただきます。

#### 市長（金子健次君）

それでは、伊藤議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年の6月18日の6月定例会におきまして、伊藤議員から一般質問がありました。先ほど述べられた分についても、そのような答弁をした事実は事実として認めます。また、翌日の菅原議員のほうからの同様な質問に対しても、同様なお答えをしたことも記録の中にも残っています。しかし、同じ日の最後の質問者でありました浦議員の一般質問の中で、私はその発言の真意について説明をさせていただきました。

マニフェストの47項目を高いレベルで100%それぞれ充実させれば、非常に財政上厳しいということで、実施時期とか事業の規模の問題などを今後十分検討して、議会のほうに御提案をしていきたいというふうに、言葉足らずの分について補足の説明をさせていただいたところでございます。

改めて申し上げますが、私は、このマニフェストは市民の方々との約束でありますので、全項目にわたってきちんと取り組む姿勢がなければならないというふうに思っています。もちろん本市が財政的に非常に厳しいことは十分わかっています。今後、規模や実施時期などを慎重に検討した上で、議会と相談しながら計画的に取り組んでいく考えでございます。

また、伊藤議員は、私のマニフェストに関しては、本来のマニフェストではない、従来型というような叱声をいただいておりますけれども、合併特例債や地域振興基金などの限られた財源をこの10年間に有効に活用していかなければならないということもございまして、十分取り組める事業項目を掲げ、また、実施時期につきましても、実現時期や取り組む時期を明示していますので、当時のマニフェストとして私は御提案をしたということでございます。

以上です。

**13番（伊藤法博君）**

どうもありがとうございました。

私の後の菅原議員の質問でも、やはりそのようなことを言われております。それで、金子市長のマニフェスト47項目のうち既に実施された政策はどのようなものがありますか。また、予算化されて事業着手されている政策についても、同じようにお答えをお願いいたします。

数が幾つで、主な事業について説明していただければいいと思います。

**市長（金子健次君）**

概要についてお答えをしたいと思います。

まず、既に実施した政策は幾つで、どのようなものがあるかということでございます。

私が就任をいたしましてから制度を改正したものや、これまでの継続事業を充実したものなど、22項目ございます。その項目を1つ例を挙げますと、市長の給与及び退職金の削減は、昨年の6月の定例会で御承認いただきまして、20%カット、これ実現しております。また、固定資産税の税率につきましても、昨年の12月定例議会におきまして、税条例の改正を全会一致でいただきました。本年4月1日から1.4%に統一することができました。このほか水環境の再生、商工業の振興や狭隘道路の拡幅促進など、これまでの取り組みを継続した、より充実して実施した項目でございます。

次に、私が就任してから事業に着手し、現在継続中の項目は13項目ございます。主な項目は総合運動公園の整備、コミュニティーセンターの計画的な整備、合併処理浄化槽の補助金の上乗せ、歴史的建造物の保存活用や事業評価外部委員会の設置などでございます。

以上でよろしいでしょうか。

**13番（伊藤法博君）**

金子市長のマニフェストについては、やっぱりグレードの問題があると。そういうことで、47項目すべてを実施したいというような答えでございましたけれども、その中でやはり道の駅、町の駅、川の駅、あるいは武家屋敷の整備というような項目が上がっております。道の駅については、前政権のとき、道の駅をつくろうということで8億円程度の規模でやろうとされたわけですが、これはみやま市のほうに先を越されたということで現在取りかかることができません。そして、町の駅、川の駅についても、実施しようとするれば、やはり2億円程度の費用がかかりはしないかと。また、旧武家屋敷についても、現在7つかそこらあるという話でございますけれども、これについても、今整備されている戸島邸の例をとりますと、やはり1カ所で2億円程度、それにまた、整備した後の維持管理費等もかかるんじゃないかと思っております。だから、これらの道の駅、川の駅、町の駅というようなことについては、やはりどれか1つに集約をするか、せざるを得ないんじゃないかなと私は思っております。

また、市長は、きょうにも水路しゅんせつの質問が出ておりましたけれども、しゅんせつしたヘドロを堆肥や埋め立て用の土として再利用できるシステムを確立しますということも、これも非常に大きく実施しようとするれば広大な土地と設備が要ると。だから、これは非常に柳川にとっては喫緊な課題でありますけれども、その運用については、やはり技術的な問題とか、いろんなものがあって、かなりグレードの高い再利用システムの確立は今のところは難しいんじゃないかと思います。その点について市長はどのように考えておられますか。

**市長（金子健次君）**

それでは、再度の質問について、お答えをいたします。

伊藤議員のほうは非常に私の公約の分についてハイレベルな、グレードの高い、いろんな事業費であるので、非常に財政上将来にわたって懸念をするということで、そのことについて大変ありがたいことだというふうに思っております。

確かに武家屋敷のことにつきましても、戸島邸につきましても150,000千円、2億円かかったと。あとの維持費の問題についても大変高額なというふうに伺っておりますけれども、今の7つか8つあります柳川市の貴重な財産をそのままほったらかしていいのかという面では、何とか低コストで維持費がですね、また、いろんなボランティアの活動の中で見きわめていくとか、そういうことを模索しながら、なるべく費用のかからないようなことを考えていきたいというふうに思っています。

先日、新聞には八女のどこかで、20,000千円か25,000千円ぐらいで修復できたよという話が出ていましたので、そのことも担当者に調べてもらいたいという話をしていたところでございます。

また、道の駅等につきましても、私が就任をいたしましてちょっとした2週間ぐらいにですね、新聞にぽっとみやま市さんの道の駅が発表されて、あいたと思ったんですけど、そういうふうな事実ですね。あと、同じ線の中に道の駅をすることは可能かということで、大変厳しいというような話をですね、上の国土交通省の関係から話も聞いていますので、それにかわる分として何かを考えていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

また、一番柳川市にとっての念願のしゅんせつした泥の処理の問題、これはいつぞやの伊藤議員の中でも非常にですね、肥料化したりとかいろんなことで、それについても十分調査をして、ただ、コストがかかるなというふうに今思っているところでございます。いろんな形で限られた財政の中で自分の公約をどうやった形で進めていくかということについては、十分今後議会と話をしてみたいというふうに思っています。

以上です。

**13番（伊藤法博君）**

それでは次に、総合運動公園についてお尋ねします。

私たち柳志会の議員7名は、ことし1月に総合運動公園視察のため、宮崎県西都市を訪問しました。西都原運動公園は、野球場、昭和52年、陸上競技場、昭和54年、テニスコート、昭和56年に建設され、面積が11ヘクタール、建設費用約10億円で30年ほど前に整備されました。さらに、屋内練習場が平成9年に350,000千円かけて同敷地内に建設され、合計の1,350,000千円かかったそうです。建設箇所の地目は桑畑で、当時、反当200千円程度だったそうで、柳川市の水田のように土盛りの必要はなく、造成費用が柳川の水田と比べれば、20分の1以下でできたようです。また、別の場所に天然芝のサッカー場3面と、パークゴルフ場合わせて15ヘクタール程度があります。西都原運動公園は、年間を通じて多くの大学の合宿、日韓の複数のプロ野球キャンプ、また、プロサッカーキャンプなどが利用しているそうです。このような外部利用の多い総合運動公園にしても、かなりの赤字を出しているそうです。

金子市長は、柳川市の小学生が一堂に会して協議会が行われる場所が欲しいと、総合運動公園建設の必要性を言われました。それで、西都市の担当職員に聞いたところによりますと、市内小・中学生が全部集まって総合運動公園で競技するのは、それぞれ年間一、二回程度だそうです。柳川市に総合運動公園ができたとしても、小・中学生はバスに乗って集まらなくてはなりません。そうであるならば、15分ほど長くバスに乗っていけば、県営筑後広域公園があり、その利用が可能ではないかと思えます。県営筑後広域公園はどういう目的で整備され、どのような施設があり、完成するのはいつかお尋ねいたします。

#### **まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

県営筑後広域公園の目的と、その施設内容というお尋ねでございます。

この公園のパンフレットから見てみますれば、目的については、豊かさを体験できる公園をテーマに、矢部川を挟んで筑後市と瀬高町、今現在みやま市になっていますが、みやま市にまたがる土地に筑後平野の田園景観、河川の豊かな自然環境、歴史的な資源に恵まれた土地などの筑後地域の特色を生かした県民のレクリエーションの場、地域に根差した公園を目的としておるということであってあります。

それと、施設の内容でございます。

平成17年から約20ヘクタール程度供用開始をされております。その中身でございますけど、多目的スポーツエリアということで、テニスコートとか多目的運動場ですね、それと軽スポーツエリアということで、サッカーとか少年野球、これは少年サッカーでございますけど、そういうふうな競技ができる場所、それと屋内スポーツエリアということで体育館ですね、それとか、ゲートボール等ができるエリアを平成17年から供用開始をされているということでございます。

以上です。

#### **13番（伊藤法博君）**

完成年度は大体どれくらいですか。

**まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

完成年度は、この公園が広うございまして、全体で約120ヘクタール程度のエリアを整備の予定をされていますので、完成年度については、ちょっとまた後で調べて報告いたします。

**13番（伊藤法博君）**

私も昨日現場を見てまいりました。多目的運動公園のほうがまだ整備が完全に行われていないようございませうけれども、いつ完成するかはまた後で知らせていただきたいと思いません。

その広域公園がどういう目的で整備されたかということですが、これは県下に7カ所か何カ所かあって、それぞれ各市町村でそういった総合運動公園みたいなやつをつくらなくてもいいように県のほうで整備をしたというように聞いておりますけれども、その点どうですか。

**まちづくり課長兼総合運動公園整備室長（大村隆雄君）**

その辺については、ちょっと明らかではございませんけど、事実といたしますか、設置の事実関係ですね、県の公園ということで10カ所程度あります。それで、多くは福岡市のほうには大濠公園等、福岡市に5カ所ございませう、それ以外でございませう。それと、北九州のほうでは中央公園ということで、それと春日のほうには春日公園、それと筑豊のほうに緑地があるということと、先ほど申しております筑後広域公園ということで、県の管理の公園緑地等が配置をされているというところございませう。

それ以外にもそれぞれの都市において、都市公園ということで整備をされておるところは多数ございませう。

以上です。

**13番（伊藤法博君）**

市長はマニフェストの大きな柱の一つに総合運動公園の整備を挙げられております。平成21年10月1日付で柳川市組織機構一部見直しにより、建設部まちづくり課の中に総合運動公園整備室総合運動公園整備係を設置されています。市長は新年の賀詞交換会の席上、総合運動公園の実現を、熱意を持って語られました。金子市長の思いは私もよくわかります。しかし、柳川市の今後の財政状況、運動公園の費用対効果、総合運動公園の維持管理費、柳川市の実施計画の俎上に上がっている数々の事業、喫緊に整備が必要な事業の数々、合併特例債のより有効な使い道などを考え合わせれば、総合運動公園の整備については、慎重な検討がなされるべきではないかと思えます。

総合運動公園については、昨年の6月議会で菅原議員、9月議会では高田議員、藤丸議員が私と同じような考えで質問されておられるようです。きのうも白谷議員が財政的な面からの質問はされておったように思います。2月26日の全員協議会の説明で、平成23年以降の合

併特例債借入可能額は、合併協議に基づく借入可能額137億円、平成17年度から平成20年までの借入見込み額8,225,100千円を差し引くと、残りは5,474,900千円になるとのことでした。昨年の9月議会の藤丸議員の一般質問で金子市長は、総合運動公園が30億円とすると、これに伴う合併特例債による借入額が約1,590,000千円となる旨の発言がありました。そうしますと、5,474,900千円から1,590,000千円を差し引きますと、残りは3,884,900千円となってしまいます。平成17年より22年度見込みまで入れて、毎年平均して14億円、柳川市の14の事業の重要施策に合併特例債を使っています。総合運動公園建設に1,590,000千円を使ったとすると、平成23年から26年の4年間に平均してみると、毎年970,000千円程度しか組めません。しかし、コミュニティーセンター建設の10棟程度で建設費が15億円程度が見込まれておりますので、これを4年間で終わらせなければならないようになっておりますので、それを差し引くと、970,000千円を大きく割り込みます。私は費用対効果の高い都市計画道路、市内道路橋梁改良事業や、市内用排水路整備事業の整備を進めるべきだと思います。近くに県の代替施設もあり、費用効果が余り高いと思われない上に、多額の維持管理費が毎年かかる総合運動公園は思いとどまるか大幅に縮小して実施すべきと思いますが、金子市長はどのように思われますか。

#### 市長（金子健次君）

総合運動公園につきましては、昨年来、総事業費を幾らぐらい考えるとかいう中において、30億円の場合には国の助成、国の補助金、また、合併特例債を使って柳川市の負担が幾らになるかということについて、お答えを今日までやってきました。そういう中において、10月1日に運動公園整備のための準備室も立ち上げて、2人の職員を配置したところでございます。そういう意味において、伊藤議員も宮崎のほうに視察をされたということで、私もいろんな運動公園の、実際先行しているところの競技場も見ましたし、また、費用が幾らかかるのかという問題点、いろんなことについて調査をいたしております。

一般質問の第1番目に、高田議員のほうからこのことについて問われたときに、私が当初申し上げておりました30億円等の仮の話については、10億円に近いところで今後事業の縮小を考えていきたいというふうに申し上げたところでございます。

また、白谷議員からいろんな財政上のことをかなり御心配をされまして、市長はいつも合併特例債、特例債と言うけどということ、使い道をやっぱり順番が違うじゃないかというものもありましたけれども、確かに最優先しなければならないのはやっぱり学校建築でなければならないというふうに私自身は今考えております。大和中学校の全面改築に15億円近くかかりますので、そういう面。それと、コミュニティーセンターについては、三橋町が持ってきた基金の分で、それを全面的に活用しながら残りを特例債、また、三橋だけをできませんので、大和の分のコミセン、今後いろんな建築についてはいろいろまた御協議いただかなければならないというふうに思っております。

筑後の運動公園、確かに私も二、三回見に行ってきました。多目的なグラウンドもございました。そういう中におきましては、私自身はですね、運動公園は公園の整備とあわせて多目的なグラウンド、高田議員に申し上げましたけれども、グラウンドゴルフができて、サッカーができて、ソフトができて、そういう多目的グラウンドをつくっていくような形で事業を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

### 13番（伊藤法博君）

いろいろやはりこれもグレードの問題ということで、いいやつはつくれないけれども、それなりの整備はしていきたいということでございます。

8日の高田議員の総合運動公園整備についての一般質問の中で、予算の関係で総合運動公園整備は大幅に縮小し、今ある市有地、これは土地開発公社所有も含めると思いますが、その市有地を活用して、それにつけ足してなるべく用地買収が少なくていいような場所を考えている旨の発言がありました。今ある市有地で、周辺で、数ヘクタールから10ヘクタール程度の用地が確保できる場所は限定されると思いますが、市長はどの辺を頭に描いているのか、お尋ねいたします。

### 市長（金子健次君）

場所の選定でございます。伊藤議員だけではなく、多くの市民の皆さんから、市長、うちのところでつくってくれと、そんな要望もありました。聞かれたこともございます。そういう中において事業を縮小も考えていますし、なるだけ金のかからない、用地も余り買わなくていいと、そういうことも考えなければならないというふうに思っています。それで、開発公社の所有地と市の所有地はわかりませんが、そういう面をあわせ持ってやっぱり考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それで、場所は伊藤議員の中にわかる分はあると思えますけれども、一概にですね、まだ基本構想の中でどういう面積の公園にするのか、また、グラウンドにするのかということもございますし、その用地の中には、また既設のグラウンドとかコートとか、いろんなことでありますので、そういう面を含めて何か所か候補地が予定されます。その中で十分また議会のほうにも御提案をしながら、ある程度固まってきたらまた相談したいというふうに考えているところです。

以上です。

### 13番（伊藤法博君）

総合運動公園については、これで終わりたいと思います。

次に、ピアス跡地について質問したいと思います。

金子市長は平成21年7月28日、ピアス本社を訪れ、市長のほうから、円満解決のため双方の合意点を見つけることは大切であり、できれば年内に解決できればと思っていますと言わ

れています。そのことに対して、ピアス社の川島社長補佐が、ピアス社にすべて責任がないとは言わないし、譲るときは譲る気持ちに変わりはないとの協力的な姿勢があったと議会に報告されました。さらに、石田市長がアスベスト等の問題が生じたときは、ピアス社の責任においてやっていただくことになっていると発言されたことについて、このような約束がありましたかという質問に、ピアス側は、そのような約束はしていない、石田市長と会うときはほとんど複数で会っていますと言われたと報告されました。

そこで、ピアス社から来庁されての2回目の協議、8月24日は、柳川市側から協議を進める前提として、実際のアスベスト除去費及び解体費を調査する必要があるのではないか、また、この調査はピアス社で行ってほしいと主張されたそうです。これに対して、ピアス側も調査の必要性については理解を示すとともに、ピアス社で調査を実施することも可能であるとの回答を得ましたが、調査費の負担については今後協議することになるとのことでした。

また、ピアス社へ訪問されての3回目の協議、平成22年1月18日は、柳川市側の要望として、アスベスト除去費用の負担割合をより多くピアス側に負担していただくようお願いに行ったということでした。それで、ピアス社から来庁されて4回目の協議、2月1日は、3回目の柳川市の要望に対する回答で、アスベスト除去費用の半分以上は出せないとの回答。

以上が、金子市長になってからピアス社との4回にわたる直接協議の経過ではないかと思えます。この流れに間違いありませんか。

**市長（金子健次君）**

ピアス社との4回の交渉の経過については、今、伊藤議員が言われたとおりでございます。

**13番（伊藤法博君）**

穏やかに年内解決を望まれた市長ですが、いまだ解決していません。年内解決できなかった理由は何かをお尋ねいたします。

**市長（金子健次君）**

私自身も就任当初、年内解決できればということを申し上げました。しかしながら、今日まで来ていることも事実でございます。

昨年の7月28日、ピアス本社訪問におきまして、ピアス社に対しまして私から円満解決のため、双方の合意点を見つけることが大切であり、できれば年内に解決できればと思っていると申し上げまして、そのことは議会にもこれまで報告した内容と同じでございます。

これは市にとりまして貴重な財産であるピアス跡地が4年間、5年間活用されない、塩漬け状態になっていると。このため、できるだけ早い問題解決をいたしまして、この跡地の有効活用を図りたいとの思いからでありました。しかし、昨年7月28日のピアス社との協議におきまして、前市長が市議会一般質問で答弁された、いわゆるピアス社との約束について、ピアス社は、約束はしていないとの回答でございました。その後、前市長にも、白谷議員のほうからこのことを確認しろということで確認をいたしました。前市長は、約束はあったと。

しかし、書面交わしたものではないという回答でありました。このような経過から、年内解決にこだわり拙速に結論を出すのではなくて、議会の意見を十分お聞きしながら、弁護士の見解を踏まえながら、市にとって何が最善の方策かを慎重に見きわめることが肝要であるということで今考えているところでございます。

以上、全員協議会の中でも報告した内容のとおりでございます。

### 13番（伊藤法博君）

石田前市長のとき、瑕疵担保条項綱の期限延長を図るために、ピアス社に損害賠償請求をしたところ、ピアス社側は調停の申し立てを行い、結果として不調に終わっています。こうした流れの中で、柳川市政を引き継いだ金子市長は、最初に、円満解決のため双方の合意点を見つけることが大切云々ではなく、損害をこうむっている側の市長として、ピアス社が施工したアスベストが明らかになり、莫大な損害を受けています。ピアス社の責任において、アスベストを除去してもらいたいというような姿勢でピアス社に臨んでもらいたかったと思います。このことについて市長はどのように思われますか。

### 市長（金子健次君）

伊藤議員の自説というのは、損害賠償請求の民事訴訟を起こしたほうがいいんじゃないかという御提言だというふうに思います。そのことについては、いろんな判例というのがなかなか出ていなくて、私のほうの柳川市の顧問弁護士のところにも法律的な問題も相談いたしました。そのことについては、提訴でいくのか、和解をするのかということについて、ことしになりまして、副市長が大阪本社に行きまして、もう50%以上はできませんかという話を強く向こうに申し上げたところ、また向こうから社長のほうに相談をされまして、即答されませんでしたけれども、その後にもまた柳川に来ていただきまして、それ以上は無理だというようなことで、そのことは法的には何ら問題はないと、ピアス側はですね。弁護士もそういうふうには言っているんだと。しかしながら、社長が誠意を持って50%、やっぱりアスベストの除去は費用を負担しなければならないだろうという社長の誠意の分としては50%をさせていただきますということでございました。今考えられるのは、50、50で和解をするのか、アスベスト除去についてですね。また、調査をやってアスベスト除去費用をですね、額を決めまして、損害賠償の民事訴訟を起こすかということでございますけれども、それについて市長はどう考えているかということは、先般の全員協議会の中の質問がありましたけど、もう少し時間をいただきたいということと、6月議会にはその調査費を、補正予算を提出したいというふうに考えておりますので、6月議会前には執行部の考え方を申し上げたいと。裁判でいくのか、和解をするのかということについて申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

### 13番（伊藤法博君）

あらゆる面のあらゆる人たちに聞いて、やはり最善の策をとってもらいたいと思います。

石田市長は、問題が発生するならばピアス側の責任でやっていただくことにいたしておりますと答弁している真意は何であったかということに対する聞き取りが、石田前市長に対して10月26日になされています。その内容のポイントは3つで、今市長が申されましたように、1つが土地建物売買契約書前に、旧大和町の町長室で当時ピアス社の常務であった川島氏ほか数名と会った際に、ピアス社から大和町には長らくお世話になった。何かあった場合にはピアス社が責任を持ってやりますとの発言があったので、この発言をとらえて、この発言を根拠にして答弁したものであること。（発言する者あり）2つ目が、アスベスト問題は、その当時は認識していなかったため、アスベストを特定したものではなかったこと。3つ目は、この件についての文書の取り交わしはしていないということでありました。

このような石田前市長に対する聞き取りがですね、7月28日の金子市長とピアス社との初会合の前に行われ、その証言を携えて交渉に臨まれなかったのかと残念に思うのは私ばかりではないと思います。なぜなら、7月28日の会合で、ピアス社との約束の有無について尋ねられた際、一方的に約束はなかったと言われて反論もなく引き下がるようなことになってしまったのではないかと、石田市長はこのように言っていますよと。あなたは公人である町長に、何かあった場合はピアス社が責任を持ってやりますと町長室で言ったというのではないですかと反論してもよかったのではないかと思います。この点に関して市長はどのように思われますか。（発言する者あり）（「うそついとつとやけん百条委員会で。石田市長は」と呼ぶ者あり）

#### **副市長（刈芽初支君）**

今の伊藤議員について、お答えをいたします。

1月に大阪に参りました折に、前石田市長にお会いしました。契約前にそのような話があった旨については問いただしてみました。しかしながら、それについては、一切この土地の購入の話につきまして、旧大和町長のほうからお話があったということであって、ピアス社としては、一切そのような社交辞令的な話についてもするはずはないというようなお話がありました。そういった前市長のそういう旨の話については確認したところでございます。（「ちよつといいですか」と呼ぶ者あり）

#### **市長（金子健次君）**

私自身も大阪本社にですね、向こうの代表者に会うときも、今日までの市議会での答弁、また、特別委員会での答弁等も十分見て、向こうに臨んだわけでございますし、石田市長を信じながら、信じながらですね、そういうことで行動を起こしたわけでございますので、このことが非常に文書化していないと。公判ですね、裁判上も言った、言っとった、言わなかったの世界で、法律の専門家の中でも非常に厳しいということでもございましたので、そのことも伊藤議員については十分わかると思いますけれども、それが仮に石田市長が言われたとしても、その分の証拠がないと、テープがないと、紙が、ペーパーがないという、向こうは

言っていないと、大阪本社は言ったことは一回もないというふうに言っていますので、どこをどう信じていいのか、私は石田さんを信じたいと思いますけれども。

以上です。

### 13番（伊藤法博君）

これは言ったか言わなかったの約束事ですので、ただ、最初に行かれる前にどうせ確認をされるようであれば、7月28日の時点で確認をされていかれとったほうがよかったんじゃないかということでございます。

できることなら、アスベスト除去費用を確定して、瑕疵担保による損害賠償請求を起こすべきだと私は思います。いつ起こるかわからない地震や火災、あるいは台風などによってアスベストの飛散が起こる可能性は否定できません。このまま長期間放置しておけません。このアスベストの飛散が起こったら、多数の住民にかかわることなので、緊急避難的に裁判の中で裁判所の許可を得て、アスベストの早期除去及び建物の解体をし、裁判の結果により、その費用負担を決めるべきだと思います。この点は今後金子市長としても十分検討されて、6月議会に提案されるということですので、それを待ちたいと思います。

残念に思いますのは、平成20年12月議会で提案された補正予算の中に、アスベストによる損害額確定のため、どこにどれだけのアスベストが使用され、それを除去するためにどれだけの費用が必要かを算定するための調査委託料3,486千円が計上されました。しかも、吹きつけアスベストについては、100%国庫補助がありましたが、議会の反対によって修正案が出され、補正予算として計上されませんでした。もし、その予算が計上されていたならば、アスベスト除去費用が正式に確定し、すぐにでもピアス社に対して損害賠償請求裁判を起こすことができるのではないかと思います。今となっては問題解決のために当然詰めておかなければならなかった案件が、議会の反対によってなされなかったことはもったいないことであったと思います。

以上、ピアス跡地についての質問は終わりたいと思います。（「偽証罪やけん」と呼ぶ者あり）

次に、マルショク出店問題について、お尋ねします。

市の税収や市民の利便性に絡み、柳川市に極めて関心が高く、要望も大きかったスーパーマーケットマルショクの出店問題について、質問いたします。

この問題については、マルショクが一昨年、柳川市京町から撤退後、地元商店街から出されていた要望を受け、市の担当部と協議が進められていたと理解していました。8月31日の議会全員協議会の中で、執行部によるマルショク出店についての経過説明と、柳川市による要望等についての説明がなされている最中に、二、三の議員から、議会に対する説明が不十分であるので、白紙に戻してやり直せという発言がありました。これらの発言を受けて金子市長は、マルショク出店については、柳川市としては白紙に戻して、これまでの協議経過を

改めて議会に報告する旨の発言をされました。市長のこの発言に対して懸念する発言もありました。市民の関心度の高い問題だけに、金子市長のこの発言について、市民代表それぞれの議員は極めて重大な関心を持って、その後の市の対応、推移を見ていたかと思いますが、金子市長が、白紙に戻すとの発言があつてから4カ月半後のことし1月の議会全員協議会席上で、マルショクの出店は取りやめになった旨の報告がありました。その中で、12月16日、柳川副市長ほか2名がマルショク側の仲介者である大島組を訪問し、柳川市の置かれている状況や議会の実情を報告し、それを受けて、12月22日、大島組が来庁されて出店の断念を報告されたとのことでした。

柳川市は、企業立地促進条例を制定して、企業の誘致に前向きに取り組んでいます。柳川市は、地域経済の活性化と市の財源確保、雇用確保のために、企業立地促進条例を制定して、意欲的に企業の誘致を進めているのは御承知のことと思います。1つ、便宜の供与、事務所等を設置するために必要な情報及び資料の提供。2つ、固定資産税の課税免除。3つ、奨励金の交付。こうした優遇措置をして企業の誘致に努めているところであります。このことは市の執行部はもちろん、議会も前向きに取り組まなければなりません。ところが、一部の議員の発言を受けて、市長が安易に白紙に戻すという発言は、企業立地促進条例の精神からしても問題があるのではないかと思います。市長の白紙発言の前に、ほかの議員の意見も幅広く聞くべきではなかったのか、あるいはマルショク出店に対して市長の考えを披瀝するとか、疑義を抱き、異議ありとされる議員への問題解決の説得を粘り強く続けるなどの努力を払うべきだったと思います。市長はどうしてあのような白紙発言をなされたのかをお尋ねいたします。（発言する者あり）

#### 市長（金子健次君）

11分しかございませんけれども、先ほどのピアスの関係で、ちょっと1分以内で回答、今の私に対する要望ということでしたので、それについてちょっと御回答させていただきたいと思います。

6月議会におきまして、伊藤議員の一般質問にも同趣旨の質問がありましたが、瑕疵担保による損害賠償請求裁判を起こし、緊急避難的に裁判所の許可を得て——取り壊しの問題です。裁判中に柳川市がアスベストの早期除去及び建物等の解体をすべきだとの御質問がありました。私は法律の専門家ではありませんので、明確な回答はできませんけど、係争中の——要するに裁判をした場合、係争中の物件を原告である柳川市みずからが任意に除去してしまえば、係争物件そのものが消滅することになって、柳川市にとって裁判上、維持が厳しくなるという可能性のですね、弁護士の見解があつていますので、ちょっとそのことを話しておきたいと思います。

次に、マルショクの白紙に戻しての、8月31日の全員協議会の私の答弁について、少し曲解をしてあるようでございますので、きちんと申し上げたいと思います。

昨年の8月31日の議員の全員協議会での執行部のですね、白紙に戻してという発言に関する御質問でございますけれども、伊藤議員のほうも御承知のとおり、全員協議会の中では警察署西側の市有地に関しまして、それまでのマルシヨク側との協議について、議会に対する執行部からの説明がですね、二、三人の議員と言いますけど、私はそういうとらえ方ではなくて、二、三人の議員が言わしたけんじゃなくて、これは説明が不足しているなというふうにですね、説明をスタートからすべきだなというような気持ちで、白紙から説明をいたしますと、そういう気持ちでございまして、マルシヨクがですね、柳川から来てもらいたくないとか、そういう気持ちはございません。マルシヨクが柳川に来ることによって、いろんな市の活性化、利便性、または雇用の確保とかできますので、ぜひまだ西側の問題は、あそこは来ないということなんですけれども、ぜひ柳川に私は来てもらいたいと、そういう気持ちはいまだに変わりませんので、言っておきます。

### 13番（伊藤法博君）

ピアスの跡地の問題についての発言もありましたので、柳川市が任意にそうするんじゃないくて、裁判所の許可を得て解体すべきということは申し添えておきたいと思えます。

マルシヨクの出店問題ですけれども、大体ことしの春には開店予定で計画されていた出店計画であったように聞いております。その中で、8月31日の市長の白紙発言から12月16日の大島組訪問までの3カ月半余りの間、この件についてどのような交渉がなされてきたのか。また、議会に対して1月の全員協議会まで、この件に関して説明、報告が4カ月半余りなかったように思います。どうしてなかったのか、お尋ねをいたします。そしてまた、市長が市のトップとしてマルシヨクの代表や仲介人とお会いされての交渉が行われたのか、なかったのかもお尋ねいたします。

### 副市長（刈芽初支君）

8月31日の全員協議会から、12月16日の大島組訪問までの間にどのような交渉がなされたのかということ等について、お答えをいたします。

まず、8月31日の全員協議会の翌日の9月1日、マルシヨクの代理人が来庁をされまして、次の2点について市長が代理人に伝えております。

1点目が、昨日の全員協議会で議会から経過等について説明不足の指摘がありまして、このため、一たん白紙に戻して改めてこれまでの協議経過について報告することになったこと。それから2点目が、議会の了解後に地元対策等を行ってほしいというこの2点についてお伝えしたところであります。

その後、9月議会もございまして、これまでの経緯等を調査するのに時間を要しまして、1月26日に全員協議会を開催していただき、報告したところでございます。

そして、11月26日の全員協議会を受けて、12月16日に議長の意を受けまして、私と藤木産業経済部長ほか職員1名の3名で、マルシヨク側に11月26日の全員協議会の結果を報告いた

し、そして、12月22日にマルシヨク側から当該地への出店は断念する旨の報告があったという経緯をたどっております。

なお、この12月22日のときには、前もってマルシヨク側のほうから市長へのアポイントがありませんでしたので、市長の都合がつきませんで、対応としましては、私と藤木産業経済部長が対応いたしております。

以上でございます。（「議長、伊藤議員の発言に対してですね……」と呼ぶ者あり）

**13番（伊藤法博君）**

ちょっと発言中ですので、やめてくださいよ。（「議事進行」「よかですか」と呼ぶ者あり）市有財産のですね（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（龍 益男君）**

三小田議員、お座りください。（「一般質問のですよ、今発言で、8月の31日マルシヨクがですね、撤退したから、だから議員がですね、何のかんの言うたからですね、撤退したと、そういうふうなですね、発言をなされたからですね……」「それは市長が明確に返答したやんね。そういうことではありませんて。市長が言うたやんね」「いや、おれはこっちに言いよつとですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）三小田議員、発言をおやめください。（「やるよ。いや、それに対して……」「議長、整理してください」と呼ぶ者あり）はい。三小田議員、発言やめてください。（「うんにゃ、それに対してですよ、その発言はですね、取り消してください」「議長」と呼ぶ者あり）市長から答弁があっております。（「それは発言はですね、取り消していただきたい。たとえですね、市長がですね、そういうふうに御答弁されたかもわかりませんがね。これは全員協議会の中で会議がありましたでしょうが。だから、それは取り消していただきたい。これは私が言つととやないけどですね、これは皆さんたち全員でですね、全員協議会やっておりますから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）市長の答弁があっていますから、三小田議員、発言をおやめください。（「議長」「その発言はですね、きちんとですね、訂正していただかんと困ります」と呼ぶ者あり）着席してください。

**13番（伊藤法博君）続**

これは質問ですからね、それに対する答弁が……（「これはですね、だめです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

**議長（龍 益男君）**

三小田議員、御着席ください。（発言する者あり）（「終わってから」「いや、終わってからはだめ。いや、それは私は許しません。そういうですね、議員をですね、そういうふうにないがしろにして……」「議長、休憩」「これはですね、ある議員がですね……」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時12分 休憩

午後 3 時38分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤法博議員の発言を許します。

**13番（伊藤法博君）**

何のための中断か私には理解できませんけれども（「またそげんかこつ言いよる」「前んごつなるばい」と呼ぶ者あり）続けて質問させていただきます。

平成20年9月議会で採択されたマルショク跡地購入についての請願について、採択後のマルショク側との交渉経過はどのようになっていたのか、お尋ねします。

また、マルショク出店断念後の交渉はなされたのか、そして、今後どのようになされようとされるのか、お尋ねいたします。

**副市長（刈芽初支君）**

お答えいたします。

旧京町マルショク跡地についてでございますけれども、平成20年5月末の閉店後、6月に柳川商店街振興組合のほうから市による跡地購入の請願がなされ、9月の市議会において採択されましたように、跡地の重要性は執行部としても認識しているところでございます。

市としても、マルショク側の代理人を通じまして、その経緯については移転協議の中でも、これまで伝えておりますし、マルショク側にも請願の件について御理解いただいているというふうに思っております。

次に、今後の方向ですが、警察署西側への出店を断念された後も機会をとらえまして、柳川市内への出店を検討していただくようお願いをしております。また、機会あるごとにお願いをしてまいりたいと思います。

また、旧京町跡地につきましても、2月12日に正式に用地申し込みを行ったところでございます。その申し入れの中で、旧京町マルショク跡地が商店街活性化のためには必要な用地であるということ、それから、跡地購入の請願が議会で採択されていることなどを強く訴えたところでございます。

以上でございます。

**13番（伊藤法博君）**

12月16日の大島組訪問では、議会の状況や市長としての意向を伝え、マルショク側の理解を求めたということでした。しかし、マルショク側の関係者の話によると、柳川市のほうから断られたというような受け取り方をされていたようです。それで、6日後の12月22日、ほかの地権者に出店の断念を知らせ、その旨柳川市に報告したとのことでした。ボタンのかけ違いなら大きな問題です。副市長ほか2名で仲介人の大島組を訪問し、マルショク側に対し

て理解を求めたという中身はどんなものであったのか、また、そのとき大島組からどのような反応があったのかをお尋ねいたします。

**議長（龍 益男君）**

副市長、最後の1分間です。

**副市長（刈芽初支君）**

はい。昨年の12月16日のマルシヨク代理人との話の内容でございます。

これにつきましては、ことし1月13日の全員協議会で報告申し上げておりますけれども、マルシヨク側に市から次のことを伝えております。

11月26日の全員協議会へ説明をいたしました。執行部の説明不足もありまして、結果的に議会の合意を得るに至らなかったということです。それから、そういうことでもう少し時間をかける必要があるということを伝えました。

また、これとあわせて、市としては、市民生活環境の利便性、それから企業誘致、雇用の確保というような観点から、ぜひともマルシヨクを誘致したいということをあわせて伝えております。

それから、マルシヨク側の反応でございますけれども、旧京町マルシヨク開店以来、柳川市への出店を希望してきたと。そして、警察署横の土地での早期開業のため、これまで調整協議を行ってきたと。しかし、用地の決定がおくれ、マルシヨクの事業計画に変更が生じ、マルシヨクに対して申しわけなく思っていると、そういった旨の話がございました。

以上でございます。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

第4順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

**22番（藤丸正勝君）（登壇）**

22番藤丸正勝でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。大きい2点をお伺いいたします。市政一般ということで、市の自主財源、市の委託料についてが主でございます。それから、市長の政策といたしまして、ピアス問題とかマルシヨク、これは今、伊藤議員からありましたけれども、復習のつもりでまた聞いていただきたいと思います。それでは、簡単明瞭な答弁を期待して質問に入ります。

1点目は、市の財政問題である財政財源及び金子市長の施策についてであります。

まず先般、金子市長が示された平成22年度の柳川市一般会計当初予算について質問をいたします。

さきの施政方針の中で述べられた平成22年度の一般会計当初予算は290億9,800万円ということで、21年度予算の当初と補正を合わせた額を上回る予算が組まれております。当初予算では市税の落ち込みが大きいと予測されますが、市の財源の中で一番注視しなければならない

い市独自で財源を生み出す、いわゆる自主財源の含める割合が市の元気を示すバロメーターになるわけですが、その自主財源である市民税、市民法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税などの歳入合計額は幾らを見込まれておりますかということであります。また、平成20年度決算と比較し、歳入の増減はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

また、市債、いわゆる柳川市が借り入れる借金でありますけれども、平成20年度と比較しましてどのようになっておりますでしょうか。その市債が一番多い額の市債は何に利用されたのか、また、国から交付される地方交付税額、20年度と22年度と比較して増減額はどのようになっておりますでしょうか。

私は合併後の市政運営について、議会においては無論のこと、機会あるごとにこれらの行財政改革は分権自立、公開参画、簡素効率の3つをキーワードとした財政運営でなければならないと念頭に置いております。超少子化・高齢化の時代であり、先行き不透明な時代だからこそ、歳入財源の予測を誤ることなく、市民が安心できる住みよいまちを進めなければならないと思っています。その具体的な施策、対応事例を二、三上げますと、職員の育成、事務事業の見直し、民営化、外部委託の推進、中長期的な財政見通しの公表、箱物建設の抑制などであり、これらの施策が市民の満足向上へつなげることになるかと理解しております。今年度の本市の予算案を見てみますと、やたらと委託料の増額が目につきます。委託料を外部委託料と勘違いしてはいけません。これまでも何度かこの委託料については注文する発言をしてきましたが、今回の予算を眺めてみても職員でできること、つまり、合併によって生まれた余剰人員の活用や委託するまでもないものまで委託している節があるのではと思っております。いかがでしょうか、質問をいたします。まさに、事業仕分けができていないのではないかと思っております。

そこで、22年度の委託料、1款からどれだけの委託料になっておりますか、お伺いいたします。

続いて、ピアス、マルシヨクの問題でございますけれども、これは先ほど審議がありましたので、復習のつもりで聞いていただきたいと思えます。

ピアス工場問題についてお尋ねしますが、合併後間もなくピアスのアスベスト、土壤汚染問題がこの4年間、柳川市の大きな問題となりました。この問題について、昨年就任されました金子市長は就任直後にこの問題は年内、21年度に解決すると明言されましたが、今なおこの交渉は進展せず解決できない状態が続いているようですが、どんな理由で進展しないか、その理由をお聞かせください。金子市長がお考えになっている解決策はどういうものなのか、また、何をどのようにされようとしているか、具体的にお聞かせください。

ピアス問題については、市民のほうから前市長に対する裁判があつておりました。これは上告でついに最高裁までいきましたが、柳川市には昨年9月、金子市長あてで最高裁判所か

ら裁判の判決文が届いていたと思いますが、いかがでしょうか。その判決の内容はどのような内容だったか、市民の皆様明らかにし、市民の皆様への正確な情報を公表すべき責任があるのではないかと考えております。

また、次にマルショクの件ですけれども、この出店計画は関係者の話によれば22年3月にオープンを考えていたということでしたが、本年の1月13日に議会全員協議会において執行部より、マルショクは柳川市への出店を断念という報告がありましたけれども、もう一度その理由を市長にお伺いしたいと思っております。

壇上からは以上でございますけれども、詳細な質問については自席のほうよりお伺いいたします。

#### 総務部長（大坪正明君）

藤丸議員からの御質問で、まず自主財源のうちの市税がどのようなふうになっているかということで、20年度の決算との比較ということでお答え申し上げます。

まず、22年度の当初予算の中の自主財源が79億円ほどありますけれども、そのうちの市税が6,154,430千円でございます。そして、20年度の決算を見ますと、6,653,000千円ということで、市税では7.5%の減、499,000千円の減額というふうになっております。

それから、22年度予算の市債の借り入れが多くなっているということで、20年度の決算と比較しますと、2,874,000千円の増額となっております。一番大きなものが国営筑後川下流土地改良事業の繰上償還負担金、これに伴う市債の借り入れでございます、これが1,749,300千円ございます。それと臨時財政対策債ということで、これは市税の落ち込みに対する国からの政策的な費用でございます、100%後年度交付税の繰り入れがあるというもので市の負担はないものでございますけれども、924,200千円、こういったものが主な増額の要因でございます。

それから、交付税についてですけれども、普通交付税の20年度決算と22年度当初予算の比較でございますけれども、20年度の決算額が7,508,063千円、それから22年度の当初予算が7,685,000千円となっております、比較しますと2.4%増の176,937千円の増額となっております。増加の主な要因は、国の地方財政対策の一つとして地域活性化雇用等臨時特例費9,850億円が創設をされまして、こういった分が多く配分されておるということでございます。

それから、次に委託料の問題でございます。これについては以前も御質問いただいておりますけれども、20年度の決算で3,440,000千円、22年度の当初予算で4,090,000千円ということで648,000千円の増額となっております。この主な増加の要因は、新たなものとして電算システムの再構築に伴います初期構築費の委託料でございます。これが113,000千円、それから密集住宅市街地整備事業に伴う国への道路整備委託料の約2億円、それから県の事業であります塩塚川高潮対策番所橋かけかえ事業に伴う県営の委託料が110,000千円、また、柳光園移譲に伴います老人施設の措置費、これが約90,000千円増加したのが主な理由でございます。

このように増加しておりますけれども、密集住宅市街地整備事業や番所橋かけかえ事業、こういった事業に伴う委託料は、本来は用地の購入費とか補償費、あるいは工事費などで予算計上されるものを、国や県と一緒に事業をしたほうが効率的であるということで委託料として計上しているものでございます。そのほか、こういった事業に伴う委託料が保育所の運営委託料とかの16億円とか、一般廃棄物の収集の運搬委託料240,000千円とか、そういったものが非常に幅広く委託料はございます。

議員御指摘のように、そういった事業以外で職員ができることは職員ですべきじゃないかということは当然、御指摘のとおりでございます。そうすることで、職員の能力も向上していくと考えております。実際に職員で簡易な測量とか設計、あるいは計画書づくりなどは委託でなく職員みずから行っているものもございます。しかし、専門的な知識が必要な場合とか、職員が行うより委託したほうが効率的な場合には委託を行う場合もありますので、御理解をお願いします。

なお、つけ加えて説明いたしますと、委託事業の見直しについては行政改革の取り組み事項の一つとして掲げておりまして、18年度には会議室や事務室の清掃を職員がみずから行うことで庁舎清掃委託料の年間約5,800千円の経費節減を行っております。また、平成20年度には公共施設の浄化槽の管理業務委託を一括入札を行うことで年間約2,300千円の削減効果などを上げております。今後もさらに、議員御指摘のように職員でできるものは職員で行うよう委託料の見直しを図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

#### 市長（金子健次君）

藤丸議員のほうで私に答弁を求められた分についてお答えをしたいと思います。

1点目がピアス跡地の問題についてですね、年内解決、平成21年中になぜ解決することができなかったかという問いでございます。これにつきましては、今回の一般質問の中でお答えしたとおりで重複する面があるかもしれませんが、再度お答えをさせていただきたいと思っております。

昨年7月28日のピアス本社訪問におきまして、ピアス社に対して私から円満解決のため、双方の合意点を見つけることが大切であり、できれば年内に解決できればと思っていると申し上げましたし、そのことは議会にも報告し、また、伊藤議員のときにも申し上げたとおりでございます。これは市にとりまして貴重な財源であるピアス跡地が4年間、5年間塩漬けの状態になっていると、このため、できるだけ早く問題を解決してこの跡地の有効活用を図りたいとの思いからでございました。しかし、昨年7月28日のピアス社との協議におきまして、前市長が市議会一般質問で答弁された、いわゆるピアス社との約束について、ピアス社は約束していないという回答でございました。その後、前市長にもこのことを確認いたしました。市長のほうは、実は市長のほうは1つ目は、土地・建物売買契約書締結前に、旧大和町の町

長室で当時ピアス社の常務であった川島氏外数名と会った際にピアス社から、「大和町には長らくお世話になった。何かあった場合にはピアス社が責任を持ってやります」との発言があったので、この発言をとらえて、根拠として答弁したものであると。

2つ目が、アスベスト問題はその当時は認識していなかったため、アスベストを特定したものではなかったこと、3つ目はこの件についての文書の取り交わしはしていないということの約束で、このことは全協の中で報告した内容と同じでございます。

このような経過から年内解決にこだわり、拙速に結論を出すのではなく、議会の意見や弁護士の見解など配慮し、本市にとりまして何が最善の方策か慎重に見きわめることが肝要であると考えてございまして、繰り返して申し上げますけれども、ことしの6月定例会前には民事訴訟を起こすのか、和解をするのかということを示して6月議会で調査費の予算を計上させていただきたいということが私の今の考えでございます。以上です。

それから、2点目が平成17年12月14日に福岡地裁に対して、たしか市民からの住民訴訟の件について内容を少し申し上げますと、旧大和町がピアス社と平成15年7月25日に行った不動産の購入計画について、不当に高額であり違法であるなどして、あくまで当時の町長に対して540,000千円の損害賠償を求めた訴訟でございます。それについて、最高裁判所から市長あて、また恐らく原告側のほうにも通知はしていますけれども、最高裁判所から受理をしないと、本件を上告審として受理しない旨の調書がこちらのほうに届いております。そういうことで、あえて記者会見を行って公表するまでもないと判断したために、もう1つは裁判に申し立てをされた市民の代表の方には既に通知がなされたということを確認しておりますので、あえて公表しなかった（「市民の方に……」と呼ぶ者あり）市民というか、代表する原告のほうにはきちんとその分は通知を出しているということの確認をいたしておりましたので、あえて公表することをしておりません。

以上です。

#### **副市長（刈茅初支君）**

私のほうからマルシヨク出店がなぜ中止になったのかということについてお答えをいたします。

マルシヨクの移転計画に伴う市との協議は平成20年5月の京町店舗の閉店後進められ、その経過等については今まで全員協議会等でも御説明を申し上げているところでございます。具体的な正式協議は移転予定地の農振除外の許可が出た平成21年6月に始まったと考えております。しかしながら、それまでのマルシヨク側との協議等について、議会への説明が不足しているという指摘があったため、改めて議会に説明を申し上げ、理解をいただきたいと思いますという旨を申し上げます。このことはマルシヨク側にも伝え、地元対策を議会の了解後に行っていたとお願いもいたしました。しかし、マルシヨク側にとりましては、会社の事業計画に沿って早期の出店を希望されておりましたし、また、水路、道路等の協議が進まない等事業

計画に変更が生じていることなどで、警察署横の市有地を含む場所への移転計画を断念されたというふうに思っております。

## 22番（藤丸正勝君）

まず、1点目の柳川市における22年度の市税収入予算は6,154,300千円、20年度収入は6,653,000千円ということで、今年度は20年度に比べたら市税として449,000千円の税収減ということで今お話がありましたけれども、随分と税収が落ち込んでいるというような中においてですよ、この22年度一般会計当初予算では20年度決算より3,060,000千円以上の予算が計上されておまして、財政力の弱い柳川市の身の丈に合った予算であるかと私は思っております。市民の声を代弁する私としては、この自主財源確保のための収益事業への投資的予算であるならばまだしもですよ、国の財政の硬直化や交付税見直しなどの政策転換がささやかれる中で市民負担を思うと憂慮すべき事態だと思っております。

そこで、税収減に伴う歳入の補てん策とか財源確保について市長の見解をお伺いしたいと思えます。

## 市長（金子健次君）

確かに、平成22年4月1日から固定資産税の税率の均一課税という形で、この減の中に大きく占めておくことは藤丸議員も御承知かと思えます。そういう形で収入確保をどういう形で今後やっていくかということの基本的なことについて、市長にと問われておりますけれども、これについてお答えしたいと思えます。

まず、市税につきましては、市民の皆さんが自主的に納付していただくことを基本としながらも、税が滞納となった場合は税の公平性を図る意味からも市税滞納者への動産、不動産の差し押さえ、場合によりましては国税徴収法に基づき捜索を行うなど、滞納対策の強化を図っていくということで収納率の向上に努めていきたいと、これが第1点目です。

また、税以外の住宅や水道使用料、保育料といったものにつきましても、滞納対策につきまして昨年11月に弁護士を講師に招き、研修会を開くなど研究を行っているところでもございます。このほか、新たな収入確保の取り組みとして、平成21年度からはホームページや庁舎にあります大型画面表示装置への広告掲載やまちづくり支援自動販売機の設置を行ってきたところでもございます。さらに、若者が住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような取り組みの一つとして、柳川暮らしアクションプランを策定いたしまして、人口減少による財政の悪影響を少しでも緩和するための取り組みを始めたところでもございます。

また、収入の確保だけではなく支出の抑制を図っていかなければならないというふうに考えております。これまで以上に不要不急の事業の洗い出しと民間委託の推進、また、職員の削減においては平成22年度当初では合併初年度に作成いたしました、定員削減計画より22人多い削減を行うなど経常経費の削減を行いまして、市民サービスの低下を招くことなく、行財政経営の基盤強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

これから聞きたいという回答が大変今出てきましたので。市長は、合併した全国の自治体のあちこちです、早期健全化団体などによる財政破綻寸前のことが起きているということは御存じでしょうか。国においては政権交代の政府予算はどうか成立するようですが、今度は子ども手当、基地問題、高速道路の無料化、高校授業料の無償化、脱ダムとかいろいろな財源不足による先行き不透明な議論が起きているということでございます。これはあるであろうと思った金が国には、本当は埋蔵金というのが意外と少なかったということで、今は無駄を省いてマニフェストで掲げた政策を民主党はやっております。国も財源に限界があると、もうわかってきたということでございます。柳川市も財政力が弱いということは市長も常々言っておられます。それで、この柳川市をどのようにしようと、財政力のない柳川市をどのようにして再生させようかというような考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**市長（金子健次君）**

柳川市が一番財政力、確かに自主的な財源が乏しいことも百も承知をしておりますけれども、平成17年3月21日に1市2町が合併をいたしました。その中において合併による、また言われるかもしれませんが、特例債ですね、特例債の活用ということで70%は国が見てくれると、こういう優遇措置を有効に活用しなければならないというふうに思っております。平成27年4月1日以降はもう活用できないわけでございますので、その分はですね、その分といっても全部、270億円使ったら大変なことになるだろうということで合併協議会の中で137億円ということで決められたわけで、そのことは努めて原則的に守っていきたいというふうに思っています。そのことが1つと、もう1つは1市2町の合併に伴って一番やらなければならなかったのは、人件費、行政改革の中ですね。議員におかれましても53名、ことしの10月21日からは24名に減るわけでございます。そのことも1市2町の首長さん、収入役さん、助役さん、副市長、その方たちが減りますので、そういう面での合理化の人件費の分ですね。確かに国におきましては、再来年度から子ども手当の26千円のこの問題について、財源をどげんするかということでけんけんがくがく論議があっています。また、高速道路の無料化についても財源、本市におきましてもその分はどこの自治体でもそういう問題はあってくるわけですが、本市における優遇の分を十分活用しながら、その後の10年間以降のですね、徐々に地方交付税が減ってきますので、その分、体力ある財政基盤を確立していきたいと、中期的な財政基盤をきちんとしなければ私は大変なことになるだろうというふうに思っております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

市長、そういうふうな気持ちで柳川市の浮揚を考えてもらいたいと、そういうことでございます。

それから、市長のマニフェストでございましたけど、柳川市の固定資産税率1.6が、大和・三橋と同率に引き下げられたと、今年度の固定資産税の減収が正確に出ているか出ていないかわからないけど、固定資産税による市税がどれだけ減収されたか、金子市長は選挙前にこの税率を引き上げるといふことを言われておりましたので、この固定資産税の引き上げは合併協議会の合意事項でもありました。だからですよ、合意事項でありました。だから、選挙中にはこの固定資産税1.4%に下がったら柳川市全体での市税、固定資産税が幾らぐらい減収になるかといふことを考えておられたと思いますけれども、今年度1.4に統一してどれだけの減収になったわけでしょうか。

**市長（金子健次君）**

今、藤丸議員の質問にちょっと理解できない分がありまして、合併協議会の中で、合併協議会の中の決まりはそのときには調整できなかったからですね、合併後、新市誕生後に（発言する者あり）ちょっと待ってください。5年後にですね（「5年後」と呼ぶ者あり）5年後にそのことを調整するといふことで、そのことは引き上げるといふふうに決まっていなかったんです。それで、私は昨年4月の選挙の中ではその分については旧三橋、旧大和町の税率に合わせると、100分の1.6が旧柳川市でございました。そのことは財源的に非常に厳しいことはわかっていたんですけれども、旧三橋町、旧大和町を上げることにしないだろうといふことをきちんと公の場で、市民には約束しておかないといけないといふことでマニフェストの中に出したわけでございます。

あとですね、実際の平成20年の賦課の分での減収は、税務課長、いいですか、お願いします。税務課長が答えます。（「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり）

**議長（龍 益男君）**

追加ですか。答えがあるのですが。（「いやいや、ちょっと」と呼ぶ者あり）

**22番（藤丸正勝君）**

今、市長が言われたように合併協議会の中で合意事項でありましたけれども、これが5年後に1.6に合わせるか、大和・三橋の1.4に合わせるかといふことは、合意はまだしてなかったわけですね。その中で市長がマニフェストで1.4に合わせるようなことを言われていたからですね、言われていたから減収はどれだけ考えてあったかといふことでございます。そういうことでしょうか。そういうことで回答をお願いします。

**市長（金子健次君）**

私も前は行政マンでございますので、その分の課税額というのは恐らくわかりますので、その分については以前から、昨年ずっと申し上げたような数字は想定をしておりました。

以上です。よろしいですか、それで。

**税務課長（山田敏昭君）**

固定資産税率を1.6から1.4に引き下げましたことによる減収でございますけれども、約2億円というふうに考えております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

約2億円ということでありましてけれども、今年度にはこの固定資産税の請求がいくわけでしょう。ということは、ある程度確定はしていないんですか。そのことをちょっとお聞きいたします。

**税務課長（山田敏昭君）**

22年度の予算を組む場合には、一応、21年度の評価額を基本として考えていきます。実際確定しますのは、5月に最終的に22年度の固定資産税額は確定するようになります。21年度と22年度を比べますと、実際には前年度と比べまして、2億円の減収、1.4に下げたことによるその減収は約2億円というふうに考えております。（「違うよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

予算で167,000千円というふうになっておりますけれども、これにつきましてはちょうど21年度と比べまして、土地の評価額の負担調整分で予想より少し上がったというのがあります。そういった、ほかの要素が絡みまして167,000千円というふうな、予算では前年度と比べて減収になっております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

この167,000千円というのは私、初めて耳にしましたけれども、この議会のほうには以前は215,000千円とか210,000千円とかというような回答をもらっておりましたけど、この167,000千円というのは、5月にはもう確定するわけでしょう。5月確定するわけでしょうが。ということは、もう大体は決まっているんじゃないですか。そこんところはもう少しはっきりしてもらわんと、数字がえらいひとり歩きしよるごたっですよ。

**市長（金子健次君）**

私自身も固定資産税を担当しておりましたので、少しですね、こういうことだろうというふうに思っています。確かに215,000千円というのは当時の計算でそういうふうになったと思います、減収がですね。その後、この21年中に家屋の建築、固定資産税の場合には土地の分、家屋の分、償却資産の分、3つの課税客体がありますけれども、その中の減失分もありますけれども、恐らく新築分、増築分、そういうものがふえた部分の家屋の分と、あと償却資産は動きますけれども、そういう部分と土地の負担調整で3カ年ごとに価格が変わりますから、その分を実際価格は低落していますけれども、その分の額に満たっていないという方の調整の分で恐らく169,000千円という額の調定を今しようとしているところじゃないかというふ

うに考えられます。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

こういう固定資産税率が下がったことによって、やっぱり165,000千円、2億円近くの減収という中においてですよ、前年度の予算書と22年度の予算書を見てもみますと、観光情報センターの家賃収入1,200千円というのが削られておるわけですよ。その減収を、税減あっているのにそういう1,200千円の家賃をなぜもらわないかということでございますけど、これちょっと、私、不可解な点がありますので、この1点をお聞きいたします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

ちょっと経過から説明をさせていただきますが、この1,200千円につきましては、確かに21年度予算のほうに雑入の中で上げております。これは冒頭おわびせねばいけないことでございますけれども、これは減額補正をすべき予算でございました。といいますのが、経過といたしまして、平成10年ごろ、沖端の番地でいきますと稲荷町の1の1、ここ以前、観光案内所があったところでございます。ちょうどせんべい屋さんの東のほうですかね。そこがですね、当時3階建ての建物が建とうとしたということで、非常に沖端かいわいの景観がそぐわれるというふうなことで、平成11年の4月から10年契約で佐賀市在住の方の所有でございましてけれども、その家屋を市が借り入れまして、月額270千円という賃貸契約をいたしまして10年間借りるようにしてございまして、そこに観光協会に入ってもらおうというふうなことで、その前は商工会議所のほうに借りてあったわけでございますけれども、安い家賃で借りてあったのを、そこを借りることによって市のほうからそこに入ってこれというふうな依頼をしまして10年間、270,000円の一部、月100千円ということで出してくれというふうな約束で1,200千円年額もらっておったというふうな状況がございまして、平成17年の2月に観光情報センターができて、その後、観光協会のほうはそっこのほうに移っていただきましたけれども、その契約が10年間残っておったということで、21年の3月31日まで実はあったわけでございます。ですから、この間はそういった家賃を観光協会も協力をしてほしいということで、この10年間いただいておったということでございます。そういうことで、1,200千円あったわけでございますが、21年度の予算ではこれはもう補正減にしておくべきものを、こちらの手違いで補正減をしていなかったというふうな分でございます。

以上でございます。

**22番（藤丸正勝君）**

その観光協会の家賃というのは21年からもらっていないと、ただで今貸してあるわけですか。何でもまた、ただで貸すわけですか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

これは行政財産の使用料条例に基づきましてですね、公共的団体につきましては無償また

は減額できるというふうな条文がございますので、公共的団体ということで、これは無償で貸すということがございます。

なお、22年度から今度は指定管理者ということになりますので、また、これは指定管理者として入ってもらうというふうなことでございます。

#### 22番（藤丸正勝君）

観光協会は公共公益団体と言われますけど、私から見ればあの団体、利益団体と思うんですよ。かなり利益を上げている団体なんですよ、そう思わんですか。それに対して、今度また指定管理者制度で3年間で21,900千円ですか、そういうお手盛り手当を出してやるような感じが私はするわけですよ。そういうのはちょっと、私は利益団体としては相応の家賃を払うべきじゃなかろうかと、そういうふうに思っておるわけでございます。

それからですよ、次の固定資産税が減額されたということで、税収の減によりまして三橋町、大和町の市民にですよ、その税負担があるという話をお聞きしておりますが、これが本当だったらですよ、保育園料とか保育料とか健康保険税、そちらのほうへ税負担がかかるということをおかれておりますけれども、その点どうですか。

#### 健康づくり課長（川口敬司君）

国民健康保険税について、私のほうからまずお答えしたいと思います。

国民健康保険税は、昨年的一般質問の中で固定資産税の税率改正に伴ってどれくらい減額になるかという質問をお受けしました。そのときに大体、試算では4,000千円程度の減収になるんじゃないかということでお答えをいたしておりました。来年度ですね、その4,000千円の減収に伴いまして、それを補てんするための税率アップを考えておりませんので、大和・三橋の方の税負担が、税金がそのままふえるということはないというふうに考えております。

#### 保健福祉部長（武藤義治君）

お尋ねの保育園の関係でございまして、保育園の徴収基準というのがございまして、これは現在、第1段階から第7段階までございます。これにつきましては市町村民税の非課税世帯と所得税の金額によって分けておりますので、固定資産税については額の上下によってこの階層が変わるということにはございません。

以上でございます。

#### 22番（藤丸正勝君）

それで、今私がお尋ねいたしました健康保険税とか保育料には、これははね返らないということでもいいわけですね。——はい、わかりました。

それからですよ、先ほど市長言いましたが滞納ですね、滞納の件について質問いたしますけど、滞納額についてはどれくらいあるかですね、歳入確保について税の賦課の平等ということ、徴収体制の強化など整備されていくということはこれはいいことですが、執行部におかれてはこの不公平感をなくす努力をさらに傾けてほしいと思っておりますけれども、税

収実態、滞納額の徴収率とか滞納額とか、これはどういうふうになっておりますでしょうか。

**収税対策課長（乗富祐治君）**

お答えをさせていただきます。平成20年度の市税の決算状況から御説明をさせていただきます。

平成20年度現年調定額は6,712,944千円で、収入額は6,583,444千円、収納率は98.1%でございます。平成20年度過年滞納分でございますけれども、調定額は372,051千円で、収入額は69,880千円、収納率は18.8%でございます。現在の収納状況でございますけれども、滞納分につきましては22年1月末までで収入済み額が66,741千円、収納率が16.6%でございます。

参考までに申し上げますと、平成20年度、つまり、21年の1月末の状況でございますけれども、収入状況が59,587千円で収納率が16.0%ございました。

続きまして、収納に対する取り組みでございますけれども、まず、平成21年度、本年度からの取り組みとして、福岡県地方税収対策本部から派遣をされました柳川担当の特別対策班職員2名と本市収税課の職員で平成21年5月から22年の2月までの10カ月間、毎週1回打ち合わせとか共同徴収を実施いたしております。その内容でございますが、先ほど市長が申し上げられましたように、自主納付をしていただきますように戸別訪問を強化いたしております。それでも収納または約束がない場合は、銀行など金融機関や保険会社に対して資産の調査を行いまして、納税する力があると認められる場合は預貯金や保険の差し押さえなどの滞納処分を行っております。また、会社勤めの方は会社に給与の照会依頼をいたしまして、法律に従いまして給与の一部差し押さえを行っております。その結果でございますけれども、土地や建物など不動産の差し押さえを16件、有田焼などの動産の差し押さえを8件、それから預貯金や保険、給与の一部差し押さえなど38件、合計で62件の差し押さえを行っているところでございます。

また、議員御存じのように、12月の市報で市民の皆さんにお知らせをいたしましたとおり、タイヤロックなどを活用しての自動車の差し押さえも実施をいたしております。

滞納額が100千円未満の事案に対しては、嘱託員2名により週4日、納付の依頼とか集金とか、お伺いをしておるところでございます。

以上でございます。

**市長（金子健次君）**

収税対策課長から内容について申し上げましたが、ちょっと補足をさせていただきます。

手前みそになりますので課長は言わなかったと思いますけれども、27市のうちに4番目に徴収率が上位を柳川市は占めておりますので、そういうこととあわせてですね、乗富課長のほうは遠慮して申し上げたと思いますけれども、4番目の位置になりますので、そのことをあわせて報告しておきます。

**22番（藤丸正勝君）**

滞納というのはかなり徴収率が低いけど、27市の中では4番目ということでもありますけれども、「26よ」と呼ぶ者あり）26のうちの4番目といいますけどですよ、この自主財源比率ですね、自主財源比率を見てもみますと、柳川市というのは県下、何市町ですかね、下から2番目、3番目というような低い自主財源率でございますので、徴収率をアップするのはやっぱり週何回、民間の方かなんか、そういうことを委託してされておるということでもありますけれども、やはり16%、18%の徴収率を20%に上げるように努力をしてもらいたいと、そういうこととさせていただきます。

それからですよ、20年度の11月号で市民向けの財産公表が行われましたが、柳川市の将来の負担率、これが88.6%と非常に高いわけですね。早くいうと借金というかな、県下26市平均が72.2%ということで大きく上回っております、柳川市の将来の負担率は。この比率は市の借金である市債償還残高や職員退職金見込み額など、市が将来負担すべき金額を示した数値でありますということである。この数値からもいかに将来の柳川市には大きな負担がのしかかってくる読み取れますが、市長、これをどういうふうに感じますか、御見解をお願いいたします。

#### 市長（金子健次君）

起債、要するにわかりやすく言うと借金なんですね。借金の部分が350億円ですか、「340億」と呼ぶ者あり）40億円ですか、340億円の中には臨時特例債100%ですね、償還については国が見てくれる分の臨時特例債、これは地方交付税という形で理解してもらっていいと思います。大体ですね、実質的に国はその借金の分については60%ぐらいは大体見てくれる分、地方交付税の措置があります。あと40%の百二、三十億円の分が実質的な返還というふうに理解してもらっていいと思います。それから、柳川市が貯金の分が大体100億円ぐらい今あると思います。そういうことで差し引きすればこうということじゃないんですけども、それをなるべく基金を多くして、そしてまた、借金を少なくしていくということが本来の姿かもしれないけれども、そういうことを今後中期的、長期的に十分考えながら、いろんなハード事業もかなり厳しい意見をいただいておりますけれども、十分考えて今後やっていかなければならないと思っております。

先ほどから何回か繰り返して申し上げますけれども、柳川市の合併後の財政基盤が非常に厳しくなってきますので、そのことを含めてですね、あと5年間はいいいんですけれども、また、今回の政権交代に伴いまして、それはわかっておられると思いますけれども、民主党政権の中では地方交付税のほう伸びがかなり伸びていますので、その分で予算措置ができたと思います。全国の自治体、福岡県の自治体もすべてですね、大体、予算措置の一般会計は既にどこでも伸びていると、そこはやっぱり子ども手当の問題とか、来年はもっと伸びるような感じがいたします。恐らく26千円の子どもの手当の予算措置は伸んでくるんじゃないかというふうに理解しておるところです。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

この将来の負担率が高いということは、やっぱり1つは懸念していかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。今、市長が柳川市の22年度の債権残ですね、それが343億円、市民1人当たりに直しますと470千円の借金ということで、貯金は1人70千円ぐらいというような感じでございます。その中で校区公民館ですね、校区公民館が今いろいろ話題、議論されておりますけれども、これは合併協議会の中で三橋町は、それは小学校区単位として整備するというのを協定項目の中に入れておったと思うわけですね。その中でその整備後の管理や運営方法などをめぐってまだ問題、貴重な議論が今展開されておる中においてですよ、巨額の設備投資が要る市長マニフェストの運動公園ですね、これが今から小学校改築、中学校改築5校ですね、それから山川の葬祭場の建てかえの問題、そういういろんなものが、大型事業が山積している中に、やっぱり市長が言われる総合グラウンドが30億円ぐらいというようなことを言われておりましたけれども、今度の議会では10億円ぐらいということになっておりましたけど、こういうのを、総合グラウンド公園をつくる市民の声のアンケート、説明、そういうことをされる気持ちはありますでしょうか。

**市長（金子健次君）**

コミセンについては、三橋出身の議員でありますので十分理解していただいて、そのハード事業についても財源内訳についてはお話をしたとおりでございます。なぜ、今この時期にハード事業の運動公園かということだと思えます。私自身が昨年の4月の選挙の中で運動公園を提案させて公約の中に上げさせていただきました。その後、いろんな講演と申しますか、市長、話をしてくれよといった中において、いろんなあらゆる場におきまして、そのことを言ってきたことも事実でございます。なぜ今どき運動公園かという、1つは19小学校区が一堂に集うということについては、そこは筑後の運動公園でもいいんじゃないか、バスで15分で行けるんじゃないかというお話もございましたけど、（「アンケートは」と呼ぶ者あり）アンケートは非常に声としては上がってきておりますので、機会があればそのこともとりたいたと思いますけれども、私自身は今の公約の中でその審判を受けたというふうに、そして事業縮小をやって提案をして事業を進めておりますので、内容についてのいろんな形を問うときには問うかもしれませんが、その事業は進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

それから、もう時間がありませんけれども、ちょっとピアスのことに関して伺いますけれども、大阪のほうへ行って執行部のほうは非常に御苦労だったと思いますけれども、このピアスの問題で瑕疵担保責任というのがついていると思うんですよ。その瑕疵担保責任という

のはピアス社のほうにはまだこれが生きておるか、この瑕疵担保というのはもう死んでおるか、それをちょっとお聞きしたいと思いますけど。責任があるかないかで結構です。

**副市長（刈茅初支君）**

瑕疵担保責任は現在生きております。

**22番（藤丸正勝君）**

瑕疵担保責任はまだ生きているということでございます。市長は以前の一般質問の中では責任はピアス社にあるとの姿勢で臨み、交渉の段階で決裂した場合は法廷闘争もあり得るということをおっしゃっておりますので、この瑕疵担保責任が生きている以上はですね、やはりこれを強く押して、やはりこれは売り主の責任だということを強く言ってもらいたいということでございます。

それから、21年度に市長がピアスの問題が解決できなかったということで、私は最高裁が上告審を受理しないという、市民からの裁判があってございましたね。最高裁でそれは却下されたということにより、市長のトーンダウンしたのかなというようなことを感じております。そういう関係はないでしょうか。

**市長（金子健次君）**

トーンダウンというよりも先ほど申し上げましたように、平成17年の12月14日に福岡地裁に出された市民からの訴訟というのは、旧大和町がピアス社と平成15年7月25日に行った不動産の購入計画について、不当に高額であり違法であるなどして、あくまでも当時の町長に対して540,000千円の損害賠償などを求めたものでありまして、この住民訴訟とピアス社を相手取って訴訟をおこす場合とは異なるものというふうに思っております。このため、住民訴訟で市が勝訴したからといってですね、ピアス社を相手取って損害賠償請求が市が必ず勝つとは限らないというふうに思っておりますし、私が申し上げたいのは、何回も繰り返しますが、いろんな形の顧問弁護士もおりますし、そういう中において議員の皆さんからもいろんな意見をそれぞれ聞かせていただいております。その中において5月にはきちんと民事訴訟を起こすのか、調停でいくのか。それはなぜかという、ピアス側は50%以上は出さないということがはっきり向こうは明言されましたので、そのことがまだ少し歩み寄りができるばまた考えていかなきゃならないと思います。50%以上は出さないということでございますので、それもあくまでもピアス側の弁護士のほうが出さなくてもいいと、全然。出さなくていいけども、社長のほうの厚意によってという話を向こうがしていますということもお話をしておきたいと思っております。

以上です。

**22番（藤丸正勝君）**

私はこの瑕疵担保責任というのがまだ生きている以上は、しっかりとやってもらいたいということでございます。

それから、この最高裁が受理しないということは、これは不当売買は不当でなかったという裁判ということですかね、却下されたということは。（発言する者あり）審議しないじゃない。こういう最高裁からの判例があったということは売買は適当だったということですかね。（発言する者あり）

**議長（龍 益男君）**

最後の答弁です。

**市長（金子健次君）**

回答いたします。

市長の見解はどうだろうかということで、そのことについてですね。それはあくまでもここに書いてありますように、「本件は上告審として受理をしない」と、解釈は今藤丸議員のほう不值しないということだったと思いますけれども、そこはそれなりのいろんな解釈があると思いますけれども、私は「本件は上告審として受理をしない」ということだけを理解しておきます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**22番（藤丸正勝君）**

最後に質問しますけど、市長、「入るをはかりて出るをなす」という言葉がありますでしょう。それを守ってください。しっかりとお願いしておきます。

**建設部長（蒲池康晴君）**

先ほど利益団体と思っているというふうな藤丸議員の観光協会に対する見解がございましたけれども、市としての見解でございますが、市はあくまでもみずからの会費を払って柳川観光振興のために頑張っております。白秋祭とか、それから実行委員会でさげもんめぐりのそういった主体的な活動もされてありますし、柳川の観光のためにPRもしっかり行っておりますので、市といたしましては、やっぱりこれは公共的団体ということで見解を持っておりますので、ちょっと申し添えておきたいと思っております。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4 時 46 分 休憩

午後 5 時 2 分 再開

## 議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番菅原英修議員の発言を許します。（「議長。あのですね、伊藤さんを外したほか非常にいいですね。議員にも御迷惑をかけておりますが。伊藤議員の一般質問の中で、議員の、これマルショクの跡地の件につきまして……」と呼ぶ者あり）三小田議員、菅原議員の一般質問を許しますとなっておりますので、御遠慮願います。（「ああ、そうですか。いや、その1点だけ指摘させていただきたいと私は思います。だから、最終日に一応その議事録を提出していただきたいと、そういう要望しておきたいとしますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいとします」と呼ぶ者あり）着席をしてください。

## 15番（菅原英修君）（登壇）

皆さんこんにちは。15番菅原でございます。議長よりの一般質問の許可をいただきましたので、ただいまから始めたいと思います。私の質問は通告どおり3点でございます。

1点目が国民健康保険税について、2点目が総合運動公園について、3点目が駅についてでございます。この駅については通告どおり、道の駅、川の駅、町の駅、そして西鉄柳川駅の東口の件でございます。先ほどよりの議員の一般質問とほとんど同じでございますけれども、私は私なりにお聞きしたいことも中にたまにありますので、重複すると思っておりますけれども、執行部の方よろしく願いしておきます。

それから、これ私感じたことでございますけれども、去年の6月に私は初めて一般質問いたしました。そして、昼ごろまでに質問の通告をいたしますと、その日のもう夕方から執行部の方から連絡があるわけです。会いたいとか、どういう質問なのかち、まだ私は考えておらんわけですよ。すると、中には今度、私はうわさだろうと思っておりますけれども、菅原議員は腹ば見せなはらんもんと、こういう話をされたと。そいけん、私はそういうこと絶対ございません。私も執行部におったので、やっぱり1から10まで教えられるものは教えたいと。しかし、実際言うて、きょうぐらいにやっとどういうふうなあれで質問しようかなと考えたぐらいでございますので、そして、その中で結局、前の方とダブってしまったということでございます。しかし、一応通告をやっておりますので、一通り質問させていただきたいと思っております。あとは自席において一問一答という形でさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

## 15番（菅原英修君）続

ちょっと質問に入る前に、総務部長か副市長にでございます。私たちの議会本会議のたびに一般質問をするわけでございますけれども、議会が終わって、その一般質問に対して執行部で総括とか、何かそういうことをやってあるのか。なぜ私がそういうことを聞くかということ、議員の質問の中でもありよったけれども、また同じ答弁が返ってくるわけですよ。当然、1年何カ月とかいろいろたつなら、何らかの進歩がないなら、一般質問何もなりません。だ

から、質問が終わってから執行部でどういうあれをやっているのか、それをよかったら、これはお尋ねでございますので、よかったら教えてください。

**副市長（刈茅初支君）**

お答えいたします。

当然、今、菅原議員から言われたように、この場で質問があり回答したことについては、当然ながら実行していかなければならないわけですから、それにつきましては、答えた内容についてきちっと集約をし、部長以上から成る庁議等において、それについての対応についてしっかり共通認識を持って取りかかる必要があるというふうに考えております。しかしながら、これまではしっかりそれがやれていないというような面もあろうかと思えます。

以上でございます。

**15番（菅原英修君）**

ぜひお願いをしておきます。

それでは、通告どおり、ほとんど私の質問は、特に正勝議員、伊藤議員とダブるようなところが多いと思えますけれども、一通り今から入らせていただきます。

まず、第1点目の国民健康保険税でございますけれども、私が6月議会で質問したときに、固定資産税の柳川市の1.4%にした場合に、柳川市の固定資産税が215,000千円減だと。じゃ、その中で、私本当に申しわけなかったけれども、あなたたちわかつとつとつと、資産割の関係で柳川市の国民健康保険加入者はその分安くなるとやないのかち聞いたら、約400億円ぐらいの関係、マイナスと（「4,000千円」と呼ぶ者あり）4,000千円ぐらいの柳川市の国民健康保険加入者はありますと。じゃ、その分は三橋、大和の国民健康保険加入者に関係するのじゃないのかという質問をしたわけでございます。そのときに、じゃ、どういう形で説明を大和、三橋の加入者にするのかということでお尋ねしたら、多分私の勘違いかわかりませんが、市長の答弁の中で、結局、9月から12月の固定資産税のアップのときに議論をさせていただいて、その後にはちいうふうな解釈を私したわけですよ。だから、12月議会が終わって1.4%が可決された後に、私、注意して市報とか見ていましたけど、一つも載ってきとらんような感じがします。何かそういうふうな連絡はしたことないでしょう。それと、先ほどの答弁を聞きますと、関係ありませんというふうな答弁をいただきましたけれども、じゃ、課税の仕方が変わるとですか。大体、国民健康保険は世帯割から人頭割、所得割、資産割ですね。資産割は去年の場合10%のはね返りがあっております。そういう課税の仕方は今度変わりますか。

**健康づくり課長（川口敬司君）**

先ほど藤丸議員から、大和、三橋の方が負担がふえるんじゃないかというふうな御質問がありましたけれども、そのときにお答えをしましたが、うちのほうの試算では国民健康保険の資産割が4,000千円程度減収するんじゃないかというふうに今考えて、そういうふう

にお答えをしました。その分が大和、三橋の方にはね返るんじゃないかというふうに今聞かれましたので、先ほど4,000千円を補てんするために来年の国民健康保険税の税率を上げることはありませんというふうにお答えをしたわけです。よろしいでしょうか。

**15番（菅原英修君）**

そうすると、結局、柳川市の方の国民健康保険加入者の方は減になるわけですね。それを負担をさせないために基金を使うと。基金は何ですか。基金は市民の皆さんの税金でしょう。じゃが、基金を使ったら即解決だということに私はならないと。毎年、基金からいきますか。その差額というのは基金で補てんをしていきますか。

**健康づくり課長（川口敬司君）**

今、菅原議員おっしゃったように、税収の不足分というか、国保財政が赤字になった場合は基金を取り崩して今まで補てんをしてきております。その基金というのは、今、御指摘のように、過去ずっと市民の方からいただいた税金ももちろんその中に入っております、黒字が出た場合に基金としてずっと積み立ててきておりました。最近、赤字が出たときにはそれを使わせていただいているというふうなことです。

以上です。

**15番（菅原英修君）**

そういうのをきちんと加入者に説明して、当たり前の課税をしていかないと私はいけないというふうに思っております。

それで、担当に聞きますけれども、国保税の20年度の決算ですね。件数、滞納額、それから、恐らく不納欠損で20年度はもう決算が終わっておりますので、不納欠損で落とした分ですね、それが何件と、どういう事情で落とされているのか。恐らく生活困窮だろうというふうに察しはしますけれども、よかったら教えてください。

**収税対策課長（乗富祐治君）**

お答えをさせていただきます。

昨年度、今年度の収納の関係についてお答えをさせていただきます。

柳川市国民健康保険税の現年度分の収納率につきましては、平成20年度が94.5%となっております。それから、平成19年度収納率が95.7%から現在、平成20年度は1.2%低下をいたしております。また、全国の平均収納率につきましても88.4%、前年比で2.1%の低下となっております。

このように、国民健康保険税の収納率が全国的に大きく低下しておりますが、その主な要因は国において平成20年度4月から後期高齢者医療制度が創設され、その新制度へ総体的に納付率の高かった75歳以上の高齢者が移行されたこと、また、リーマンショック以降の景気後退に伴う倒産や雇用状況の悪化の影響などと考えております。柳川市においても同じような状況でございます。

それから、今年度の状況でございますが、21年度、22年1月末現在で前年同月に比べて0.86%、議員の指摘のように低下をし、厳しい状況が続いております。

それから、収納繰り越しの状況でございますけれども、滞納繰越額は平成20年度末で495,054千円となっております。

過年度分の収納状況は、平成20年度収納率は13.5%で、平成19年度収納率12.6%と比べて0.9%の増加になっておりまして、19年度から20年度にかけては上がっております。しかし、今年度は22年1月末現在で、21年の同月に比べて0.6%ほどこれも低下をいたしております。

それから、不納欠損についてでございますが、不納欠損は時効や納税猶予については地方税に規定がありまして、不納欠損については、税を負担できるかどうかという能力があるか、ないかにより判断すべきでございます。その判断には資産、預貯金等を調査して、税を納めることができるという能力があると認められる滞納者については、差し押さえによって時効の中断などを行っております。そうすることによって、不納欠損を最小限にとどめているところでございます。

それから、平成20年度の国民健康保険税の不納欠損額でございますが、34,190千円、2,277期分、延べ人数で385人となっております。欠損の理由でございますけれども、破産や家を競売にかけられた方などの無財産、それから生活困窮、所在不明、相続人なしの死亡、相続放棄などがございますが、その大部分が生活困窮や無財産、生活保護で、それぞれ生活困窮で942期分、15,820千円、46.3%、それから、無財産が179期分、4,040千円、11.8%、生活保護で608期分、7,640千円、22.3%となっております。以上で主なものが欠損額の80.4%を占めておると、こういう状況でございます。

以上でございます。

#### 15番（菅原英修君）

収税対策課長は大変でございます。私は、職員がどの職がいいとかじゃなくて、事務的にされるとは、例えば、課税の場合でも申告してもらおうとすぐ税金は出るわけですよ。しかし、その税金を徴収するのが難しいわけです。だから、大変だろうと思いますけれども、しっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

そして、もういっちょ、川口課長に聞きたいと思いますけど、私が何でこれを聞きよるかという、課長は簡単に基金で賄いますと言われますけど、実際、中身は賄うかもしれませんが、先ほど言ったように、そういうふうな課税の方法になるわけでしょう。柳川市の方は安くなる、三橋の方はその分高くなる分を負担しようということでございますので、その旨はやっぱりきちんと納税者にわかってしていかなと、私が要らん質問ば6月でしたかもしれませんが、そげんか保険なら払わんばんち、おりゃ供託していっちょくけんと、そういうふうな声が出てくるわけですね。だから、やっぱりそういう場合はきちんと説明します。1.4%は仕方がなかやっかんと。渋々わかっていただくわけですよ。だから、課税された

納税する方は、当然あなたたちに言わせりゃ、あなたたちは国民健康保険に加入しとっじやなかですかと、納税の義務がありますよと、あなたたちは言うか知りません。しかし、納税者からすると、あなたにはこういうあれで課税しますという責任の義務があるでしょうと言われるはずです。確かに私もそうだと思います。そいけん、あなたたちはより詳しく丁寧に説明する必要があるんじゃないかろうかというふうに思いますので、どういう形であれ、そういうふうな機会がありましたら、ぜひそういうふうなあれをお願いしておきたい。あなたたちが、いえ、もう基金でするけん、わざわざ連絡する必要もなからうち思うならそれでもよし、しかし、やっぱりきちんと報告するべきかなと思われるなら、また何かの機会ぜひ保険加入者にはお知らせをお願いしたいというふうに思います。

### 健康づくり課長（川口敬司君）

市民の方に対するお知らせは、毎年7月に新たな年度の分の国民健康保険税が確定します。6月に国民健康保険の通知を全世帯にこういったふうなチラシを配っています。この中には税金の仕組みをきちんと、所得割が何%で、資産割が何という、こう書いているのを毎年全世帯に配布していますので、この中でそのことについて説明をしていきたいとします。内容については、申しわけありませんが、また検討させていただきたいとしますので、よろしくお願ひします。

### 15番（菅原英修君）

ぜひお願ひをしておきます。

それでは、次に、総合運動公園について質問をしたいとします。

私は宮崎にも視察行っておりません。筑後も知りません。私は6月議会で質問したように、何で私がこの運動公園に反対しているかという、まず、市長がこの運動公園の建設に当たっての理由が非常に私は弱いとします。第1点目が、多分記録会は5、6年生だろうとします。その記録会を一堂に集めてやりたいですね。それと、2点目が、オリンピックの選手が育つような施設を提供したい。3番目が、市民による大運動会をやりたい。主に3つじゃなかったらうかなとします。

それで、この記録会は年に1回しかないわけですよ。そうすると、前は市長は何か公認されたトラックで走りよる、何かそうやってあったように思います。その後、ちょっと変わられて、それにこだわらないというふうな方向に変わったとします。

私、よその学校の記録会知りません。しかし、三橋町の記録会は、三橋庁舎の裏のグラウンドであるわけですよ。そうすると、あそこには3時半ぐらいから先生たちが出向いて10人ぐらいで白線引いて、あすの記録会の準備されるわけですよ。そうすると、見てみますと、それはきちんとはかっていないかもしれませんが、ストップウォッチを押して、ちゃんとコース別に先生が座られて、きちんとした記録会が行われているわけですよ。ただ、そういうふうにはきちんと行われておる記録会をわざわざ一堂に集めて、金を借銭までして、維持管

理費をかけてやっていかななくてはならないのかと、そこనికి私は非常に疑問があるわけです。だから、柳川市の財政が裕福だったら、金子市長ち、つくりめっせ、つくりめっせ私も言います。しかし、先ほどからいろんな質問の中で出ますように、柳川市は今後、ばさらか施設、箱物ですね、学校関係特にあるわけですよ。だから、つくる、つくるじゃなくて、なるだけもう必要じゃないのはやっぱり始末していかなと。私は今後、市長はよく合併特例債と言われますけれども、なかなか大変な財政事情になっていきはしないかというふうに心配しておりますけれども、市長、それでもやっぱり記録会は一堂に集めてせにゃいかなでしようか。

それと、もう1点、オリンピックの問題がございます。よく園田兄弟言われます。これは12月議会だと思えますけれども、高田議員の指導者の問題が出たわけですよ。そいけん、園田兄弟が急に強くなったわけではございません。やっぱり地域の方たち、先輩、指導者、もうその三者一体になってそういうふうなあれができたわけですよ。市長はちょっとおわかりでないかもしれませんが、私たちがときは、中学校の時代です。柔道は宮永の竹下先生、相撲は瀬高町の佐田先生、剣道は柳川の小柳先生ち、3教師がおられたわけです。そうすると、相撲は瀬高の佐田先生はもう3時半ごろ授業を終わると、もうまわし締めて土俵に上がってあったわけですよ。そういう中で生徒たちは涙流して先生にぶつかりげいこしとった光景があります。だから、その当時、柔道も県大会で優勝する、相撲も優勝する、そういう時代でございました。だから、園田兄弟におかれましても、それは園田兄弟の上にはあと1人兄さんがおらっしゃるわけですよ、園田正義さんち、この方も大変強い方でございました。それと、そのほかに先輩諸氏が、もう亡くなりましたけれども、村田成義さんとか、それから、東京相撲に行かれた田中克典さんとか、いろんな方たちがその当時おられたわけですよ。その中で鍛えに鍛えられて私は育てていかれたというふうに思うとります。

今、ほかでございますけれども、相撲でも琴奨菊、観光大使の歌手の北山たけし君にしてもしかり、やっぱり小さいころからマンツーマンで指導をされている。並大抵でそれはオリンピックに出場できるような人たちは出てこない。今、テレビでずうっとあっていますけれども、もう2歳、3歳からコーチつけて家庭でやってある。そればってん、その中でも何万人に1人か2人ぐらいしか出てこられないわけですよ。

だから、非常に私、この運動公園にこだわるのは、そういうあれで何で市長も頑張って運動公園、運動公園ち、確かにマニフェストには書いてあります、それを守っていかなければならないのか。私、6月議会でも言いました。市長ち、マニフェストに書いてあるけれども、1回町民の方に問うてくださいと。今、その当時で一般会計で340億円、特別会計が60億円、両方で400億円程度の負債があったわけですね。だから、そういう事情を話しながら、そして、規模は小さくなっておりますけれども、30億円の工事費が要ると、維持管理が70,000千円ぐらい要りますという説明をしながら、それでも、市長ち、ぜひあなたもマニフェストに書い

とるからやってくれということであれば、やってくださいというふうな意見を私は述べたというふうに思います。

今、参考までに申しますと、旧三橋町では、市長も恐らく御存じだろうと思います。答弁の中で厳しいちいうことも言われました。特に三橋町はその件については賛成が非常に少のうございます。そいけん、場所次第ではもっと反対が出てこないかというふうな私心配もしております、逆に。だから、先ほどの正勝議員の質問じゃございませんけれども、もう少し市民の方に話されたらどうですかと。そして、今度、だから、英断によって3分の1にしました。私から言わせりゃ、そげん3分の1に減らしてよかごたっ施設ですかと、逆に聞こうごたっわけですよ。それなら、もう頭からやめたがよくないですかというふうに私は思うわけです。再度、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

#### 市長（金子健次君）

運動公園について、菅原議員の見解、昨年6月議会におきましても、断念したほうがいいんじゃないかという厳しい御指摘でございました。確かにマニフェストの中で第1番目にして、3月のJCのマニフェストの討論会の中でも前市長との関係で話をしたところでございます。それはマニフェストというのは、やっぱり市民との約束の分でありまして、完全に実行しなくてもいい部分もあるかもしれませんけれども、規模の状況や時期の問題、そのことを含めてこれから検討するというふうなことで、第1番目の高田議員のところ、まだ30億円ということで固めたわけではありませんけれども、30億円の場合こうなりますよとっておりますので、そのこととといった場合、事業の縮小を大幅に3分の1ぐらいしたほうがいいという考え方と。一番やっぱり考えているのは、また言われるかもしれませんが、合併の特例債の10年間の分を137億円の中で活用していきたいという部分がありましたので、その後、駅前の東西の開発の問題、小・中学校の学校の校舎建築、危険校舎に伴うとを絶対最優先でしなければならないということと、コミセンの問題ですね。これは三橋と大和の問題。その分についてもいろいろな形で、確かにハード事業の中で非常に財政的な負担が強られるということわかっております。そういう中において、私が考えているのは、10億円とっておりますけれども、なるべくなるべく額を抑えていって、既存の市有地やそれに買い増しをするような形で、既設のその施設をうまく利用して公園整備を図っていければというふうな考え方、いずれにいたしましても、そのことを提案し、また、議会で御論議いただくわけでございますので、私がすべてその分について断念するということにはならないというふうに思っております。

以上です。

#### 15番（菅原英修君）

先ほどからの合併特例債の問題でございますけれども、今現在、市長は答弁の中で137億円ですかね、使うのが。今まで使って、今、残はどのくらいありますか。

**総務部長（大坪正明君）**

合併特例債の残でございますけれども、21年度末で6,726,000千円、22年度末で5,475,000千円でございます。

**15番（菅原英修君）**

すると、今現在、5,470,000千円がまだ使えるということでしょう。そしたら、その54億円はどんなふうに振り分けてありますか。振り分けというか、学校に幾らとか、コミュニティーセンターに幾ら、駅前に幾ら、もうそのくらいになったら、それくらいのことはもう考えてあるでしょう。先のほうになってから学校建てられませんじゃでけんと思いますけど。

**総務部長（大坪正明君）**

この合併特例債の今後の23年度以降26年度までのどういう事業にかかるかということについては、現在、中期財政計画を策定中でありまして、その中でそういう見込みを立てております。まだちょっと最終的なものになっておりませんので、具体的な内容については差し控えさせていただきたいと思います。

**15番（菅原英修君）**

市長も言われるように、私はまず学校現場が一番最初と思います。市長もそういうふうな考えだろうと思います。だから、そういうふうなことも十分考えて、やっぱり運動公園には取りかかっていたきたいというふうに私は思います。

そこで、教育長にお尋ねしますけれども、今から記録会はずっとやっていかれるわけですが、今のやり方でやっぱり教育部署としてどんなふうですか。逆に私は柳川市全体で5、6年生が何名いらっしゃるかわかりませんが、それが一堂に会して1日でできますか。そういう競技が。

**教育長（北川 満君）**

1日でできるかどうかの運営のあり方でございますが、私は、かなり役員の数がそろうということで、今のところ半分半分やっていますから、10校と9校ぐらいに分かれて2カ所でやっております。ですから、場所も違えば、記録をはかる上において条件が違うわけですから、タイムもきちとしたはかり方が統一的でない、いわゆるちょっとした整備ができなかったグラウンドならば、タイムは落ちるでしょうし、そういったことで、ある程度1つはタイムの面がございます。しかしながら、先ほどもおっしゃった役員の先生方の依頼については、学校数が19校ふえるならば、やり方によっては1日でできないことはないというふうな考えを持っております。ですから、雨が降ったりなんかしたときにできないのは、何とも難しいかなということで、ただ、延期すればできるじゃないかとおっしゃれば、それまでなんですけれども、やはり全天候型でできれば、ぜひたくではございますけれども、運営についてはやりやすいなという考えは持っております。

**15番（菅原英修君）**

教育長はぜいたくと言われましたが、ぜいたくのは要らんちゃなかつですかね。

**教育長（北川 満君）**

ぜいたくというよりは、むしろ好ましい状況をよりよくしていただくにはというような意味合いでとっていただきたいと思います。

**15番（菅原英修君）**

私が教育現場のことで総合運動場にかけて意見を言っているのは、今、合併してから以降、非常に学校側の苦情を聞くわけですよ。例えば、営繕修理ができないとか、そういうふうなあれを聞きます。確かに2年前は三橋の小学校で、雨降る中に給食をおろすわけですよ。そいけん、私、校長先生から電話いただきましたので、すぐ現場に行きました。雨が降りよるわけですね。そいけん、その当時の教育委員会に私言いました。食べ物雨の中をおろすてんなんてん、あなたたちは間違うとるよと。そして、すぐひさしをつけていただきましたけれども、言わんとしていただかん。それはやっぱり財政の事情があるからじゃないかというふうに私は思うわけですよ。だから、まず、完全にせやんところをして、そして、残ったと言うとおかしなばってん、余裕があったらどうぞ運動公園をつくってくださいと私はそう思うわけです。だから、今後、学校教育を進める中で、まず、市長にお願いしたいのは、まず、学校の現場ですね。運動場の3日もせんと水が引かないとか、そういうのをまず第1に考えていただいて、そして、教育委員会の子供たちの教育に当たっていただきたい、これをお願いしておきます。これで運動公園は。どうぞ。

**市長（金子健次君）**

菅原議員の思いの分、特に学校教育課長でもございましたし、いろんな形で本当に困っている窮状の中において、どういう形で選択をしていくかということで、今、発言があったというふうに思っています。

常々私も30億円から10億円に変えた分については、決して全天候型の陸上グラウンドを求めているわけではございません。そういう中においてぐっとグレードの低いような形のグラウンドになると思います。それとあわせて、そういうことをきょうは貴重な御意見として伺っておきたいというふうに思っております。

以上です。

**15番（菅原英修君）**

続いて、駅について質問したいと思います。

まず、道の駅ですね。きょうも何かだれか議員のときに出てきましたけれども、道の駅は一応中止に柳川市はなりましたけれども、みやま市にどこから見えたか知りませんが、柳川市の方が見えて、自分のところの品物を置いていただけないでしょうかというあれが非公式に要請があったというわけですよ。当然、みやま市にあなたのような業者はいらっしゃいますので、それはできませんとしてお断りしましたというあれでございます。

だから、今後、道の駅はできなくても、そういうふうな何か地元の特産品とか、それをPRを兼ねて全国にPRを発するとか、そういうような場所ができないものか。今は、例えば、443が理想でありますけれども、もうみやま市に先を越されておりますので、恐らくあそこには難しいと思います。そしたら、今は観光バスが入ってくるわけですよ、営業したらですね。市長知ってあるように、垂見の高橋粕漬け屋、あそこには貸し切りバスが入ってくるわけですね。どこに行っているのかなということで見ましたら、あそこへなわけですよ。ええっということ。そしたら、いろいろ調べてみますと、結局、社長の営業という話を聞きました。その関係で今度は、じゃ、下車して弁当食べるようにしますので、あなた方も営業せんですかというふうなあれを言われたというふうな話聞きましたけどですね。だから、しゃっち443じゃなくても、違う場所でも結構ですから、何か方法がないのか、そういうあれがですね。担当課長でございますので、お聞きしたいと思います。

#### **産業活性化推進室長（武藤正純君）**

産業活性化推進室長でございます。今の菅原議員のほかに何かないかということでございますが、御承知のとおり、大木町、みやま道の駅においては、今春、あるいは来春ですか、オープンに向けて現在進んでおるわけで、現状を考えると、本市の道の駅については非常に厳しいものがあって、計画を見直さざるを得ない状況にあらうかと思えます。

そこで、何かということで、道の駅というのは地域を振興させるという大きな目的がございます。その目的を達成する施策として地域ブランドの事業に取り組んでいくということでいきます。この事業の考え方でございますけれども、これは本市が持つ地域資源、例えば、自然、歴史、産品、サービス、それぞれ資源がございますが、これを活用して地域のイメージを高めると同時に、新たな特産品、サービスを開発して売り出し、柳川への観光客と金を呼び込むと。性質としてその結果、産業の発展を図って、ひいては地域全体の活性化を図っていくというようなことで地域ブランド事業を進めていきたい。この事業の推進につきましては、柳川ブランド推進協議会を推進母体として、今年4月から動いていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

#### **15番（菅原英修君）**

ぜひ道の駅にかわるような何か地場産業の育成とかにつながる方法が何かありましたら、ぜひ勉強していただいて、そして、実現に向けて頑張ってくださいというふうに思います。お願ひでございます。

それから、次に川の駅でございます。

川の駅について、ちょっと日にちは忘れましたが、当初、1回目ですか、PRが足りなかったら13名ぐらいの下船があったと。その後、何百名かのあれがあったということで、非常に喜んであったというふうな新聞記事を読んだ記憶がありますけれども、下船をして、

あと何をされるのか、ちょっとそこを聞かせていただきたいと思います。

**観光課長（龍 泰子君）**

観光課でございます。議員先ほど言われました、「ゆつら一っつと柳川」の実験の分ですけれども、昨年11月14日から12月13日までの土、日、祝日の11日間、地方の元気再生事業として、「ゆつら一っつと柳川」の実験をいたしました。おりて何をするかといいますと、おりた駅のところにいろんなお店とか、休憩場所とか、そういうのがございまして、そういうところで休憩されたり、それから、川下りコースには武家屋敷とかございましたので、十時邸とかございますので、そういうところを見学されたりしていたようでございます。

以上でございます。

**15番（菅原英修君）**

私がちょっと聞いた話では、御花まで約1キロの前ぐらいで下船すると。それから、遊歩道を歩いて御花まで行くと。じゃ、何をしますかということ言うたら、景色を眺めていきますと。じゃ、景色を眺めるんだったら、船下りですから、船の上から景色を眺めていくのが普通じゃないですかというあれを言った記憶がありますけれども、今後、金を入れて、川の駅を今から先、実験が終わって発展をさせていこうとされるならば、今後、柳川の観光にPRになって観光客増につながるようにぜひ工夫をしていただきたいというふうに、これもお願いでございます。ぜひお願いをしておきます。

それから、次に町の駅ですね。町の駅は、今どんなふうになっておるか、よかったら説明方をお願いしたいと思います。

**観光課長（龍 泰子君）**

観光課でございます。現在、市内のお店やコンビニエンスストアなどに観光パンフレットやイベント情報のチラシなどを置かせていただいております。わざわざ市役所や観光協会に行かなくても観光情報などが手に入り、お客様には重宝がられております。そこで、22年度から柳川独自の町の駅として、観光に来られた方に観光情報などが置いてある店だとわかるよう、目印になるようなものを置くように計画しております。もし、商店街の店舗にこのような町の駅があれば、駅から歩いてこられたお客様にトイレとか休憩なども含め、大いに利用していただくことができます。観光情報を知らせたりすることで会話が生まれまして、そこから交流や触れ合いの機会もふえると思います。そして、温かいおもてなしにより喜んでもらい、柳川にまた来たいという気持ちを持ってもらえたらと思っております。柳川にまた来たいということがロコミ情報になって、現在、団体旅行より個人旅行が多くなっておりますので、そういうことで観光客を呼び込み、活気を取り戻すのではないかと思っております。

以上です。

**15番（菅原英修君）**

それでは、もう今現在、そういうふうな事業に向かって進んでいるわけですか。

**観光課長（龍 泰子君）**

22年度から観光費として予算を計上させていただいておりますけれども、まず、そういう町の駅ということで手を挙げていただいた方に目印になるようなものを置くということから始めさせていただきたいと思っております。

**15番（菅原英修君）**

1つだけですね。私がまだ一つも頭にどういうふうな光景か浮かばんわけですよ。パンフレットとかはするなら、逆に柳川に入る入り口に置くのが普通やろうと思うとですよ。わざわざ駐車場もない柳川の中に入ってきて、そして、商店の中でそういうふうなパンフレットをいただく、トイレをする。ただそれだけのことで町の駅を金をかけてつくらにゃいかんとやろうかち、私は疑問に思うわけですよ。

あと1つ、じっくり私が、例えば、ああこういう観光客がここに来て、こうなる、ああなるというあれが見えないわけですね。市長は観光客をその商店街に招いて、そして、商店街の活性化を図りたいと、こういうふうなことを言われた記憶があるわけでございますけれども、ただそれだけであるならば、今、課長が言われたような答弁であるならば、それはそういうふうにならないのじゃないですか。ちょっとお尋ねします。

**市長（金子健次君）**

菅原議員に対する考え方、個人的にも言ったかもしれませんが、町の駅については、当初、私自身が商店街のシャッター通りの中でシャッター通りの一角を利用したいという気持ち、当初そういう考え持っていました。そこに案内所と。ただ、全国的に調べますと、いろんなコンビニのところに旗を揚げて町の駅とか、全国チェーンのやつもあります。全国チェーンになりますと、いろんな会費制で負担をしなければならないということで、よかったら、柳川の駅みたいな旗を揚げて、そこにパンフレット、ちょっとした、そこやったら、うちやったらトイレも使えるよと、そういうやつを柳川市内のあちこちに、京町商店街だけじゃなくて、柳川のあちこちにしたらどうだろうかということは今観光課長に話して、一応そういうことで企画をして検討してもらいたいということを申し上げているところでございます。

以上です。

**15番（菅原英修君）**

金を使うわけでございますので、失敗がないようにしっかりと考えて計画して実行に当たっていただきたい。お願いしておきます。

それから、次に、西鉄柳川駅の件について、東口の区画整理でございます。

もうあその前を通りますと、大体格好が見えるような気がいたします。住宅も建ちかかっております。今後、西鉄柳川東口がどんなふうなまちになっていくのかですね。101億円からの金をあそこには投入するわけですね。だから、少なくとも、これは私の考えですけど

も、それなりに西口のような私感覚を持つとるわけですよ。ビルが建ち並んで。しかし、若干違うような気もするわけですね、今、進みぐあいを見てみますと。だから、どんなふうな東口になっていくのか、よかったら教えていただきたいというふうに思います。

#### 区画整理推進室長（目野稔男君）

区画整理推進室でございます。議員お尋ねの柳川駅東口の整備ですけれども、平成17年度に柳川駅東部のふるさとの顔づくりモデル事業ということで事業計画書を策定しております。その中にゾーンが4つございまして、1つが国道443号、それと、東口の駅前広場、これが商業ゾーンでございます。そして、有明海沿岸道路——済みません、ちょっと資料を出しますのでお待ちください。（「簡単によか」と呼ぶ者あり）そういうことで4つのゾーンということでありまして、残りにつきましては、ほとんどが第1種住居地域でございまして、本来のもともと居住されている方の建てる用地、それと、以前農地であった分の新しく宅地として整備する予定地区、そういうふうな状況になっております。

#### 15番（菅原英修君）

あそこの下百町の方たちは、見た目には何か立ち退きとかあって、土地がすばらしい高価して、いい財産になるような周りの方は見られる方もいらっしゃるわけですね。ばってん、あそこの土地の所有者はやっぱり泣き泣き転居された方もたくさんいらっしゃるわけですよ、年金生活の方たちがですね。残っても、家を建てても50坪しか残らんから、もう出ていったがましという泣き泣きですね、老夫婦とかあるわけですよ。その方たちは今後新築をされた土地、家屋で税金は高々取られるし、駅前に少しでも残ったら、その税金もまたかかるし、年金生活、大変な重荷になるんじゃないかなろうかと私は心配しておるわけでございます。今後、あそこの住宅の課税は、用地の課税は3年に一遍見直しがあるでしょう。早速、今度の評価がえのときは評価がえをなさるわけですかね、ちょっとよかったらお聞かせください。

#### 税務課長（山田敏昭君）

税務課です。評価がえにつきましては、議員御承知のように、3年ごとに行っておりますので、当然、新しくなったところについてはその時点でまた新しい評価を行うようになります。

以上です。

#### 15番（菅原英修君）

そういうふうなあれを知らない人がたくさんいらっしゃるわけですよ。固定資産税があなた方はこうやって上がりますよち言っても、そんなあれは、じゃ、どのくらいかかりますかち、もう今から心配される方おるわけですよ。新築になわって、今、200千円近くの税金ば払いよりも。それで、駅前の土地がまた上がるなら、ちょっと私たちは生活できませんという方がいらっしゃるわけですよ。だから、これはこういうことができるかなんかわかりませんが、評価がえをされるときは、まだそれだけの価値は上がっていないと私は思い

ますので、ぜひ考えていただきたい。

それから、もう1点、これ私もびっくりしておりますけれども、東口の駅があかないと開設されないという話を聞きましたけれども、それは本当でしょうか。

**区画整理推進室長（目野稔男君）**

東口の開設につきましては、今まで何度も西鉄のほうには開設依頼出しておりますけれども、現在、協議まだ調わないままで、開設の決定はもらっておりません。

**15番（菅原英修君）**

そうすると、それはいつ開設されるかわからないということですかね。

**区画整理推進室長（目野稔男君）**

現在、西鉄と柳川駅周辺整備等の検討委員会を立ち上げまして、開設に向けた駅舎改築とか、自由通路建設に向けての事務レベルで協議をしている段階でございます。今年度に一定の費用をどれくらいかかるのか出すようにしております。もし、東口を開設していただいて駅舎の改築をすれば、西鉄は3年かかるということで回答をいただいているところでございます。ですから、今、まちづくり交付金事業で21年度立ち上げまして、自由通路建設をする予定にしておりますけれども、5カ年でこの事業は完了させなくてはなりませんので、25年までが補助対象になりますので、それを目指して今やっているところでございます。

**15番（菅原英修君）**

市長にお尋ねしますけれども、事務屋は事務屋で当然折衝なりとか、事務的な折衝はしていかにかいかなと思えます。ただ、三橋の執行部におった私がこういう意見を言うのは非常に私はおかしいと思えます。私も当然、その当時、中川町長の話聞いておりました。そのままに申しますと、仕事はおまえどんがせやんたいち。駅はおれがせやんたいち。こげん言っただけですよ。だから、私は当然もうそういうふうな話が進んでおるものと思っただけです。だから、1カ月ぐらい前ですかね、駅が開設されない聞いて実はびっくりしておるわけですよ。だから、ここは一番、市長、あなたも出番だろうと思えます。これは事務屋でもうできません。あなたがやっぱり政治生命かけて、それぐらいの気構えでやらんと、相手は大企業でございます。それで、何か下車が何人、乗車が何人とか、何かあるようでございますけれども、それはある程度の基準だというふうに思えますので、それに向かって市で努力して、例えば、東口の向こうの土地改良の跡の網かぶっておる土地をもう少し転用しやすいようにするとか、いろんなことを考えて、ぜひ西鉄と折衝して一日も早く東口の開設ができますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

**市長（金子健次君）**

時間がありますので、西鉄柳川駅東口の開設について述べさせていただきたいと思えます。

私自身が動いていないわけでもございませんで、昨年、西鉄本社のほうに出向きまして、竹島社長とお会いをいたしまして、ことし——その当時ですけれども、ぜひ北原白秋の白秋祭

においでいただきたいということで招待をいたしました。社長みずからもおいでいただきました。私は1日目に竹島社長と乗船をいたしましたけれども、こんなに柳川が素晴らしいとは思わなかった。柳川はこんなにおもてなしをしていただくということには非常に感動したというお話をいただきました。あわせて私のねらいは、あの区画整理の100億円も使って東口が開設できないというのは大変な問題ですね。三橋町がああとき九十何億を投資していく、踏み切ったわけですよ。ぜひこれはもう政治生命をかけても東口は開設しなければならないというふうに思っております。また、あわせて柳川駅をおり立って、ここは柳川だったという感触なければならないというふうに思っておりますので、駅舎の改築含めてですね。

ただ、そのときにいろんな地元負担の問題、柳川市でどのぐらい負担できるのかという問題を含めて、今後十分議会と相談をしなければならない。また、東口の開設につきましては、ぜひ議会の御協力もお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

**15番（菅原英修君）**

ありがとうございました。ぜひそういうことで頑張ってください。金を投資した金額もさることながら、あそこの地域の方たちはたくさんの方が犠牲になってある方もあるわけですので、しっかりと頑張ってくださいようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、菅原英修議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。3月19日は休会の日、事務整理日ですが、一般質問の日程が終了していませんので、特に会議を開くことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認めます。よって、3月19日は特に会議を開くことに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後6時1分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月19日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 3番  | 浦 博 宣   |
| 4番  | 熊 井 三千代 | 5番  | 梅 崎 昭 彦 |
| 6番  | 島 添 勝   | 7番  | 白 谷 義 隆 |
| 8番  | 森 田 房 儀 | 9番  | 荒 卷 英 樹 |
| 10番 | 藤 丸 富 男 | 11番 | 矢ヶ部 広 巳 |
| 12番 | 荒 木 憲   | 13番 | 伊 藤 法 博 |
| 14番 | 竹 井 澄 子 | 15番 | 菅 原 英 修 |
| 16番 | 諸 藤 哲 男 | 17番 | 樽 見 哲 也 |
| 18番 | 近 藤 末 治 | 19番 | 太 田 武 文 |
| 20番 | 吉 田 勝 也 | 21番 | 大 橋 恭 三 |
| 22番 | 藤 丸 正 勝 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 30番 | 龍 益 男   |

## 2. 欠席議員

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 古 賀 澄 雄 | 29番 | 河 村 好 浩 |
|----|---------|-----|---------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市 | 長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 長 | 北 | 川 |   | 満 |
| 総 | 務 | 部 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 部 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 福 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 部 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 教 | 育 | 部 | 高 | 田 |   | 厚 |
| 大 | 和 | 庁 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 三 | 橋 | 庁 | 藤 | 木 |   | 明 |
| 消 |   | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 秘 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 課 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 企 | 画 | 課 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 財 | 政 | 課 | 田 | 尻 | 主 | 範 |
| 税 | 務 | 課 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | づ | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 福 | 祉 | 課 | 木 | 下 | 正 | 巳 |
| 学 | 校 | 教 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 課 | 中 | 村 | 敬 | 二 |
| 農 | 政 | 課 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 課 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 生 | 活 | 環 | 橋 | 本 | 祐 | 二 |
| 商 | 工 | 振 | 江 | 崎 | 尚 | 美 |
| 観 | 光 | 課 | 龍 |   | 泰 | 子 |
| ま | ち | づ | 大 | 村 | 隆 | 雄 |

4. 本議会に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 高 | 巢 | 雄 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 高 | 口 | 佳 |
|   |   |   |   |   | 務 |   |   | 人 |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者           | 質問事項   | 答弁者               |
|----|---------------|--|-------------------|
| 1  | 11番<br>矢ヶ部 広巳 | 1. 煤煙公害<br>(1) 基準は<br>(2) 規制は<br>(3) 健康被害は<br>2. 子ども手当<br>(1) 市の拠出額は<br>(2) 受給方法は<br>(3) 受給権者は<br>3. その後の雇用促進住宅は<br>(1) 買うのか<br>4. 広報「やながわ」月1回発行に<br>(1) 1ページ単価は<br>(2) 節約額は | 市長<br>"<br>"<br>" |
| 2  | 14番<br>竹井 澄子  | 1. 女性委員の登用について<br>(1) 目標は40%だが、実態と今後について<br>2. 結婚サポート事業について<br>(1) 現在までの事業内容と今後について<br>3. 定住自立圏の形成について<br>(1) 結婚後市外への移住を減少させる対策と財政について                                       | 市長<br>"<br>"      |
| 3  | 17番<br>樽見 哲也  | 1. 庁舎有効活用について<br>2. 西鉄蒲池駅周辺の整備について<br>3. 県道水田・大川線の整備について   | 市長<br>"<br>"      |
| 4  | 9番<br>荒巻 英樹   | 1. 西鉄(蒲池・塩塚・中島)駅前の整備について<br>2. 観光について<br>3. 校庭や公園の芝生整備について   | 市長<br>"<br>"      |
| 5  | 5番<br>梅崎 昭彦   | 1. 幹線道路及び生活道路整備計画について<br>2. NEC柳川工場の撤退に伴う市経済への影響について<br>3. 市の活性化政策の展望について  | 市長<br>"<br>"      |

午前10時2分 開議

**議長（龍 益男君）**

皆さんおはようございます。本日の出席議員24名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

金子市長より行政報告の申し出がっております。

**市長（金子健次君）**

皆さんおはようございます。一般質問の前に、議長のお許しをいただきましたので、柳川市立養護老人ホーム柳光園で一昨日起きました事件につきまして御報告をさせていただきます。

議員の皆様も新聞、テレビ等の報道で既に御存じのことと思いますが、3月17日の朝6時ごろ、柳光園の入所者によって3名の入所者が果物ナイフで刺されるという、あってはならない事件が発生をいたしました。大変遺憾なことであり、被害者とその家族の方には大変申しわけなく思っているところでございます。

私も事件の一報を聞いて、すぐさま柳光園に駆けつけました。1人の男性の方は比較的軽傷でございましたが、2人の女性のうち、お1人の方は柳川病院に1週間ぐらいの入院が必要と見られております。もうお1人の方は左肺と内臓に損傷を受ける重傷を負われておられ、佐賀市内の県立病院に入院をしておられます。被害を受けられた方々の一刻も早い回復をお祈りするとともに、本市といたしましても誠意を持って対応してまいりたいと考えております。また、ほかの入所者の方々についても動揺されるといけませんので、落ちつかれるよう現在ケアを実施いたしております。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の目配り、気配りを徹底することが一番大事なことはないかと思っております。今後、老人ホーム入所者に対して常に声をかけ、状態の把握に努めることや入所者からの相談体制を強化するなど、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、養護老人ホーム柳光園での事件の経過について御報告とさせていただきます。

**議長（龍 益男君）**

以上で市長の報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

**議長（龍 益男君）**

日程1. 一般質問について。

一般質問の日程を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

**11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。龍益男議長のお許しを得ました。平成22年最初の議会であります。おかげさまで元気な姿で皆様の前に立ち、一般質問できるこ

とをうれしく思います。議場で傍聴の皆さん、モニターテレビやインターネットでごらんの皆さん、大変お忙しい中を、また、朝の早い時間、貴重な時間を割いていただき感謝申し上げます。壇上から15分30秒しゃべらせていただきます。

御案内のとおり、開会中の3月議会、2日間も空転しました。本来、私は10日に登壇することになっていましたが、きょうになってしまいました。多くの皆様に気をもませたことを厚くお礼を申し上げます。

子供に悪いことをするなど忠告するならば、まず、自分が悪いことは何かを知らないことには、そんなこと言えないはずであります。今の子供は利口です。言っていることとやっていることが違っていたら、すぐ見抜きます。信用されなくなります。うそつきカモメのレッテルが張られます。一般質問するのは議員の権利だと主張をするなら、まず、みずからが議員としての義務をしっかり果たすことが何より大切なことでもあります。私たち議員の多くは政治倫理条例に違反した議員に対して、議員としてのけじめをつけなさいと言っているのに、何を血迷ったのか、けじめをいじめととらえてあるようで本末転倒も甚だしいと言わざるを得ません。議会の良識を問うとおっしゃるならば、すぱっと議員をやめられることが議員の良識であることを自覚されるべきであり、もっともっとおかしいのは、なぜか今になって私は違反していないと、もがき開き直られているのにはほとんどあきれてしまいます。あいた口がふさがりません。まさに焼き物のきんちゃく、失笑を買っております。いつも連れ添う仲間でさえ非を認めてあるのに、哀れというも愚かなり、あなかしこ、あなかしこであります。議会として政治倫理委員会の開催を要求するものであります。

今、開かれている3月議会的一般質問の中でも多くの議員が柳川市の財政が脆弱であることを心配されております。財政が極めて厳しい状況であることを憂慮されているのであります。市民の血と汗の結晶であります貴重な税金、一円たりとも無駄は許されません。毒まんじゅうを食わせたのはだれか、はめられたのか、認識が甘かったのか、そんなことは理由にはなりません。要は、毒まんじゅうを食べた人が一番悪いのであります。30人の議員が総意で定めた政治倫理条例、みずからが道を踏み外しておきながら、このままずるずると理屈にもならない理屈を並べて議員として居すわり続けるとするならば、こんな税金の無駄遣い、市民を小ばかにしたことはないのであります。一日も早い決断こそ求められるものであります。ますます底なしの沼にのめり込むばかりで、いよいよはい上がることができなくなることは、火を見るより明らかであります。

さて、金子健次市長、新年度予算編成大変だったと思います。めでたく行政のトップになられ、改めて市長になった喜びをかみしめられていることと思います。金子市長初め、スタッフの皆さんに心からねぎらいと感謝を贈るものであります。お疲れさまでございました。私たち政治に携わる者はいつも弱い人の目線で弱い人の立場で市民の声をしっかり心で受けとめながら、血の通った政治を心がけなければなりません。

そこで、私は、1番目に、工場の煙突から出るばい煙公害について質問させていただきます。

日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とうたっています。毎日毎日の暮らしの中で市民の皆さんが大変困っておる、大変迷惑しておる、何とかしてほしいと、その切なる思いを代弁させていただきます。

2つは、鳩山政権の目玉政策であります子ども手当についてであります。

昨年8月30日の衆議院選挙で歴史的な政権交代が実現しました。まさに国民一人一人の1票が政権をかえさせたのであります。この子ども手当法案、衆議院を通過し、来月から中学生以下の子供に1人月額13千円が支給されるそうであります。来年度からは倍の26千円になると言われております。この子ども手当が少子化の解消に役立つとは思われず、親の酒代やたばこ代やパチンコ代や競馬代に消える世帯もあるだろうと厳しいマスメディアの論調があることもまた事実であります。私は少なくとも柳川市では政治倫理を侵す1人の議員はいても、そんな不心得な情けないお父さん、お母さんは一人もおられないと確信するものであります。

3つは、現在、柳川市佃町、大和町豊原、三橋町高畑に建っている雇用促進住宅についてであります。

前政権は国がつくったこの建物をほぼ3年前の平成19年6月の閣議で段階的に廃止することを決めました。全くもってけしからんと言わざるを得ません。言うまでもなく、差し当たって困るのはそこに入居され、暮らされている方々であります。

最後の4番目は、広報「やながわ」の発行は月1回でよくはないかということであります。

あとは自席にて一問一答で質問をさせていただきます。議長の御配慮をよろしく願いし、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

#### 11番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1番目のばい煙公害についてであります。

工場の煙突から出るばい煙公害には、どのような基準があるのか、どんな法律が適用されるのか、よろしく願いいたします。

#### 生活環境課長（橋本祐二郎君）

生活環境課の橋本でございます。工場のばい煙に関する法律でございますが、ごみを焼却する場合には3つの法律に該当します。大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、それに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の3つの法律でございます。

以上です。

#### 11番（矢ヶ部広巳君）

産業廃棄物処理法、今おっしゃられました、これは事業活動に伴って生ずる廃棄物、つまり、燃え殻とか、汚泥とか、廃油など法令で定められた廃棄物は事業者がみずから処理しなければならないと、そういうことではないでしょうか。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

みずからの事業で排出しました廃棄物につきまして、先ほど言いましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないということになっております。しかし、他の事業者が排出しました廃棄物を処理しようとする場合は、県の許可が必要となってきております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

ばい煙とは炭素化合物が不完全燃焼して生ずるすすや煙、きわめて細かい浮遊物で、二酸化硫黄、窒素酸化物などを含むものであるが、ばい煙も産業廃棄物処理法の適用になると思われませんが、どうでしょうか。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

先ほど申し上げましたように、3つの法律が適用されます。それと、当然、産業廃棄物の処理法の適用となっております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

すすや煙、つまり、ばい煙公害の基準規制がいろいろあると思いますが、それはどうなっておりますか。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

焼却施設の規制、基準は法律によってそれぞれ基準が違ってきております。大気汚染防止法では、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫酸化物の4項目に排出基準があります。それと、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、ダイオキシン類の排出基準がそれぞれの施設の処理能力や設置の年月日によって、それぞれ基準値が定められております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

そこで、事業者へはどこが許可をするのか、また、届けするだけでいいのか。その辺を具体的によかったら御報告をお願いします。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法では、県への届け出となっております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、規模に関係なく、構造基準に適合する必要があります。どういうことかと申しますと、例えば、燃焼の補助をするために重油とか、灯

油等を使用して炉の温度を上げる助燃装置及び温度を維持するための二重扉、こういう構造基準に適合しなければならないとなっております。また、1時間に200キロ以上処理する焼却施設は、これは届け出ではなく、県の許可が必要となっております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

こういうのは一度許可をしてしまえば、一度許可を受けた事業所への指導、定期検査、そういうのはどういふふうになっておりますか。例えば、いろいろ第何条にはどういう規制があるというのがあると思いますが、どうでしょうか。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

ダイオキシン類特別対策措置法の第26条で、県知事は当該都道府県の区域にかかります大気、それに水質のダイオキシン類によります汚染の状況を常時監視しなければならないとなっております。また、同法の28条では、設置者は毎年1回測定して、ダイオキシン類による汚染の状況を県に報告することになっております。その報告を受けまして、県は第27条で立ち入りの調査をすることができまして、第22条ではそういう施設に不備があった場合は改善命令をすることができるようになっております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

はい、ありがとうございます。過去何度か、柳川市にも苦情が来ているはずであります。すすやちりが一晩じゅう車に降ってきて困る。もう毎日でも車を洗わなければならないと、そういう苦情を受けられていると思いますが、その苦情に対して事業主は何と答えられたのか、わかる範囲でよかったらお答えをお願いいたします。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

以前にはそういう事例がございます。焼却炉の使い方が悪かったために煙とかすすが出たものと思われるので、今後十分気をつけて、使い方をちゃんとするようにということで指導を行っております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

以前はあったが、今はないことですか。今の答弁では。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

いや、現在もこういう、先ほど言いましたような施設関係で市内にはクリーンセンターを含めまして4つほどあっておりますけど、年に三、四回あっております。小さいいろいろな焼却炉の苦情はあっておりまして、その都度、職員が出ていって苦情対応をしております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

私はこういう苦情も耳にしました。ごく最近ですよ。もう洗濯物が安心して干せない。乾燥機を買うはめになりました。市に対して過去にこんな相談はあっていないでしょうか。現実に非常に奥様は困っております。どうでしょう。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

煙で窓があげられない、また、洗濯物が干せないという等の苦情はあっております。そのときは、先ほど言いましたように、現地にすぐ行きまして、その原因者の方にすぐ対応してもらうように指導を行っております。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

煙突から吹き出す煙を見て布団なども干している状況、こういうことを御存じですか。私は、多くの奥様方から絹を割くような悲鳴を聞きました。陳情書を市へ何度も出したいと思った。でも、近所のことであり、どう考えてもそんなことはできません。朝晩、顔も合わせることであります。さらにもっと大変なのは、健康被害も私は聞いております。のどが痛いとか、鼻がおかしいとか、何とかひとつこういう切ない思いを解決策を何か講じてほしいと私は思うわけですが、どうでしょう。

**生活環境課長（橋本祐二郎君）**

先ほども申しましたように、そういう苦情があった場合はすぐ職員が対応しておりますけど、市だけで対応できない場合は、保健所、さらには警察等も連携をとりながら、適正な焼却炉の使用につきまして今後も指導していきたいと考えております。

以上でございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

繰り返し言いますがね、今おたくもおっしゃったように、産業廃棄物処理法で事業者がみずから処理しなければならないと、ここが一番この産業廃棄物処理法で大切なことです。事業者がみずから処理しなければならない。毅然とした対応を私はやってもらいたい。県や国のアドバイスを受けながら、強く要望して、この問題は終わります。答弁はもう要りませんから、時間もありませんから。

次に、2番目の子ども手当について伺います。

1月18日から始まりました第174回通常国会、予算は衆議院を通過いたしました。したがって、年度内の成立は確定をしたわけでありまして、そこで、壇上でも言いましたように、4月1日から中学校が終わるまでの子供を対象に毎月1人につき13千円が支給されます。

そこで、質問しますが、政府予算では子ども手当の給付費として1兆7,465億円を計上しております。しかし、必要な財源は2兆7,000億円が見込まれるわけでございますから、そこで、その不足分を地方が4,652億円拠出することになるそうでありますが、柳川市は幾ら拠出することになりますか。どうぞ。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

保健福祉部長でございます。議員お尋ねのことしの拠出金ということでございますけど、子ども手当の給付費につきましては、平成22年度本市の当初予算で総額1,218,100千円を計上しております。そのうち市の拠出額につきましては、児童手当相当分といたしまして127,269千円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

平成22年度は、子ども手当は児童手当と併給する形になるために、財源の一部は県や市町村が事実上負担するわけでありまして、平成23年度はそんなことにならない。つまり、国が全額負担するように市としては機会あるごとにひとつ国へ申し出と申しますか、チャンスがあるたびに、国は最初は全額国で補てんする、国が出すと言ったんですよ。ところが、実際、実施する段階によって、そういうふうで、今まで児童手当を出しとるけん、その分はひとつ出してくれと言うとるから、今後はひとつ、ぴしゃっとやっぱり最初から決めたとおりに国が全額出すように、そういう申し入れをやっていただきたいと思うわけです。どうでしょうか。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

議員おっしゃいますように、当初、すべて国が全額負担するということになっておりましたけれども、今回、児童手当相当分がまだ残った形で拠出という形になっております。これにつきましては、23年度以降の子ども手当につきましては、国の当初方針どおり全額国が負担するよう、機会あるごとに申し入れを行っていきたいと考えておるところでございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

先ほど部長おっしゃったように、子ども手当は1,210,000千円、そのほぼ1割の120,000千円は児童手当として出しておるということでもありますね。そしたら、この対象者、つまり、中学生以下は柳川市では何人おるか、それをお願いいたします。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

現在、考えております対象児童につきましては、約9,300名程度を見込んでおるところでございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

ありがとうございます。

それから、今度は支給方法であります、現金か、金融機関への口座振り込みか、新聞あたりを読んでみますと、あらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むということになっておりますが、確認をお願いいたします。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

支払い方法につきましては、金融機関への口座振り込みということとなっております。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

はい、ありがとうございました。

それから、次は、今度は支払いの時期がいつになるかということを確認させていただきま  
す。

今おっしゃったように、口座振り込みということでもあります。ことしの4月分と5月分の  
2カ月分の26千円は6月に振り込まれる。6、7、8、9月分の4カ月分、つまり52千円は  
その翌月の10月に振り込まれる。つまり、10月、11、12と来年1月分の4カ月の52千円は来  
年2月に振り込まれるということで間違いないでしょうか。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

ただいま支給月につきましては、議員申されたとおり、4、5月分について6月、6月か  
ら9月について4カ月分を10月、それから、10月から翌年の1月までの4カ月分を2月に支  
払うということとなっております。したがって、今年度については10カ月分の支給とい  
うこととしておるところでございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

せんだってからの予算審査特別委員会でも意見が出ておりましたが、給食費滞納者に対し  
て、この子ども手当での相殺、そういうことはできないものか。そして、よかったら、大体  
柳川市には給食費の滞納者はどれくらいおるのか。わからないならいいですけども、大体  
でいいですから、これは言っておりましたからね、申しわけないですけども、要す  
るにそういうので相殺、おまえげはこんくれえ子ども手当やらやんばってん、滞納があるけ  
ん相殺するばいと、そういう方向はできないのか。どうぞ。

**保健福祉部長（武藤義治君）**

給食費等の相殺ということでございますけれども、今回の子ども手当の支給に関する法律  
の中で第14条の中で、受給権者の保護という形がうたわれておりまして、差し押さえするこ  
とができないという規定がございます。したがって、そういった相殺はできないという  
ふうに考えておるところでございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

ああ、そうですか。残念ですね。

そしたら、この問題もう最後になる。答弁は要りませんから、聞くだけ聞いていただき  
い。

壇上でも申しましたように、この子ども手当が酒代やたばこ代等に消えたのでは目も当て  
られません。柳川市でも今話があったように、全部でどのくらいやったかな、12億円か、12  
億円ですかね、（「ほぼ」と呼ぶ者あり）総額ね。そしたら、毎月ほぼ1億円ということ  
ですね。毎月1億円、年間に12億円の大金が落ちるようになるわけですよ。

厚生労働大臣は2月24日の衆議院の厚生労働委員会で、子ども手当の政策効果について、

手当が支給された後、具体的に本当に子ども手当として使われておるかどうか、いわゆる子ども手当が効果があつとっじゃろかということを検討し、検証していくと言われております。子ども手当が本来の目的に使われることを切に望みまして、この問題は終わります。

次に、3番目になりますが、その後の雇用促進住宅はについてであります。

まず、その後について説明をしますと、その後は言うまでもなく、去年の3月4日の熊井三千代議員に対する答弁を指すわけでありますが、それによりまして、去年3月のときに、今月いっぱい結論を出します、買い上げる方向で検討していると江崎商工振興課長は答弁をしておられますが、3カ所すべて買うことになったのかどうなのかお答えをお願いいたします。

#### 商工振興課長（江崎尚美君）

商工振興課でございます。雇用促進住宅の件につきましては、これまでの状況の説明もあわせて回答をさせていただきたいと思っております。

御存じのように、平成20年の2月に雇用・能力開発機構より、譲渡希望について協議があつておりまして、20年度末までに回答がない場合、廃止するとのことでもございました。本市としましては、平成21年3月30日に譲渡を希望すると回答をしたところでございます。その内容は3カ所の譲渡を希望するというものでした。しかしながら、厚生労働省は20年末の経済不況に伴い、社員寮等の退去を余儀なくされた労働者への対策として、雇用促進住宅を活用することを発表、あわせて雇用促進住宅の譲渡・廃止計画を見直し、既に廃止決定された雇用促進住宅も活用することを発表しました。その内容は、平成23年度までにおおむね3分の1の住宅を譲渡・廃止するとした中期目標を、少なくとも3年間はこれを延期する方向で新たな方針を決定するというものでした。これによりまして、入居者の退去を促進する取り組みにつきましては、21年度以降、少なくとも3年間は実施しないことになり、廃止予定とされております佃町の柳川宿舎において、それについての説明文書の配付が行われ、今後予想されるスケジュール等についての説明もあつておるところでございます。その後、譲渡についての回答期限を20年度末で打ち切ることにつきましても変更されるなど、非常に流動的でございます。

このように状況が大きく変更したことに伴い、昨年3月に行っていた譲渡希望の申し出についてもいまだ決定事項ではなく、変更もあり得る旨の回答も機構からいただいております。

したがって、現在は譲渡を受けた場合の入居需要、あるいは維持費、補修費などの予測を行い、市の将来方針を決定すべく関係各課と検討しているところでありますが、雇用に対する費用、建築後20年以上たっていること、老朽化に伴う修理費用の増、5階建てでありながらエレベーターがないなどバリアフリーへの対策、最後に、解体費用などが懸念されるところでございます。しかしながら、譲渡に向けての機構側との協議は継続をしているところで

ございます。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

一番大切なことは、去年の3月の熊井さんのときにそういう答弁をしとってから、その後  
に変わっておるわけですよ。1年もたつと、その間に変わつとるね。その報告はやっぱり  
逐一議員にもちゃんと報告をするべきですよ。それは住んである人が一番大切ですから。ど  
うでしょうかね。

**商工振興課長（江崎尚美君）**

議員全員の皆様に周知をしなかったのに対して深くおわびを申し上げることでございます  
けれども、担当の委員会にはその都度説明資料をお渡しし、説明をしているところでござい  
ます。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

いや、なぜそう言うかといったら、やっぱり住んである方は、まず、議員に言わっしゃる  
わけですよ。「こげんやなかつかん」と。「いや、おれは知らんばん」ち言うと、何かその  
辺を抜けた議員に思われるから、その辺をひとつよろしく願いをいたしますが。

3年間延長ということでありまして。ところが、もう佃町のあそこは80戸ですかね、ありま  
すが、もうほとんどがらんとしとつですよ。それから、豊原と高畑は結構入ってありますけ  
れども、もう佃町は本当少ないと思えますが、今80戸のうちに、前回、熊井議員の答弁の  
ときには43戸、138人が住んでおられますという回答でありましたが、現状はどうなってお  
りましょうか。

**商工振興課長（江崎尚美君）**

商工振興課でございます。佃町にあります柳川宿舎につきましては、当初は平成21年度ま  
でに廃止される予定でございましたけれども、先ほど申しましたように、方針が変更され、  
少なくとも3年間は延期されることになりました。しかしながら、廃止決定はされておる関  
係で原則的に新たな入居はできないことになっておるところでございます。

入居者の数でございますけれども、本年、平成20年2月末現在で運営戸数80戸に対しまし  
て27戸入居されておるということでございます。

以上です。（「人数は」と呼ぶ者あり）

人数は20年のころはお聞きしたら教えてもらってございましたけれども、今回は正確な回答  
はいただけませんで、約3人程度という回答をいただいております。平均ですね、1戸に。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

それはもう当然ですよ。21年度で廃止すつち言うたなら、もう当然抜ける。80戸のうち

に27戸しか入ってなくて、もう実際行ってみんですか。がらんとしとっですよ。そうすれば、やっぱり犯罪の問題も出てくると思うですよ。80戸あるうちに27戸しか入っていない。そしてたら、もうほとんど電気は消えとる。何か恐ろしいですよ。それをここで言ってもいけませんけれどもね。国も私はそれはもう悪いと思います。そういうことで、それ以外の豊原、高畑については、まだ3年間延長されたということで安心しておられると思いますが、その辺もひとつ対応をしっかりと、住んである方がやっぱり安心して暮らせるようにひとつしてもらいたい。そしてまた、その人たちには学校に行ける者もおるわけやからね。特に学校に行っている人は、親は非常に心配するわけですよ。子供を学校を転校させやんとかね、そういう問題もありますから、ひとつどうでしょう、答弁をよかったですらお願いします。

**商工振興課長（江崎尚美君）**

商工振興課でございます。今、矢ヶ部議員が言われた点につきましては、我々も非常に心配しておるところでございます。特に戸数が少なくなりますと、例えば、もちろん安全面、それとか、通常社会生活、ごみ収集関係の問題等々が発生するわけでございまして、我々もその辺は申し上げているところでございますけれども、ただ、向こうは国が決めたからということで、我々交渉しているのは福岡にあるセンターですけれども、このセンター自体も、御存じのように、事業見直しによりまして、どうなるかわからないと、開発機構ですね、ということもございまして。その辺は強く我々も議員がおっしゃったことは常々向こうに申し上げておるところでございます。学校関係もすぐ調査をしまして、一応把握はしておるところでございます。

以上です。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

ここで言っても同じですけれども、国が一番悪い。これは全国ですから。柳川だけでも3つのあれがあるですよ。国に全体にそういうふうに国民を迷わすというのですか、そういうことはできないと思いますが、もういたし方ありません。ここで言ってもですね。

したがって、第3項についてはここで終わりますが、次に、広報「やながわ」月1回発行でございますが、1ページ単価はお幾らでしょうか。よかったですらお願いします。はい、どうぞ。

**企画課長（高田淳治君）**

企画課でございます。お答えをいたします。

平成20年度、それから、平成21年度の単価につきましては、同額ということでございまして消費税込みで0.609円でございます。

以上でございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

ほぼ61銭ちいうことですかね。はい、わかりました。

そして、今は月2回。1日号と15日号があるということですね。そして、1日号は大体22ページ、15日号は14ページであるようでございますが、それに間違いありませんかね。

**企画課長（高田淳治君）**

そのとおりでございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

そうすると、1年間で今の状態で2回発行されておった場合は全額で幾らですかね。印刷製本費は、6,500千円ですかね。どうぞ。

**企画課長（高田淳治君）**

議員御指摘のように、市報でございますが、1日号は21.7ページ、それから、15日号は14.3ページというふうになっております。これは年間そういうことで印刷しておりますけれども、この広報に関しましては21.7ページを年間十二月、0.609円、そういった形で積み上げた、そういった金額になろうかというふうに思います。

以上でございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

1日号と15日号とあるでしょうが。したがって、1日号だけにした場合、大体節約は幾らぐらいになりますかね。もう15日号を外した場合にね。それを教えてください。

**企画課長（高田淳治君）**

お答えいたします。

議員御質問のように、1日号だけにした場合でございますと、15日号の14.3ページが完全になくなるというわけでございます。この単価の計算でございますけれども、0.609円、それから、14.3ページの十二月、それから、2万4,350部ということで計算いたしますと、2,544,682円となりまして、年間約2,550千円の削減というふうになります。ただし、15日号に掲載しております情報によりましては、1日号で掲載をしなければならない必要性というのが生じてまいります。その分、1日号のページ数がふえるということになるわけでございます。このふえる記事を4ページくらいというふうに見込みますと、実質的な年間削減額というものは約1,900千円程度になるものと思っております。

以上でございます。

**11番（矢ヶ部広巳君）**

私はこれを何も減らせとか、節約せろという意味で質問しておるわけじゃありません。まとめますと、今、6,500千円ばかりかかりよと。しかし、4,500千円ぐらいはかかるから、実質2,000千円ぐらいの節約になるだろうということでもいいですかね。いいですか。

それでは、こういうことで区長さんから月1回でよかばいと、そういう要望等はあっていないでしょうかね。その辺をどうぞ。

**企画課長（高田淳治君）**

お答えいたします。

行政区長代表委員協議会でございますが、そのような要望はあっております。

#### 11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。これは今非常にやっぱりどこも高齢化しておるわけですよ。そして、1人とか2人しかおらん。もう見るのも、少し字も小さいとか。もう2遍も配るのが大変だという意見が、私が確かに耳にしましたからですね。そういう点で、よかったら来年度、22年度はもう予算も立ててありますからやむを得ないと思いますが、よかったらひとつ23年度からは1つ減らしたりとか、そういう22年度は検討していく期間にしたらどうでしょうかね。あるいは区長代表者とか、そういう方の意見を聞いてね。そういう考えはあるかどうか。どうぞ。

#### 企画課長（高田淳治君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、この広報紙の発行回数につきましては、御承知のとおり、合併協議会の中で市民の皆様への情報提供をより機密に行って、個別のチラシを減らすということで、月2回の発行となっているわけでございます。また、19年の10月に広報に関する住民アンケート調査を実施いたしまして、その中で広報紙の発行回数に関する調査を行っております。結果といたしましては、月2回がよいと答えられた方が54.5%と半数を超えておまして、月1回と答えられた方は43.6%、その他1.9%ということでございました。参考といたしまして、県内の状況を見てみますと、現在、政令指定都市を含めまして、県内28市の中で月1回の発行というのは6市でございます。それ以外の22の市は月2回の発行といった状況でございます。

広報紙の発行回数につきましては、議員御指摘のように、月1回の発行とすることで経費の削減ができるという部分もございますけれども、一方で広報紙の発行に間に合わないお知らせ、それを周知を徹底するためなどの関係各課からのチラシがふえるといったようなこともございます。また、月末の情報などは、編集作業や印刷スケジュールなどによりまして、翌々月にしか掲載できなくなるなど、市民の皆様への情報発信がおくれるといったことなども想定されるわけでございます。

しかしながら、前回の住民アンケート調査でございますが、2年以上経過しているという状況にもございます。このため平成22年度におきましては、再度アンケート調査を実施するなどいたしまして、その結果等も踏まえながら再検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

#### 11番（矢ヶ部広巳君）

最後になります。今の方向でいきますと、県内28市のうち、もうほとんどが月に2回発行

しているということですね。この広報の皆さんに感謝を言いますがね。私、ここに3月1日号を持っていますが、先生からの贈る言葉、これは非常に好評であります。なぜかという、もう実際、卒業した者とか、お父さん、お母さん、ああこの先生は今ここになわられておるばいなどということで、在校生も、あるいは親たちも、あるいはじいちゃん、ばあちゃんも、非常に好評であった。大変喜ばれていることを申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時18分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、14番竹井澄子議員の発言を許します。

**14番（竹井澄子君）（登壇）**

皆様おはようございます。14番竹井澄子でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは3点について質問をさせていただきます。

第1に、女性委員の登用についてでございます。

これは、平成11年6月23日に施行、男女共同参画社会基本法として、法律が第78号ということでき上がり、平成12年度より施行が始まりましたものでございますけれども、男女共同参画社会という言葉はいろんなところで言われておりますが、かなりの年月がたちます。柳川市においても、平成20年度目標を40%として取り組まれてきましたが、いまだに福岡県下の中でも低い水準のままで今日を迎えております。

そこで、お尋ねをいたします。目標を40%に設定されて、現在何パーセントで何人の委員がいらっしゃるかということ。

2番目に、今後、どのような取り組みをしていかれるおつもりなのか。

そして、3点目は市長にお尋ねいたしますけれども、女性の資質をどんなところに活用されたいと思いののか、市長からの答弁をお願いいたします。

次に、結婚サポート事業についてでございます。

柳川市が現在までに結婚サポート事業と言えるような行事を何年間やってこられたのか、その事業内容と、かかった経費、そして、今後どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

福岡県知事のもとに、出会いふれあい事業ということで、県婦人会挙げて取り組んでいる

ということは御存じでしょうか、ということもあわせてお尋ねをいたします。

それから、これは市長にお尋ねいたしますけれども、柳川市地域婦人会連絡協議会が年1回発行をしている新聞を御存じでしょうか。

それから、3点目になりますけれども、定住自立圏の形成ということでお尋ねをいたします。

一組でも結婚し、柳川市内で新生活をスタートしていただきたいと思っております方々が市外へ移住されていかれる例が多々ございます。その対策として、市がどのようなことをなされるのか。そして、アンケートとか、若い人たちがどのようにしたら柳川市にとどまってくれるだろうかということで、いろんなことで会議をされたのか、またアンケートをとられたのか、そういう経過がありましたらお尋ねをいたしたいと思えます。

ほかの質問につきましては、自席より行いますので、よろしくお願いをいたします。

#### 副市長（刈茅初支君）

それでは、お答えをいたします。

まず、第1点目の女性委員の登用についてでございますけれども、まず、現在、登用率が何パーセントかというお尋ねでございます。

これにつきましては、直近のデータが平成21年4月1日でございますして、25.8%の登用になっております。

あと、何人登用しているかということでございますけれども、21年4月1日時点のデータでございますけれども、36の審議会等がございますして、その中で、総委員数が445名、女性の委員が115名でございます。

それから、今後の取り組みということでございますけれども、男女共同参画につきましては、柳川市におきましても男女共同参画推進協議会というものを立ち上げておりまして、ここからも強くそういった男女共同参画を要請されておるところでございます。

市といたしましては、引き続き、女性委員の登用率向上のために関係課に対しヒアリングなどを実施いたしまして、目標達成に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の、結婚サポート事業ということで、これまで何年こういった出会い事業といえますか、やってきたのかというお尋ねでございます。また、その内容、経費等についてどうだったかということでございます。

合併以前の旧柳川市でございますけれども、平成10年から男女の出会いの場創出のための農漁業後継者交流会を2年に1回のスパンで開催しております。新市発足後も引き続き開催をしておりまして、今年度までに計6回開催をしております。

内容につきましては、川下り、立食パーティー、お見合いタイムなどイベントを主としたものでありまして、経費といたしましては、これまで9,000千円ほど市費をかけております。ちなみにこれまでの参加者ですが、男性が146人、女性が158人ということで、問われては

いませんけれども、成婚数は2組にとどまっているという状況でございます。

それから、3点目の定住自立圏の関係でございますけれども、議員御指摘のように、本市の人口減の要因といたしましては、当然ながら少子化という問題もございますけれども、もう1つ社会減として、若者の転出超過ということが大きな原因というふうになっております。

それで、これまで昨年末、このために柳川暮らしアクションプランというものを策定したところでございまして、これはおおむね20代から40代、子育て世代をターゲットとした施策を展開していくというようなプランを策定したところでございます。

プランの内容を少し申し上げますと、5つの柱立てをしております、1つは、雇用の確保と産業の振興、2つ目といたしまして、豊かな自然と住環境づくり、3点目が子育てと安全・安心、そして4点目が教育・文化の振興、5番目が情報発信の強化ということでございます。

具体的には、まずは空き家情報とか就職情報などの定住、移住に関する情報、それから本市の文化や歴史など柳川の魅力を発信していきたいと、まずは考えております。さらには、引き続き居住環境の整備を推進するとともに、平成22年度におきましては、新たに子育て支援対策としての療育支援訪問事業、それから結婚サポートセンターの設置など、今議会に予算をお願いしているところでございます。

それから、済みません、1点漏らしていたと思いますが、市民のそういった出会いの場の取り組みについて知っていたかということについては、存じ上げておりませんでした。

以上でございます。

#### 市長（金子健次君）

竹井議員の質問にお答えいたします。

私に対しては2点の質問だったと思います。

いろんな審議会、委員会等につきまして、女性の役割、資質等についての問いと、もう1つが地域婦人会、そういう機関紙について知っているか、承知しているかという、2点の質問についてお答えをいたします。

資質というよりも、福祉の関係で、例えば民政委員が150名おりますけれども、その際の委嘱につきましては、柳川市の推薦委員会の中で決定をし、また厚生労働省に進達をするわけですけれども、その際には、努めて女性の民生委員の登用ということで今日までやってきた経過がございます。そういう面での民生委員、女性の場合はいろいろ相談しやすいと、男性ばかりだと相談しにくいという面が市民から聞こえておりますので、そういう面では女性のほうも多いほうがいいかなというふうに思っております。

それと、いろんな子育て関係につきましても、委員になる場合には、そういう面ではふさわしいかなというふうに思っているところでございます。

地域の婦人会の機関紙等につきましては、見たことありますけど、そういうことについて

よりも私が申し上げたいのは、婦人会、女性の活動については、その都度いろんな行事、またいろんな御案内をいただきますので、内容については十分承知をしているところでございます。

以上です。

#### 14番（竹井澄子君）

今、柳川市では桃の花が咲き、柳の芽も膨らみ、春らんまんの中でさげもんめぐりが行われております。このさげもんも、女性が今まで生まれてきた女の子の幸せと成長を願いつくってきたものが、今、柳川市の観光にとってもなくてはならない要素を持っている。つまり、女性が動けば地域も変わるいい例ではないかというふうに思います。

そういう女性の特徴を生かして、いろんなものを市に貢献し、女性の心豊かな地域づくりに貢献できる婦人会ということで、婦人会の皆様が長年やってきてあることは市長も御存じのことと思いますけれども、その中で、何で柳川市が県の中でも男女共同参画社会を言われて久しいのに女性の登用というのが少ないままなのか、実態はどこにあるのか、分析されているのであれば、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから——一問一答でいいでしょうか。

#### 副市長（刈茅初支君）

女性の登用が低いという分析の関係でございますけれども、まず、本市が県内で比較した場合にどういう状況かということについて、まずはお答えをしたいと思います。

これも先ほど言いました21年4月1日時点でございますけれども、本市が登用率25.8%と、県内全市町村の登用率が25.3%、0.5ポイント本市が上回っております。

それから、政令市を除く26市の中で登用率の高いほうから言いますと、本市は13番目ということで、ちょうど中位にあるということでございます。確かに本市の登用率は4人に1人と、女性1人というような状況でございます。これについて、どうしてそう進まないのかということについては、大きくはやはりいろいろとその審議会委員の充て職にする、各種団体からの充て職にするといった場合が多いわけですが、そういった場合に、なかなかその団体から出される方にもともと女性がいらっしやらないとか、そういったことが背景にあるかというふうに思っております。

以上でございます。

#### 14番（竹井澄子君）

その団体に充て職にある女性がいらっしやらないというと、どういう団体を指して言われているのか、げげんな感じがいたしますが、女性はたくさん柳川にはいらっしやいます。各種団体にもいらっしやいますので、今のお言葉はどうかというふうに受けとめております。

女性が変われば地域が変わるというぐらい、今、ウーマンパワーというのは、非常に地域にとっても行政にとっても必要なときでございます。その中に、いかに女性の力を取り入れ

て変わろうとするかは行政の皆様のお考え次第だと思いますが、そういう勉強をしている女性がふえてきているということは御認識なさっているのでしょうか、どうでしょうか。

**副市長（刈茅初支君）**

議員言われますように、当然ながら世の中の半分は男性、半分は女性でありますから、女性のそういった力を当然ながらおかりする、活用していくというのはあろうというふうに認識をいたしております。

**14番（竹井澄子君）**

女性のパワーをもっと活用していただきたいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

もともと結婚サポートというものについて婦人会が取り組みましたのはずっと以前でございまして、平成20年3月31日発行の「花しょうぶ」という、これは婦人会の機関紙でございまして、そこに結婚サポート事業について載っておりますので、それを読ませていただきます。

新たな出会い、触れ合いを求めて、一組でもカップルが生まれたらと、出会いふれあい事業を10月14日開催しました。募集とともに、男性はすぐ定員達成いたしました。一方、女性は少なく、役員は参加者集めに大汗をかきましたが、男性15名、女性17名もの参加があり、とても盛況でした。どんこ船に仲良く男女交互に席をとり、昼食時は食事よりも話に夢中のカップルもあつたりで、活気に満ちた食事会になりました。結果、3組ものカップルが誕生いたしました。費用147千円。男性会員からは4千円、女性からは2千円の実費をいただきました。2そうのどんこ船に乗り、くじ引きで席を決め、日吉神社で男性のみ席を交代させ、そして、足湯でゆっくりとし、それから、六番館でパーティー料理をつくってもらいまして、これまた席を決め、いろんなクイズやゲーム、そして、話し合いタイムというふうなものをいたしました。なぜ、柳川市でやったかといいますと、福岡県に登録されて、出会いふれあい応援事業ということで、柳川市からも多くの男性、女性が登録をされました。しかし、一組も、一人も福岡のサンヒルズで行われている県主催のふれあいパーティーには行かれませんでした。「なぜ行かないんですか」と聞きましたら、遠かと、ちょっと遠いと、交通費もかかると。それから、「福岡で知り合った人が柳川まで嫁って来なはるやろか」と、そういう疑問を言われました。そして、柳川ですてくれんですか、柳川によそからいっぱい女性を集めて柳川ですてくれませんかという切実な願いが私どもの会のほうに寄せられました。じゃあとということで思い立ちました。そして、3組ものカップルができましたので、その当時の市の行政の方に婦人会が毎年150千円ぐらいずつ出すのは大変だと、いいことだと思って捻出したけれども、もうほかの行事ができなかったのも、これは市でやってほしいということを切実にその当時お願いに参りました。なのに、知らん顔をされました。市はそういうふうなカップルができることを何とも思われなかったのか。そういうふうな扱いを受けたのに、

今度、結婚サポート事業というものをやるということでございます。

そして、私どもの特徴といたしましては、女性特有の、あそこにだれがいる、どういう人がいるという、非常に知識が豊富でございます。そして、出ていかんね、いい出会いがあるかもしれないよという後押しのできる団体でもあります。そういうウーマンパワーを活用せずに、結婚サポート事業、1人230千円でそういうのを定住圏策の中につくると。そういうふうに、何か委託すればもうものが終わったと考えられることに対して、私は非常に怒りを覚えます。本当はみんなが力を出し合って、一人でも結婚できるような人たちをつくっていくのが行政と官民を挙げての一番いいことだというふうに私は自信を持っていますし、確信もあります。そして、それを望んでいる人たちもあります。私の一般質問の中に「結婚サポート事業について」という、この文字が有明新聞にも載りました。多くの男性から電話がありました。「おばちゃん、何月ね、何月今度してくるっですか。待った」と。この皆様の意識を行政はどう受けとめられるか、お答えをお願いいたします。

#### 市長（金子健次君）

答弁いたします。

竹井議員の婚活に対する思いというのはよくわかりました。地域婦人会のリーダーでも、トップの方でもございますし、そういう面では協力を惜しまないというふうに私は受けとめました。そういう意味では、過去の実績等もございますし、私たちが今やっているのは、柳川市内だけの登録だけではできませんし、広域的に筑後地域等も含めたところで登録をしてもらわなければ成功に導かないわけでございます。

先行しております八女市を中心としたところでは、過去1年間に30組ができた。そのことにかたってあったみやま市さんのほうが、5組できましたという市長からの報告を聞いておりますので、先進地での、先行する八女郡の状況も的確にノウハウをつかんでまいりたいというふうに思っております。

その後、定住圏の中で、大牟田、みやま、柳川を含めたところで進めてまいりたいというふうに思っております。竹井議員のそういう思いについては、ぜひ御支援をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### 14番（竹井澄子君）

市長から前向きな答弁をいただきましたので、会の皆さんを挙げて、これには私どもも協力体制をとらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、3番目の定住自立圏の形成についてをお尋ねいたします。

きょうのテレビで、静岡県のある4万人の市ですが、中学校まで医療を無料化されたそうです。そしたら、どんどん人口がふえ、がん専門病院、それから企業、銀行、そういうのがどんどんでき始めて、非常に活気があり、日本全国の中で、2万何カ所か言われましたけれ

ども、土地を評価されましたけれども、たった7カ所だけしか土地の評価がことしは上がらなかったそうです。その土地の評価額が上がったところがこの市であると。だから、市の政策一つで市が変わる、まちが活性化するいい事例だというふうに思います。

その中で、そういう事例があったということをお尋ねをいたします。

どういうところに転出しているか。そして、どういうところがいいのかということをおよそ私なりに調査いたしましたけれども、隣の大木町、みやま市、筑後市に、もちろん福岡市、久留米市にも転出が多いんですけれども、大木町の例をとりますと、3DKにしたら、同じ間取りで大木町が10千円安かですもんねという金額の差。それと環境問題、子育て、それから生活に係る環境問題について、大木町は積極的に取り組んでもらって、とってもいろんなことが暮らしやすそうに感じましたという御意見を聞きました。柳川市はどういうところがおくれているかと言ったら、「やっぱりもうちょっと家賃が安くなって、そして、子育てもいろんなサポートができたらとてもうれしいんですが」という若いお母さんのことも聞きました。それともう1つは、やっぱり安い土地を提供して、多くの御夫婦が住んでいただくことが私は一つの方法じゃないかなというふうに思います。

その一例といたしまして、三橋町吉開地域にあります——二ツ河校区の吉開がありますが、今はどうなっているかわかりませんが私が調べましたところ、65坪で7,500千円で土地を購入し、家を建ててそこに移ってこられておる。現在、柳川の中の増加率はそこが一番多くなっているように思いますけれども、きのうが卒業式でしたけれども、私の校区、中山小学校は、ことしの4月の新入生は3名でございます。全体で53名だったんですが、今度は9名卒業しまして3名しか入ってきませんのでおのずと人数がわかると思いますが、その地域だけで小学生97名もいるんです。定住促進のためにも、やっぱり土地を安く若い夫婦に提供するということが必要な政策ではなかろうかと思えますし、いろんな住宅も今話が出ておりますが、若い夫婦には特別に何かいい政策を考えていただいて、柳川市にいけば暮らしやすいよ、とても若夫婦にとってはいろんな助成や補助があるよということで、若い夫婦をとにかく呼び集めるような政策があるならば、どうぞお願いいたします。

#### 副市長（刈茅初支君）

議員言われますように、人口減対策につきましては、やはり思い切った政策も必要になってくるだろうというふうに思います。これにつきましては、他自治体の取り組み等もよく参考にしながら、十分に費用対効果等も考え検討していきたいというふうに思います。

本市のそういった人口減対策といいますか、いわゆる本市が他市に比べてぬきんでている施策もございまして、やはりそういったことも引き続きやりながら、今申し上げましたように、他市の取り組みなども参考にしながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

**14番（竹井澄子君）**

しっかりと取り組まれるというお言葉ですが、具体的には何をどう取り組まれるかをお聞きしたいんですけれども、来年の3月にでき上がります柳川市の中山の住宅についてでございますが、建てかえ住宅としてではございますけれども、今の旧住宅の方が移られましても、まだどのくらい空き室があつて、どういうふうな募集をされようとしているのか、その点をお尋ねいたします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

中山の建てかえの分でございますけれども、50戸の住宅を現在建設中でございます。

現在、空き部屋とかの対策をとりまして、旧住宅といいますか、今の住宅については40戸がございましたけれども、そのうち9戸が空き部屋になっておりますので、約20戸弱が新たな募集ということになります。地元からも先ほど議員言われたように、小学校の児童数が少なくなってきたおるといふようなこともございましたので、これは旧三橋の時代からでございますけれども、中山のまちづくり交付金事業で、インフラの整備、道路の拡幅とか、そういったことも含みまして住環境の整備を行ってきたということでございます。

募集についてはどうかということでございますが、これについても、地元のほうからそういった若い世代をぜひ入居させてくれというふうな要望もあっておりますので、そういった分については十分検討させていただいて、入居募集については当たりたいというふうにお考えしております。

以上です。

**14番（竹井澄子君）**

今、建設部長のほうから非常にうれしい答弁をいただきました。柳川市の人口が一人でもふえて、柳川市は住みよいと言われるような市になるよう、行政の方、また議員も頑張らなければいけないとは思いますが、そういう市になることを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、竹井澄子議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時1分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、17番樽見哲也議員の発言を許します。

**17番（樽見哲也君）（登壇）**

皆さんこんにちは。17番樽見哲也でございます。議長の発言許可をいただきましたので、

ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は3つの質問をいたしますが、長々と前語りは申しません。要点だけについて質問をいたしますので、執行部の答弁も、冒頭で議長が申されましたように、明瞭な答弁をお願いします。

そこで、初めに庁舎の有効活用についてであります。

この質問は、さきの19年12月議会、また21年6月議会で質問しています。既に合併いたしました5年が過ぎようとしています。その後、どのような活用がなされているのかお尋ねします。執行部は、費用対効果や他の自治体の活用状況を検討したいという答弁が 있습니다。

次に、西鉄蒲池駅周辺の整備についてお尋ねします。

この質問も21年6月議会でも質問いたしております。市長は都市計画マスタープランに沿って将来に向けた取り組みをしなければならないと答弁がありますが、その後、何か調査、または検討などされたのかお尋ねいたします。

最後に、県道水田大川線の整備についてであります。

この道路は、蒲生地区から蒲池駅を通過して、大川市との境の野田地区まで走っている道路でございます。金納の交差点改良があって、その先が狭くて離合をするにも大変危険であります。執行部として何かお考えはありますか。

以上で壇上の質問は終わります。再質問は自席でいたします。

### 三橋庁舎長（藤木 明君）

三橋庁舎長でございます。庁舎の有効活用についてでございますが、この件につきましては、平成21年6月議会の一般質問の中で、議員から有効活用している自治体の御紹介をいただき、それを含めて検討してまいりますと御回答を申し上げておりました。

このため、早速御紹介をいただきました自治体を調査いたしましたところですが、その結果を申し上げますと、議場を民間に使用許可し、使用料等を徴収している自治体は、新潟県南魚沼市の旧塩沢庁舎の議場でございます。

また、鳥取市の旧鹿野町議場は、議場をシネマ実行委員会に使用料を減免し、使用を許可し、年間10日ほど市民向けの映画を上映いたしておりました。

他の自治体では、山梨県北杜市が旧長坂町の議場を、以後、美術館として活用をするなど、市が活用をしている事例でありました。

南魚沼市の活用事例を御紹介いたしますと、市は塩沢庁舎3階の議場及び会議室625平方メートル並びに50台分の駐車スペースを、ヤマト運輸株式会社を使用を許可し、関東地区を担当するコールセンターとして活用しているとのことでした。許可条件といたしましては、議場等の改装は約10,000千円でヤマト運輸が行ったと。使用料金は、光熱水費を含めて年間15,000千円程度。使用許可期間は、当初ですが、平成19年9月11日から平成21年8月31日までの

2年間で、その後は双方に異議がなければ自動継続となっており、現在も継続中とのことです。市の事務所の情報等の保護対策といたしましては、時間内はシャッターで仕切り分離がされていると。そのシャッター設置費用、約1,000千円は市が負担をされたなどがございます。ここまで聞けば、光熱水費を除く使用料が年間12,000千円程度収入でき、大変な有効活用と思われる。しかし、貸し出しに至った経過は、ヤマト運輸のほうで適当な施設がないか検討されてあった背景があり、そこで市は、一般公募を行わずヤマト運輸のみと協議され、使用許可に至ったとのこととございます。

そこで、南魚沼市の例を三橋庁舎に当ててみた場合、まず、一般公募によらず特定の企業に使用許可ができるのか。また、南魚沼市は3階建ての3階部分、そのフロア全体を貸し出し、他の階をシャッターで完全遮断することにより情報の保護対策をとることができた。しかし、三橋庁舎の場合、現在の空きスペースは5階フロアの議場のみということとございますから、議場だけを隔離し、行政情報の保護、庁舎の防犯及び安全確保を行うことがなかなか困難な状況にあります。

今後とも、他の自治体の例や費用対効果などを考慮し、有効活用を検討してはまいります。当面は市役所内での活用や公共的団体の文化事業の場として活用していければと、そのように考えております。

以上です。

#### **建設部長（蒲池康晴君）**

2点目の質問事項でございます西鉄蒲池駅周辺の整備についてでございますけれども、蒲池地域は、樽見議員御案内のとおり、有明海沿岸道路、それから国道385号線、それから主要地方道でございます久留米柳川線、県道水田大川線など、多くの広域幹線道路が通りまして、さらに、西鉄蒲池駅も抱えておりますので、本市北部の交通の要衝となっておるところでございます。

しかしながら、その交通の現状を見ますと、渋滞、それから交通事故等に対応した道路の整備が部分的には行われておりますけれども、道路の多くはまだまだ整備が必要な状況となっておるところでございます。

こういった状況でございますので、現在は国道385号線の整備とか、県道久留米柳川線、金納橋の歩道設置、下田町付近の道路改良などを初めまして、市道につきましては、高橋中牟田線等を中心に広域幹線道路の整備を優先的に進めておるという状況でございます。駅周辺の整備、検討というのがそこまでまだ至っていないというのが現状でございます。

続きまして、県道水田大川線の現在、今後の整備はどうなっているのかというふうな御質問でございますけれども、西鉄蒲池駅の前を当然走ります県道水田大川線でございますが、通行量も多くございます。また、蒲池駅の利用者も1日約420人ございまして、駅まで歩いての通勤、通学者の方も多い路線でございます。特に駅前には朝夕に送迎車が道路に駐車すると

かいうことで、歩行者の通行が危険な状況にあります。そのために県道を管理する県でございますが、現在、歩行者の多い県道につきましては、歩行者の安全確保のために道路の路肩に歩道幅を確保いたしまして、その部分に緑色に着色をいたしまして、歩道と車道を明確にするような安全対策を行っておるところでございます。

この改修方法でございますが、現在は県道橋本辻町線の上宮永の信号から西に行く県道高田柳川線、それから柳川庁舎前の福岡銀行前から北に行きます久留米柳川線、それと辻町の信号から西に行きます柳川城島線において実施をされておる現状がございます。

県道水田大川線の整備状況につきましては、大木町境の蒲池内の一部、金納交差点付近と、大川市境の野田地内の一部に歩道が設置されておりますけれども、大部分の区間といたしましては未整備でございます。現状は道路幅員が狭いということで、歩行者、車両の通行が危険な状況であります。将来は、この未整備区間を歩車道分離の歩道整備を図っていかねばならないと考えますけれども、この区間は御存じのとおり、住宅、それから事業所、倉庫、こういったものが建ち並んでおまして、一朝一夕には整備できない状況でございます。市といたしましても、今後、沿線住民の方々の歩道整備の御理解を得ながら、道路管理者である県のほうに歩道整備を要望していきたいということで考えておるところでございます。

以上です。

#### 17番（樽見哲也君）

ありがとうございました。

庁舎ですけど、三橋庁舎は庁舎長、5階だけがあいているということですけど、4階は会議室かが幾つかたしかありましたですかね。

#### 三橋庁舎長（藤木 明君）

三橋庁舎長でございます。5階は議場と会議室がございます。あいているのは議場だけと。あと、元小さな監査事務室とかがあったんですが、そういうところはコピー用紙とかまとめて買いますので、そういう資材の置場とか、それとか、あと事務局があったところについては、生涯学習課の歴史の本等がありますので、そういうのを保管しておる場所と、そういう形で5階では議場だけが残っていると。

4階は、御承知のように、元は町長室とか助役室とか、それと財政、総務、そういうフロアだったんですけども、監査事務局が入っておりまして、監査室が元町長室とか、そういうことで、4階フロアの南側は監査のほうで使っています。北側は、御承知のように、ハローワークのほうに貸しまして、就職相談室になっておると。それと、残っておるのが旧庁議室ですが、ここも今、会議室として利用しています。そして、あと畳の部屋の会議室がございますが、そこも会議室として利用をしております。

以上、そういうことで、4階、5階、事務室、会議室等がございますが、資材置き場にしたり、会議室にしたりということで、残っているのは議場だけが残っていると、今こういう

状態が1部屋あるという状態でございます。

以上です。

**17番（樽見哲也君）**

ありがとうございました。

最近では、また2つちょっといろんな活用をされているということがあります。

まず、大分県の豊後高田市、ことし1月19日に2005年の1市2町合併から支所として使用をしてきた庁舎を丸ごと1棟貸し出すということでございます。地元の雇用促進や市の財政支出抑制、収入増につなげるのが目的と、2月1日から3月31日まで企業や団体、個人を募集し、選考後、早ければ4月から利用をできるということでございます。

また、お隣の佐賀県の白石町では、旧有明町、旧白石町、旧福富町が2005年に合併して、ことし1月に白石町の議場を柔道場として活用する方針を明らかにしたということです。天井が5.3メートルと高く、投げ技も大丈夫ということで、地元の少年柔道クラブが練習場として使うということでございます。1階は子育て支援センターとデイサービスのフロアに活用、2階の一部は読み聞かせグループなどの事務所としても提供する考えで、オープンは来年秋になるということでございます。

やはりこのように、ほかの自治体では、住民の声を聞きながら有効に活用されています。執行部の答弁では、財政状況はますます厳しい状況になっておりますので、自主財源の確保ということを視野に入れながら、今後検討していきたいと答弁なさっております。何かお考えはないですか。

**三橋庁舎長（藤木 明君）**

三橋庁舎長でございます。今、佐賀県の白石町、豊後高田市の香々地庁舎ですね、この2つの事例を御紹介いただきました。私どもも常々、ある議員から御意見をいただいておりますので、新聞等を見ていたら、昨年12月9日に白石町の記事が、1月20日に豊後高田市の香々地庁舎の事例が載っておりました。

今御紹介いただきました香々地庁舎は3月31日までの募集期間ということで、地元雇用を前提に、10名でしたか、そういう条件がある。そういうところで庁舎丸ごと1棟貸し出しと、そういうことのようにございます。

白石町も庁舎すべてがあいたので、議場は柔道場と、1階、2階は今言われましたように、福祉のスペースとか読み聞かせグループへの貸し出しと、そういう形で利用がされるということでした。

先ほども申し上げましたように、丸ごと1棟貸し出しができるとか、ワンフロアすべてが貸し出しができるとか、そういう条件であれば、もっと積極的な有効活用の取り組みといたしますか、こちら側の能動的な行動もできるかと思いますが、いかんせん、三橋庁舎は5階の議場1室があいている状態ということで、先ほども言いましたように、こういう状態のどこ

ろが1室あいているということで、改造費用とか、あるいは庁舎のいろんな情報のセキュリティー問題、そういうところからすると、なかなか厳しいものがあるということで、先ほどもお答えいたしましたように、今後も有効活用は当然考えていく必要がございますけれども、当面は市役所内での活用や公共的団体の文化事業の場として活用していければと、そのように考えております。

以上でございます。

**17番（樽見哲也君）**

ありがとうございました。

ところで、大和庁舎はどのように、今現在状況はどうですか。

**大和庁舎長（横山英眞君）**

大和庁舎の状況についてお答えいたします。

今現在あいている空室はございません。21年の9月にお答えしました事務局の跡とか、今イベント等の資材置き場、もしくは各課の事蹟等で埋まっております。現在のところ、あいているスペースはございません。

以上です。

**17番（樽見哲也君）**

はい、わかりました。

やはり三橋の場合は、平成3年でしたか、庁舎ができ上がったのはですね。なかなか、まだしっかりした建物に何かもったいないですから、何かやっぱり地域の方々といろいろ前向きに相談しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、蒲池駅の質問ですが、執行部は、この前の私の質問で質問していましたように、雨の日とか、また朝夕の蒲池駅の状況などは見られたのかお尋ねします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

私のほうでは、街灯啓発で、朝7時過ぎから8時過ぎまでぐらいあそこで啓発活動をしたことがございまして、蒲池駅の状況というのは見ております。

**17番（樽見哲也君）**

それでは、お隣の八丁牟田駅とか、大溝駅、三瀨駅などは、駅周辺は見られましたか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

はい、存じ上げております。

**17番（樽見哲也君）**

それでは、県南筑後県道整備事務所には何らかの形で打ち合わせなどはされたのか、お尋ねします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

あくまでもあそこに通っております県道の安全対策ということでは協議をしたことがござ

います。

**17番（樽見哲也君）**

ぜひ早目に取り組んでいただきたいと思います。この前から大きな事故も起きております。この問題はさきの議会でも質問しましたが、極めて喫緊の問題であり、地域の方、また通学、通勤をされている方など、多くの人にとって大変危険な状況であります。まちづくりの根本は、そこに住む人、また利用する方々にとって安心・安全が担保されるというべきであります。この件について、市長、どう考えられますか。

**市長（金子健次君）**

昨年の6月議会の中で、蒲池駅周辺の整備について質問がありました。その中で、私も答弁をいたしました。ちょうど1年前ですけれども、柳川市長選挙がございまして、その駅のところに立ったことがございます。確かにスクールゾーンに入っておりまして、ちょうど立石団地のほうから、またそういう周辺から蒲池小学校に通学している子供たち、確かに踏切の幅も大変狭くて、そして、往来が激しいということも十分承知をいたしているところでございます。本市の都市計画マスタープランに基づいて、将来を見据えたという形につきましては、先ほど八丁牟田駅とか、大溝駅、三瀨駅等とも私も承知をしておりますので、今後、一朝一夕にはいきませんが、そういうことで十分承知をしながら整備を図っていかねばならないということで考えているところでございます。

以上です。

**17番（樽見哲也君）**

わかりました。

今議会は、22年度の新年度予算を審議されますが、私は予算書を見てこの問題に取り組む予算がどこにもない、また何も計上をされていないことに残念でございます。私は地域の方々の御意見なども聞いております。その中では、関係者の皆さんもそういう整備をするのであれば、いつでも協力は惜しまないという意見をいただいております。

執行部としては具体的にこの問題にどのように取り組まれようとしているのか、お尋ねいたします。

**建設部長（蒲池康晴君）**

先ほど市長のほうからもありましたように、昨年策定いたしました都市計画マスタープラン、これは将来計画20年後の将来像ということで書いておりまして、その中では蒲池駅周辺というのが、駐車場、それから駐輪場、駅前広場の整備を検討しますというふうなことになっておるわけでございますので、当然、こういったプランに基づいて整備をしていかなければいけないということでございますけれども、現在のところ、先ほども申し上げましたように、道路網の整備、これを優先してやらせていただいておりますというふうなことでございますので、その分の整備について、ちょっとまだ今のところ検討までには至っていないという

のが現状だということでございます。

**17番（樽見哲也君）**

ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

最後に水田大川線ですけど、この道路は都市計画道路になっていますか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

都市計画道路ではございません。

**17番（樽見哲也君）**

それでは、何か計画はございますか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

今のところ、金納の交差点が整備をされました。それから野田の交差点のところも整備されておりますが、その間というのが未整備というふうな状況で残っておりますので、県道でもございますので、県のほうに整備についてはぜひお願いしたいということで、要望をしていきたいというふうに思っております。

**17番（樽見哲也君）**

実は国道385号線は、大川分は、部長、今月の3月30日に開通式が予定をされております。柳川分は23年度開通予定でございますか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

385号線のバイパスにつきましては今議員のおっしゃったとおりでございます、柳川の区間というのは23年度末というふうなことで今予定されております。

**17番（樽見哲也君）**

さっき申しましたように、金納から根葉を通過して野田地区まで行く道路が本当に狭くて、住宅や倉庫、車庫など、約80件ぐらいあるようでございます。

そこで、国道385号線は、大川市役所から東に向けたところの市役所通り、またをいちよう通りというと思います。市役所から真っすぐ東のほうに来た、あそこ385号線が交差するというのでございますので、その交差する交差点からちょっと東に道ができております。そこから金納の信号の手前に松橋ってあります、橋が。そこまでバイパスを通したらどうかというふうに、これは私がちょっと今考えております。

それで、私も大川の市議会議員の数名の人とはたまに意見交換したり、情報交換、勉強会とかをしておりますが、ぜひ実現させてほしいという話があります。もちろん大川、柳川の両県議会議員にもこの話は説明いたしております。現場にも何回も行きましたけど、距離として約1キロメートルぐらいだと思います。その中で、ちょうど国営水路が市境で、例えば1キロメートルのバイパスをつくれれば、大川分が3割、7割が柳川分だと、およそそういうふうに現地をいろいろ見て回って思います。たまたま住宅や建物も一軒もございません。そういうことで、そういうあれがありますので、そこら辺はどう考えられますか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

初めてお聞きする話でございますので、後ほど図面等を開かせていただいて、教えていただけるならというふうに思います。

**17番（樽見哲也君）**

ぜひよろしくをお願いします。

大川と両執行部で話し合い、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。一日も早く実現するよう提起します。

都市計画道路になっていないなら、道路変更をしていただいて、もう直ちに取り組んでいただけると思っているのですか。

**建設部長（蒲池康晴君）**

恐らく県道の読みかえというふうな話ではなかろうかと思えますけれども、これにつきましては、県のほうでそういった事業化がなされなければなかなか動かない話でございますので、ちょっと一概に私のところでどうこうと今のところ言える状況ではございません。

**17番（樽見哲也君）**

以上で私の質問はすべて終わりますが、今回、質問した点についての取り組み、進捗状況については、機会をとらえ質問させていただきます。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、樽見哲也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時41分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。荒巻議員。

**9番（荒巻英樹君）（登壇）**

皆さんこんにちは。9番荒巻英樹でございます。金子市長におかれましては、就任以来、大変多忙な日々をお過ごしのことと思っておりますが、今後も7万2,000余の市民のために健康に十分留意され、柳川市のリーダーとして頑張ってくださいませよう、よろしく願いいたします。

そしてまた、私は市民の皆様にもお願いがございます。市長はこれまでいろんな行事等に出席されておりますが、これからは市長が積極的に市外での企業誘致、またノリを初めとする海産物や農産物のPRなど、トップセールスの時間がふやせるよう、皆様のもとへ市長がお見えにならなくてもお許しをいただきたいと思っております。

それから、先日、昭代地区の小学生を対象にした第17回梅の香マラソン大会が七ツ家の昭

代カントリーを発着地点で、梅の木街道をコースの一部として開催されました。当日は風が強く、とても寒い日でしたが、スターターの大役を務められた企画課の高田課長を初め、大会の運営に御尽力いただいた昭代地区の職員の皆さん、ありがとうございました。私も見学、応援をさせていただきましたが、昭代干拓方面に向かって一生懸命にかけていく子供たちの姿を見ながら、いつの日か環境の整った総合運動公園で走らせてあげたい、さらには私の視界に映る場所に総合運動公園が広がっている風景を思い浮かべながら応援をしたところでございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

1つ目は、西鉄天神大牟田線駅前の整備についてお伺いします。

西鉄天神大牟田線の駅は、福岡天神から大牟田まで48駅ございますが、そのうち本市には6駅ございます。所在地を自治体別で言えば、一番多いのは久留米市で10駅、それから福岡市と小郡市が7駅、次いで大牟田市と本市が6駅。具体的には北から蒲池、矢加部、柳川、徳益、塩塚、中島駅がでございます。

私は朝の街頭活動を市内の主要交差点8カ所と西鉄柳川駅で行っておりましたが、昨年秋より蒲池駅、塩塚駅、中島駅にも伺うようにいたしました。そこで、市民の皆さんからお話を伺うことができましたし、また気づくこともございました。その中で、特に気になったのは、朝夕の送迎時に、車道にて停車する車が少なくなく、他の車両の通行を妨げていることです。塩塚駅前には2台分の駐車スペースがありますが、有効に利用されているとはいえ、蒲池駅前と中島駅前にはそのようなスペースさえございません。特に中島駅は、県道大和城島線沿いにあり、有明海沿岸道路の開通後でもかなりの通行量で、停止車両を通行車両が追い抜く際には危険な場面も見受けられます。

そこで執行部では、蒲池、塩塚、中島駅の状況や課題をどのように認識なさっているのかをお伺いします。

2つ目は、観光対策についてお伺いします。

本市の基幹産業が農業と漁業であることは間違いありません。しかしながら、観光が本市の雇用や税収に多大な貢献をしていることは紛れもない事実であります。そのような状況において、近年の観光客数の伸び悩みは、本市にとっては看過できない問題であります。現在はまさにさげもんめぐりの時期であり、週末に限らず、多くの観光客にお越しいただき、大変ありがたく思っているところであります。しかしながら、同様のイベントは今や多くの自治体が行っており、今後も競争は激しくなるばかりでしょう。4月の中山大藤祭り、5月の水天宮祭り、8月の有明海花火フェスタ、10月のおにぎえ、11月の白秋祭に加えて、1年を通してさまざまなイベントを開催し、観光客をふやす施策が必要であることは間違いありません。そのためにも、何らかの仕掛けが必要だと思っておりますが、執行部の見解をお伺いします。

また、国内外への継続的なPR活動も必要であると考えますが、執行部のお考えと来年度

の活動予定についてお聞かせください。

3つ目は、校庭、公園の芝生化についてお伺いします。

この件につきましては、2年前の平成20年第1回定例会に続いての質問となりますが、そのときには、現日本サッカー協会名誉会長の川淵三郎氏と交流のある鹿児島県指宿市立池田小学校の体育実技の様子は見学をしましたが、それ以外では本やインターネットでの調査が中心でした。しかし、その後、鳥取方式での芝生化を推進しているニュージーランド人ニール・スミス氏の講演を2度聞き、先月には鳥取に足を運び、芝生化された校庭、公園、グラウンドを視察し、また、じかに自分の足で芝生を踏みしめて、芝生の効果を再確認することができました。「芝生は見るものではなく遊ぶもの」。これは鳥取でスミス氏が我々に最初に言った言葉です。また、続けてこう言われました。「今までの知識は捨ててください。日本人は芝はいいもので草は悪いものとするが、英語では芝も草も同じグラスです」。2年前の質問では、鳥取大学の先生が1平米当たり70円での維持管理に成功されているということをお述べておりますが、その中野先生にも御享受いただき、大変有意義な視察でありました。先週の古賀議員の質問と重複する部分があるかもしれませんが、その点は御了承願います。

それでは、芝生化に関する執行部のお考え、メリット、デメリット等含めてお伺いしまして、壇上からの質問を終わります。なお、再質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

#### **まちづくり課長（大村隆雄君）**

まちづくり課長でございます。荒巻議員の西鉄蒲池駅、塩塚駅並びに中島駅の駅前整備についてお答えいたします。

ただいま議員からの西鉄のこの3つの駅でございますが、現状は西鉄柳川駅のように駅前広場はなく、直接道路と面しているという状況でございます。送迎用の駐車場は議員御指摘のとおり、塩塚駅につきましては、ほんの少しのスペースがありますが、蒲池駅並びに中島駅についてはそういうふうな敷地はございません。そのため議員が御指摘のとおり、朝夕の通勤、通学の時間帯につきましては、駅前の道路の両側に送迎用の車両が縦列駐車をすれば、車道が非常に狭くなって交通混雑等を招いて、危険な状況にあるというところでございます。

これを解消するためには、送迎車両用の駐車スペースをそれなりに確保するのが理想であるということは認識をしております。しかし、中島駅をとりましても、前面道路の県道大和城島線が平成19年度に道路改良で完了いたしまして、旧道のガード下等の狭隘な危険な道路であった、あの県道が立派にきれいに整備をされて、現在はそういった余分な敷地がないというふうな状況にあります。また、塩塚駅前の県道高田柳川線は、非常に道路が狭うございまして、道路拡幅をするにいたしましても、その道路沿線には家屋等が連檐をしているという状況でございます。駐車スペースの確保が非常に厳しい状況にあるわけでございます。蒲

池駅につきましても、先ほどから樽見議員の御質問で部長がお答えしたとおりでございます。現状では早急な解決は非常に厳しいというところで考えているところでございます。

以上です。

#### **観光課長（龍 泰子君）**

観光課でございます。荒巻議員の観光対策について、さまざまなイベントの開催や何らかの仕掛けが必要ではという御質問にお答えいたします。

イベントを目的に柳川を訪れる観光客は多く、御指摘のイベント以外にも水の祭典、市民祭り等のイベントのほか、ヒマワリ祭りなどのイベント、花の祭りなども人気でございます。両開にある花の里では、スイセンを咲かせようと地元の方々に奮闘していただいております。市では、昨年度、観光振興計画を策定し、さまざまな施策を実行しております。ことしは北原白秋生誕125年と詩集「思ひ出」発刊100年を迎えるために、周年事業で白秋を顕彰し、若い人の間にブームを起こすような催しができればと考えております。

また、柳川はイベントや祭りがなくても通年で観光客を呼べる川下りやウナギ飯といった名物があります。何より多くの文人を排出した掘割の風景や城下町風情が残る町並みといったすばらしいやしの観光資源があります。川下りコース沿いの遊歩道にある数多くの文学碑をめぐりながら、地元住民とのふれあい、これこそ今の観光客が求めているものだと思います。そのためには、掘割の整備や町並みの保存とともに、市民の方々が観光客を歓迎するもてなしの心の醸成も大切だと考えます。

次に、PR活動についてでございますが、観光協会を初め、九州観光推進機構、それから県観光連盟、筑後地区観光協議会、福岡プロモーション協議会等と連携しまして、国内外へ継続的なPR活動を行っております。また、昨年は以前から交流のあった中国・余姚市への修学旅行の誘致を行いまして、ことし2月には実現いたしました。余姚市との交流は、来年度以降も続けていきたいと考えております。また、先日は韓国・釜山の旅行会社へのPRも行ってきました。これらの活動は継続することが大切だと思いますので、今後もPR活動を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

#### **学校教育課長（高崎祐二君）**

芝生のメリットとデメリットにつきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、メリットにつきましては、芝生の弾力性が運動活動に安全性や多様性をもたらすこと、それから環境教育の生きた教材になるといった教育上の効果というものが上げられると思います。また、夏期における照り返しや気温上昇の抑制、強風時における砂塵の飛散防止といった環境上の効果等、さまざまな効果をもたらすことが期待できるというふうに考えております。

次に、デメリットになりますが、これまではやはり多大な導入コスト等、維持管理費用、養生期間には運動場が使用できないこと、また維持管理の難しさがデメリットとして上げられていたと思います。

議員の御質問にあります低コストで整備ができ、かつ維持管理に手間をかけずに芝生化します鳥取方式におきましては、先ほど述べましたデメリットはある程度解消できるものと思っております。

しかしながら、この鳥取方式につきましては、古賀議員の御質問のときにもお答えしたとおりであります。芝を植える作業や維持管理作業を保護者や地域の方々が一体となって実施をするということでもあります。保護者や地域の方々が長期的な人的負担を継続していただけるかどうかというのが、この事業で最も重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

### 9番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございます。それでは最初の項目から再質問をさせていただきます。

先ほど蒲池駅に関しましては、樽見議員のほうからも質問ありましたので、蒲池駅に関しましては、私、再質問はいたしません。

それで、まず中島駅のほうなんですけれども、やはり非常に通行量が多いですね。有沿が開通しても、こんなに大和城島線が多いのかと私はちょっと不思議というか、こんなに驚いているところなんですけれども、やはり非常に通勤、通学の利用者が多くいらっしゃいますので、朝の時間帯は場合によっては1台ではなくて2台並ぶこともございますので、後ろから追い抜く車がちょっとやはり、さらに対向車が来るときには、しばらく待たざるを得ない。行こうか行くまいかという感じでちょっと待つてあるところを多々見受けられます。

それで、いろいろと見ていて感じたんですけれども、旧道といいますか、駅の南側、浦島橋寄り旧道がございまして、大和城島線の東側。あそこを何かうまく利用できないかどうか、お尋ねいたします。

### まちづくり課長（大村隆雄君）

まちづくり課長でございます。大和城島線の通行量というのが、平成17年度の交通センサスから推測といいますか、測定したところ、24時間で約1万台の交通量があるというところでございます。

それから、今、議員のほうで、南側の旧道をどうかということでございます。たしか歩道がございまして、その東側といいますか、本線の東側でございますけど、そちらのほうに旧道が残っているわけでございますが、その旧道に接しまして、住宅、それとか店舗等もあるわけございまして、そちらのほうにその車を入れた場合、そちらのほうに非常に支障を来すんじゃないかなというふうな懸念を持っているところでございます。

以上です。

## 9番（荒巻英樹君）

実は先ほど朝のことを述べましたけれども、帰るときというか迎えのときは、やはり送りのときは車とまって、おりられてということで、30秒かそこら1分もかからないんですが、夕方の迎えのときというのは、やっぱり余裕を持って来られる方、もう5分前ぐらいに見えて、しばらくハザードもつけながらですけれども、結構待たれるんですよ。それが2台、3台ということもありますので、やはり何らかの形、現状でよくないというのは、もちろん執行部のほうも御認識なさっていると思いますけれども、それでよく見ていると、近くの方、なれている方といったらおかしいですが、その旧道のほうで待って、おりた方もその旧道のところまで歩いて行って乗るといっても現実いらっしゃるんですよ。実際に旧道のほうには会社が1つあって床屋さんがありますけれども、現実的には交通の妨げにはなっていないんじゃないかなと思います。ただ、もちろん、そちらにいらっしゃる方は余り気分がいいあれじゃないかと思えますけれども、ただ大和城島線沿いで車が長くとどまるのは、やはり安全面から考えても好ましくないことだと思いますので、何らか御検討いただきたいし、そこで何かそこを停車できない、大和城島線沿いに停車ができませんよとか、何かそういった掲示とか、そういうことはできないんでしょうか、お尋ねします。

## まちづくり課長（大村隆雄君）

道路標識によります規制について、またその所管の機関のほうと協議をしていくということになろうと思いますが、やっぱりそこからあふれたといいますか、追い出されたといいますか、そういうふうな車をどこにか移動するということになれば、特にそちらのほうの住民の方の御理解といいますか、そういうところが当然必要になってくるというふうに思います。そういう分で、今の段階での先ほどの道路標識による規制というのは、なかなかこれも厳しいんじゃないかなというふうな感じを持っております。

以上です。

## 9番（荒巻英樹君）

ただ、やはり事故があつてからでは遅いと思いますし、駅の向かい側には自転車預かり、バイク預かり、食堂の隣というか、あいているところがありますから、高校生とかやっぱり歩道まで行かずに車道をそのまま横切りますよね、現実ほとんど横切っておりますけれども。ですから、やはり注意を喚起するなり、その掲示が法律を犯さないのであれば、やはり掲示なりなんなりして、注意を促すべきだと思いますので、その辺をお考えいただきたいと思えます。

塩塚駅に関しましても、蒲池駅と事情は似ているかと思えますけれども、先ほど蒲池部長のほうから御答弁あつていましたように、利用者の方、通行の方が安全・安心で利用、通行できるように、引き続き御尽力いただきたいと思います。

それで、駅前整備のほうから少しづれますけれども、先週の菅原議員の一般質問の際に、

西鉄柳川駅の東口の改札の話も出ておりましたけれども、実際、西鉄電車、駅の利用というのも、この10年で約2割ほど減っております。参考のために現状どれぐらいの方が利用されているかというのをちょっと申し上げますと、1日の利用者ですよね。これは平成19年度の資料ですけども、柳川駅だと1万2,704名、北から行きます、蒲池が419名、矢加部73名、徳増224名、塩塚648名、中島1,075名という感じで、先ほど言いましたように、この10年で大体2割ほど減っておりますので、ここにいらっしゃる皆さんも福岡とか久留米とか行かれる際は、排気ガスが出る車じゃなくて、エコで早い西鉄電車を御利用いただくように、よろしくお願いいたします。

市長も福岡出張の際には、事情が許せば西鉄電車を御利用いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 市長（金子健次君）

貴重なデータをいただきました。実際、西鉄柳川駅が1万2,700と数字はつかんでおりましたけれども、蒲池、矢加部、徳増、塩塚、逆に中島のほうが1,000名もいらっしゃるということ、初めて知ったところでございます。

利用につきましては、そういう機会をとらえて、なるべく努めて利用したいと思います。

#### 9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ市長も電車を御利用、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の項目に移らせていただきます。

観光課長のほうからイベントに関する事、それからPR等に関する事をお話をいただきました。それで、先日、「ゆつらーっと柳川」の検証フォーラムがございまして、蒲池部長はパネリストで御参加ということで、お話を聞かせていただきました。ありがとうございました。また、市長も最前列でお座りになりまして、お話を聞かれておまして、いろいろお話出ておりましたけれども、その中でも皆さん異口同音におっしゃっています。基調講演された東京大学西村先生の水辺の整備に関して、柳川はかつてトップランナーだったが、今では全国から人が集まってくるという状況ではないというのが非常に私も印象に残っておりまして、また湯布院の話、このときじゃないんですけども、湯布院ですね、今、脚光を浴びています湯布院ですが、昔は湯布院の観光の溝口薫平さんも柳川に勉強に来られたというお話も聞いておりますので、昔は柳川はすごかったんだなということを思っておりますが、今現状は非常にほかのところへ一歩も二歩も譲っている状況ですので、やはりここで本当に本気になってやらないといけないんじゃないかなと思っております。

その中で、やはり観光の中心となるのは、沖端地区がやはり中心かと思っております。私、景観計画策定委員会のメンバーを務めさせていただいておりますけれども、景観計画策定委員会のメンバーでありながら、景観計画といいますと、やはり日本では倉敷かなと思っております、倉敷も行ったことなかったんですが、後に述べます鳥取の視察の帰りに倉敷ものぞいて、

寄りまして、美観地区も見てきましたけれども、本市の沖端かいわいも少し手を加えれば、倉敷の美観地区や、もう1つ首都圏で私、水郷佐原、香取市ですけれども、非常に私好きなまちです。観光客は、香取神宮がありますから、400万人ほどのところなんですけれども、そういったところにも負けないぐらいの観光地になり得ると思いますけれども、今の水天宮かいわいの課題、景観面での課題というのは、どのようにお考えでしょうか。

**観光課長（龍 泰子君）**

観光課でございます。景観面での課題はということでございますけれども、確かに観光地として昔ながらの景観が少しずつなくなっているということは課題だと思っております。先日発表しました柳川市歴史的建造物保存活用基本構想にありますように、城下町風情を残す武家屋敷等は観光資源として活用しまして、現在、策定中の景観計画の中で、昔ながらの町並みの景観を残していかなければならないと考えております。

また、新潟県の村上市というところで、黒塀という取り組みがございます。それは柳川でも昨年、地方の元気再生事業の「ゆつら一と柳川」の一環で、1軒の民家のブロック塀を木の塀で隠す実験も行いました。地元の方にも好評でしたので、これを機に、村上市のように市民全体の賛同を得て、情熱のこもった市民運動として広げていければよいと考えております。

以上です。

**9番（荒巻英樹君）**

はい、ありがとうございます。村上市の件ですね、これ「ゆつら一と柳川」のほうで先ほどの西村先生のお話で聞かせていただきまして、非常に参考になったことで、私もぜひ積極的に進めていただきたいと思いますし、あれは朝日町というんですかね、板塀なさっておりますけれども、あの形ですね、市のお金を使わずにうまくやっていくというか、村上市は市のお金を使わずになさっているということをお聞きしておりますので、ぜひ積極的に進めてください。

それと済みません、先ほどちょっと水天宮かいわいの課題、景観の課題ということで、私が思いますに、やはり倉敷の美観地区も千葉県の水郷佐原もやはり昭和といいますか、昭和の前半というんですかね。ですから、沖端地区も本当に私もう一踏ん張りすれば決して負けないと思うんですが、ただやはり景観面でちょっと首をひねるあれがございますよね。最近、お寺がいい感じに板塀ですか、されていますし、水天宮の東の通りの飲食店さんも昔風な感じでリニューアルをされておりますけれども、やはりああいった感じにすべて統一されたら、もう何度も言いますが、倉敷の美観地区にも、水郷佐原にも負けないと私は思うんですが、そこら辺いかがでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

**観光課長（龍 泰子君）**

確かに村上市あたりは市民運動で黒塀を取り組んで、行政ではなくて、市民の募金活動、

1千円ずつを募金したりして、そういうもので市民の力による、そういう取り組みをされていて、私も実際に見てきまして、すばらしいものだ、物すごく感じがいいものになっておりました。やっぱり市民の方の意識を変えながら——変えながらちいうとあれですけど、市民の方にそういうふうな観光もですけれども、そういう景観も含めておもてなしの心とか、そういうものを醸成できるように、そういうところから昭和の景観とか、そういうところに持っていけたらなどは思っております。

#### **まちづくり課長（大村隆雄君）**

まちづくり課長でございます。先ほど景観について、沖端かいわいということでございますけど、先ほど荒巻議員もおっしゃいましたとおり、今現在、市のほうといたしましては、景観計画を策定中ということでございまして、議員も委員の中に入っていて、御議論をしていただいているところでございます。それで、今の現行の柳川市の沖端川かいわいについては、伝統美観地区ということで、そういうところで景観保全といいますか、まちづくりにお願いをしているところでございまして、これにつきましては、あくまでも拘束力を持たない条例でございまして、景観計画を策定しながら、ひいては条例をそれに基づきまして制定をして、一定のルールを持ったところで市域全体を良好な景観保存ということで取り組みをしているところでございます。

先ほどから出ています倉敷市については、景観計画を昨年の9月に制定をされているようでございます。それと千葉県香取市ですか、これについては景観計画が策定をされずに、今そういうふうな良好な景観を保たれているというところでございまして、市としても早急に一定のルールづくりをつくって、良好な景観保全に努めていきたいというところでございます。

以上です。

#### **9番（荒巻英樹君）**

ちょっと私の質問が伝わっていない感じなんですけれども、もっと言いますと、水天宮のところですね、紅茶屋さんとかコーヒーのお店とか、いわゆるレトロなたたずまい、外観があるじゃないですか。そんな中であって、どちらかというと原色っぽいですね。要は昭和という感じのイメージとちょっと違うお店がやっぱり見受けられますよね。ただそこら辺をやはり統一すべきだと私はお尋ねしているんですが、そこら辺いかがでしょうか。

#### **まちづくり課長（大村隆雄君）**

部分的にといいますか、地区については、景観計画の中で、地区をまた改めまして指定をいたしまして、それに対して市民の方の役割といいますか、それとか市のそういうふうな一定の制限をかけていくということになれば、当然、市のほうとしてはどういうふうなそれを支援をしていくかという形になっていこうかというふうに思います。

それで、部分的にその地域ごとに区域を指定していったら、その中でどういうふうな建物と

か樹木とか、そういうものを保存をしていくかというふうなことになっていこうかというふう  
うに思います。

**9番（荒巻英樹君）**

済みません、もうちょっと時間かかっているのですが、もう一度だけ確認します。

要は看板とかで全然レトロじゃない看板があるじゃないですか。それを豊後高田市とかは  
行政も補助を出して、やっぱり昭和のまちをつくり上げているじゃないですか。だから、そ  
こら辺で本市としてはどのようにお考えかということをお尋ねしておりますので、もう一度  
だけお願いします。

**まちづくり課長（大村隆雄君）**

屋外広告物等につきましても、景観計画を定めるに当たりましては、独自で上乘せとい  
いますか、今現在はその県の屋外広告物条例に基づいたところの取り締まりというふうになっ  
ておりますが、独自の分で上乘せもすることができます。そういうところで、その広告物関  
係についても、その中で御協議をさせていただくことになろうかというふうに思います。

**建設部長（蒲池康晴君）**

今度の景観計画の中で、その辺の色調とか色彩、こういったものも当然決めて、そうい  
ったルールづくりをやるということになりますので、沖端かいわいについても、そういった統  
一した色調、こういったものをぜひお願いしていきたいというふうなことでもつくり上げたい  
というふうに思っておるところでございます。

**9番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。これで納得できましたので、ぜひ積極的にお願いいたします。

それから、以前は市の観光協会の事務局長を本市の観光課のセクションの方が兼任をなさ  
っていたという時代があったとお聞きしましたが、今はそのような形をとられていないかと  
思いますが、そこら辺のちょっと状況、事情を御説明ください。

**観光課長（龍 泰子君）**

去年の9月に観光情報センター条例を提案いたしまして、17年度までは職員が1人配置さ  
れておりましたけれども、現在は配置されておられません。

**建設部長（蒲池康晴君）**

合併前はそういった商工観光課のほうに事務局を置きまして、事務局長も兼務していた時  
代もあったようでございまして、その後、観光協会のほうに事務局長を持つということで、  
例えば、退職された方とか、それからそういった観光に通じた方、こういった方を観光協会  
が事務局長として雇っていたと、そういった時代もあったということでございますけれども、  
現在は事務局長不在ということでございます。

**9番（荒巻英樹君）**

ちょっと観光課の皆さん、非常に頑張っておられるというふうに私は思っておりますが、

観光協会の方のそういった動きが私見えなかったので、ちょっとお尋ねさせていただきました。

それで、当初の質問のいろんなイベントに関してなんですけれども、私個人的には指宿市なんか、非常にいろんな試みを、新しいものに挑戦しているんじゃないかなと思いますけれども、ウォーキング大会やマラソン大会というのはよくありますけれども、あそこが四、五年前に始めたのが、フラダンスのフラフェスティバルですね、大体軌道に乗ってきているように聞いておりますけれども、そこは夏には職員の方がアロハで勤務なさるということも聞いておりますけれども、それと佐世保市はハウステンボスを中心にフォークダンスフェスティバルということで非常に雰囲気マッチしていると思いますけれども、ですから、柳川でも何かそういった何とかダンスとか、何とか踊りとか、そういったのも考えられるのではないかなと思っておりますので、ぜひ御検討ください。

それから、海外へのPRに関しましては、余姚市ですね、ことし修学旅行生がお見えになっているということで、非常にありがたい話だと思っておりますけれども、以前ちょっと市長にもお話は差し上げたことがありましたけれども、それと前市長にもこの場でお尋ねしましたが、やはりこれからは中国からの観光客を一つのターゲットとしなきゃいけないと思っております。

中国からのクルーズ船ですね、去年は24回、2万9,300人が博多港に寄っております。ことしは66回クルーズ船が来る予定になっております。ですから、同じぐらいの規模でいきますと、8万人以上の方が博多港まで来ますし、実は来年、もう1社、博多港に来るクルーズを計画しております。ですから、順調にいけば10万人以上の中国からの観光客が博多港に入ってくることになります。普通ですね、朝7時か8時ごろに博多港に着いて、夕方6時、7時にまた出て行くということで、寝泊まりは客船の中でやりますので、日本でホテルに泊まったりは基本的にはありませんが、その1日間をどのように過ごすかということで、去年まではやはり一番遠くても太宰府までしか来ずに、太宰府と天神でのショッピング、電気製品を中心としたやつですね、やっておりますけれども、ぜひそれを柳川まで足を運んでいただきたいということで、そのためにぜひ市長には私は上海にセールスに行っていたきたいと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

#### 市長（金子健次君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

中国人の観光客の誘致というのは、国の観光戦略の方針や中国の経済成長の状況をかんがみますと、今後非常に重要になってくると思います。確かに博多港に去年が24回、3万人近く。そしてことしが予定されているのが、66回大型クルーズ船がやって来るということで、いろんな情報誌に載っております。その中において、まだ柳川までやって来ていないということで、ぜひ柳川までということについては、そういう取り組みを旅行会社のほうにやって

みたいというふうに思っております。

先日の西日本新聞のタウン誌の中のニック・サウさんという方が、受け入れの関係で、こういうことを書いてありました。中国語での簡単なあいさつをやっばり受け入れ側のほうが覚えて、ニイハオですね、そういうこととか笑顔で迎える。声をかけられても逃げないとか、そういう無料の外国語のマップを持ち歩いて利用するとか、どこかの紹介をするとか、そういう面で受け入れをきちんとやらなければならないということも書いてありましたし、柳川市の受け入れとしても、来てください来てくださいだけじゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

### 9 番 ( 荒巻英樹君 )

ありがとうございます。やはり中国というのは、だれが来たかということになりますので、どこだってそうですけれども、課長が来るより部長、部長が来るより市長ということですから、中国は特にその辺の意識が強いものですから、ぜひ市長には、1泊2日でも行けますので、極端に言えば日帰りでもできないことはありませんので、ぜひ上海に足を運んでいただくように切にお願いいたします。

それでは、最後の校庭の芝生化のほうについてお尋ねいたします。

鳥取方式ということで、先週、古賀議員のほう、お話をされておりましたけれども、簡単に言うと低コストでできるということですのでけれども、もう一度ちょっと確認をさせていただきますけれども、とにかく普通のグラウンドでいいわけですね。ですから、校庭、そのまま別に事前に何らかの事前の準備は必要ありません。ただ縦横50センチ置きに穴を掘って、育てられたポット苗をそのまま埋めていって、その場で踏みつけて、あとは定期的に水をやっていけば、2カ月後、3カ月後にはもう一面緑のじゅうたんになるということです。1個のポット苗が20円、25円ですから、1平米で4個で100円。ですから、1,000平米ぐらいで100千円。1万平米になれば1,000千円ということで、苗代としては、それぐらいで済むということになっております。

それで、冒頭、今までの知識は捨ててくださいということで、これは古賀議員のほうも先週、力を入れておっしゃっていましたがけれども、子供が運動する場にトップ選手が使うような芝は必要ないわけですね。ですから、車で例えて言いますと、サッカーのJリーグのグラウンドの芝をレクサスなりクラウンなりとすれば、鳥取方式の校庭の芝というのは、軽自動車まではいきませんがリッターカー、そういった感じで十分なわけです。ですから、教育長、市長のほうも、条件を整えればということも前向きな御答弁をいただいておりますので、どうでしょうか、どうでしょうかということ、きょうお伺いしませんけれども、非常にメリットはいっぱいあるけれども、デメリットはほとんどないということで御理解いただければと思います。

それで、これがこの2年間、2年前の質問の際には、やはり学校の耐震化とか、その辺が非常に優先させなきゃいけないということでしたが、この2年間で耐震化に関しましては、国の交付金で来年度でほとんどできるということですし、それ以外もやはり周りの環境がこの2年間で非常に変わってきております。一番国内でそういった芝生に対しての考え方が変わったきっかけになったのは、2008年12月2日に、報道ステーションで鳥取方式のニール・スミスさんのことが報道されてからですね。ごらんになった方も多いかと思いますが、それが非常な転機になっておるんじゃないかなと私は考えております。

それで、この近くで実際鳥取方式で去年実施しました吉野ヶ里町の三田川小学校ですけれども、三田川小学校が芝生化した流れですが、その12月2日の報道ステーションを見た三田川町議が、その月の12月16日に一般質問で取り上げたそうです。学校教育課長、教育長のほうも非常に御理解のある答弁だったように聞いておりますけれども、もう翌1月の19、20日には、町の学校教育課と小学校——小学校2校しかありませんが、の代表3名でグリーンスポーツ鳥取、私も視察に行ったグリーンスポーツ鳥取に視察に出かけられまして、3月にはもうポット苗の注文ということで、もうこの3カ月であつという間に話が進んだそうです。ポット苗の注文も、注文すればだれでもポット苗が分けてもらえるというか、買わせてもらえるわけじゃなくて、やはり先方はそれなりのいわゆる苗植えからその後の維持管理まで、すべてどのようにするかというのを審査をするんですね。ですから、その審査をもとに、ここなら大丈夫というところだけポット苗販売するんですけれども、それも審査も無事通って、申し込んで、6月に実際にポット苗を植えますけれども、その間にいろいろ学校、保護者、合わせて数回会議を開きながら、その芝生化に向けていろいろと進めていったということを聞いております。これはもう三田川小学校からの資料にも入っておりますし、ホームページにもその辺は載っております。

それで、三田川小学校の校長先生の話をかいつまんでお知らせさせていただきます。

芝生の上での運動会を目指して取り組み始めましたが、子供たちは芝生の上で元気に伸び伸びと走ったり集団演技を行ったりして、保護者や地域の方々や私たち教員に感動を与えてくれた素晴らしい運動会になりました。芝生化してよかったことは、子供たちの情操面へのよい影響だと考えます。休み時間にはだして元気に走り回ったり、ボール投げをしたりする姿をよく見かけます。上学年の作文には、「芝生の上で寝ころがったら、気持ちがよかった」とか「芝生の上の空気は何かさわやかだった」などの気持ちが書かれています。運動会でも伸び伸び走る子供たちの姿が目には焼きついています。

次に、環境的に快適になりました。特に夏場は運動場からの熱風もなくなりました。また砂ぼこりも全く立たなくなりました。また、運動場の緑がとても目に優しく映ります。運動場でのけがも減りました。砂地だった平成20年度と比較すると、児童のけがは3分の2になりました。少し心配されていた草によるアレルギーや虫負け等も何もありませんでした。

したがって、教育上不都合なことは全くありません。あと芝生の管理では、1年目の真夏の水の管理が大切です。7月、8月の水やりをしっかりとやるのが成功の秘訣だと思います。その管理の部分では、1年目は大変かもしれません。しかし、芝生が次第に育ってくるのを目の前にすると、苦労も吹っ飛んでしまいます。この夏場を乗り切ると、9月には緑の芝生が運動場一面に広がります。これまでの苦労が報われますということをおっしゃっておるそうです。ですから、非常に子供たちにいいことは間違いないかと思しますので、ぜひともよろしく願いいたしますし、また教育民生委員会のほうでの視察も御検討なさっているということをお聞きしておりますので、教育長もぜひ御参加をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 教育長（北川 満君）

前回、古賀澄雄議員から御提言がありまして、本日は荒巻議員が、最後は御案内までいただきましてありがたいと思っております。

一緒に外で労働されたと耳にしております。そういった中で、鳥取方式で非常に市民協働で行うということで、前回の古賀議員に続きまして、その効果をきちっと御報告いただきました。本市におきまして、御提言を踏まえながら、市民協働というベースはベースで、きちっとした上でこれから検討をしていきたいということで、先日答えたところでございました。

そこで、今後、市民の皆さんと行政のパートナーシップの確立というような観点から、地域のセンターとしての学校、そういった中で、地域の皆様方の連携のもと、ぜひ芝生をしたいというところがあるならば、手を挙げてやるならば実験的にもモデル事業的にもぜひ進めたいというふうにして、先日の課長の答弁につきましては、その文とお申し上げますが、その効果から支援していく考えは持っておりますということを申し上げましておりますので、ぜひお含みをいただきたい。

また、まちづくりは人づくりからと言われますように、現実のものにしていくには、やっぱり幾つかの難題も転がっているようでございます。今、非常に低コストということで強調されましたが、非常に芝の維持管理、組織の立ち上げとか、あるいは活動のどんな内容をするのかとか、それから責任の所在、予算はどうかと、いろいろな諸問題がまだ横たわっているようでございます。それ等を考えますと、やはり少しお時間が要るのかなという気もいたします。

そこで、全議員と、ただいま御提案いただきました荒巻議員の間で考えておったところ、今調べているところでございますが、文部科学省がこんな事業をしております。文部科学省による屋外教育環境整備事業というのをやっているようでございます。これにつきましては、屋外教育環境の整備に関する事業が定められておりまして、本土では3分の1、沖縄県だけが2分の1という補助金が出るような事業もやっているようでございます。

もう1つ、スポーツ振興くじ、サッカーくじがございます。その中に校庭の芝生化に関しては補助しますよという項目が昨年から掲げられておるようでございます。

もう1つございますが、文科省が緑のグラウンド維持活用推進事業というのを始めております。これにつきましては、幾つかの事業内容が厳しく指摘、項目で上げられております。ちなみに二、三上げたいと思いますが、緑のグラウンド維持活用推進協議会を設置ということで、地域には協議会が設置されなきゃいけないだろうということが上げられます。また、各拠点地域へ専門家を派遣しますよというようなこともございます。それから、先進的な取り組み事例、ノウハウ等の情報収集を提供しますと。それから、維持活用推進の講習会も開催しますというようなところで、かなりほかにも予算についてはこちらで調べて、現実にごのような対応をされているのか。そうした地域も探しながら、前向きに検討していきたいと。また、今後、視察されます折には、私も同道させていただきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

#### 9番(荒巻英樹君)

よろしく願いいたします。

それで、実は大川市のほうが来年度に芝生化、2校で実施するというのを、先週、古賀議員のほうからございましたけれども、私も大川市さんのほうでちょっとお話をお聞きしましたところ、もう大川市さんも、この三田川小学校のほうを去年の秋に視察して話が進んでいって、来年度にということ、もうポット苗の注文もされたということですので、ですから、ことしの秋以降は、お隣の大川市でも、そういった実例を見ることが可能になりますので、教育長はちょっと一歩先を越されたかなというようなこともおっしゃってございましたけれども、別に早い遅いという問題でなくて、ぜひいいものは本市でも取り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それとあと、鳥取のニール・スミスさんがおっしゃっていた件で、けががないとか、いろいろありますが、精神的、心理的な効果についてもおっしゃってございました。ただ、これ同志社大学の先生がいろいろと調べられたそうですが、まだいわゆるサンプル数が少ないものですから、学会に発表できるほどのサンプルがないということですが、一つ、子供のストレスが激減。一つ、不登校児が激減。一つ、1人で遊んでいた子が多人数で遊ぶようになる。一つ、適度なけんかはふえるが、陰険なけんかやいじめはなくなった。一つ、群れで遊ぶことのよさ、自分を変えなければいけない。そのことによって発想力が出る、議論をするということもおっしゃってございましたので、もちろんけががなく、救急箱をあけることがなくなったというのはよく聞きますけれども、心理的なことでも非常にメリットがあるということで、最後にニールさんの言葉をお伝えして最後にしたいと思っておりますけれども、土のグラウンドでは子供が傷むが、芝生のグラウンドではそのかわりに芝生が傷んでくれる。要

は子供たちを守ってくれるということです。

ぜひ前向きな御検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（龍 益男君）**

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時42分 休憩

午後 2 時55分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、5 番梅崎昭彦議員の発言を許します。梅崎議員。

**5 番（梅崎昭彦君）（登壇）**

皆さんこんにちは。5 番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきますが、私自身、議員として議席をいただき、通算 5 回目の質問をすることになります。今回は通告しました市政の課題、3 項目についてお尋ねをいたします。

平成22年度のこの 3 月議会は、金子市長におかれては、就任 2 年目の議会であって、市民の幸せと市勢の発展に奮闘いただくことを表明される議会である。市民の目からも前市政と比較されるなど、注目の議会だとも言える議会だと思います。新市が誕生し 5 年余りの歳月が流れ、市民も職員も比較的遠慮なく本音を出せるまでの歳月が流れたのではないかと考えております。議会も議員定員が 53 人から 30 人に、そしてことしは 24 人になりますが、合併の原点に立ち返って考えると、国内外の長引く経済不況に加え、世界に類を見ない超少子化・高齢化社会は現実のものとなり、無駄を省き、スリムな行政で市民の暮らしを守り、子々孫々に感謝され、安全で安心できるまち、元気があふれるなどの明るいまちづくりを進めることは大人の責任であることは言うまでもありません。

今回質問いたしますのは、1 点目が幹線道路及び生活道路整備計画について。2 点目は、NEC 柳川工場の撤退に伴う柳川市の経済への影響について。そして、3 点目の市の活性化対策の展望についての 3 項であります。とりわけ 1 点目の幹線道路及び生活道路整備計画については、私がこれまでの市議会の一般質問に立つたび必ず取り上げてきた課題であり、とりわけ私の住む昭代地区の道路整備のおくれは、昭代地区の発展を阻害してきた元凶であると認識しての問題提起であります。

道路は言うまでもなく地域の発展、活力を与えてくれます。私は新市合併以前から市民の皆さんの総合的な声として、旧柳川市内の道路は狭くて整備がおくれているとの声が強く、議員になってからも、とりわけ昭代地区の整備のおくれを指摘し、各整備に対する執行部の

考えをただしてきました。そのこともあってか、3年ほど前までの各地の整備が進みかかったかなと感じていたものの、また昨年あたりから地区の生活道路整備には、なかなか手がつかない、行政への不信とじれったさを感じているのです。

金子市長は、この3月議会冒頭の所信表明演説で、有明沿岸道路や国道443号線、385号バイパス整備や大牟田川副線の沖端橋梁建設、浦島橋かけかえ事業など述べられましたが、これはいずれも国、県が計画的に進めている先達からの道路整備の延長であり、何ら目新しい施策などの部類のものではないと思うんです。ここで大事なのは、市長が後段で述べられました、指導の計画的整備及び緊急自動車が入れるような集落内の拡幅にも取り組むとの姿勢と、この実行力だと思います。あの発言を聞き、私はよくおっしゃっていただいたと思いました。

ところで、12月議会において、私がここで指摘した4メートル未満の未改良道路問題や、数本の道路整備問題、どのようになったのか。その後、報告がありませんから、そのことについて対応をどうされたのか、対応の経過をお尋ねするものであります。

私がこれまでの議会で質問してきたのは、とりわけ昭代地区の大牟田川副線や有明海沿岸道路への連結する主要市道での整備や、平成20年に策定された新市の道路整備マスタープランについてであります。柳川市の中心市街地を囲む形での外環状道路の整備が進んでいますが、起点となった三橋町の蒲船津から蒲池、高島を経由しての中牟田線は開通し、今、中牟田高橋線の整備が順調に進んでおり、大変結構なことだと思っております。これから計画に基づく高橋から昭代地区、西浜武の諸藤を抜け、そして浜武、古賀、南浜武の崩道を経由し、矢留町、矢留へ抜ける道路は今後どのように整備されていくのか。またしても大きなおくれになるのではないかと憂慮しているものであります。御答弁をいただきたいのです。

執行部におかれては、私がこの場で申し上げている質問、提言は昭代地区の皆さんからの遅々停々と進まぬ市道整備への怒りにも似た思いであります。それは市民の声を代弁しての声と強く認識され、真摯にその重点整備のスピードアップを迫るものであります。

2点目のNECエレクトロニクス柳川工場の撤退に伴う柳川市の影響についてお尋ねします。

2007年秋のアメリカのサブプライムローンに端を発し、2009年に証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻が起き、世界経済は株価の暴落などによって大変打撃を受けた不況の波に包まれております。日本国内においても、さらなるデフレスパイラルを生み、明かりの見えない経済不況へと進んできました。輸出産業の不振、国内需要の伸び悩みなど、国内企業業績が悪化し、とりわけ自動車などの製品は大打撃を受け続けていることは御案内のとおりです。

柳川市内に目を落としてみれば、昨年既に従業員300人を抱える昭代西浜武にある半導体製造メーカーの同社が、平成23年9月までに閉鎖するとの報道がなされました。柳川にとって

ショッキングなニュースであり、決して明るい話題ではありません。企業誘致、市の貴重な雇用の場である大企業としての誇れる企業が、本市から撤退することは驚きです。

この問題についてお尋ねしますが、まず、この情報を市として把握していたのかどうか。聞かれたのはいつか。聞いて、どのような対応をしたのか、お伺いします。

広大な工場敷地と建物、それなりの固定資産税のみでなく、法人税があり、300人の従業員さんの配置転換や退職など、これらによる市の税を含め、どんな影響を考えられるのか。それぞれ今、試算して失われると思われる金額はどの程度なのか。把握されているでしょうか、説明をいただきたいと思います。

次に、市の活性化政策の展望についてお伺いいたします。

金子市長は、就任直後や、さきの議会開会冒頭の所信表明で、活力ある地場産業の振興を述べられ、漁業、農業、そしてシャッター街の商店街での活性化策、展開されました。大変結構ですが、これらのことで本当に活性化が図れるのでしょうか。人の流れ、足どめの工夫、購買力の向上のための休憩所設置など、小手先だけでできるものは工夫次第でできるでしょうが、この程度で市が元気づくのでしょうか。本当に元気にするには、市内の高校に職業科、具体的に言えば電気科、電子科、自動車科を開設することなどして、人材を育成したり、観光客のため道の駅を開設し、地場産の農業水産物をお土産に加工する講師や指導者を育て、高齢者や農家の所得アップ支援に取り組むことなどではないかと思うのですが、いかがでしょうか。市長の活性化に対する考え、まちづくりへの独自性をお伺いしたいと思います。

以上、当局におかれましては、前向きな希望の持てる誠意ある答弁を期待して、壇上からの1回目の質問を終わります。2回目からは自席から行いますので、よろしく願いしておきます。

#### **建設課長（中村敬二郎君）**

建設課長でございます。梅崎議員御質問のマスタープランにおける外環状道路の高橋、西浜武、古賀、それから南浜武から矢留へ抜ける道路がどのようになっているかという質問に対してお答えしたいと思います。

マスタープランにおきます外環状道路構想であります。議員御指摘のとおり、平成19年2月に策定しております第1次柳川市総合計画、それから平成21年3月に策定しております柳川市都市計画マスタープランのいずれにしても、市街地を取り巻く蒲池、昭代、矢留、大和、三橋を經由する外環状道路構想が計画されております。

この環状道路のうち、議員御指摘の高橋中牟田線でございますが、県道柳川筑後線の柳川市高島から県道久留米柳川線の柳川市矢加部までの約1.6キロメートルにつきましては、平成16年に完成しているところでございます。また、県道久留米柳川線の柳川市矢加部から国道385号線の柳川市西蒲池までの約1.3キロメートルの区間につきましては、平成18年度から事業を着手いたしまして、平成24年3月の完成を目指しているところです。この区間が完成すれ

ば、詳細なルートにつきましては、まだ決定しておりませんが、引き続き国道208号線までの接続を目指すことになろうかと思えます。

議員御質問の高橋から西浜武、古賀、南浜武から矢留へ抜ける道路につきましては、国道385号線の柳川市西蒲池から国道208号線までの区間がある程度の進捗を見ましたら、詳細なルートの選定や財政等を考慮いたしまして、事業化の検討をしなければならないと考えております。

以上でございます。

#### **商工振興課長（江崎尚美君）**

NEC関連でございますけれども、昨年10月28日に発表されましたNECセミコンダクターズ九州・山口株式会社の福岡工場閉鎖に関しまして、まず市の経済への影響がどれくらいあるかという御質問についてお答えをいたしたいと思えます。

市内在住の従業員の方々が、まず今申されました300人程度の中に約120人おられ、その方々の市民税や事業所に係る法人市民税、固定資産税を合わせれば、年間約70,000千円の税収があつております。また、市内在住の従業員も含めて、福岡工場には全体約300人の従業員の皆様が勤務されており、その従業員の皆さんが市内で消費される具体的な金額はつかみませんが、NECの存在そのものが柳川の経済に多大な貢献をいただいているということも言うまでもないことだと思っております。

また、その閉鎖について、いつ聞いたのかということと、その対応等に関してでございますけれども、我々も聞いたのは、その発表が初めてでございます。その対応につきましては、以前からNECさんにおきましては、鹿児島等におきまして、事業縮小とかのうわさがあったものですから、私も含めまして、職員も何回か直接お会いして、その状況は聞いておったわけでございますが、そのときは柳川工場は自動車関連はつくっていないと。ゲーム機の半導体、またはパーツが中心であるからという回答を得ておりました。しかしながら、こういう結果になったことは非常に残念でならないということを考えております。

以上です。

#### **副市長（刈茅初支君）**

3点目の市の活性化策ということでございます。本市は毎年、大体七、八百人、人口が減少しておりまして、このことは非常に市民の活力の低下ということを招いていると。また、このことはひいては財政の圧迫要因というような懸念も考えられるところでございます。

このようなことから、1点目は、定住化を促進するための柳川暮らしアクションプランと、これを昨年末に策定をいたしました。本市の人口減少の特徴というのが、特に20代から40代にかけて若い人たちの転出超過というところがございまして、このプランでは、20代、40代の世代をターゲットといたしまして、5つの柱立てをいたしまして、施策を各課連携しながら展開していくということもまずは考えております。

それから、柳川の農業、漁業、商工業、観光と、こういった基本的な柳川の産業について振興を図るために、柳川の魅力をもっとブラッシュアップさせて魅力増加を図るといようなことから、柳川のブランド推進事業というものにも力を入れていきたいと、こういう施策を考えておるところでございます。

以上でございます。

#### 5 番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

市街地外環状道路など、新市になってから、まとめられたこの冊子を抜粋しております。この中に見直しの対象となる都市計画道路を初め、市内の昭代地区は縦のラインが長く、生きてくる先の道路は整備が急がれるんですね。今は自動車社会で、しかも利便性が求められる道路は何といても必要なものです。道路が狭くては家も建てられません。若者の定住を促進し、人口増対策に将来の道路の整備が急がれるのです。執行部の考え方を改めてお伺いしたいと思います。

#### 建設課長（中村敬二郎君）

建設課でございます。昭代地区の市道の整備のスピードアップということでございますけれども、柳川市の生活道路の整備につきましても、地元の関係者の御理解と御協力をいただきましたところから、事業の緊急性、効果を考慮いたしまして、予算の範囲内におきまして事業実施をしているところでございます。この事業の緊急性と効果でございますが、市道の起点から終点までの区間を整備するのが最善の方法でございますけれども、さまざまな理由によりまして、全区間を整備することが困難な場合があるかと思っております。できる限り関係者の御理解と御協力をお願いして、十分な事業効果が発現されますよう努力しているところでございます。

議員御指摘の事業のスピードアップという点でございますが、関係者の御理解と御協力を得るために、不測の時間を要する場合もございますと思っておりますけれども、その点、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

#### 5 番（梅崎昭彦君）

わかりました。検討するとか、善処するとかいうのは、本当のお役所言葉でやらないと聞いたことがあります。昨年、私どもの地区内での緊急自動車が通れない道路の拡幅問題について、具体的にいつまで、どうされるのか。私も関係者に報告する義務と責任がありますので、具体的な再答弁をお願いいたします。

#### 建設部長（蒲池康晴君）

議員がおっしゃっているルートというのが大体わかりますけれども、やはり幹線道路に出るまでの区間、これが全区間通じなければ、なかなか事業効果が発揮できないというふうな

部分もございますので、話がそういったところでとまってしまえば、そういう事業効果がなくなるということもございますので、できるだけ時間がかかっても全線開通するようにやりたいというふうに考えております。

その部分につきましては、西側の住民の方、数名の御意見も聞きましたけれども、やはり途中でとまるなら、抜けられないなら何もならんやっかんのというふうな声もいただいておりますので、ぜひともその区間については、全線開通できるように努力をしたいと考えておりますので、いつまでにというのが、これは地権者の御理解を得なければできない部分でもございますので、その分については、善処して精力的にその開通ができるように努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

#### 5 番（梅崎昭彦君）

はい、わかりました。しっかりやっていただくでしょうから、この件については終わります。

もう1つ、昭代地区に本当、雨がこのごろ降っております。家にも長靴履いて入らんとできんような、何カ所かあるんですよ。私、写真を撮ってきました。そういうところから、市民の安心・安全を守るためにも、やっぱりやっていただきたいと。要望は2年ぐらい前だろうと思いますけど、なかなか手がつけられない状態ですので、今後よろしく願いしておきます。

次に行きます。NEC柳川工場の撤退関連質問ですが、昨年12月の梅崎和弘議員が質問されました。そのとき税金などで市に影響が出るのはという質問に対し、金子市長は、70,000千円が減ることになるかということについて、地方交付税の増額も考えられるので、そこら辺が全額70,000千円減額にはならないと、行政担当から聞いているとの答弁もありました。これは大変なことだと思います。自主財源の減収があれば、現行制度の国からの交付税算定は一定の補てんはあるでしょう。そんな感覚ではだめじゃないんでしょうかね。依存財源はひもつきでしょう。自由に使われないばかりか、市民の納税意識を低下させるなど、混乱させることになりませんか。まして市内に移住し雇用されていた従業員の方々の住民税や購買への影響、大きいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 市長（金子健次君）

NECの撤退については、寝耳に水という形で、前日、社長がおいでになるというような形で、その当時のことにつきましては、議会のほうに報告をさせていただいたところでございます。事実的に今回のNECの撤退に伴う税収について、どのくらいかという質問があったときに、約70,000千円ぐらいということにお答えしました。その70,000千円については基準財政需要額という形の財政上の仕組みがございますので、その分のお話をしたところでございます。柳川市の大企業のトップクラスの撤退については、大変ショッキングなニュースでもありましたけれども、事実は事実として受けとめていかなければなりませんし、その後

のいろんな企業誘致の問題、NECさんに対する120名の柳川市の方が勤めておられますので、その分の次の職場の問題、雇用の問題、いろんな形でNECとあわせて一緒に取り組んでまいりたい。2年後に全面撤退ということでございますので、その分は百も承知しておりますし、そのことはNECと十分関係者と打ち合わせしたいというふうに思っております。

**5番（梅崎昭彦君）**

はい、わかりました。来年9月までの猶予期間がありますから、手を抜かず、次の企業誘致に向け、全力を傾けられるよう要望して、この質問は終わります。

最後の質問ですけれども、市の活性化政策の展望についての歳入財源確保のための人口増、活性化策についての市長のお考えはわかりました。合併前に行われた市民への説明資料によると、合併する新柳川市の人口は7万7,612名で、5年後の平成22年4月の人口は7万1,800人と予想していました。人口動態はほぼ当初予想されていたとお推し移していますが、定住促進の対策をどのように考えられ、立てられるのか、その具体的な取り組みを本市としてどのように進めるのか。また、今の地方交付税制度下で、これまでどおり人口1人に対し、100千円程度の国からの交付はあるのか、お伺いいたします。

**副市長（刈茅初支君）**

人口減対策につきまして、具体的な取り組みはという1点目の問いでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まずは空き家情報や就職情報などの定住移住に関する情報、それから本市の文化、歴史など、柳川の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

さらに引き続き居住環境の整備を推進するとともに、平成22年度予算案に計上しております子育て支援対策としての療育支援訪問事業、あるいは少子化対策としての結婚サポートセンターの設置などを積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の交付税で、人口1人当たり100千円ということについての件でございますが、確かに議員の御質問のとおり、本市の平成20年度決算で、普通交付税額は約75億円でございます。それから人口は大体7万3,000人。大体そういうことからすると、1人当たり100千円余というところになってくるわけでございます。しかしながら、例えば、人口が1,000人減少すると。そうした場合に、それでは普通交付税が1,000人掛け100千円ということで1億円減少するかというと、そうではありませんで、普通交付税は人口だけで決まるのではなくて、人口もその1つであります。面積あるいは道路の延長、あるいは事業の数だとか、もちろん市税の状況、そういったいろんな要素で算定されることになります。

以上でございます。

**5番（梅崎昭彦君）**

わかりました。ありがとうございました。

質問最後になりますけれども、私が調べたところ、全国の自治体では、国土交通省住宅局

の住宅家賃補助制度を活用して、ユニークな定住促進条例をつくって家賃を補助し、人口増対策をとっておられる市もあります、市の活性化のため。どういうことかということ、新婚さんですね、結婚して新婚さんに住宅家賃を補助する。そういう市もあります。そしてまた、ある市では消防団員さんの住宅家賃を補助している市もあります。このようにして消防団がまた入り手がないとか、若い人が入って結婚すれば、こういうユニークな補助金を出してあるところもあるんです。その点について、このように本市もどのように考えてあるか、最後によりしくお願いします。

**市長（金子健次君）**

私は上京するたび、電車の中の広告に、ある自治体の広告が掲載されていました。本市に本町に来ていただければ、固定資産税を5年間、または10年間とか減免をいたしますというようなチラシがありました。いろんな形で人口導入の関係で、住宅の固定資産税の減額とか、いろんな優遇措置。本市におきましても、前市長におかれましては、第3子の優遇制度を思い切って導入され、福祉の面については、かなりの優遇措置をとられたわけでございます。あらゆる、いろいろ制度ございますけれども、今後、先ほど議員のほうからは住宅の家賃の補助とか、消防団員の団員確保のためのいろんな手だて等お話をいただきましたけれども、全国的にもそういういろんな問題があると思っておりますけれども、財政の許す範囲内でしかやれませんので、そういうことができれば、そういうことも考えていかなければならないと思っておりますけれども、いろんなアドバイスとか助言は今後もいただきたいと思っております。

以上です。

**5番（梅崎昭彦君）**

ありがとうございました。ぜひ本市もこれらの制度を導入し、元気ある柳川、活力のある柳川にしていきたいと要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**議長（龍 益男君）**

これもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時28分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成22年3月24日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 卷 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 龍 益 男   |

## 2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 市       | 長    | 金子健次 |
| 副市長     | 刈茅初支 |      |
| 教育長     | 北川満  |      |
| 総務部長    | 大坪正明 |      |
| 会計管理者   | 山田政徳 |      |
| 市民部長    | 田島稔大 |      |
| 保健福祉部長  | 武藤義治 |      |
| 建設部長    | 蒲池康晴 |      |
| 産業経済部長  | 藤木均  |      |
| 教育部長    | 高田厚  |      |
| 大和庁舎長   | 横山英真 |      |
| 三橋庁舎長   | 藤木明  |      |
| 消防長     | 古賀輝昭 |      |
| 人事秘書課長  | 樽見孝則 |      |
| 総務課長    | 石橋正次 |      |
| 企画課長    | 高田淳治 |      |
| 財政課長    | 石橋真剛 |      |
| 税務課長    | 山田敏昭 |      |
| 健康づくり課長 | 川口敬司 |      |
| 福祉課長    | 木下正巳 |      |
| 学校教育課長  | 高崎祐二 |      |
| 建設課長    | 中村敬二 |      |
| 農政課長    | 成清博茂 |      |
| 水路課長    | 安藤和彦 |      |

4. 本議会に出席した事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 議会議務局長       | 北原博  |
| 議会議務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会議務局庶務係長    | 高口佳人 |

5. 議事日程

- 日程（1） 議会運営委員長報告について  
 日程（2） 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

- ① 議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
- ② 議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- ③ 議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について
- ④ 議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について
- ⑤ 議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について

2. 産業経済委員長報告について

- ① 議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ② 請願第23号 鉱泉の地下水脈調査についての請願書（継続審査分）

3. 建設委員長報告について

- ① 議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- ② 議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算について
- ③ 議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

4. 教育民生委員長報告について

- ① 議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- ② 議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- ③ 議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算について
- ④ 議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- ⑤ 議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- ⑥ 議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

5. 予算審査特別委員長報告について

- ① 議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について

日程（3） 継続審査申出書について

- 1. 請願第24号 塩塚川沿岸（大和町二十五丁下流）漁業団地建設に関する請願書

日程（4） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

---

午前10時2分 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいま

から本日の会議を開きます。

## 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成22年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月23日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を順次受けますが、予算審査特別委員会報告に対し、少数意見報告がありますので、予算審査特別委員長報告後、直ちに少数意見報告者の報告を受けます。その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、請願第24号の閉会中の継続審査申し出についてであります。

日程4が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定をいたしておりますので、御報告を申し上げます、終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 各委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

---

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了し

ましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

---

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

#### 4 結果

##### (1) 議案第1号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正前の予算額「293億7,872万6千円」から「4億5,713万4千円」を減額し、歳入歳出それぞれ「289億2,159万2千円」としようとするものであります。

審査の過程において、補正後の予算総額と平成21年度の中期財政計画との比較、総務費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で対応する公共施設等の修繕・営繕工事の完了後の維持補修費の見込み、及び、同交付金事業で計上された市営駐車場施設整備事業、昭代図書館駐車場整備事業、及び、市民大和グラウンド駐車場整備事業の具体的な事業内容、衛生費では、小型合併処理浄化槽設置事業補助金の減額の要因、土木費では、県道大牟田川副線道路建設負担金の減額理由等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

##### (2) 議案第8号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

##### (3) 議案第13号 原案可決

本案は、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定についてであります。

審査の過程において、定住自立圏の圏域が中心市として大牟田市、周辺市として本市とみやま市の3市の枠組みで形成された経緯や、協定を締結した場合のメリット・デメリット等について活発な質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

##### (4) 議案第14号 原案可決

本案は、柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

審査の過程において、改正後の条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の規定に関し、公開することの利益が非公開とすることの利益に優越する場合の行政的判断を行う裁量権者等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5) 議案第15号 原案可決

本案は、柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

審査の過程において、改正後の条例第12条に規定する個人情報の外部提供等に関し、民生委員や行政区長等の職務を遂行する上での影響等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

---

以上で総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

**議長（龍 益男君）**

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

**産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）**

おはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告申し上げます。

---

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、並びに、平成21年12月17日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

---

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件は記載のとおりでございます。

---

4 結果

(1) 議案第19号 原案可決

本案は、柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 請願第23号 不採択

本案は鉾泉の地下水脈調査についての請願書であります。

本件につきましては、紹介議員の出席を求め、請願の趣旨説明を伺いました。

質疑・討論し、「調査対象となる鉾泉が個人所有の土地にあるため、市の予算を投じるのは好ましくないのではないか。」等の意見がありました。審査の結果、当委員会といたしましては、賛成少数で不採択することに決定いたしました。

---

以上で報告を終わります。

**議長（龍 益男君）**

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

**建設委員長（三小田一美君）（登壇）**

どうも皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

3月4日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会の開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4、結果について御報告を申し上げます。

---

(1) 議案第9号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出ともに「10億6,028万3,000円」を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていくものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第10号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「12億7,585万円」、事業費用が「11億8,905万3,000円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「2億4,014万3,000円」、支出を「6億1,855万8,000円」とし、不足する「3億7,841万5,000円」は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定になっています。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第20号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の13路線を新たに認定し、8路線を変更認定、1路線を廃止するものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

---

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

**議長（龍 益男君）**

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

**教育民生委員長（太田武文君）（登壇）**

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

---

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

---

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、委員外議員の出席、4、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

**5 結果**

**(1) 議案第2号 原案可決**

本案は、平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

**(2) 議案第4号 原案可決**

本案は、平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、特定健診や歯科検診などの健康増進事業、また国保税収入見込みと地域経済との関連について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

**(3) 議案第5号 原案可決**

本案は、平成22年度柳川市老人保健特別会計予算についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

**(4) 議案第6号 原案可決**

本案は、平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本件につきましては、保険金滞納の状況について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(5) 議案第7号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。本案につきましては、不納欠損について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

(6) 議案第18号 原案可決

本案は、柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件につきましては、助成金減額の是非について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

---

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（龍 益男君）**

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

**予算審査特別委員会副委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

---

3月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

---

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

4 結果

(1) 議案第3号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「290億9,800万円」で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして41億6,800万円、率にして16.7パーセントの増額、また、前年度の肉付け予算としての6月補正予算後と比較しますと、額にして19億6,643万5千円、率にして7.2パーセントの増額予算となっております。

平成22年度の予算は、財政の健全化の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化などの行財政改革の推進、限られた財源の有効活用、行政と住民の皆さんとの役割分担

などを念頭に、また、決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成されたものであります。

当委員会は、4日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税滞納繰越分に関する予算計上額の算定根拠と徴収率向上対策、固定資産税の税率改正による減収額、平成22年度から地方自治体向けに創設される社会資本整備総合交付金の概要、合併特例債の今後の借入可能額と活用予定等について活発な質疑がありました。

歳出審査では、暴追相談員による相談件数や相談内容、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の助成内容、生活保護の適用状況、小型合併処理浄化槽設置事業補助金の上乗せによる設置普及の効果、野菜生産出荷安定事業の対象品目と保障内容、柳川ブランド推進協議会の目的及び負担割合、用排水路管理実施委員会の役割、市町村道整備事業費で計上した各路線の進捗状況、総合運動公園の整備内容、学力向上支援講師の配置による成果等について活発な質疑がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

---

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

**議長（龍 益男君）**

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

次に、議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算については、伊藤法博議員から会議規則第96条の規定によって、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

**13番（伊藤法博君）（登壇）**

おはようございます。予算審査特別委員会での少数意見の報告を行いたいと思います。

---

3月19日の予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第96条の規定により報告します。

#### 記

- 1 議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算
- 2 意見の要旨

合併が1市2町ではなく、1市5町であったとしても、総合運動公園は隣接する県営筑後広域公園を利用すべきで、新たに作る必要はないものと思われま。総合運動公園と言うに値する施設を兼ね備えた整備費用は、柳川市においては用地買収、造成工事に費用が嵩み、30億円を越えるものになります。建設後の維持管理費も数千万円以上の多

額な経費が毎年かかり、建設費用と同様、柳川市の財政を大きく圧迫するものと考えられます。また、規模を大幅に縮小したり、グレイドを落としたりしての中途半端な施設を作るのであれば、結果的には大金をどぶに捨てるようなことになってしまいます。

今の柳川市の財政では総合運動公園建設を実施することより、もっと費用対効果が高く、市民の多くが必要としている喫緊の課題を犠牲にする事になります。近隣にある県の施設で代替が可能な状況にあるので、それを利用すべきだと思います。こうした中で8款4項7目、総合運動公園整備事業費についての平成22年度柳川市一般会計予算計上は見送るべきだと思います。

---

以上です。

**議長（龍 益男君）**

以上で少数意見の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第1号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市情報公開条例の全部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第23号 鉾泉の地下水脈調査についての請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認めます。本件に関する産業経済委員長の報告は不採択であります。したがって、本請願について採決いたします。

請願第23号 鉾泉の地下水脈調査についての請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。（「原案ですよ、原案」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成少数であります。よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第9号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成22年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成21年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認めます。

採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号 平成22年度柳川市老人保健特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

26番梅崎和弘議員から反対討論の通告があつておりますので、梅崎議員の発言を許します。

**26番（梅崎和弘君）（登壇）**

26番梅崎和弘です。議案第3号、一般会計予算の反対討論を行います。

まず最初に、市民のために使われる予算及び建設事業費や維持管理費が少なくて済み、多目的に利用できる総合運動公園に関する予算については賛成であります。

反対の第1点は、議員になりまして15年、このことは毎年言い続けておりますけれども、同和関係の予算であります。福岡県の麻生知事は、県単独事業の同和特別対策事業を2006年に廃止すると言明されてから4年近くたっております。同和行政の終結は県だけではなく、市町村においても、同和行政を一般行政に移行すべきです。昨年の同和予算は職員6名分と各団体への補助金など、全部を合計しますと、約1億円余りでした。ことしは約86,000千円の予算であります。聖域なき補助金の見直し、やはりこれを実行すべきではないでしょうか。

第2点は、はり、きゅう、マッサージに対しても7,000千円の削減であります。近隣自治体に比べると、補助金が多いから今回の削減だということですがけれども、税は低く、サービスは高いところに合わせるという考え方がなくなっているような感じがします。このことは非常に残念に思います。

第3点は、農業予算の転作作物研究費であります。転作作物がブロッコリーからツボミナとソラマメになっておりますけれども、この転作作物として定着するための予算80千円では余りにも少な過ぎると思います。新しい政権の戸別所得補償、これはまだまだ先が見えない状態であります。農業は柳川の基幹産業であり、農業政策についても、もっと予算措置をすべきではないかと思ひます。

第4点は、焼却炉を長もちさせるために分別収集や油化事業、生ごみ対策が必要であります。捨てればごみ、生かせば資源の方針で焼却炉の改修費など経費節約につなげる必要があります。

第5点は、使っていない大和干拓処分場に毎年約7,000千円の管理費の予算は無駄であり、早急に対策をとるべきです。

第6点は、広域連合介護保険の問題については、今まで一般質問で何度も取り上げてきましたけれども、スケールメリット論が完全に崩れております。柳川市単独で運営をしたほうが市民のためになるのではないかと思ひております。今後は単独運営の方向性での予算措置

が必要ではないかと思えます。

ほかにもいろいろとありますけれども、市長の所信表明にありましたように、活力があって、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりのために予算執行をお願いしまして、討論といたします。

**議長（龍 益男君）**

次に、賛成討論をされる方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

次に、反対討論をされる方はありませんか。

**7番（白谷義隆君）（登壇）**

7番白谷でございます。私は、議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

今回提案されている一般会計予算は、市長にとって就任後初めてとなる本格予算であります。本来ならば、賛意を表したいところではありますが、どうしても納得できない点があります。不本意ではありますが、反対せざるを得ないと思っております。

今回の予算で私が問題だと考えているのは、総合運動公園整備事業に関する分であります。もちろん私もこの運動公園整備事業そのものを否定するつもりはありませんが、本市の厳しい財政状況、さらにはこれから予定されている数々の大型事業を考えた場合、やはり慎重な検討が必要だと思っております。

また、この事業に対する市民の皆さんの関心も高く、本市財政への影響を危惧する声も多く聞かれます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

しかし、そうした中、今回の予算案には事実上の事業着手である不動産鑑定及び地形調査費が計上されております。現在まで何ら具体的な説明もなく、検討もしていない中で、突然事業着手となる不動産鑑定等の予算が計上されたのには私には理解ができません。小学生が一堂に会することができる、ちゃんとした陸上の練習ができるなど、ただそれだけで十分な施設の説明も検討もしていない状況の中では、どうしても事業着手となる運動公園整備事業の予算を認めることができません。よって、私は本予算案に反対するものであります。

**議長（龍 益男君）**

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

**18番（近藤末治君）（登壇）**

おはようございます。18番近藤です。

ただいま議長の許可を得ましたので、私は議案第3号 平成22年度一般会計予算のうち、総合運動公園整備事業費の予算について賛成討論を行います。

昨年の市長選挙におきまして、金子市長は総合運動公園整備をマニフェストに掲げられま

して、早速、昨年9月には総合運動公園整備室をまちづくり課の中に設置されました。そして、いろんな先進地の現地調査を行いながら、今回、平成22年度に20,267千円を計上されました。子供たちに夢を、高齢者には生きがいのある健康づくり、この思いを込めてスポーツ等ができる運動公園を、この計画を並々ならぬ思いでの予算計上だと思います。合併をいたしまして5年、新市になっても市内の小学校生徒が一堂に会しての記録会もできない、また、100メートルの直線コースもとれないような現状の中、小学生が伸び伸びと全力を出し切り、記録に挑み、また、市民の多数の方々が一同にグラウンドゴルフ大会や小さい子供たちを連れての散策ができるような運動公園をつくっていただきたいと思います。

ただ、先日、全協の中で基本構想を初めて見させていただきましたが、ちょっと私にはわかりいたしました。と言いますのも、先日来の一般質問の中で、市長はなるべくグレードを下げ、10億円ぐらいだと答弁をされておりましたが、そういたしますと、10ヘクタール案と6ヘクタール案、この2案の中では当然6ヘクタール案の構想になるのかと思うわけです。こちらのほうですと野球場はない、陸上競技場はない、ただ多目的広場のみの構想計画のようです。私も軟式野球の経験がございます。今回市長は、当然野球場はつくってくれるものと楽しみにしておりました。まだ計画の段階ですから、これはわかりませんが、フェンスのない中学校のグラウンドや、広場的な市民グラウンドでしか試合をしたことのないプレーヤーにとって、フェンスのある球技場でのプレー、このことは感激と感動を覚えるものではないでしょうか。私も久留米球場や延命球場、また、当時の平和台球場でプレーした経験は、今でも自分の心にすばらしい思い出として残っております。それと同じように、子供たちが精いっぱい走り、思い出に残るような陸上競技場を計画されたらどうですか。子供は国の宝、柳川の宝と言われるならば、夢は小さくしないでほしいと思います。つくってもらってよかったと多くのスポーツ選手や市民の方々が喜ばれるような総合運動公園ができ上がることを希望いたします、賛成討論いたします。

#### 議長（龍 益男君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

#### 3番（浦 博宣君）（登壇）

3番浦です。議案第3号、一般会計予算、8款、土木費、4項、都市計画費、7目、総合運動公園整備事業について反対討論を行います。

以前、「有明新報」の社説にもあったように、柳川市は県内の市で自主財源比率がワースト2であります。地方交付税の削減幅が大きくなり、財政状況がさらに厳しくなることは明らかであります。

さらなる大事業の箱物づくりは、慎重な上にも慎重でなければならないと考えます。

これからの抱える課題をざっと羅列しても、西鉄柳川駅周辺整備土地区画整理事業、柳川市三橋町の国土調査事業、下水道整備事業、市内幹線道路にリンクする環状道路及び生活関

連道路の整備事業、漁業、農業、商工業の活性化事業など、数百億円を超すと思われる事業も待ったなしであります。

また、市の負債も400億円を数えており、これからの財政健全化増収の構想やビジョンこそが重要であると考えます。

金子市長のキャッチフレーズ「柳川をチェンジ」ということは、このことを指すのではないのですか。将来、市にとって負の遺産と考えられる総合運動公園整備事業費については反対するものであります。

**議長（龍 益男君）**

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

**14番（竹井澄子君）（登壇）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

運動公園のことが今議題に上がっておりますけれども、これは金子市長がマニフェストで満を持して掲げられたものでございます。近藤議員が先ほど述べられましたけれども、子供の体力向上、高齢者の憩いの場、そして、何よりも他市に誇れる総合運動公園として私は計画されたものと思います。

夢を子供たちに与える施設として、私は柳川市に必要と思います。その中で、近藤議員も申されましたが、構想を小さくするというのは反対でございます。男が一たん決めたものは、きっちりと自信を持って進めていただきたいと思います。この運動公園が将来において柳川市の子供たちに大きな夢と、そして未来にオリンピックの選手という輝かしい業績につながるものと信じております。このことに関しまして、ぶれずに執行していただきたいと思います。これを申し上げます。子供の夢を壊さないでください。構想は小さくしないでください。これを申し上げまして、賛成討論といたします。

**議長（龍 益男君）**

次に、反対討論をされる方はございませんか。

**15番（菅原英修君）（登壇）**

15番菅原でございます。議長よりのお許しを得ましたので、反対討論をさせていただきます。

私は、議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算案について反対するものでございます。反対の理由は、総合運動整備公園事業が計上されている関係であるからでございます。

私は、去年の6月から反対の立場で一般質問をやってきました。どういうことで私が反対しているのかと申しますと、まず、市長の目的でございます。市長の目的は、まず5年、6年生の記録会をぜひ一堂に集まってほしいと。2点目がオリンピック選手の輩出をぜひ願いたいと。3番目が、柳川市民の大運動会をやりたいと。大体3点だったというふうに私は思っております。この目的でございますけれども、年に一回の記録会に対して、果たして何十

億円という金を突っ込んでいいのか。また、年何千億円という維持管理費を使っていいのか、私は非常に疑問に思っております。私の一般質問において教育長は、ぜひ生徒に必要ですかというお尋ねをしたところ、「ぜいたく」という言葉が返ってきました。これは教育長の素直な気持ちだったというふうに私は理解をしております。

それから、2番目のオリンピック選手の件でございますけれども、ああいう運動公園とかつくって、果たしてオリンピック選手の育成につながっていくのか、私は非常に疑問に思っております。

それから、3点目の大運動会でございます。どこに場所を設定されるのか、今のところ未定でございますけれども、三橋町ではこういう話が専らでございます。恐らく運動公園は西にできせんじやろうかと。そういうとき、どげんして西の公園まで運動会に行くかんと、こういう会話がしきりに私の耳に入ってきます。

以上の3点をもちまして、私は反対しておるわけでございます。

それともう1点は財政面でございます。

今、柳川市には一般会計で340億円、特別会計で60億円ですか、約400億円の負債があるわけです。それから、22年度収入は490,000千円ぐらいの減ということを知っております。来年度からはNECが閉鎖しますので、70,000千円。今、柳川の財政はいい傾向に絶対はないと思っております。今、福岡市の26市ですか、それで柳川市は上から5番目ぐらいですかね、1人当たりの負債があるのを、約45億円ぐらいあると思います。それから、自主財源比率もびりから4番目、こういうふうな財政状況であります。果たしてこういう財政状況の中で、そういう公園をつくっていいのか、私は非常に疑問に思っています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）金子市長も、自分も40年から行政マンでおったということを言われましたが、行政マンであったならば、特にこういうのは慎重に私はやっていただきたい、そんなふうに思うわけでございます。

それから、私がもういっちょあるのは執行部の対応でございます。一般質問の答弁に対しまして、初日でございます。今の段階ではまだ答弁できませんという答えがありました。そういう答弁ができなくて、何で一般会計の計上ができたのか、私は非常に対応がまずいというふうに思っております。

それから、私が、あなたたちは聖域なき行政改革、じゃあ、金はどうしますかと言うと、合併特例債を使います。じゃあ、合併特例債はあと幾ら残っているのか、どういう事業にどう振り分けておるのかという質問に対しましても、今は答えられませんという答弁でございました。私は、答えられんじゃなくて、まだそういう検討をいたしておりませんということだろうと理解しております。大体本来なら、執行部はもう市長の行政報告の中で、どこどこの学校、どこどこのとある程度わかっているわけでございます。事業は。そしたら残った合併特例債をどういうふうに振り分けると、私は1個1個の質問をしておるわけではござい

せん。教育の学校関係に幾らだと、コミュニティーセンターに幾らだと。じゃあ、東口に幾らだと、そのくらいの振り分けはできているんじゃないかというふうに私は思ったから一般質問をしたわけです。それにも答弁はできませんでした。

それから、もう1つ私が一番心配しているのは、これは三橋の皆さんが余り好かれないと思いますけれども、私たち行政におるとき、二十六、七年ぐらい前ですか、合併の大反対運動が起きました。それは真つすぐ言うて逮捕者も出ました。毎日毎日、朝刊、夕刊とニュースになりました。そして、一番激しかったときは、本当に恥ずかしい、三橋の恥でございますけれども、庁舎内にはふんをまかれました。そして、窓ガラスは全部五寸くぎで打って入れられないような状況にもなりました。そういうのを私たちは運動した町民が悪いじゃなくて、私たちはやっぱりしっかりと頭に覚えておく必要が私はあると思います。

それからもう1点、私の6月の金子市長の答弁の中で、私は信号に例えて柳川の財政を質問しました。そしたら、市長は、私の質問に対して、私の47項目のマニフェストをやったら、一気に再建団体に落ちちゃえますという答弁がありました。そういう答弁を聞いて、じゃあ、運動公園が47項目のマニフェストの中では一番これが金食う事業だというふうに私は判断しておりますので、これが入っておる予算は賛成できないということでございます。白谷議員言われましたように、私も金子市長誕生初めての予算でございますので、もろ手を挙げて賛成したいという気持ちはいっぱいあります。しかし、こういう状況の中では、どうしても賛成することができません。

それから、もう1つつけ加えさせてください。

金子市長は選挙戦を、柳川市の固定資産税の1.4%掲げられて戦われました。私はこれは別に問題ないと思います。だれがやってもですね、私はいつも言いますように、1.4%はやっぱり仕方がない税率だったというふうに思っております。

しかし、これが、今度はしばらくしたら三橋、大和を含めて1市2町で一気に上がるわけでございますけれども、もとの柳川市の1.6%の税率にアップするのは、私は時間の問題だろうというふうに判断をしております。金子市長は性格的に好かれないことはやりたくないという性格をようわかっておりますけれども、予算が組めないような状況に陥っているのではないかという心配をしております。

以上のようなことで、私はこの予算案には反対をするものでございます。終わります。

**議長（龍 益男君）**

ほかに討論される方はありませんか。

**9番（荒巻英樹君）（登壇）**

9番荒巻でございます。私は議案第3号 平成22年度柳川市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

総合運動公園が議論的となっておりますけれども、私は本市にとってはなくてはならな

い施設だと思っております。本来ならば、今までなかったのが不思議であると思っております。ところでございます。

私は毎年2月にはホークスのキャンプを見に宮崎に行っておりますけれども、その折には宮崎県内の自治体の総合運動公園の状況をいろいろと見てまいりました。今回入っております小林市の総合運動公園なども非常にすばらしい施設でございました。それで、宮崎県内の自治体はプロ野球、サッカー、社会人のキャンプの誘致等をやりまして、まちの活性化に努めておられます。それで、本市もやはりそういった形で活性化すべきだと思っております。

ホークスやアビスパの選手たちが本市にやってきて、子供たちにいろいろと教えてくれたら、子供たちはこれほどうれしいことはないでしょう。阪神に入りました城島選手が中学生のときに佐世保で行われた野球教室で、王監督に指導を受けてもらって、君はいいおしりしているね、きっと将来プロ野球選手になれるよ、頑張りなさいということで、城島選手はその後努力されてプロ野球選手というか、もうメジャーリーグの選手までなったわけなんですけれども、やはり柳川の子供たちにもそういった夢を見させてやりたいと私は思っております。

それと、今、春の選抜が行われておりますが、別府市は甲子園球場と全く同じサイズの野球場をつくりました。これも別府市の子供たちには非常にいいことだと思っております。

それから、建設費のことは全員協議会でももろもろと御説明ありましたが、維持費に関しましても、私は去年、大手製鉄会社が持っております総合運動公園を視察させていただきました。そこで館長にもお話を聞きましたけれども、やはり行政が考えておられるよりも、はるか安い金額で維持をなさっております。ですから、維持費に関しましても、皆様がお考えになっているよりもはるかに安い金額で可能だと思っております。

それから、柳川市は今図書館は非常に充実しておりますけれども、運動の施設は非常に乏しいものがあります。やはり心と体をとということにしますと、やはり図書館の充実並みに総合運動公園も充実させるべきだと思っております。そういった理由で私は総合運動公園の建設には賛成し、一般会計予算にも賛成の立場でございます。

**議長（龍 益男君）**

ほかに討論される方はありませんか。

**22番（藤丸正勝君）（登壇）**

22番藤丸正勝です。平成22年度柳川市一般会計補正予算に反対するものです。特に第1に総合運動公園でございます。

金子市長は、柳川市の財政状況はよくわかっておると思っておりますが、提案理由の説明書の中で、平成22年度の市債残高、つまり、借金は34,354,000千円となる見込みと簡単に言われましたが、これは赤ちゃんから寝たきりの人、また、老人福祉施設に入所の方など市民1人の借金は7万2,000の人口で割りますと、477千円ということであり、5人家族では何と年間2,

385千円の借金を抱えるということになります。

また、特別会計を入れますと、もっと個人負担はふえるでしょう。

今後も大型事業がメジロ押しでありますけれども、その例を挙げますと、三橋では駅東部区画整理、駅前整備とか、沖端地区の住環境整備、学校耐震化工事や校舎建てかえ、雇用促進住宅の払い下げ、生活道路の拡張とか延長とか、いろんな例を挙げれば、今後、大きい事業が重なっております。そう言いますと、金はどこにあるかというようなことを思います。

市長の頭の中に入っておりますでしょうが、今後必ず必要と思われる大きな財源、大型事業ですね。先ほど言ったほかにはクリーンセンター改修工事、山川葬祭場建てかえ工事、雇用促進住宅の改装、市内小学校、中学校の建てかえやその買収、コミュニティーセンター建設による管理費や運営費など、歳出が29,098,000千円で市税収入がたったの6,154,000千円、これは国、県に依存しているその中で、8款4項7目、総合運動公園整備事業費20,267千円の予算。市民の皆さん、本当にこれを30億円もかけて運動公園が必要と思っておられますでしょうか。その前に、まず財源確保ではないでしょうか。金子市長のもとでは、企業誘致がどうか、私は難しいんじゃないかと思っております。先ほどのマルショクの柳川出店中止のように、今後も企業誘致は期待できるか、確定的なものがありません。その中で一般質問の中で財源確保の質問では、明確な答弁もなく、ただ、合併特例債や地域振興基金に頼る答弁ばかりで、実質的な市長の財政の施策や市民負担への説明が不透明であります。このような施設、運動公園であります。年間数千万円と言われる管理費、また、今後ふえると思われる柳川市の借金、個人に負担がかかり、柳川市の財政や右肩下がりの赤字へと進むのではないかと懸念をいたしております。

柳川市の財政比率は一般質問でも質問しましたように、県下びりから2番、3番という苦しい財政でございます。

今後、市長は自助努力いたしまして、財政確保に真剣に取り組まなければならない重要な時期であると思っております。運動公園をつくるとかつくらないとか議論する前に、柳川市の財政状況の説明や、市民へのアンケートをとり議論する必要があるのではないのでしょうか。市長は運動公園をつくるから当選されたとは私は思っておりません。これはマニフェストの中の1つということで私は伺っておるところでございます。市長は経営的な感覚をもちまして、今後、市政運営をしてもらいたいということでございます。

以上で、平成22年度一般会計予算に反対する討論でございます。

**議長（龍 益男君）**

ほかに討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（龍 益男君）**

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時37分 再開

**議長（龍 益男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 継続審査申出書について

**議長（龍 益男君）**

日程3. 閉会中の継続審査申し出を議題といたします。

産業経済委員長から目下委員会において審査中の請願第24号 塩塚川沿岸（大和町二十五丁下流）漁業団地建設に関する請願について、会議規則第99条の規定によって、お手元に配付しております申し出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（龍 益男君）**

御異議なしと認め、委員長申し出のとおり審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### 日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

**議長（龍 益男君）**

日程4. 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申し出のとおり所管事項調査を平成22年10月20日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成22年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成22年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、平成22年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会議員 熊 井 三千代

柳川市議会議員 梅 崎 和 弘